練馬区福祉のまちづくり推進条例

施設整備マニュアル

建築物

令和３年度

はじめに

このマニュアルは、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」の趣旨やバリアフリー整備基準などについて、図解を用いながらわかりやすく解説したものです。

設計者や施工者、事業者の方々が設計・工事をする際に必要な事項を盛り込むとともに、建物所有者・管理者、区民の皆さまにも、バリアフリー整備に関する理解を深めていただき、だれもが安心して利用ができるような整備をするための資料となっています。

建築物の新築や用途変更などの際だけでなく、改装工事など様々な場面でご活用いただき、バリアフリー整備やユニバーサルデザインの考え方に基づく整備の理解促進に繋がれば幸いです。

目　次

施設整備マニュアル 建築物編

【概要】

マニュアルの概要…… 2
1.　練馬区福祉のまちづくり推進条例について…… 4
　(1)練馬区福祉のまちづくり推進条例とは　…… 4
　(2)都条例、バリアフリー法令の関係 …… 5
2.　条例に基づく手続き…… 6
　(1)整備に関する手続き　…… 6
　　①事前協議(区条例第14条・第16条)
　　②完了検査(区条例第17条)
　　③整備水準証の交付(区条例第13条)
　　④措置の公表(区条例第18条)

【設計】

1.　条例の対象となる建築物と基準…… 12
　(1)建築物と基準の種類　…… 12
　　①建築物の種類
　　②基準の種類
　(2)対象規模面積の算定方法　…… 17
　　①規模の算定方法
　　②増築等の場合
　　③複合建築物の場合
2.　基準の適用　…… 19
　(1)利用居室等と各経路　…… 19
　　①移動等円滑化経路等
　　②視覚障害者移動等円滑化経路等
　　③宿泊者特定経路
　　④特定経路等
　(2)適用の範囲　…… 24
　　①一般基準と移動等円滑化経路等に係る基準
　　②整備基準の適用範囲
　　③協議対象範囲および適合義務対象範囲
　　④整備基準の対象施設(建築物)と整備項目
　(3)増築等における適用範囲　…… 32
　　①協議対象の範囲
　　②適合義務の範囲
　(4)類似の用途の取り扱い　…… 34
　(5)読み替え規定　…… 34
3.　主要寸法の基本的な考え　…… 35
4.　マニュアルの見方…… 37

Ⅰ 建築物（共同住宅等以外）

1. 移動等円滑化経路等 …… 41
2. 出入口 …… 44
3. 廊下等 …… 49
4. 階段 …… 57
5. 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路 …… 62
6. エレベーターおよびその乗降ロビー …… 68
7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 …… 78
8. 便所 …… 83
9. 浴室等 …… 97
10. 宿泊施設の客室 …… 101
11. 観覧席・客席 …… 113
12. 敷地内の通路 …… 117
13. 駐車場 …… 126
14. 標識 …… 131
15. 案内設備 …… 134
16. 案内設備までの経路 …… 137
17. 公共的通路 …… 141
18. 洗面所 …… 147
19. 屋上またはバルコニー …… 149
20. カウンターまたは記載台 …… 151
21. 公衆電話 …… 153
22. 自動販売機・水飲み器 …… 154
23. コンセントまたはスイッチ …… 157
24. 緊急時の設備等 …… 159
25. 手すり …… 162

Ⅱ 共同住宅等

1. 特定経路等 …… 168
2. 出入口 …… 169
3. 廊下等 …… 172
4. 階段 …… 175
5. 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路 …… 176
6. エレベーターおよびその乗降ロビー …… 179
7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 …… 184
8. 便所 …… 187
9. 浴室等 …… 189
10. 敷地内の通路 …… 190
11. 駐車場 …… 196
12. 標識 …… 199
13. 案内設備 …… 199
14. 案内設備までの経路 …… 199
15. 公共的通路 …… 199
16. 洗面所 …… 199
17. 屋上またはバルコニー …… 199
18. 緊急時の設備 …… 199
19. 手すり …… 199

Ⅲ 小規模建築物

1.　小規模建築物移動等円滑化経路等 …… 202
2.　出入口 …… 204
3.　廊下等 …… 205
4.　階段 …… 205
5.　階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路 …… 207
6.　エレベーターおよびその乗降ロビー …… 208
7.　特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 …… 209
8.　便所 …… 209
9.　敷地内の通路 …… 211
10. 標識 …… 213
11. 緊急時の設備等 …… 213
12. 手すり …… 214

コラム

福祉のまちづくりのスパイラルアップの考え方 …… 9
参考資料の紹介 …… 21
床材と滑りやすさ …… 54
エレベーターの整備 …… 69
エレベーターの乗降ロビー付近の安全空間確保の重要性 …… 71
聴覚障害者のためのマーク …… 77
トイレの整備のポイント …… 85
トイレの扉の形状・寸法で使い勝手が変わる …… 88
車椅子による便器へのアプローチ …… 89
ヒアリングループ …… 115
国際的シンボルマークとは …… 131
トイレのサインの設置高さ・色の工夫の例 …… 133
案内板の色・高さの工夫の例 …… 136
視覚障害者誘導用ブロックの敷設 …… 137
輝度／輝度比 …… 140
いろんなサイン …… 146
手すりの点字と墨字 …… 164

概　要

練馬区福祉のまちづくり推進条例について　1
条例に基づく手続き　2

マニュアルの概要

条例の対象と手続き

条例の対象となる建築物について

P.16 ◆対象判定フローチャート◆

参照 P.12【設計】1.条例の対象となる建築物と基準（1)①建築物の種類
P.14 ◆区条例に定める公共的建築物、特別特定建築物◆

対象となる建築物は確認申請等の前に協議が必要です

P.7 ◆整備に関する手続き◆

参照 P.6【概要】2.条例に基づく手続き

さらに詳しく

・条例の目的、都条例やバリアフリー法令との関係
P.4【概要】1.練馬区福祉のまちづくり推進条例について

・対象規模面積の算定方法
P.17【設計】1.条例の対象となる建築物と基準(2)対象規模面積の算定方法

・バリアフリー法における類似の用途
P.34【設計】2.(4)類似の用途の取り扱い

基準

努力義務、適合義務の基準をそれぞれ定めています

P.26　2.(2)③整備基準の対象施設と整備項目

参照
P.13 【設計】1.条例の対象となる建築物と基準（1)②基準の種類
P.19 【設計】2.基準の適用(1)利用居室等と各経路
P.24 【設計】2.基準の適用(2)適用の範囲

各基準

P.39～　Ⅰ　建築物(共同住宅等以外)
P.165～　Ⅱ　建築物(共同住宅等)
P.201～　Ⅲ　小規模建築物

さらに詳しく

・増築等における適用範囲
P.32 【設計】2.基準の適用(3)増築等における適用範囲

・読み替え規定
P.34 【設計】2.基準の適用(5)読み替え規定

・主要寸法の基本的な考え
P.35 【設計】3.主要寸法の基本的な考え

1. 練馬区福祉のまちづくり推進条例について

(1)練馬区福祉のまちづくり推進条例とは

練馬区では、区、事業者および区民等の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりの推進に関する計画、公共的建築物および公共施設等の整備に関する基準等必要な事項を定めることにより、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的として、「練馬区福祉のまちづくり推進条例(以下、「区条例」という。)」を平成22(2010)年3月に制定し、同年10月から施行しました。

主な特徴は以下のとおりです。

① **実効性の担保**
東京都の条例より広範囲の建築物を対象に、新築等の事前協議申請と完了検査を義務づけ、条例の実効性を高めています。

② **地域性への対応**
練馬区の土地利用や建築物の実態に合わせて、適合義務の対象規模の引き下げと建築物移動等円滑化基準の付加を行っています。

③ **区民の意見聴取**
一定規模以上の区立施設の建築、区立公園の新設の際に区民の方、特に高齢者、障害者、乳幼児連れ等からバリアフリー整備について意見を聞くことを条例に位置付けています。区ではこれらの意見を蓄積し、設計等に反映することに加え、事例集等にまとめて技術向上に努めています。

④ **既存建築物への取り組み**
既存建築物についても、バリアフリー整備基準への適合に努めることとしています。

◆練馬区福祉のまちづくり推進条例の構成◆

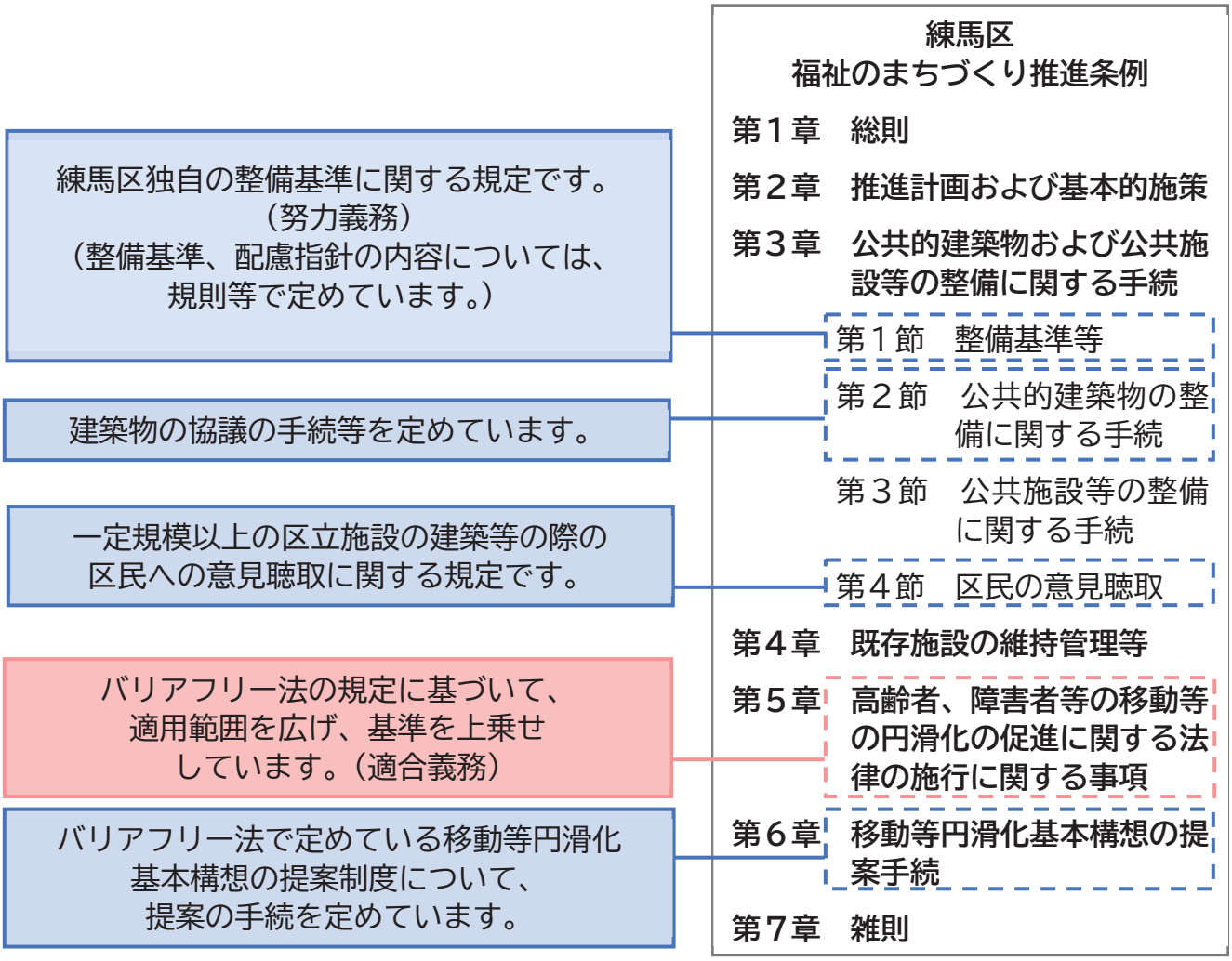

(2)都条例、バリアフリー法令との関係

区条例は、東京都の建築物バリアフリー条例と、東京都福祉のまちづくり条例、練馬区福祉のまちづくり整備要綱の規定を整理し、一本化したものです。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　平成18年法律第91号(以下、「バリアフリー法」という。)」第14条第3項の規定に基づく「委任条例」と、地方自治法に基づく「自主条例」の性格を合わせ持つ総合型条例です。

バリアフリー法の委任条例に係る区条例第5章に掲げる規定は、建築基準関係規定になりますので、建築確認申請の審査事項として、建築物移動等円滑化基準(P.13 参照)に適合する必要があります。

その他、バリアフリー法の義務付け措置等は以下のとおりです。

① **適合義務(バリアフリー法第14条第1項)**
特別特定建築物(P. 12 参照)のうち、新築、増築、改築または用途変更(建築基準法上用途変更手続不要の場合を含む。)に係る部分の床面積がバリアフリー法施行令または区条例で定める規模の以上ものは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければなりません。

② **維持保全の義務(バリアフリー法第14条第2項)**
建築物移動等円滑化基準に適合させた特別特定建築物については、建築物を所有、管理または占有する建築主等は、同基準への適合状態を維持しなければなりません。

③ **建築基準法上の位置付け(バリアフリー法第14条第4項)**
建築物移動等円滑化基準への適合義務を定めた規定(区条例で追加された内容を含む。)は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなされ、確認の対象となります。

◆区条例とバリアフリー法令・都条例の関係◆

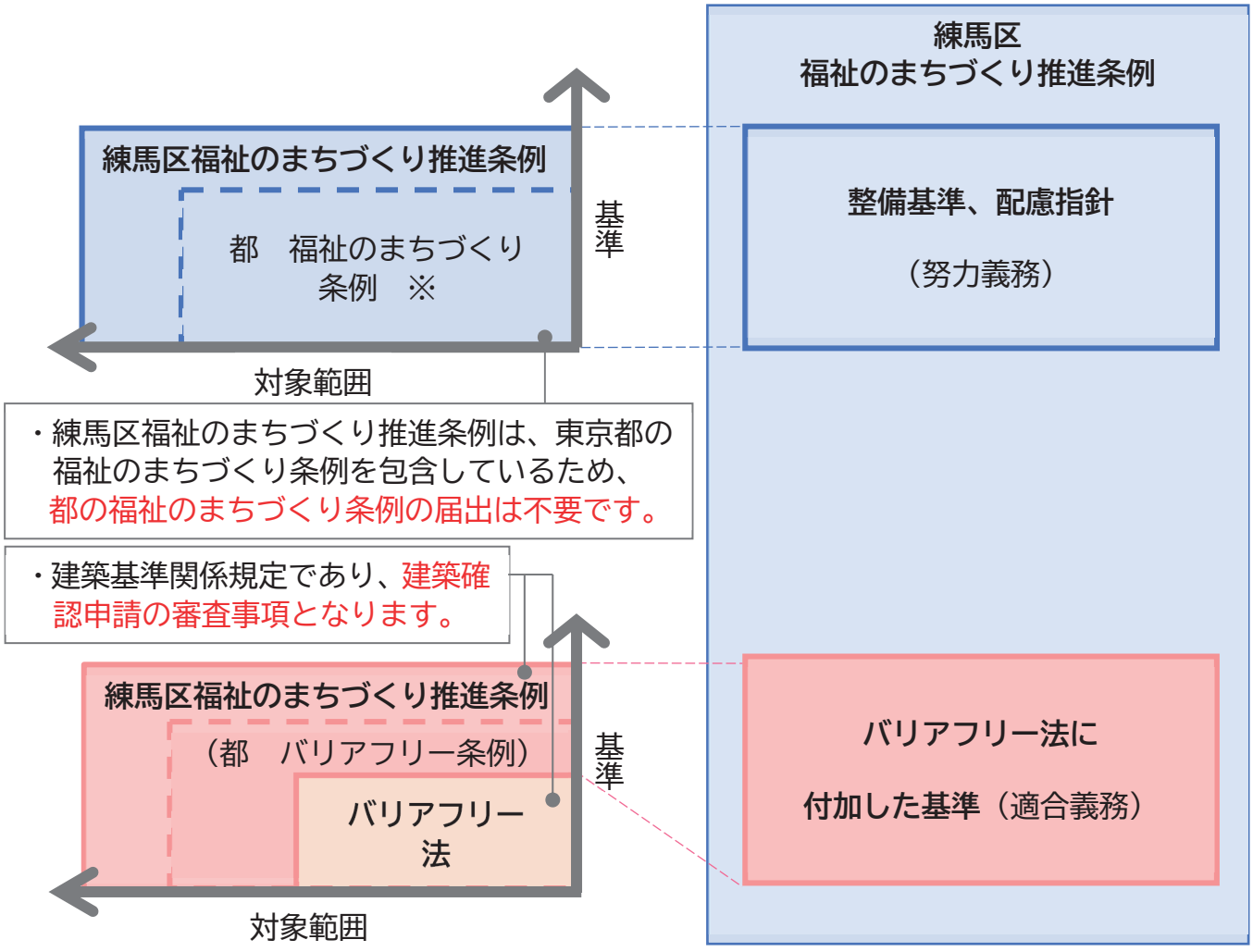

2. 条例に基づく手続き

(1)整備に関する手続き

① 協議(区条例第14条・第16 条)

協議対象となる公共的建築物(P. 14 参照)を新築、増築、改築、用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替え(以下、「建築等」という。)する場合、建築等を行おうとする者は、整備基準・配慮指針への対応について、確認申請前に区と協議することが必要です。仮設の場合でも同様です。(区条例第 14 条)

確認申請の所管(東京都扱い、区扱い、指定確認検査機関等)に関係なく、練馬区に協議申請書を提出してください。

また、東京都福祉のまちづくり条例と同等以上の措置を講じているため、東京都福祉のまちづくり条例の届出は不要です。区条例の規定に基づき、手続き、基準適合を行ってください。

区は、協議が終了しましたら「協議終了通知書」を交付します。

協議終了後、完了までの間に記載内容や建築物の計画に変更が生じた場合には、「公共的建築物建築等変更協議申請書」等を提出してください。(区条例第16条)

② 完了検査(区条例第17条)

建築工事が終了しましたら、区に速やかに「公共的建築物建築等完了届出書」を提出し、完了検査を受けてください。

建築基準法上の完了検査とは別に、区条例の完了検査が必要です。

仮使用の場合は、別途ご相談ください。

③ 整備水準証の交付(区条例第13条)

区は、公共的建築物の所有者等に対して、当該建築物の整備基準の適合状況に応じて「整備水準証」(P. 8参照)を交付します。

「整備水準証」は、個々の建築物の状況に応じて行った整備の水準を総合的に示すことにより、施設の安全かつ円滑な利用と普及啓発に役立てていこうとするものです。

区長から公共的建築物の整備水準証の交付を受けた者は、当該整備水準証を公共的建築物の適切な場所に表示するよう努めてください。

④ 措置の公表(区条例第18条)

区は、整備水準証を交付したのち、建築物の整備基準の適合状況や配慮状況について、「公共的建築物整備状況表」(P. 8参照)を作成し、区ホームページ等で公表します。

「公共的建築物整備状況表」では、バリアフリー等に係る整備内容がわかるように、アイコンで表示します。また建築物の設計・施工や、施設運営でアピールしたい事柄があれば、「公共的建築物整備状況表」に掲載いたします。

なお、措置の公表に同意を得られないものについては、公表しません。

◆整備に関する手続き◆

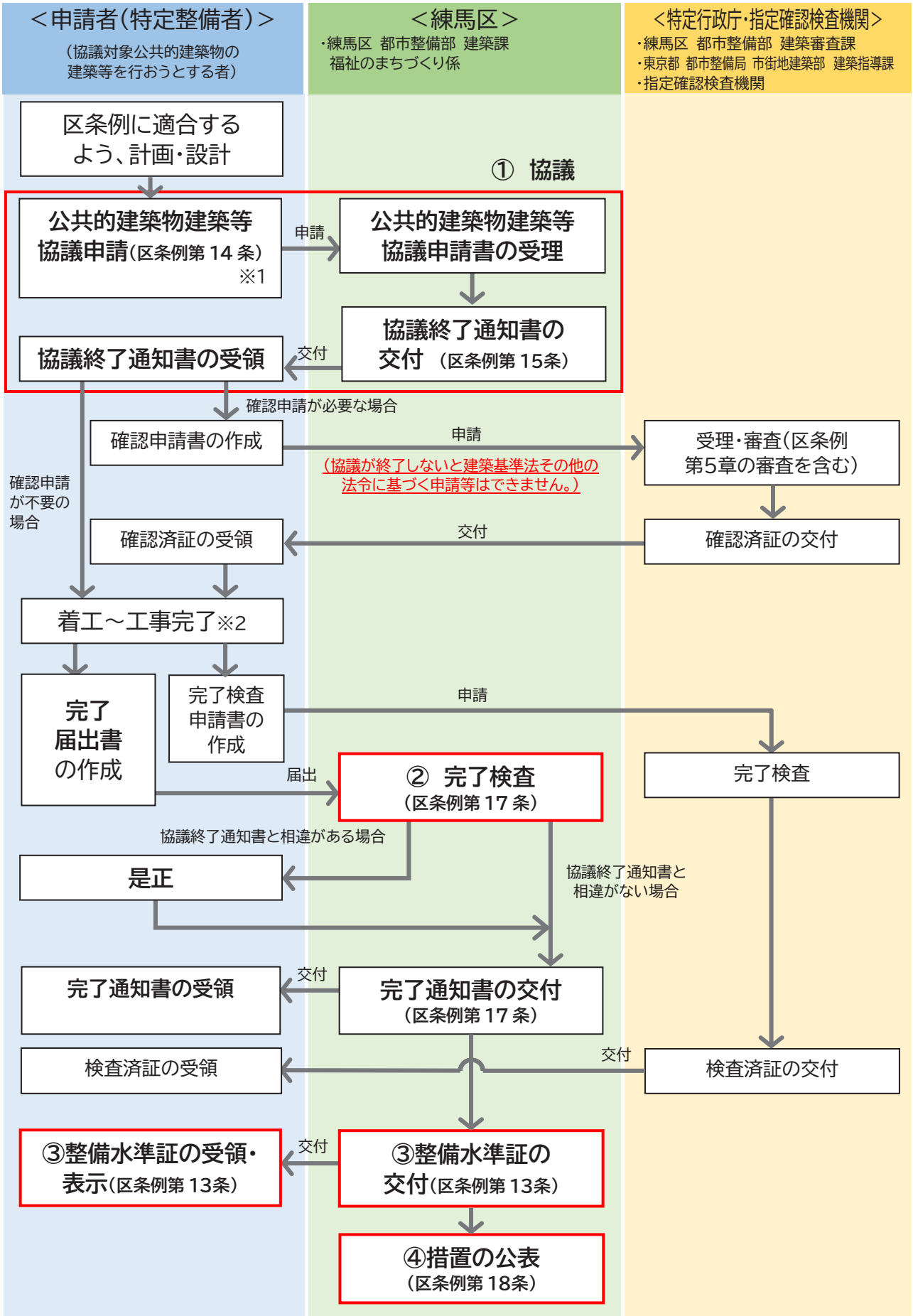

※1 床面積が 2,000 ㎡以上の区立施設の建築を行う場合には、区民の意見聴取を受け、その意見の反映に努めています。
※2 工事終了までに協議内容の変更をしようとする場合には、変更協議申請および協議（**区条例第16条**）が必要となります。

◆「整備基準」「配慮指針」と整備水準証等の関係◆

協議申請時　基準適合状況等の協議

★整備基準（条例第１２条第１項）（P. 13参照）
・公共的建築物および公共施設等に関し、すべての人が安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な構造および設備に関する基準

❤配慮指針（条例第１２条第２項）（P. 13参照）
・すべての人が公共的建築物または公共施設等をより安全かつ円滑に利用できるようにするための配慮についての指針

公共的建築物整備項目対応表
（第４～９号様式、別記様式）
・整備基準項目に〇×ﾁｪｯｸ

公共的建築物整備概要書
・整備基準適合率を★、配慮指針適合数を❤表示

公共的建築物配慮指針対応表
（第１０号様式）
・配慮指針の適合項目〇ﾁｪｯｸ

完了時　基準適合状況等の表示・公表

特定整備者が適切な場所に表示

整備水準証

練馬区福祉のまちづくり整備基準
整 備 水 準 証
重点整備内容（適合状況）　バリアフリー法令関連整備
整備内容（適合状況）　★ ★ ★
（施設名称）　豊玉北〇〇マンション
（施設用途）　共同住宅
（住居表示）　練馬区 豊玉北 〇丁目〇番〇号
令和2年6月15日　令和2年　〇〇 号
練馬区長 前川 燿男

・整備基準適合率を★表示

区ホームページ等で公表（同意物件のみ）

公共的建築物整備状況表

第17号様式（第16条関係）
公共的建築物整備状況表
令和2年6月
1 名称（用途）
豊玉北〇〇マンション（共同住宅）
2 所在地
練馬区豊玉北〇丁目〇番〇号
3 電話番号／FAX
電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
4 ホームページ
http://www.〇〇〇〇〇〇〇〇
5 工事完了日
令和2年6月15日
6 特定整備者の名称および所在地
〇〇 〇〇
東京都練馬区豊玉北〇丁目〇番〇号
7 整備の概要
8 整備の適合状況
(1) 整備基準　【共同住宅】
重点整備内容　バリアフリー法令関連整備
整備内容　★ ★ ★
(2) 配慮指針
配慮事項　❤ ❤ ❤ ❤ ❤
※ 特記事項
・車椅子使用者も出入りが楽にできるよう、エントランス扉は 2 か所共、自動扉としています。
・共用廊下の片側に手すりを設置しています。

・整備基準適合率を★表示
・配慮指針適合数を❤表示

≪ コラム ≫

福祉のまちづくりのスパイラルアップの考え方

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、適切にバリアフリー化を進めるためには、具体的な整備の内容について、利用者の視点で検証し、その結果に基づき新たな改善を行うことにより、継続的な発展を図ることが重要です。このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれ、ユニバーサルデザインを進めていく上で用いられる考え方です。

条例では、協議・届出の手続や区民意見聴取のプロセスにおいて、P(PLAN 計画)、D(DO 実施)、C(CHECK 検証)、A(ACTION 見直し)といったサイクルの中で、整備基準や配慮指針に照らしながら、個々の施設の用途や規模、利用状況等に応じた整備を進めることにより、公共的建築物の整備水準を高め、整備された施設の利用や普及の促進を図ることを目指しています。

さらに施設利用者や設計者の意見等を新たな公共的建築物の整備に反映することにより、福祉のまちづくりを継続的に広げていくことも目指しています。

条例に基づく手続きとスパイラルアップのイメージ

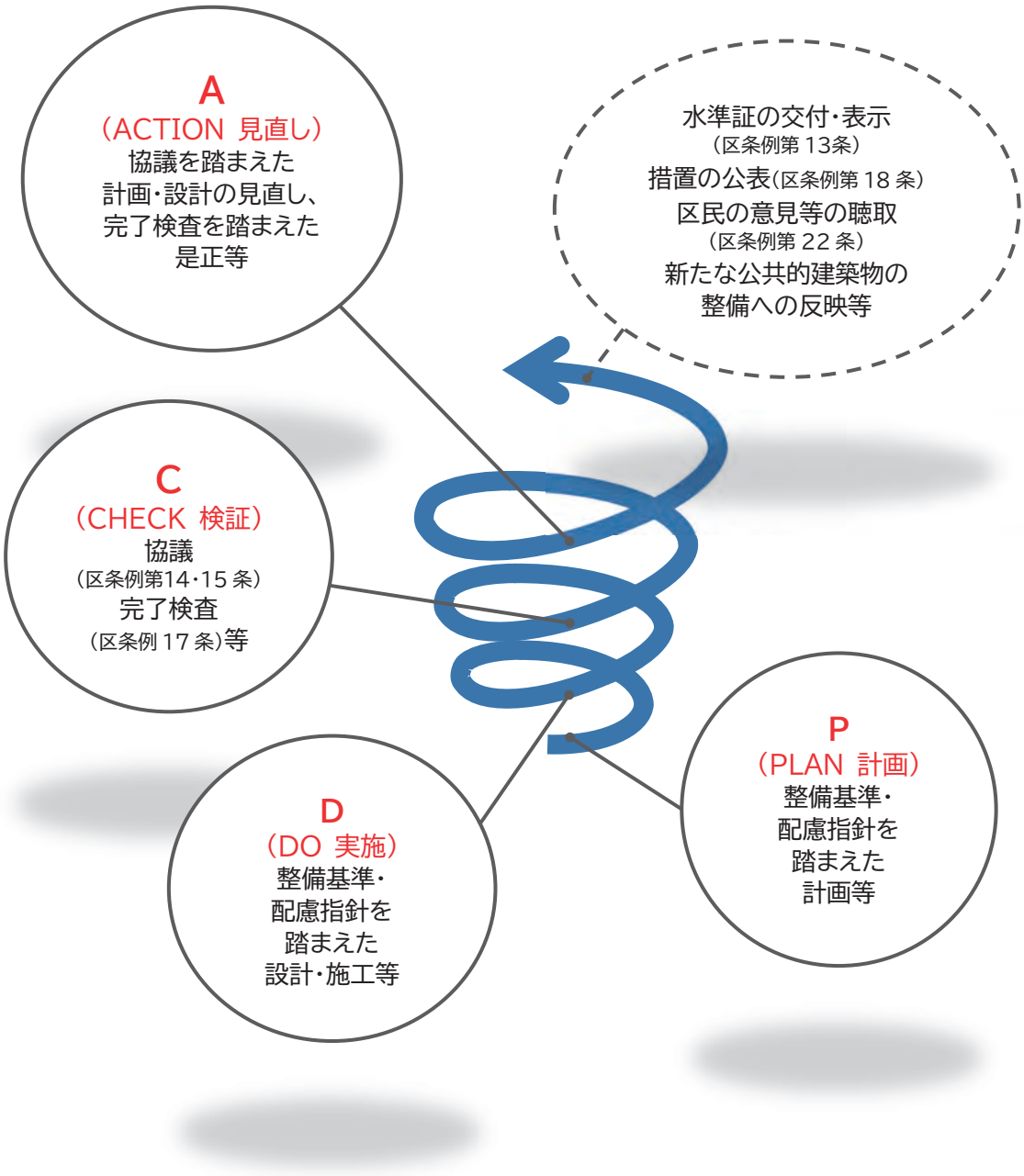

設　計

条例の対象となる建築物と基準 1
基準の適用 2
主要寸法の基本的な考え 3
マニュアルの見方 4

努力義務 :努力義務の内容についての説明
適合義務 :適合義務の内容についての説明

1. 条例の対象となる建築物と基準

◆区条例と都条例・バリアフリー法との関係　イメージ◆

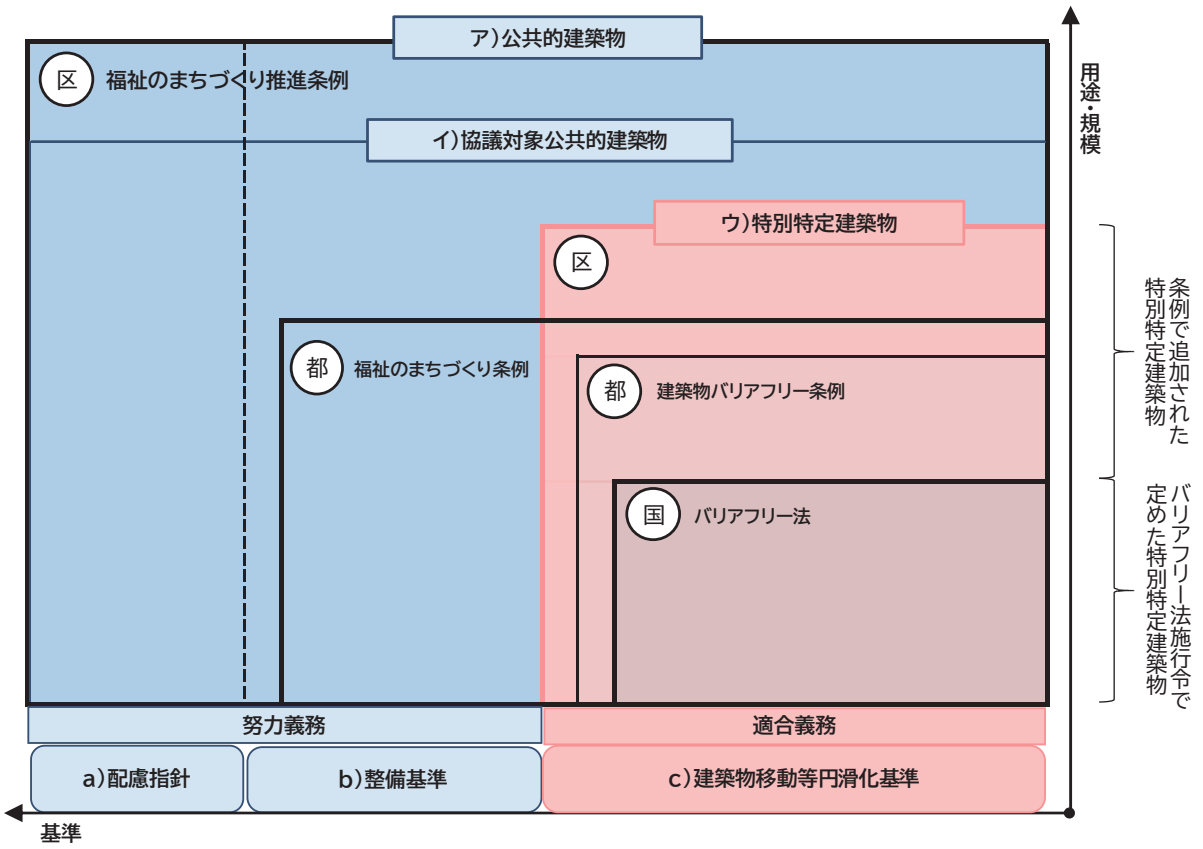

(1)建築物と基準の種類

① 建築物の種類

ア）公共的建築物　努力義務

本条例の対象となる公共的建築物は、多数の者が利用する建築物のうち、ユニバーサルデザインの考え方に立った整備に努めていただくために、規則で定めた建築物です。また、これらに付属する敷地内通路、駐車場も含みます。（区条例第2条第2号、区条例施行規則第3条、別表第1）

イ）協議対象公共的建築物　努力義務

公共的建築物のうち、重点的に整備を進めるため、規則で定めた用途および規模の建築物です。（区条例施行規則第8条第１項、別表第1）協議対象公共的建築物は、建築基準法その他の法令の申請等を行う前に、区とバリアフリーに関する協議をして頂きます。

また、協議対象公共的建築物のうち、床面積が一定規模以下の小規模建築物（P. 15参照）については、「練馬区小規模建築物の整備に関する要綱」において、協議の対処事項や基準を別に定めています。（区条例施行規則第8条第2項）

ウ）特別特定建築物　適合義務

不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者や障害者が利用する建築物のうち、高齢者や障害者等の移動の利便性や安全性などに特に配慮が必要な建物および公立小学校等については、特別特定建築物として、バリアフリー法施行令で定めています。（バリアフリー法第2条第19号、バリアフリー法施行令第5条）

これに、バリアフリー法第14条第3項に基づき、区条例で定めた特別特定建築物を追加しています。区条例で追加した用途はP. 14表の＊印です。規模の引き下げもしています。（区条例第27条、第28条）

また、特別特定建築物のうち一定規模未満のものを、「中規模建築物」「中規模共同住宅」（P. 15参照）と定め、区独自の適合義務を定めています。

② 基準の種類

a)配慮指針

努力義務

公共的建築物の所有者等が、個々の建築物の利用状況に応じた工夫やきめ細かな配慮等を行い、整備基準と合わせて施設を安全かつ円滑に利用できるようにするためのものです。配慮が必要とされる事項や柔軟な対応が求められる事項について、以下の 5 つの原則の観点から、配慮すべき指針を示しています。

◆配慮指針　5つの原則◆

5つの原則	ユニバーサルデザインの考え方
A　公平性	だれもが公平に利用でき、また個々のニーズに応じ複数の利用方法を選択できるようにする。
B　分かりやすさ	施設の使い方は簡単に、必要な情報は分かりやすく伝える。
C　安全安心	防災、防犯、避難に配慮し、安全かつ安心して利用できるようにする。
D　身体への負担軽減	身体への負担が少なく利用できるようにする。
E　快適性	だれもがストレスなく快適に使えるようにする。

配慮指針は、数値等の定量的な基準だけでなく、事業者や設計者が、整備にあたっての考え方を理解し、配慮を行うことが必要と考え、平成 20(2008)年の区民懇談会の提案や東京都のユニバーサルデザインガイドライン(平成 18(2006)年 1 月)で示された 5 つの視点を参考として、より柔軟で選択性のある指針を区告示で定めたものです。また、事業者等から整備基準以外の整備内容についての積極的な提案やアイデア等を促すものにもなっています。

b)整備基準

努力義務

公共的建築物に適用される基準で、出入口、廊下等、階段などの整備項目ごとに、整備すべき内容を数値などで定量的に定めています。

なお、小規模建築物については「練馬区小規模建築物の整備に関する要綱」において定められた基準が適用されます。

c)建築物移動等円滑化基準

適合義務

建築物移動等円滑化基準は、高齢者、障害者等の移動または施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その利便性および安全性を向上するための基準です。(バリアフリー法施行令第 10 条～第 25 条(令和 3 年 10 月改正))これには、バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づき、条例で追加した基準が含まれます。(区条例第 29 条～第 40 条)

また、これらの規定は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定とみなされ、建築確認における審査事項となります。

◆区が独自に追加した基準◆

廊下等	・階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保
便所	・出入口および床面に段差を設けない ・車椅子使用者用便房以外の便房に、腰掛便座と手すりを設置 ・立って着替えのできる設備の設置 ・大型ベッドの設置
浴室等	・レバー式水栓、緊急通報設備の設置
敷地内通路	・階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保
駐車場	・車椅子使用者用駐車場の床面は水平かつ平たん
移動等円滑化経路	・エレベーターの籠および昇降路の出入口にガラス窓設置 ・敷地内通路に排水溝等を設けない

◆区条例に定める公共的建築物、特別特定建築物◆

区分	公共的建築物となる用途
1 学校等施設	＊幼稚園、私立小・中学校、高等学校、大学、専修学校など
	公立小・中学校、特別支援学校など
2 医療等施設	病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る）
	診療所（患者の収容施設を有しないものに限る）
	助産所、調剤薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く）、施術所
3 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など
4 集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含み、1の集会室の床面積が 200 ㎡を超えるもの）
	公会堂
	集会場　（冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が 200 ㎡以下のもの）
	公民館など
5 展示施設等	展示場など
6 物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
	卸売市場
7 宿泊施設	ホテル、旅館など
8 事務所	保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
	事務所（他の施設に付属するものを除く）
9 共同住宅等	＊共同住宅
	寄宿舎、下宿
10 福祉施設	老人ホーム、福祉ホームなど（主として高齢者、障害者等が利用するもの）
	＊老人ホーム、福祉ホーム（上記以外）、保育所など
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターなど
11 運動施設または遊技場等	体育館、水泳場など（一般公共の用に供されるもの）
	＊体育館、水泳場など（上記以外）
	ボーリング場、遊技場など
12 文化施設	博物館、美術館、図書館など
13 公衆浴場	公衆浴場
14 飲食店等	飲食店
	＊料理店
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールなど
15 サービス店舗等	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行など
	一般ガス事業、一般電気事業、電気電信事業の用に供する営業所
	学習塾、華道教室、囲碁教室など
16 工業施設	工場など
17 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	
18 自動車関連施設	自動車の停留または駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）
	自動車の停留または駐車のための施設（上記以外）
	自動車修理工場、自動車洗車場
	給油取扱所
	自動車教習所
19 公衆便所	公衆便所
20 公共用歩廊	公共用歩廊
21 地下街	地下街など
22 複合施設	複合建築物

＊区条例で特別特定建築物に追加した用途

協議対象となる規模			
★協議対象公共的建築物(努力義務)		●適合義務対象の特別特定建築物(適合義務)	
小規模建築物	小規模建物以外	中規模建築物・中規模共同住宅	建築物・共同住宅
ー	●と同じ	ー	すべての施設
ー	●と同じ	ー	すべての施設
ー	●と同じ	ー	すべての施設
200㎡未満	●と同じ	200 ㎡以上500㎡未満	500 ㎡以上
200㎡未満	200 ㎡以上	ー	ー
1,000 ㎡未満	●と同じ	ー	1,000㎡以上
ー	●と同じ	ー	すべての施設
ー	●と同じ	ー	すべての施設
1,000 ㎡未満	ー	ー	1,000㎡以上
200㎡未満	200 ㎡以上	ー	ー
1,000 ㎡未満	●と同じ	ー	1,000㎡以上
200㎡未満	●と同じ	200 ㎡以上500㎡未満	500 ㎡以上
2, 000㎡未満	2,000 ㎡以上	ー	ー
1, 000㎡未満	ー	ー	1,000 ㎡以上
ー	●と同じ	ー	すべての施設
500 ㎡以上2000㎡未満	2,000 ㎡以上	ー	ー
ー	●と同じ	1,000 ㎡以上2, 000㎡未満	2,000 ㎡以上
ー	1,000 ㎡以上	ー	ー
ー	●と同じ	ー	すべての施設
ー	●と同じ	ー	すべての施設
ー	●と同じ	ー	すべての施設
1,000 ㎡未満	●と同じ	ー	1,000㎡以上
1,000 ㎡未満	●と同じ	ー	1,000㎡以上
300 ㎡以上 1,000 ㎡未満	●と同じ	ー	1,000㎡以上
ー	●と同じ	ー	すべての施設
1000㎡未満	●と同じ	ー	1,000㎡以上
200㎡未満	●と同じ	200 ㎡以上500㎡未満	500 ㎡以上
300 ㎡以上1000㎡未満	●と同じ	ー	1,000㎡以上
300 ㎡以上1000㎡未満	1,000㎡以上	ー	ー
200㎡未満	●と同じ	200 ㎡以上500㎡未満	500 ㎡以上
200㎡未満	200 ㎡以上	ー	ー
1,000 ㎡以上2, 000㎡未満	2,000 ㎡以上	ー	ー
ー	●と同じ	ー	すべての施設
ー	●と同じ	ー	500 ㎡以上
ー	500 ㎡以上	ー	ー
ー	200 ㎡以上	ー	ー
200㎡未満	200 ㎡以上	ー	ー
1, 000㎡未満	1,000 ㎡以上	ー	ー
ー	●と同じ	ー	すべての施設
1,000 ㎡以上2, 000㎡未満	●と同じ	ー	2,000㎡以上
1,000 ㎡以上2, 000㎡未満	2,000 ㎡以上	ー	ー
1,000 ㎡以上2, 000㎡未満	●と同じ	ー	2,000㎡以上

◆対象判定フローチャート◆

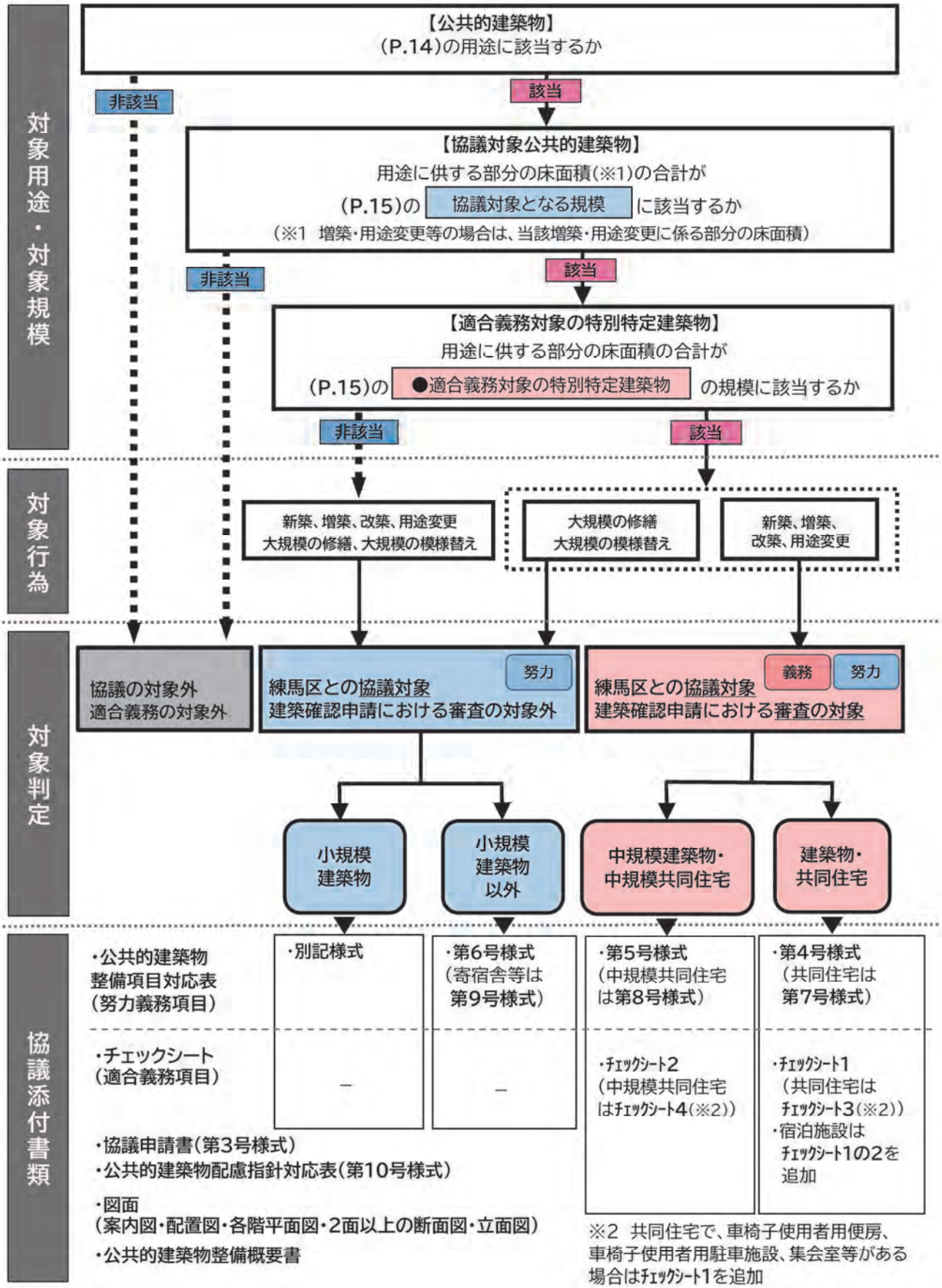

(2)対象規模面積の算定方法

努力義務　適合義務

① 規模の算定方法

建築の規模の算定方法については、敷地単位で考え、同一敷地内に用途上不可分の関係にある2以上の建築物を建築する場合は、その合計の床面積で考えます。また、バックスペース(従業員が利用する部分や物品倉庫、付属駐車場(建築物となるものに限る))を含めた全体の面積を対象規模とします。

例えば、物販店舗とそれに付属する駐車場を建築する場合は、物販店舗と駐車場の床面積の合計が200㎡以上の場合、それぞれの建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければなりません。

バックスペースを含んで算定
150㎡+50㎡=200㎡≧200㎡ → 特別特定建築物(適合義務)
[物販店舗]

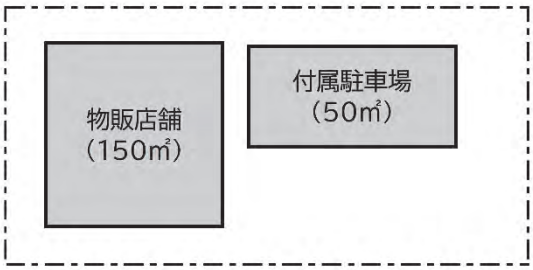

付属駐車場を含んで算定
150㎡+50㎡=200㎡≧200㎡ → 特別特定建築物(適合義務)
[物販店舗]

② 増築等の場合

増築、改築、用途変更、大規模の修繕、または大規模の模様替については、当該増築等に係る部分の床面積で判断します。

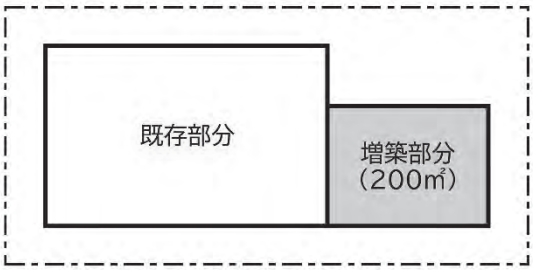

増築部分(200㎡)のみで判断

③ 複合建築物の場合

例1)複合建築物の床面積が 1,000 ㎡未満の場合

⇒用途ごとに考えます。

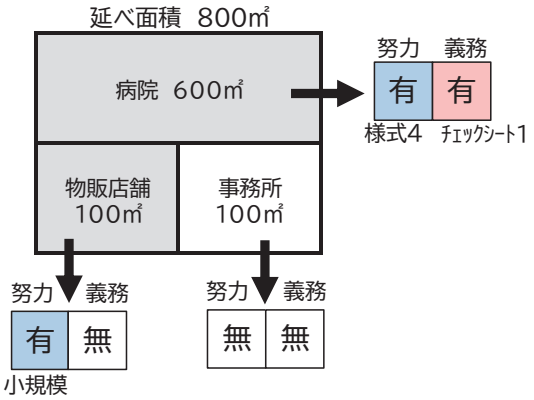

例2)複合建築物の床面積が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の場合

⇒努力義務対象の用途の床面積が 1,000 ㎡以上となる場合は、そのすべてが協議対象公共的建築物の規模を満たしているとみなし、努力義務がかかります。

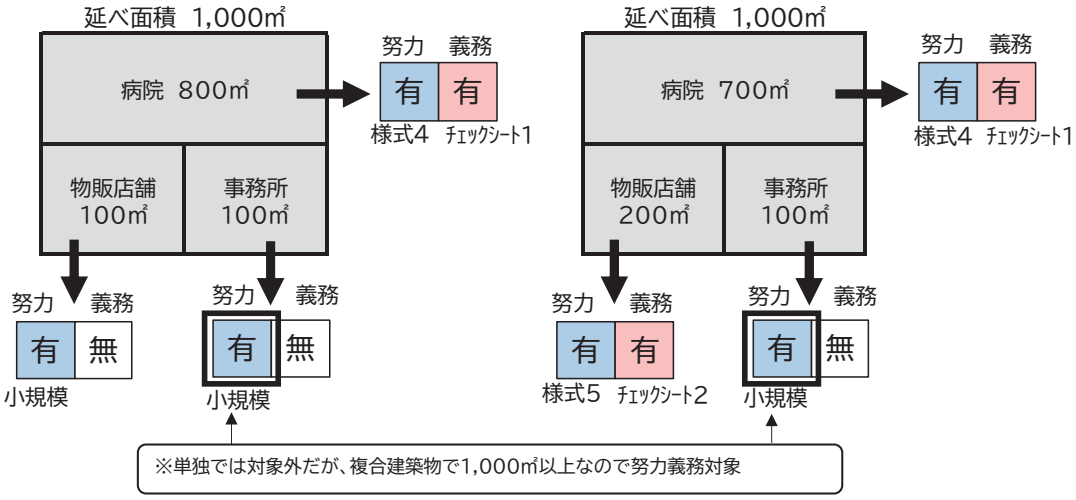

例3)複合建築物の床面積が 2,000 ㎡以上の場合

⇒適合義務対象の用途の床面積が 2,000 ㎡以上となる場合は、そのすべてが特別特定建築物 の規模を満たしているとみなし、適合義務がかかります。

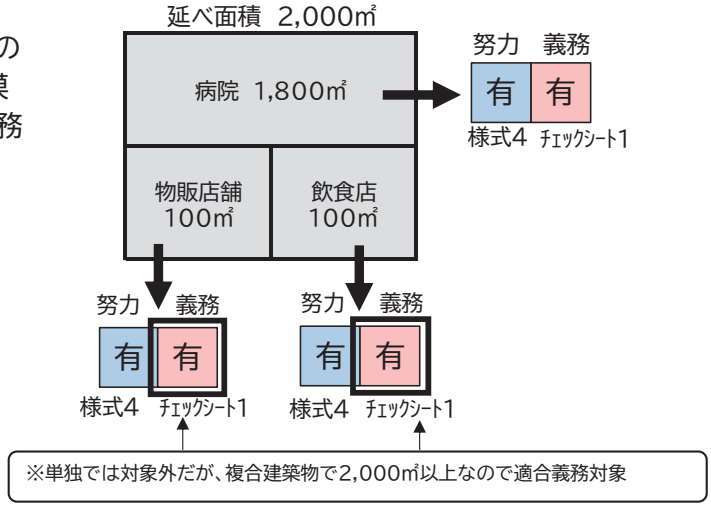

※分離することができない共用部分がある場合は、各々の用途に供する部分の面積に応じて、共用部分の面積を按分した面積を、それぞれの用途に供する部分の床面積に合計し、対象規模に該当するかを判断します。

2. 基準の適用

(1) 利用居室等と各経路

努力義務　適合義務

① 移動等円滑化経路等

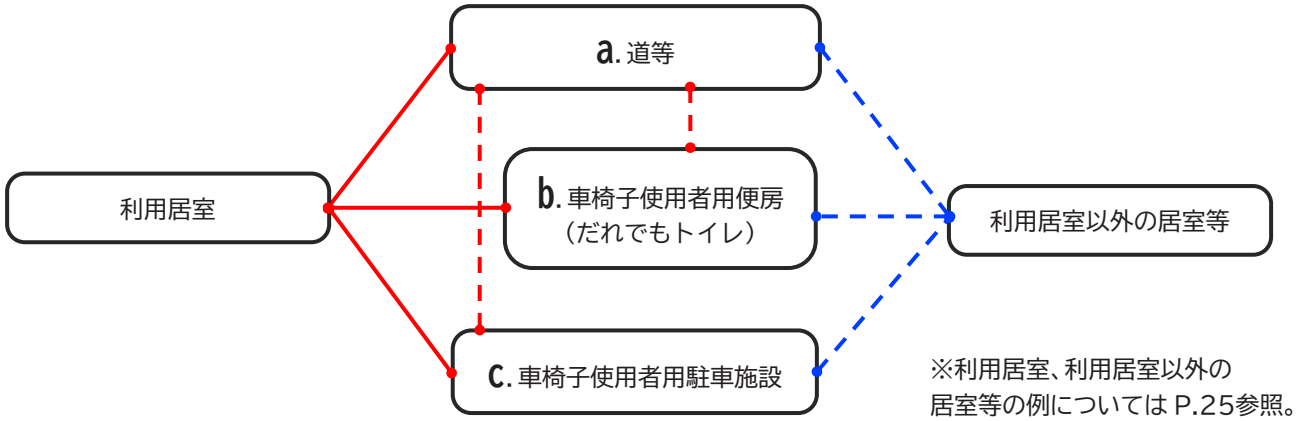

※利用居室、利用居室以外の居室等の例については P.25参照。

移動等円滑化経路等（利用居室以外の居室等から a, b, c までの経路のうち一以上）　：★努力義務の対象
移動等円滑化経路（利用居室から a, b, c までの経路のうち一以上）　：★努力義務＋●適合義務の対象
移動等円滑化経路（建築物に利用居室がない場合、a-b 間、a-c 間の経路のうち一以上）　：★努力義務＋●適合義務の対象

上記の経路は、区条例施行規則で定められた移動等円滑化経路等です。(区条例施行規則別表第3)

このうちバリアフリー法施行令で定められた移動等円滑化経路は、段差のない経路として整備する必要があります。

なお、公共用歩廊(駅等の連絡通路やペデストリアンデッキなどで建築物であるもの)の場合、その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路が移動等円滑化経路です。

利用居室等は、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室・部分です。(区条例施行規則別表第3) →努力義務

このうち、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室が**利用居室**になります。(バリアフリー法施行令第18条) →適合義務

② 視覚障害者移動等円滑化経路等

視覚障害者移動等円滑化経路（等）（点字等による案内設備または案内所から d 間の一つ以上の経路）：
★努力義務＋●適合義務の対象

上記の経路は、区条例施行規則で定められた視覚障害者移動等円滑化経路等です。(区条例施行規則別表第3)

このうちバリアフリー法施行令で定められた視覚障害者移動等円滑化経路においては、視覚障害者の誘導、危険に対する警告のなされた経路として整備する必要があります。

◆移動等円滑化経路等、視覚障害者移動等円滑化経路等の例◆

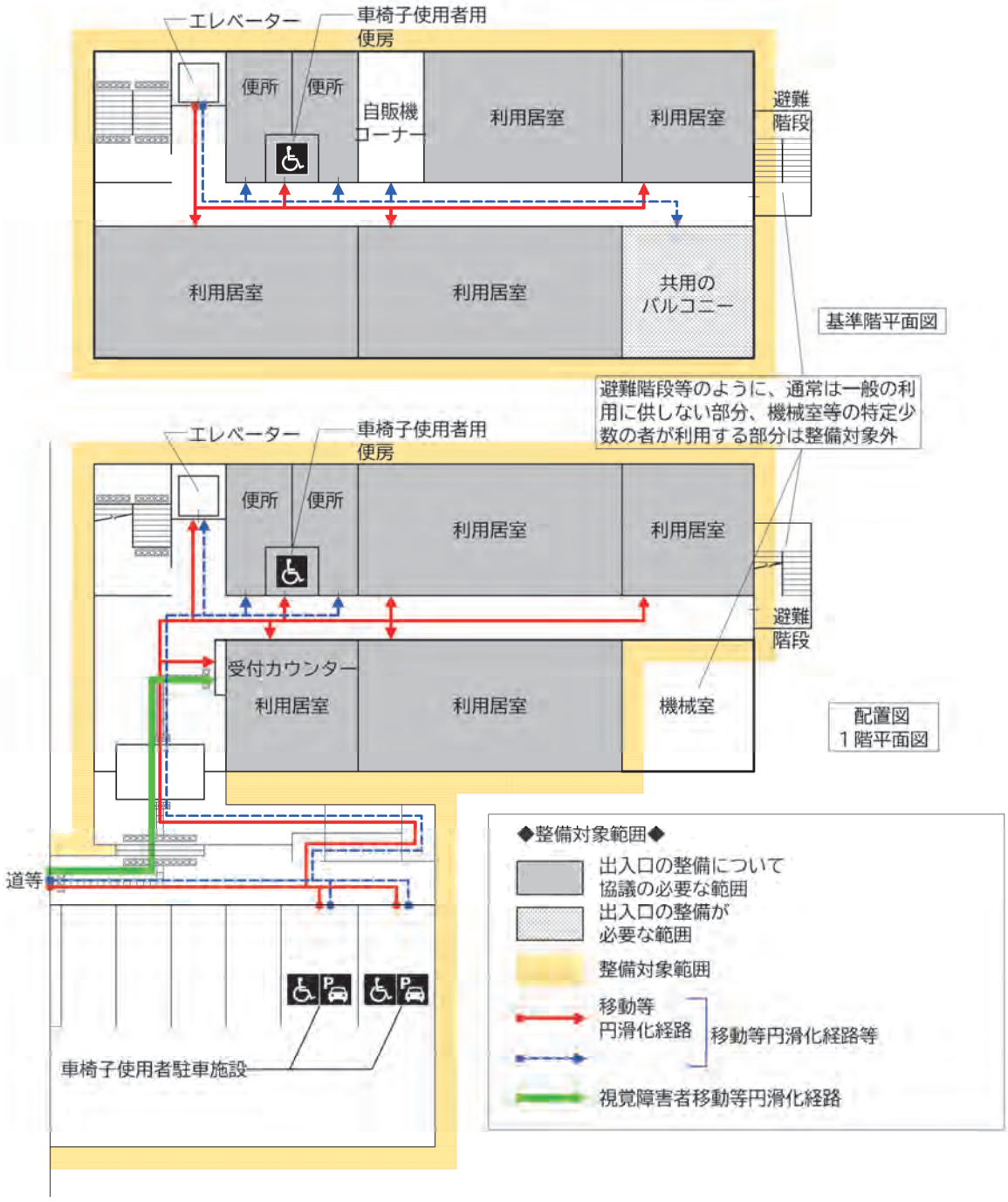

③　宿泊者特定経路

ホテル・旅館における、道等および車椅子使用者用駐車施設から各一般客室（車椅子使用者用客室以外の客室）までの経路は、区条例施行規則で定められた宿泊者特定経路です（区条例施行規則別表第3）。ただし、整備基準（努力義務）では移動等円滑化経路等となります。

ホテル・旅館の一般客室は、バリアフリー法施行令による利用居室には該当しないため、移動等円滑化経路に係る規定は適用されませんが、区条例において宿泊者特定経路の基準を別途定めており、移動等円滑化経路と同様に、段差のない経路とする必要があります。

◆宿泊者特定経路（ホテル・旅館）◆

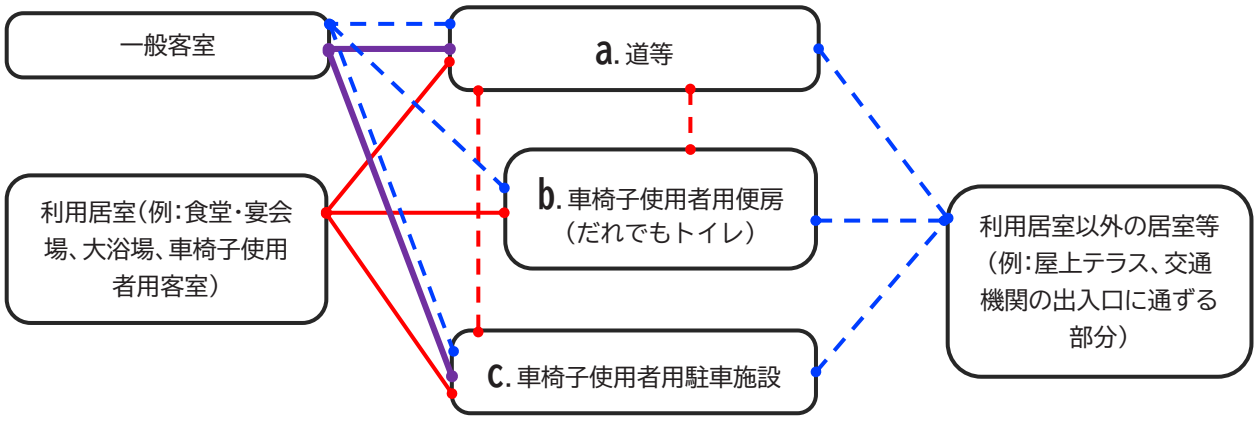

- 宿泊者特定経路（各一般客室から a. c. までの経路のうち一以上）　：★努力義務＋●適合義務の対象
- 移動等円滑化経路等（利用居室以外の居室等から a, b, c までの経路のうち一以上）　：★努力義務の対象
- 移動等円滑化経路（利用居室から a, b, c までの経路のうち一以上）　：★努力義務＋●適合義務の対象
- 移動等円滑化経路（建築物に利用居室がない場合、a-b 間、a-c 間の経路のうち一以上）　：★努力義務＋●適合義務の対象

≪ コラム ≫

参考資料の紹介

バリアフリー法や都条例について、参考となる資料が、国や都などから発行されています。

それぞれの内容や基準について、より詳しくお調べになりたい場合、以下を参考にして下さい。すべて各ホームページで公開されています。（令和 3 年 4 月現在）

◆バリアフリー法

・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準　令和2年度版　（国土交通省）

国交省が策定している、バリアフリー設計のガイドラインです。令和 2 年度の改正で、小規模店舗の出入口の段差解消・出入口の幅の確保などについても追記されています。

・バリアフリー法逐条解説（建築物）2021年版（日本建築行政会議）

バリアフリー法の建築物に関する統一的な取扱いや運用を行うことを目的に、日本建築行政会議が編集した書籍です。

◆東京都福祉のまちづくり条例

・東京都福祉のまちづくり条例　施設整備マニュアル　（東京都福祉保健局）

東京都の福祉のまちづくり条例に基づく指導基準について、図解で解説したマニュアルです。

◆建築物バリアフリー条例

・建築物のバリアフリー講習会テキスト　平成 25 年 11 月　（東京都都市整備局）

バリアフリー法の基準や、バリアフリー法に基づき建築物バリアフリー条例で付加した義務付け基準について、イラストを交えて分かりやすく解説したテキストです。

・建築物バリアフリー条例　質疑応答集（平成 24 年 12 月改正）（東京都都市整備局）

東京都の建築物バリアフリー条例に関する Q&A です。

④　特定経路等

共同住宅等における、道等から各住戸までの経路は、区条例施行規則で定められた特定経路等です。（区条例施行規則別表第3）

共同住宅等の各住戸は、バリアフリー法施行令による利用居室には該当しないため、移動等円滑化経路に係る規定は適用されませんが、区条例において特定経路の基準を別途、定めており、移動等円滑化経路と同様に、段差のない経路とする必要があります。

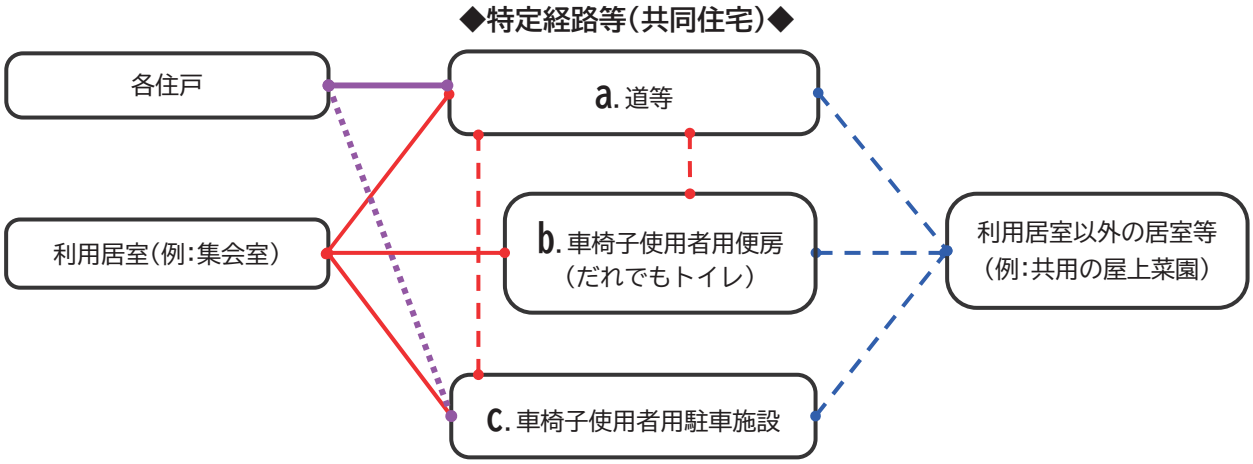

- 特定経路等（各住戸から c. までの経路のうち一以上）：★努力義務の対象
- 特定経路（各住戸から a. までの経路のうち一以上）：★努力義務＋●適合義務の対象
- 移動等円滑化経路等（利用居室以外の居室等から a, b, c までの経路のうち一以上）：★努力義務の対象
- 移動等円滑化経路（利用居室から a, b, c までの経路のうち一以上）：★努力義務＋●適合義務の対象
- 移動等円滑化経路（建築物に利用居室がない場合、a-b 間、a-c 間の経路のうち一以上）：★努力義務＋●適合義務の対象

◆特定経路の例（共同住宅等）◆

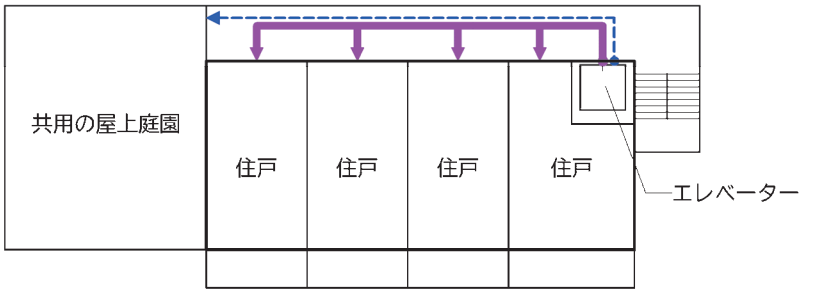

最上階平面図

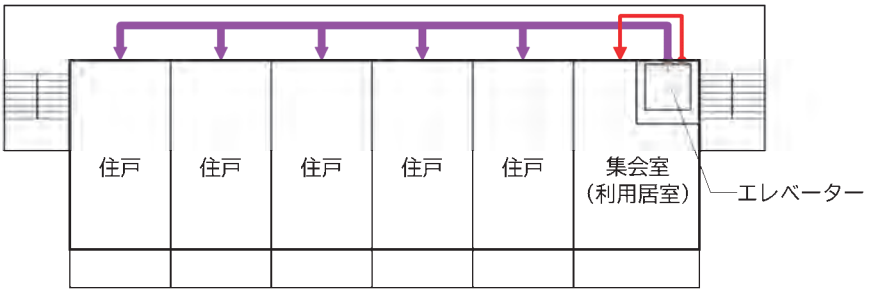

2階平面図

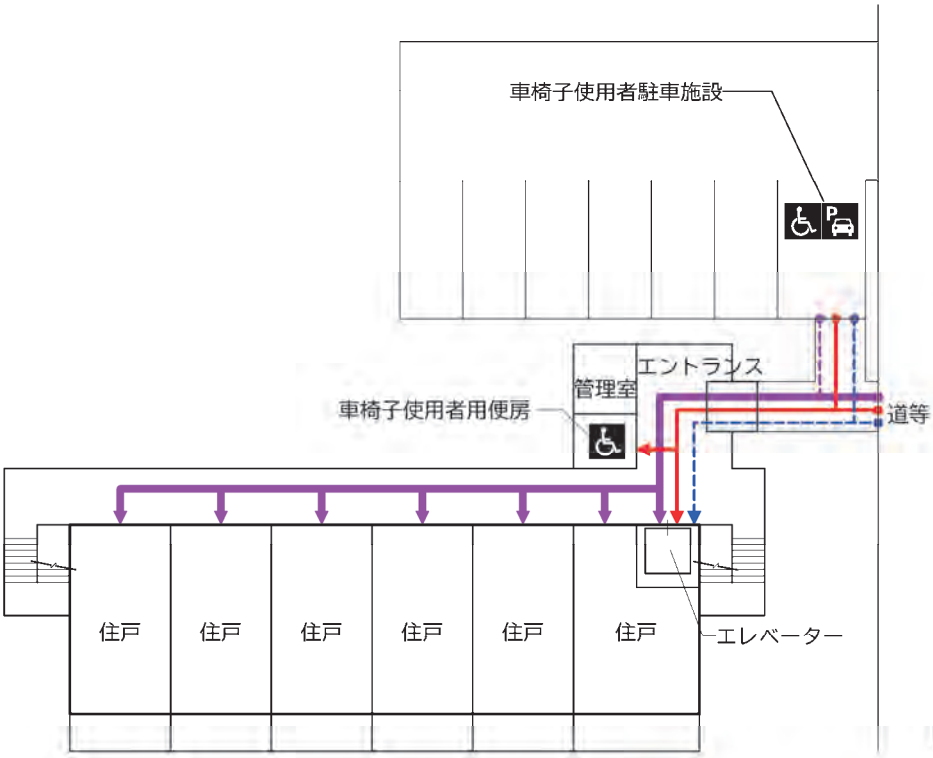

配置図
1階平面図

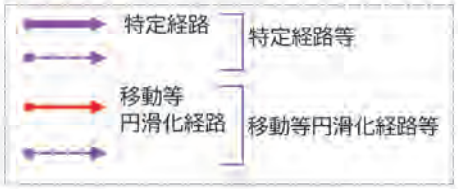

○共同住宅等に集会室等の利用居室がある場合は、
利用居室までの経路は移動等円滑化経路等となり、
建築物（共同住宅等以外）の整備基準が適用される。

（2）適用の範囲

① 一般基準と移動等円滑化経路等に係る基準

努力義務　適合義務

区が条例で定めた整備基準（P. 13）および移動等円滑化基準（P. 13）には、ア）適用範囲のすべての部分に係る基準（一般基準）と、イ）移動等円滑化経路等（共同住宅では特定経路、ホテル・旅館では宿泊者特定経路）に係る基準があります。

ア）一般基準

適用範囲内のすべての廊下等・階段・敷地内通路・駐車施設・便所などを対象とした基準を設けています。

イ）経路に係る基準

移動等円滑化経路等、特定経路等および宿泊者特定経路には、一般基準に加えて、各々の経路上にある出入口、廊下、傾斜路等に基準を設けています。

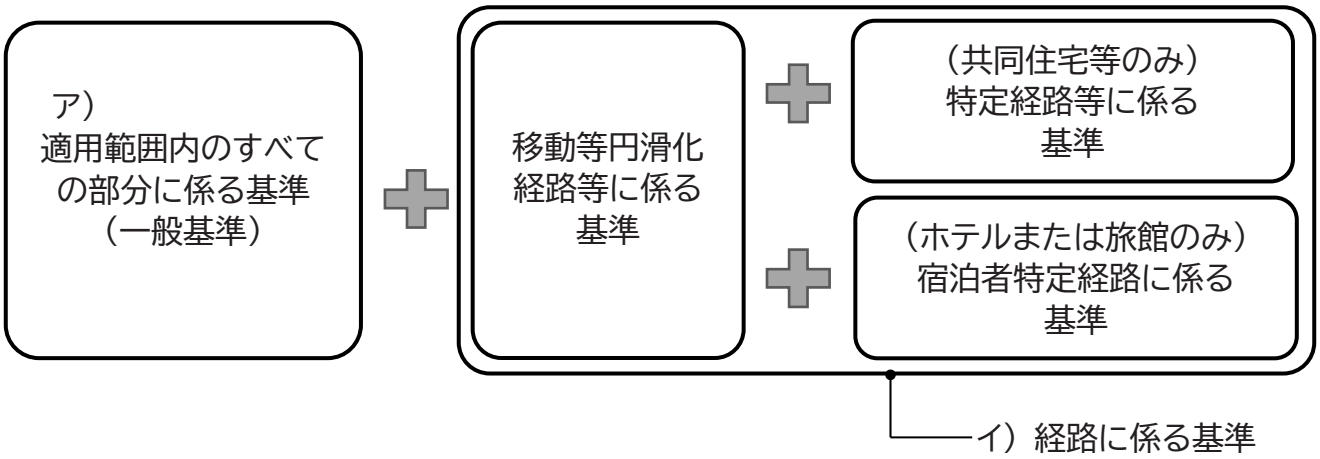

② 整備基準の適用範囲

努力義務

整備基準（P. 13）の適用範囲は、「不特定もしくは多数の者」または「主として高齢者、障害者等」が利用する部分です。

③ 協議対象範囲および適合義務対象範囲

努力義務　適合義務

協議対象および適合義務対象の範囲は、以下の部分になります。

公共的建築物	協議対象範囲・適合義務対象範囲
「不特定かつ多数の者」 「主として高齢者、障害者等」 が利用する公共的建築物 （例：飲食店、物販店、病院等）	・不特定かつ多数の者が利用する部分 ・主として高齢者、障害者等が利用する部分
「特定かつ多数の者」 が利用する公共的建築物 （例：事務所、共同住宅等）	・特定かつ多数の者が利用する部分

※宿泊施設においては不特定少数が利用する一般客室、宿泊者特定経路についても協議対象となります。

◆整備基準の適用範囲、協議対象範囲・適合義務対象範囲、利用居室等の例◆

◆「不特定かつ多数の者」、「主として高齢者、障害者等」が利用する公共的建築物◆

<table>
<tr><td rowspan="2">整備基準の適用範囲内外</td><td colspan="3">整備基準の適用範囲内【条例施行規則第 5 条】</td><td>整備基準の適用範囲外</td></tr>
<tr><td colspan="3">不特定もしくは多数の者、または主として高齢者、障害者等が利用する部分</td><td>特定かつ少数の者が利用する部分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">協議・適合義務対象内外</td><td colspan="2">協議対象【条例施行規則第 9 条】
適合義務対象</td><td colspan="2">協議対象外
適合義務対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">不特定かつ多数の者、または主として高齢者、障害者等が利用する部分</td><td rowspan="2">特定かつ多数の者が利用する部分までの経路</td><td rowspan="2">特定かつ少数の者が利用する部分までの経路</td></tr>
<tr><td>居室までの経路</td><td>部分までの経路</td></tr>
<tr><td>利用居室等 内外
用途(例)</td><td colspan="2">利用居室等※1
利用居室(例)※2</td><td colspan="2">利用居室以外の居室等(例)
利用居室等以外</td></tr>
<tr><td>飲食店
物販店
劇場
映画館
公会堂等</td><td>利用者のための居室</td><td rowspan="3">屋上
テラス
交通機関の出入口に通ずる部分
車椅子使用者用便房以外の利用者のための便所</td><td>飲食店の厨房
従業員の便所、更衣室</td><td>機械室</td></tr>
<tr><td>病院</td><td>診察室
応接室</td><td>従業員の便所、更衣室
ナースステーション
手術室</td><td>機械室</td></tr>
<tr><td>ホテル</td><td>食堂・宴会場
大浴場
車椅子使用者用客室</td><td></td><td>機械室</td></tr>
</table>

◆「特定かつ多数の者」が利用する公共的建築物◆

<table>
<tr><td rowspan="2">整備基準の適用範囲内外</td><td colspan="2">整備基準の適用範囲内【条例施行規則第 5 条】</td><td>整備基準の適用範囲外</td></tr>
<tr><td colspan="2">多数の者が利用する部分</td><td>特定かつ少数の者が利用する部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協議・適合義務対象内外</td><td rowspan="2"></td><td>協議対象【条例施行規則第 9 条】
適合義務対象</td><td>協議対象外
適合義務対象外</td></tr>
<tr><td>特定かつ多数の者が利用する居室・部分までの経路</td><td>特定かつ少数の者が利用する部分までの経路</td></tr>
<tr><td>利用居室等 内外
用途(例)</td><td></td><td>利用居室等※1
(※1 の「不特定もしくは多数が利用し、主として高齢者、障害者等」を「多数の者」と読み替え)</td><td>利用居室等以外</td></tr>
<tr><td>事務所</td><td></td><td>執務室　　屋上
会議室　　テラス
従業員の便所、更衣室
交通機関の出入口に通ずる部分</td><td>機械室</td></tr>
</table>

※1 利用居室等(規則別表第 3-1-1(1)ア):不特定もしくは多数が利用し、主として高齢者、障害者等が利用する居室等

※2 利用居室(バリアフリー法施行令第 18 条第 1 項):不特定かつ多数が利用し、主として高齢者、障害者等が利用する居室

④　整備基準の対象施設（建築物）と整備項目（1/3）

努力義務　適合義務

公共的建築物の用途	公共的建築物の規模（床面積の合計）	協議対象整備項目 1 移動等円滑化経路等	2 出入口	3 廊下等（屋内）	3 授乳場所等	4 階段	5 傾斜路（屋内）
1 学校等施設							
学校その他これらに類する施設（幼稚園を除く）	すべての規模	●	●	●		●	●
幼稚園	1,000㎡以上	●	●	●		●	●
	200㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満	●	●	●		●	●
2 医療等施設							
病院または診療所（患者の収容施設を有するもの。）	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	200㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満	●	●	●		●	●
診療所（患者の収容施設を有しないもの。）	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡以上500㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満（小規模建築物）	○	○	○		○	○
助産所、施術所または薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡以上500㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満（小規模建築物）	○	○	○		○	○
3 興行施設							
劇場、観覧場、映画または演芸場その他これらに類する施設	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	1,000㎡未満（小規模建築物）	○	○	○		○	○
4 集会施設							
集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの。）	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	200㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満	●	●	●		●	●
公会堂	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	200㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満	●	●	●		●	●
集会場（冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの）	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	1,000㎡未満（小規模建築物）	○	○	○		○	○
公民館その他これらに類する施設	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	200㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満（小規模建築物）	○	○	○		○	○
5 展示施設等							
展示場その他これらに類する施設	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	1,000㎡未満（小規模建築物）	○	○	○		○	○
6 物品販売業を営む店舗等							
卸売市場	2,000㎡以上	●	●	●		●	●
	2,000㎡未満（小規模建築物）	○	○	○		○	○
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡以上500㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満（小規模建築物）	○	○	○		○	○

協議対象整備項目

6	7	8						9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
エレベーター	特殊な構造の昇降機	便所	ベビーチェア	ベビーベッド	着替え設備	幼児用便座	折りたたみベッド	浴室等	宿泊施設の客室	観覧席・客席	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	公共的通路	洗面所	屋上・バルコニー	カウンター・記載台	公衆電話	自動販売器水飲み器	コンセントスイッチ	緊急時の設備・施設	手すり
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●						●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●						●	●
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●						●	●
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●		●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●	●	●	●	★	★	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●								
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●			●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●		●				●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●		●				●	●
○	○	○									○		○										○	○

④ 整備基準の対象施設(建築物)と整備項目(2/3)

努力義務　適合義務

公共的建築物の用途	公共的建築物の規模(床面積の合計)	協議対象整備項目 1 移動等円滑化経路等	2 出入口	3 廊下等(屋内)	3 授乳場所等	4 階段	5 傾斜路(屋内)
7 宿泊施設							
ホテルまたは旅館 その他これらに類する施設	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	1,000㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
8 事務所							
保健所、税務署その他 不特定かつ多数の物が利用する官公署	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	200㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満	●	●	●		●	●
事務所(他の施設に付属するものを除く)	2,000㎡以上	●	●	●		●	●
	500㎡以上2,000㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
9 共同住宅等							
共同住宅	2,000㎡以上	●	●	●		●	●
	1,000㎡以上2,000㎡未満	●	●			●	●
寄宿舎または下宿、その他これらに類する施設	2,000㎡以上	●	●	●		●	●
	1,000㎡以上2,000㎡未満	●	●			●	●
10 福祉施設							
老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	200㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満	●	●	●		●	●
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	200㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満	●	●	●		●	●
11 運動施設又は遊技場等							
体育館、水泳場、ボーリング場または遊技場 その他これらに類する施設	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	1,000㎡未満*2(小規模建築物)	○	○	○		○	○
12 文化施設							
博物館、美術館または図書館 その他これらに類する施設	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	200㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満	●	●	●		●	●
13 公衆浴場							
公衆浴場	1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●
	1,000㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
14 飲食店等							
飲食店	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡以上500㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
料理店	1,000㎡以上	●	●	●		●	●
	300㎡以上1,000㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	1,000㎡以上	●	●	●		●	●
	300㎡以上1,000㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○

＊共同住宅においては、「移動等

＊2 ボーリング場または遊技場は

協議対象整備項目																									
6	7	8						9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
エレベーター	特殊な構造の昇降機	便所	ベビーチェア	ベビーベッド	着替え設備	幼児用便座	折りたたみベッド	浴室等	宿泊施設の客室	観覧席・客席	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	公共的通路	洗面所	屋上・バルコニー	カウンター・記載台	公衆電話	自動販売器水飲み器	コンセントスイッチ	緊急時の設備・施設	手すり
●	●	●	●	●	●	★	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●						●			●	●	●	●		●	●						●	●
○	○	○									○		○										○	○
円滑化経路等」を「特定経路等」と読替えるものとする。																								
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●	●					●	●
●	●	●									●	●	●			●	●	●					●	●
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●	●					●	●
●	●	●									●	●	●			●	●	●					●	●
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
300㎡以上1000㎡未満																								
●	●	●	●	●	●	★	★	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●	●	●	●	★	★	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
●	●	●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
●	●	●						●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●						●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●							●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
○	○	○									○		○										○	○

④　整備基準の対象施設(建築物)と整備項目(3/3)

努力義務　適合義務

公共的建築物の用途	公共的建築物の規模（床面積の合計）	協議対象整備項目 1 移動等円滑化経路等	2 出入口	3 廊下等（屋内）	3 授乳場所等	4 階段	5 傾斜路（屋内）
15 サービス店舗等							
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡以上500㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
一般ガス事業、一般電気事業、電気電信事業の用に供する営業所 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	1,000㎡以上	●	●	●	★	●	●
	500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡以上500㎡未満	●	●	●		●	●
	200㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
16 工業施設							
工場その他これらに類する施設	2,000㎡以上	●	●	●		●	●
	1,000㎡以上2,000㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
17 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの							
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	すべての規模	●	●	●		●	●
18 自動車関連施設							
自動車の停留又は駐車のための施設	500㎡以上	●	●	●		●	●
自動車修理工場、自動車洗車場	200㎡以上	●	●	●		●	●
給油取扱所	200㎡以上	●	●	●		●	●
	200㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
自動車教習所	1,000㎡以上	●	●	●		●	●
	1,000㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
19 公衆便所							
公衆便所	すべての規模	●	●	●		●	●
20 公共用歩廊							
公共用歩廊	2,000㎡以上	●	●	●		●	●
	1,000㎡以上2,000㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
21 地下街							
地下街その他これらに類する施設	2,000㎡以上	●	●	●		●	●
	1,000㎡以上2,000㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○
22 複合施設							
1の項から21の項までに掲げる公共的建築物の複合建築物	2,000㎡以上	●	●	●	●	●	●
	1,000㎡以上2,000㎡未満(小規模建築物)	○	○	○		○	○

協議対象整備項目																								
6	7	8						9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
エレベーター	特殊な構造の昇降機	便所	ベビーチェア	ベビーベッド	着替え設備	幼児用便座	折りたたみベッド	浴室等	宿泊施設の客室	観覧席・客席	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	公共的通路	洗面所	屋上・バルコニー	カウンター・記載台	公衆電話	自動販売器水飲み器	コンセントスイッチ	緊急時の設備・施設	手すり
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●							●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●	●	●	●	★	★	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
●	●	●	●					●			●	●	●	●	●	●							●	●
○	○	○						○			○		○										○	○
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●						●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●							●	●
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●	●						●	
●	●	●						●			●	●	●	●	●	●							●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●	●	●				●			●	●	●	●	●	●							●	●
○	○	○									○		○										○	○
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
○	○	○									○		○										○	○

●は整備基準（努力義務）を適用するもの

★は3，000㎡以上の場合に、整備基準（努力義務）を適用するもの

○は協議対象となるもの（小規模建築物）

■ 部分は、移動等円滑化基準（適合義務）を適用するもの

■ 部分は、設置する場合は、移動等円滑化基準（適合義務）を適用するもの

■ 部分は、2,000㎡以上の場合に、移動等円滑化基準（適合義務）を適用するもの

■ 部分は、5,000㎡以上の場合に、移動等円滑化基準（適合義務）を適用するもの

（3） 増築等における適用範囲

① 協議対象の範囲

努力義務

公共的建築物において、「増築、改築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替え」（以下この項において「増築等」という。）をする場合、次の部分が協議対象となります。

ア） 当該増築等に係る部分

イ） 道等から当該増築等に係る部分にある利用居室等・共同住宅の各住戸・ホテルもしくは旅館における一般客室までの経路

ウ） 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者が利用する便所

エ） 当該増築等係る部分にある利用居室等（利用居室等がない場合は道等）から車椅子使用者用便房までの経路

オ） 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者が利用する駐車場

カ） 当該増築等係る部分にある利用居室等（利用居室等がない場合は道等）から車椅子使用者用駐車場までの経路

② 適合義務の範囲

適合義務

特別特定建築物において、「増築、改築、用途変更」をする場合、次の部分に建築物移動等円滑化基準が適用されます。

ア） 当該増築、改築、用途変更に係る部分

イ） 道等から当該増築等に係る部分にある利用居室等・共同住宅の各住戸・ホテルもしくは旅館における一般客室までの１以上の経路

ウ） 一般便所がある場合は、車椅子使用者用便房、オストメイト用の水洗器具・設備を設けた便房、床置き式等の小便器、用途と規模に応じ乳幼児設備を整備
（出入口および床面の段差、車椅子使用者用便房以外の腰掛便座の手すり、小便器の手すりの規定は適用しない。）

エ） 当該増築、改築、用途変更係る部分にある利用居室等（利用居室等がない場合は道等）から車椅子使用者用便房までの１以上の経路

オ） 一般駐車場がある場合は、車椅子使用者用駐車場を整備

カ） 当該増築、改築、用途変更係る部分にある利用居室等（利用居室等がない場合は道等）から車椅子使用者用駐車場までの経路

なお、便所や駐車場については、既存部分の改修によって適合させることも可能です。基準が適用される経路が既存部分にある場合は、既存部分も基準に適合させなければなりません。

◆増築における適用範囲の例◆

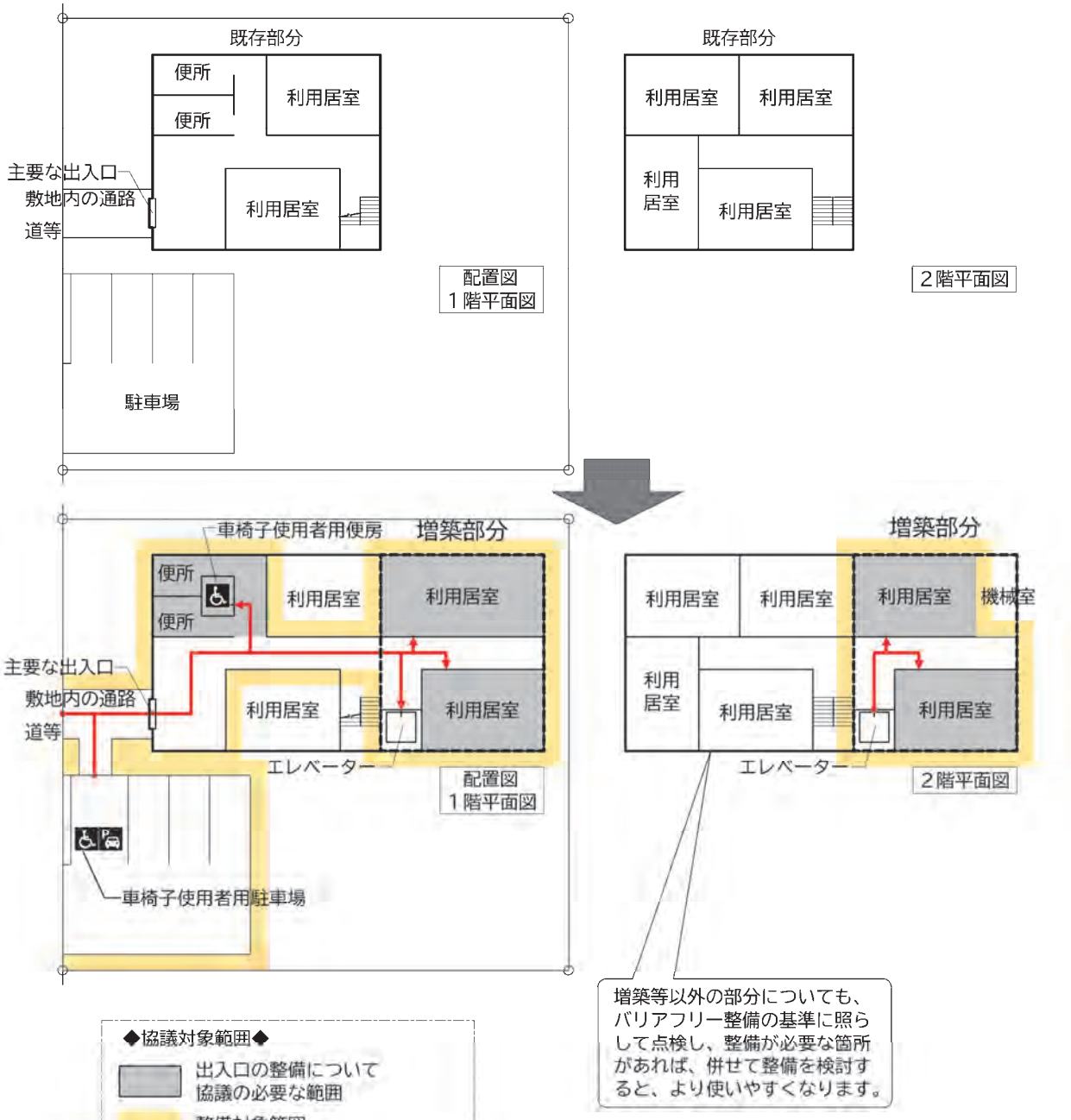

（4）類似の用途の取扱い

努力義務　適合義務

バリアフリー法における類似の用途は、建築基準法とは異なり、下表のとおりです。それぞれ当該各号に掲げる他の用途が類似の用途となります。（バリアフリー法施行令附則第4条）

建築基準法の手続きが不要な規模や類似の用途間の変更であっても、区条例に基づく協議が必要な場合があります。また、変更後の用途が特別特定建築物に該当する場合は、適合義務があります。

1	病院または診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
2	劇場、映画館または演芸場
3	集会場または公会堂
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
5	ホテルまたは旅館
6	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
7	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
8	博物館、美術館または図書館

（例）用途変更に当たるもの
- 診療所　→保育所
- 老人ホーム→老人デイサービスセンター（老人福祉センター等に該当）

（5）読み替え規定

適合義務

区条例で追加された特別特定建築物については、バリアフリー法施行令第24条および区条例第40条により、移動等円滑化基準の条文中「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」は「多数の者が利用する」と読み替えます。

これは、「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」ものではないが、「多数の者が利用する」共同住宅や保育所等のみに適用されます。

例えば、共同住宅では、住戸は基本的に居住者のみの利用なので「多数の者が利用する」には該当しませんが、共用の廊下や階段、付属の駐車場等は「多数の者が利用する」に該当します。

区条例第 27 条で追加した特別特定建築物

1 学校（令第5条第 1 号に規定する特定建築物を除く。）
2 共同住宅
3 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第 5 条第 9 号に規定する特定建築物を除く。）
4 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第 5 条第 11 号に規定する特定建築物を除く。）
5 料理店

上記の特別特定建築物に該当する場合、

「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」○○ ▶ 「多数の者が利用する」○○

○○は、便所、廊下等の各条文に応じた建築物特定施設

公立小学校等の読み替え（バリアフリー法施行令第 23 条＋区条例 39 条の2）

公立小学校等については、バリアフリー法施行令と区条例に、それぞれ読み替え規定があります。

※読み替えされない規定

バリアフリー法施行令および区条例の規定中、以下で規定されているものについては、読み替えがなされません。

- 「不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用する」
- 「不特定かつ多数の者が利用する」

「不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用する」 読替え×

「不特定かつ多数の者が利用する」 読替え×

令 5 条で定める特別特定建築物で区条例第 28 条により規模を引き下げたもの 読替え×

3. 主要寸法の基本的な考え

【図 1.3.1】手動車椅子の寸法
（JIS T 9201）

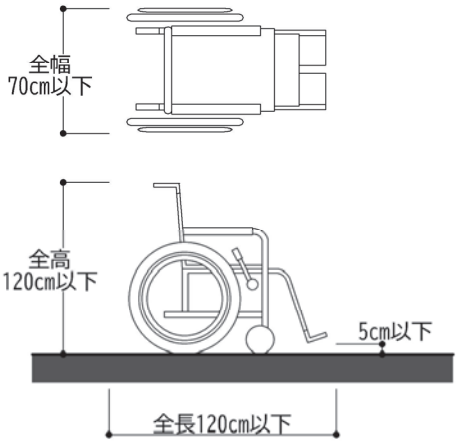

【図 1.3.2】電動車椅子の寸法
（JIS T 9203）

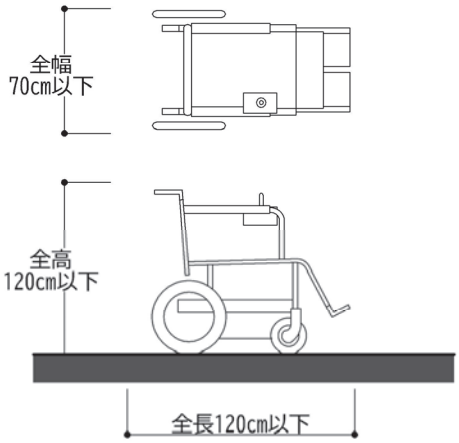

【図 1.3.3】車椅子使用者の動作寸法

■車椅子使用者が通過できる最低限の幅：80cm 以上（バリアフリー法施行令に定める幅）

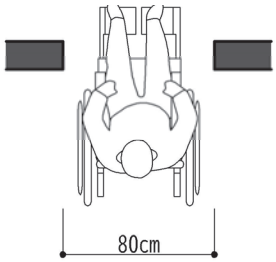

■車椅子使用者が通過できる幅：85cm以上（区条例に定める幅）

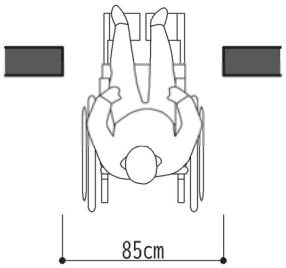

■車椅子使用者が通行しやすい幅：90cm以上（バリアフリー法誘導省令に定める幅）

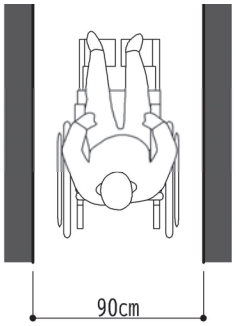

■車椅子使用者と横向きの人がすれ違える幅、両杖歩行者が通過できる幅:120cm以上

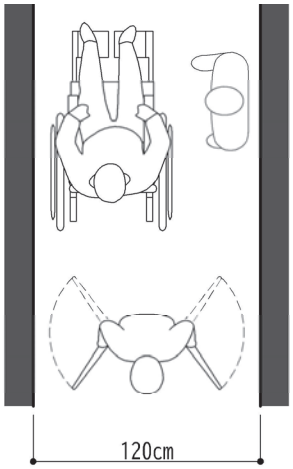

■車椅子使用者と人がすれ違える幅：140cm以上

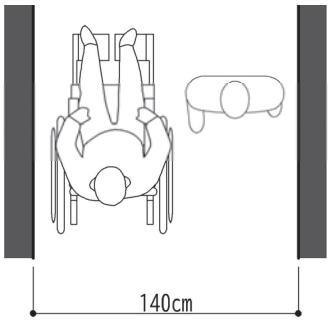

■車椅子使用者同士がすれ違える幅：180cm以上

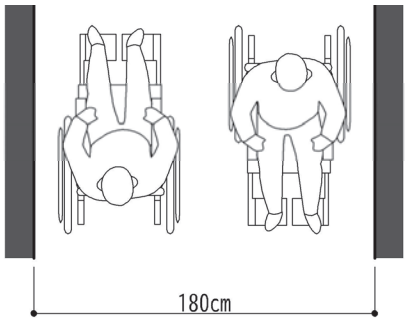

120cm 幅では、手荷物があるとすれ違いにくくなります。
写真の出典：練馬区　みんなが使いやすい建物・公園をつくろう！　ユニバーサルデザインの整備事例と設計のヒント集2
（（公財）練馬区環境まちづくり公社　みどりのまちづくりセンター）
https://nerimachi.jp/H29_UDzireisyu_HP.pdf

【図 1.3.4】手動の車椅子使用者が転回できる広さ

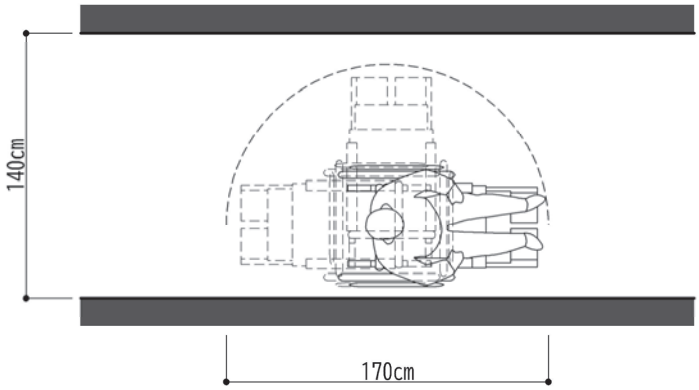

【図 1.3.5】手動の車椅子使用者がその場で回転できる広さ：直径 150cm 以上

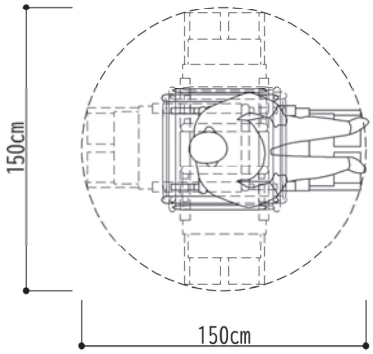

【図 1.3.6】電動の車椅子使用者がその場で回転できる広さ、座位変換型の電動車椅子が 360 度回転できる最低寸法：直径 180cm 以上

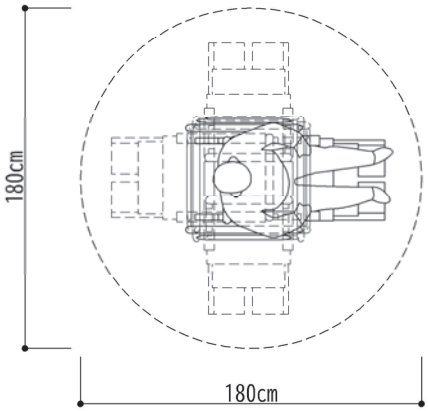

4. マニュアルの見方

マニュアルの構成・内容は以下のとおりです。

Ⅰ.建築物(共同住宅等以外)、Ⅱ.建築物(共同住宅等)、Ⅲ.小規模建築物には、それぞれの整備項目ごとに、整備基準および建築物移動等円滑化基準とその解説、配慮指針を掲載しています。

区条例施行規則別表第3、小規模建築物の整備に関する要綱別表第2に掲げる整備基準(努力義務)です。
(参考図では★マーク)

バリアフリー法施行令、区条例第5章の移動等円滑化基準(適合義務)です。
(参考図では●マーク)

参考図の番号等です。
Ⅰ:共同住宅等以外
Ⅱ:共同住宅等
Ⅲ:小規模建築物

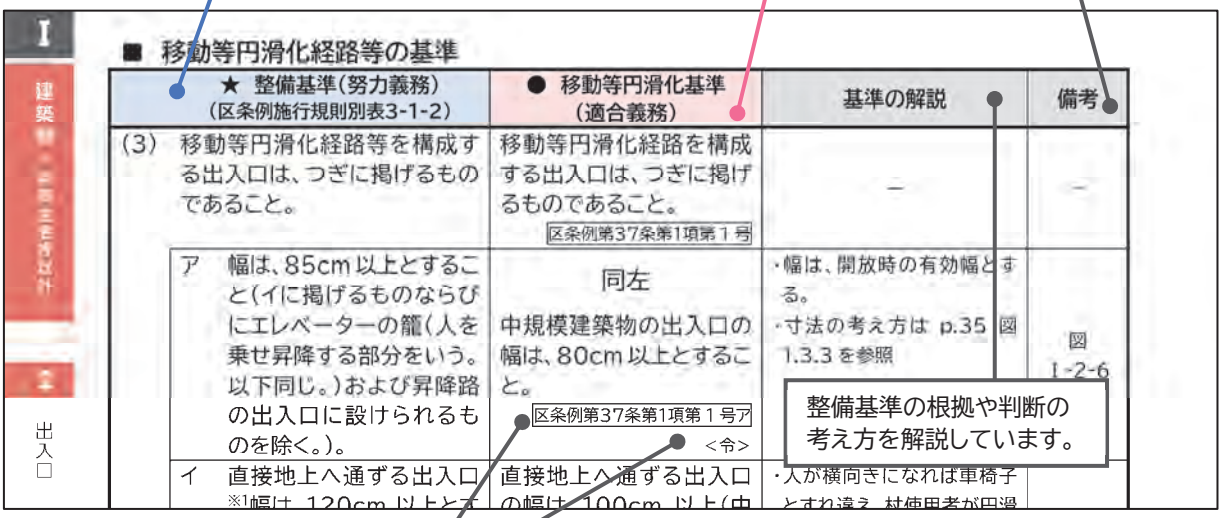

■ 移動等円滑化経路等の基準

	★ 整備基準(努力義務)(区条例施行規則別表3-1-2)	● 移動等円滑化基準(適合義務)	基準の解説	備考
(3)	移動等円滑化経路等を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。	移動等円滑化経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。 区条例第37条第1項第1号	–	–
ア	幅は、85cm以上とすること(イに掲げるものならびにエレベーターの籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)および昇降路の出入口に設けられるものを除く。)。	同左 中規模建築物の出入口の幅は、80cm以上とすること。 区条例第37条第1項第1号ア <令>	・幅は、開放時の有効幅とする。 ・寸法の考え方は p.35 図1.3.3 を参照	図 I-2-6
イ	直接地上へ通ずる出入口 ※1幅は、120cm以上とす	直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm以上(中	・人が横向きになれば車椅子とすれ違え、材使用者が円滑	

整備基準の根拠や判断の考え方を解説しています。

移動等円滑化基準(適合義務)の凡例は以下のとおりです。
<令>バリアフリー法施行令
<告>バリアフリー法施行令に基づく告示
<省>バリアフリー法施行令に基づく省令
区条例第●条第●項 区条例のうち、都条例と同じ基準
区独自 区条例第●条第●項 区条例のうち、練馬区独自の基準

基準への対応や建築物のバリアフリー対応の参考となる図・整備の内容です。
凡例 ★整備基準
●移動等円滑化基準

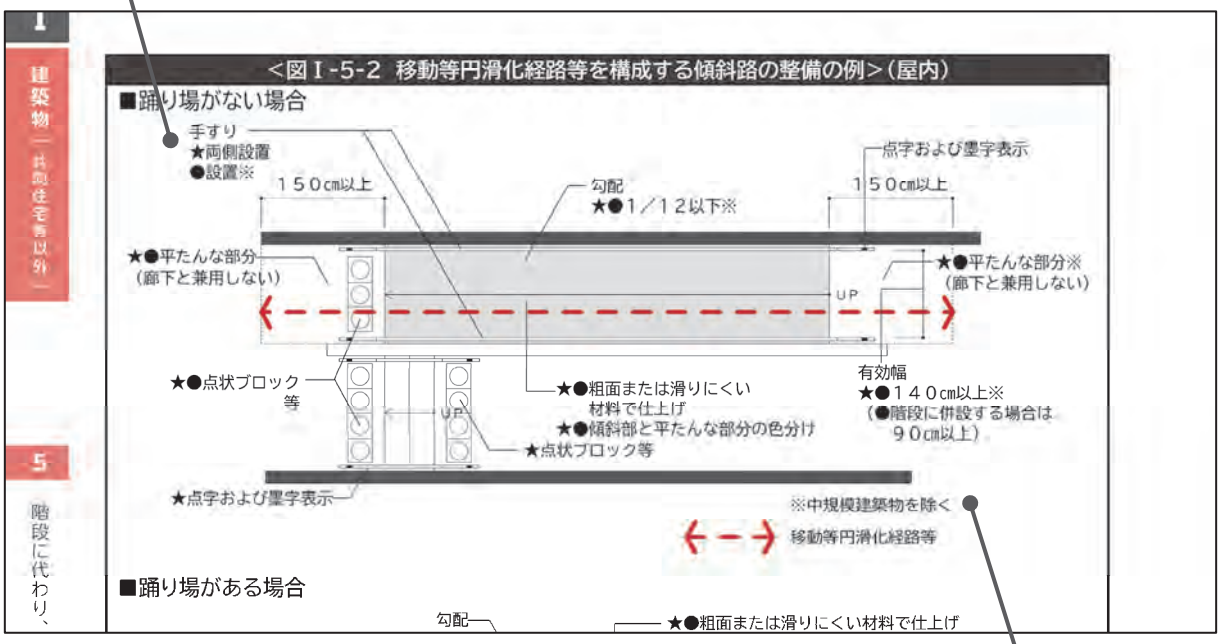

「※中規模建築物を除く」とある項目については、中規模建築物において●(移動等円滑化基準)を適用しない。

配慮指針の５つの原則に基づき、配慮事項を示しています。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保していますか。

□視覚障害者の利用に配慮し、点字や文字の浮き彫り等により室名を表示していますか。

□施設名称や室名などは立位の大人、車椅子使用者、弱視者等が見やすいように設置していますか。

B 分かりやすさ

□扉部分をコントラストのある彩色・デザインとする等、弱視者等が扉とその周辺の区別を認識しやすくしていますか。

□室名などのサインは、大きな文字で背景とのコントラストをつけることで、認識しやすくなるようにしていますか。

□出入口から見通しの良い位置に受付カウンターを設けていますか。

□車椅子使用者が利用できる出入口をわかりやすく案内していますか。

□点状ブロック等が玄関マットで途切れないように設置していますか。

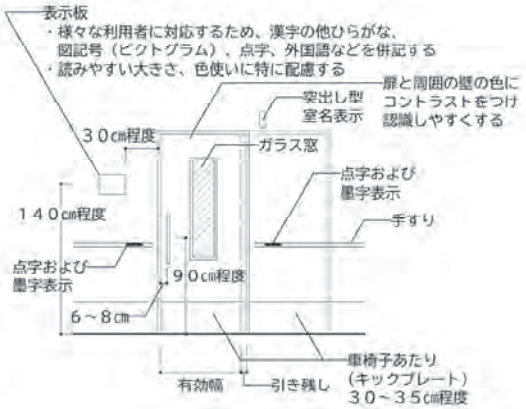

□戸の周辺に下り階段を設ける場合は、転落の危険がないよう十分なスペースを確保していますか。

□戸の向こう側が認識しやすいよう戸にガラス等の透過部分を設けていますか。

I

建築物

共同住宅等以外

移動等円滑化経路等 1
出入口 2
廊下等 3
階段 4
階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路 5
エレベーターおよびその乗降ロビー 6
特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 7
便所 8
浴室等 9
宿泊施設の客室 10
観覧席・客席 11
敷地内の通路 12
駐車場 13
標識 14
案内設備 15
案内設備までの経路 16
公共的通路 17
洗面所 18
屋上またはバルコニー 19
カウンターまたは記載台 20
公衆電話 21
自動販売機・水飲み器 22
コンセントまたはスイッチ 23
緊急時の設備等 24
手すり 25

＜移動等円滑化経路等と各整備項目＞

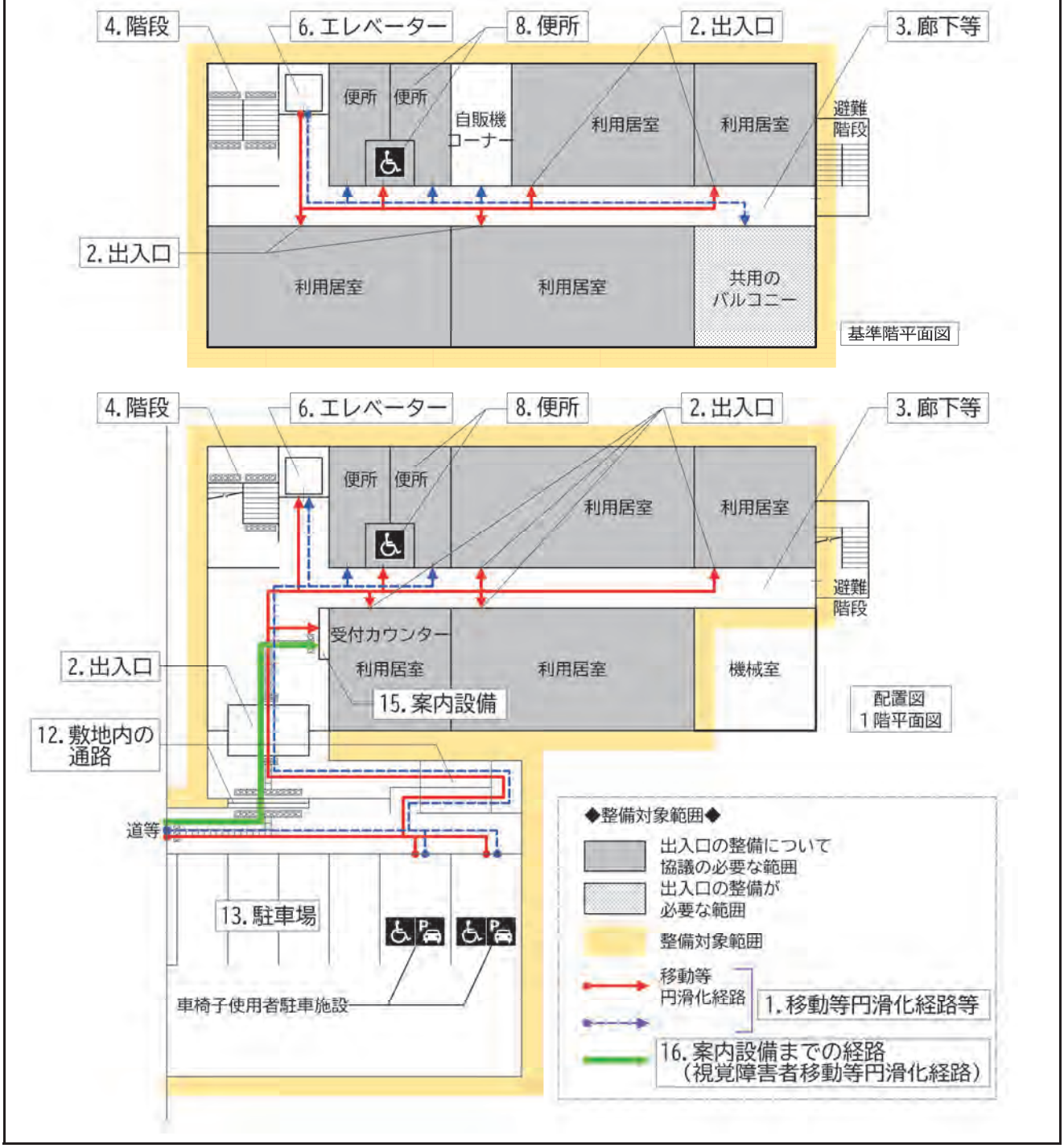

1. 移動等円滑化経路等

■ 移動等円滑化経路等の基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-1)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) つぎに掲げる場合には、それぞれつぎに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、そのすべて)を移動等円滑化経路等※1とすること。	つぎに掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、そのすべて)を、移動等円滑化経路※1とすること。 <令>	−	−
ア 建築物に、利用居室等※2を設ける場合:道等※4から当該利用居室等までの経路	同左 (利用居室等は利用居室※3と読み替える。) (地上階※5またはその直上階もしくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。) <令>	−	−
イ 建築物またはその敷地に車椅子使用者用便房※6を設ける場合:利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路	同左 (利用居室等は利用居室と読み替える。) <令>	・物販販売店舗の売り場スペース等の居室内を通って、車椅子使用者用便房を利用する場合、その居室内の通路部分も該当する。	−
ウ 建築物またはその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合:当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路	同左 (利用居室等は利用居室と読み替える。) <令>	−	−
エ 建築物が公共用歩廊である場合:その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊またはその敷地にある部分に限る。)	同左 <令>	−	−

<令>令第18条第1項

※1 移動等円滑化経路等、移動等円滑化経路:高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路
※2 利用居室等:不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等
※3 利用居室:不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室(バリアフリー法施行令第18条第1項第1号に定義)
※4 道等:道または公園、広場その他の空地(区条例施行規則第9条第3項第2号、バリアフリー法施行令第18条第1項第1号に定義)
※5 地上階:直接地上へ通ずる出入口のある階(バリアフリー法施行令第18条第1項第1号に定義)
※6 車椅子使用者用便房:車椅子使用者が円滑に利用できる構造の便房

■ 移動等円滑化経路等の基準（つづき）

		★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-1）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）		移動等円滑化経路等上に、階段または段を設けないこと。 ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	同左 （中規模建築物における(1)イ（利用居室から車椅子使用者用便房までの経路）および(1)ウ（車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路）にあっては、階から階に至る階段を除く） ＜令＞ 区条例第30条第1項第1号イ	―	―
（3）	ア	―	建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗・中規模建築物を除く。）に、地上階またはその直上階もしくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち1以上を、令第18条第2項第1号から第6号までおよび区条例第37条第1項第1号から第4号までの基準に適合させなければならない。 区条例第30条第1項第1項ア 区条例第37条第2項	・令第18条第1項第1号では、地上階もしくはその直上階、または地上階もしくはその直下階のみに利用居室を設ける場合は、当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分は、移動等円滑化経路から除き、垂直移動が一層分まではエレベーター等の設置を免除している。これに対し、区条例では、上記のような一層分の垂直移動の場合についても、一部の用途を除き、移動等円滑化経路として整備することを求めている。	図 I-1-1
	イ	―	アの経路またはその一部が、移動等円滑化経路またはその一部となる場合にあっては、アの規定は適用しない。 区条例第37条第3項	―	図 I-1-1

＜令＞令第18条第2項

＜図Ⅰ-1-1　移動等円滑化経路（適合義務）とならない上下の移動に係る経路＞

■「幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」および「中規模建築物」の道等から利用居室までの移動円滑化経路（適合義務）（断面図）

①地上階とその直上階のみに利用居室がある場合

②地上階とその直下階のみに利用居室がある場合

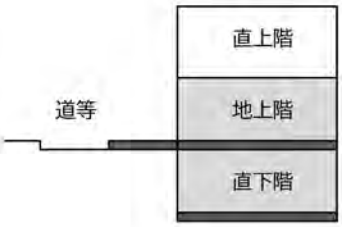

③地上階の直上階のみに利用居室がある場合

④地上階の直下階のみに利用居室がある場合

⑤地上階の直上階と直下階のみに利用居室がある場合

⑥各階に利用居室がありどちらかの階のみに車椅子使用者用便房がある場合

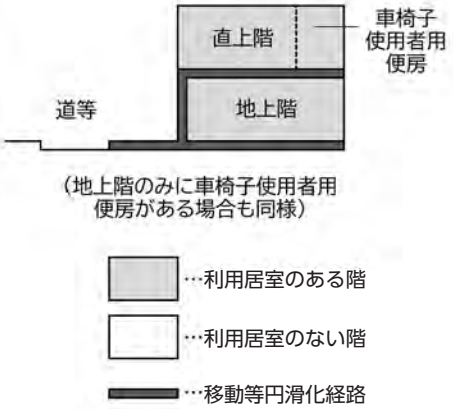

※①～④の場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路とならない。つまり垂直移動が一層分まではエレベーター等の設置が免除される。ただし、幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、美容院、クリーニング取扱店、質屋、貸衣装屋等においては、車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設を設けた階までの経路は、移動等円滑化経路となる。（⑥）
また、整備基準（努力義務）の場合は上下の移動に係る部分も移動等円滑化経路となる。

2. 出入口

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-2)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する出入口※1は、つぎに掲げるものとすること。	―	―	―
ア 戸の全部または一部にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置を講じること。	―	・子どもや弱視の方などがガラスと認識できずに衝突する危険があるため、戸にガラスを設ける場合は、目線の高さにテープを貼る、錯視しにくいデザインとする等の措置を講じること。	図 I-2-1
イ 戸を設ける場合(便所および階段室に設ける場合を除く。)には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	―	・容易に開閉し通過可能な構造として、一般的に推奨される順位は、①自動式引き戸、②手動式引き戸、③開き戸の順である。 ・「その前後に高低差がない」とは、車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することである。	図 I-2-2 I-2-3 I-2-4
ウ イの規定にかかわらず、利用居室等において、戸(移動等円滑化経路等を構成する戸を除く。)を設ける場合には、戸の1以上を自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	―	―	図 I-2-2 I-2-3 I-2-4
(2) (1)に規定する出入口のうち、屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。)の1以上は、つぎに掲げるものとすること。	―	―	―
ア 幅は 85cm 以上とすること。	―	・幅は、開放時の有効幅とする。 ・寸法の考え方はP.35 図 1.3.3 を参照。	図 I-2-1
イ 出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。	―	・雨天時は車椅子使用者や子ども連れの方などが雨具等の着脱を濡れずに行うために、屋外に通じる出入口にひさしまたは屋根を設ける。	図 I-2-1

※1 出入口:建築物および利用居室等の出入口

＜図Ⅰ-2-1　出入口に共通する整備の例＞

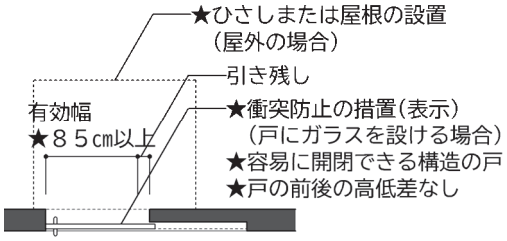

＜図Ⅰ-2-2　戸の前後の高低差の解消の例＞

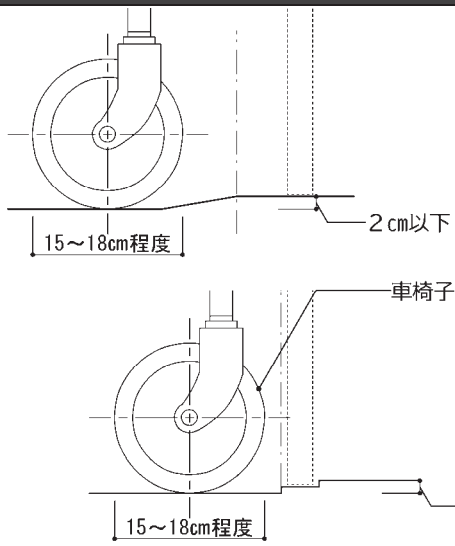

・　やむを得ず、外部の出入口の建具等で雨仕舞いの関係から多少の段差が必要となる場合であっても2cm 以下の段差とし、すり付けを設けるなど、車椅子の通行に支障とならないように配慮する。

＜図Ⅰ-2-3　戸の形式の例＞

■引き戸の場合　■開き戸の場合　■親子扉の場合

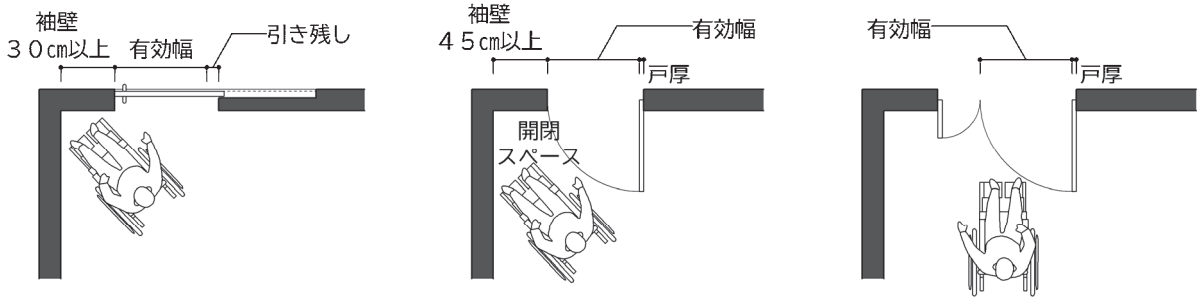

・　車椅子使用者が戸を開閉できるよう、戸の前後には水平部分を設ける。
・　車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。
・　戸の構造は、軽い力で戸を開閉できるものとする。（軽量、開閉補助器具等）
・　開き戸の場合は戸を開けた状態での幅（戸厚を含めない幅）とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。
・　両開き戸（親子扉を含む。）および両引き戸の場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とする。
・　自動式開き戸は、突然に開いたドアに衝突する危険があるので配慮を要する。
・　ドアクローザーを設ける場合は、開閉速度が調節できるものがよい。
・　自動式引き戸の起動装置は、視覚障害者、車椅子使用者等の通行に支障なく作動するよう配慮する。

＜図Ⅰ-2-4　取っ手の使いやすさ＞

■棒状　■プッシュプルハンドル　■パニックバー　■レバーハンドル　■握り玉　■引き手

・　取っ手は、握り拳や肘等でも利用できるよう、手動引き戸では棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いプッシュプルハンドル式、パニックバー形式またはレバーハンドル式のものとする。
・　握り玉や引き手は、上肢や手に障害のある人が使いにくいので避ける。
・　取っ手（ドアハンドル）は、車椅子使用者にも使いやすい高さ（取っ手の中心が床から 90 cm程度）に設ける。

■ 移動等円滑化経路等の基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-2)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(3) 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。	移動等円滑化経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。 区条例第37条第1項第１号	―	―
ア 幅は、85cm 以上とすること(イに掲げるものならびにエレベーターの籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)および昇降路の出入口に設けられるものを除く。)。	同左 中規模建築物の出入口の幅は、80cm 以上とすること。 区条例第37条第1項第１号ア <令>	・幅は、開放時の有効幅とする。 ・寸法の考え方は p.35 図 1.3.3 を参照	図 I -2-6
イ 直接地上へ通ずる出入口※1幅は、120cm 以上とすること。	直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm 以上(中規模建築物については、85cm 以上)とすること。 区条例第37条第1項第１号イ	・人が横向きになれば車椅子とすれ違え、杖使用者が円滑に通行できるよう出入口の有効幅は 120cm 以上とする。 ・利用者の通行が一番多いことが想定されるため、直接地上へ通じる出入口の有効幅は 100cm 以上とする。	図 I -2-5
ウ 屋外へ通ずる出入口には、出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。	―	・雨天時は車椅子使用者や子ども連れの方などが雨具等の着脱を濡れずに行うために、屋外に通じる出入口にひさしまたは屋根を設ける。	図 I -2-5
エ 誘導鈴または音声誘導装置を設けること。	―	・視覚障害者に出入口の位置を案内するため、誘導鈴または音声誘導装置を視覚障害者誘導用ブロック、点字、触地図などと適切に組み合わせて設置することが有効である。	図 I -2-5
オ ―	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 <令>	・容易に開閉し通過可能な構造として、一般的に推奨される順位は、①自動式引き戸、②手動式引き戸、③開き戸の順である。 ・「その前後に高低差がない」とは、車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することである。	図 I -2-2 I -2-3 I -2-4 I -2-6

<令>令第 18 条第 2 項第 2 号

※1 直接地上へ通ずる出入口:建築物の屋外に通じる主要な出入口

＜図Ⅰ-2-5　直接地上へ通ずる出入口の整備の例＞

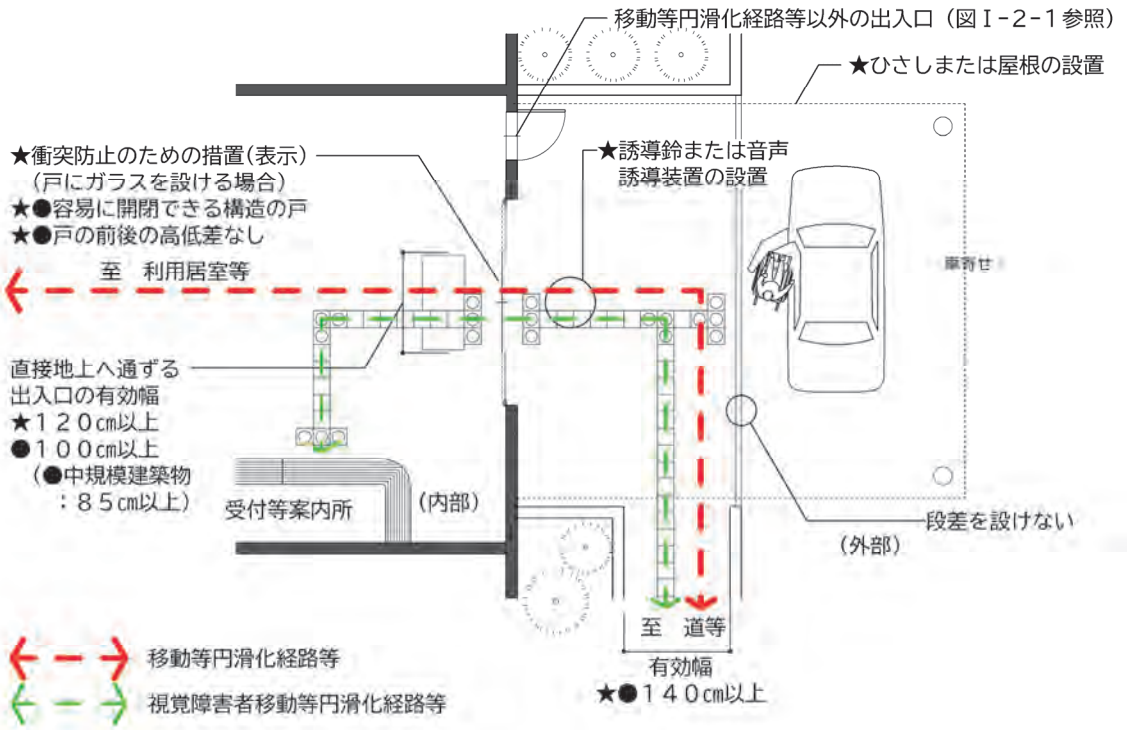

- 出入口マットは埋込式とする。泥落としマットのようなハケ状のものは足を取られたり、車椅子のキャスターが沈み込んだりして通行の支障となりやすいので用いない。
- 外部出入口の周辺は、雨掛りや傘の持込み等により濡れる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。
- 道等から案内設備（案内所）までの経路については、「16.案内設備までの経路」を参照。

＜図Ⅰ-2-6　移動等円滑化経路等を構成する出入口の整備の例＞

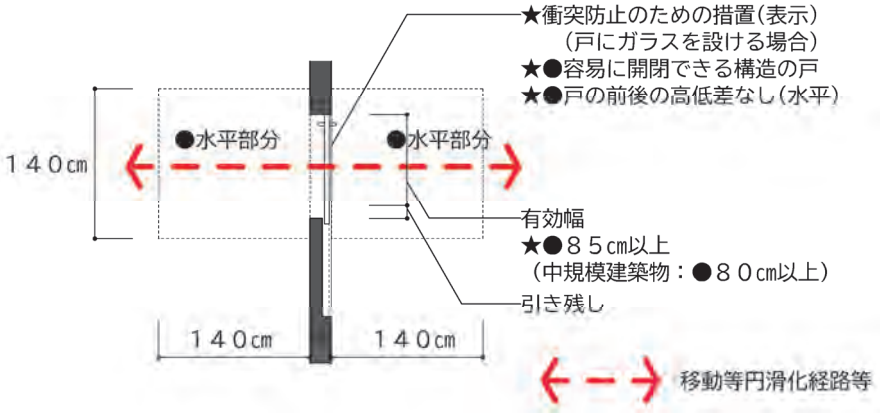

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保していますか。

□視覚障害者の利用に配慮し、点字や文字の浮き彫り等により室名を表示していますか。

□施設名称や室名などは立位の大人、車椅子使用者、弱視者等が見やすいように設置していますか。

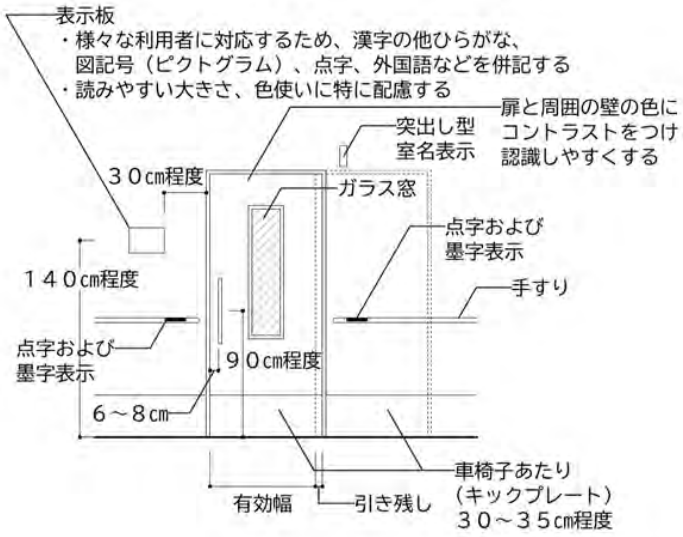

B 分かりやすさ

□扉部分をコントラスト（明度、色相または彩度の差）のある彩色・デザインとする等、弱視者等が扉とその周辺の区別を認識しやすくしていますか。

□室名などのサインは、大きな文字で背景とのコントラストをつけることで、認識しやすくなるようにしていますか。

□出入口から見通しの良い位置に受付カウンターを設けていますか。

□車椅子使用者が利用できる出入口をわかりやすく案内していますか。

□点状ブロック等が玄関マットで途切れないように設置していますか。

C 安全安心

□戸の周辺に下り階段を設ける場合は、転落の危険がないよう十分なスペースを確保していますか。

□戸の向こう側が認識しやすいよう戸にガラス等の透過部分を設けていますか。

□戸のガラスは、割れにくいガラスを選定していますか。

□防火戸は、下枠の段がないものとするなど、避難時に車椅子使用者、高齢者、障害者等が利用しやすいものとしていますか。

□衝突防止のため、戸を廊下のコーナー部から十分離していますか。

□手動外開き戸を併設するなど、玄関の戸は非常時に対応できるようにしていますか。

D 身体への負担軽減

□上吊り方式の引き戸や、リニアモーターアシスト操作引き戸など、小さな力で開閉できる戸にしていますか。

□上吊り式引き戸など、床面に段差などが生じない構造の戸を用いていますか。

□各居室の出入口において生じる敷居のわずかな段差は、角を丸く加工することで車椅子使用者が通行しやすくなるようにしていますか。

□玄関ホールに車椅子を常備していますか。

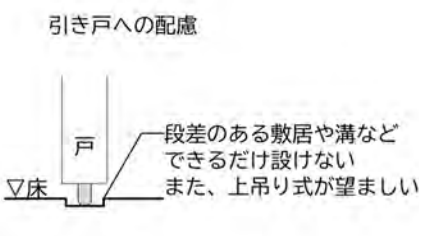

E 快適性

□靴の履き替えがしやすい適切な位置に手すりや腰かけなどを設けていますか。

3. 廊下等

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-3）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、つぎに掲げるものとすること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、つぎに掲げるものとすること。 区条例第31条	－	－
ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 <令>	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	図 I-3-3
イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分または傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するもの※1に限る。）には、視覚障害者に対し段差または傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等※2を敷設すること。 ただし、当該廊下等の部分がつぎに掲げるものである場合は、この限りでない。	階段または傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するもの※1に限る。）には、視覚障害者に対し段差または傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 <令> ただし、当該廊下等の部分が、つぎに掲げるものである場合は、この限りでない。 <告><令>	・視覚障害者に階段および傾斜路の存在を知らせるため、点状ブロック等を敷設する。 ・「4.階段」「5.階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路」の解説および図を参照。	図 I-3-1 I-4-1 I-4-5 I-5-1
(ア) 勾配が1／20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	同左 <告>	－	－
(イ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1／12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	同左 <告>	－	－
－	(ウ) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの <告>	－	－
ウ 段差を設けないこと。 ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	－	－	－

<令>令第11条 <告>告示1497号第1

※1 不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するもの：例えば、物品販売業を営む店舗等に設けられるものが該当し、学校等の「多数の者が利用するもの」は該当しない。

※2 点状ブロック等：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの。

■ 一般基準（つづき）

	★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-3）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1)	エ　幅は、140cm 以上とすること。	－	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違えるよう、有効幅は 140cm 以上とする。	－
	オ　手すりを設置すること。	－	・「25.手すり」の解説および図を参照。	－
	カ　突出物を設けないこと。ただし、安全に通行できるよう必要な措置を講じた場合※3 は、この限りでない。	－		図 Ⅰ-3-3
	キ　階段、傾斜路等（以下「階段等」という。）の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。	同左 区独自　区条例第31条	－	図 Ⅰ-3-1
	ク　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	－	・「2.出入口」の解説および図を参照。	図 Ⅰ-2-2 Ⅰ-2-3 Ⅰ-2-4

※3　あらかじめ、壁に埋め込むまたはアルコーブの中に設置するなどにより、原則として突出物を設けないようにする。やむを得ず設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう必要な措置を講じる。（高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を 10cm 以下とする。）

＜図Ⅰ-3-1 階段付近の整備の例＞

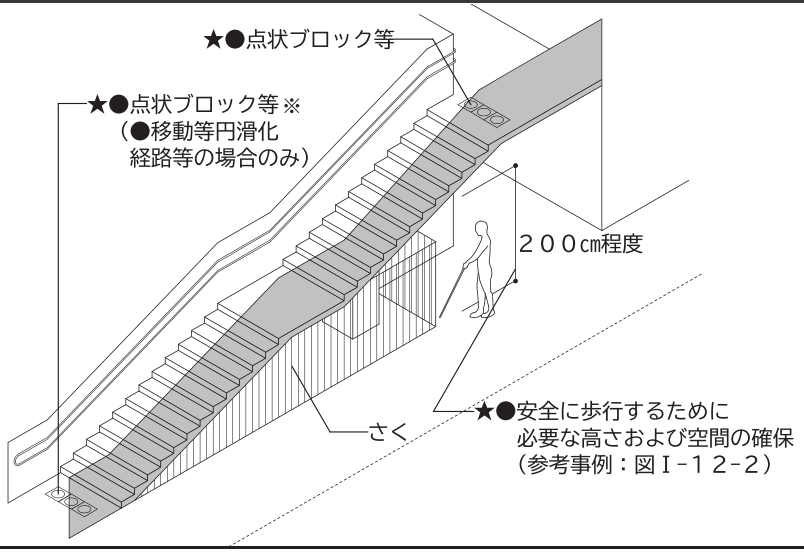

・　階段下側の天井やさささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等がぶつかる危険があるため、さくやベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。

※中規模建築物を除く

■ 移動等円滑化経路等の基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-3)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)一般基準に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとすること。	移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)一般基準に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとすること。 区条例第37条第1項第2号 (中規模建築物は、「1. 移動等円滑化経路等(1)ア(道等から利用居室までの経路)と(1)エ(一方の側の道等から当該共用歩廊を通過し、他方の道までの経路)に限る。」) <令>	―	―
ア 授乳およびおむつ交換のできる十分な広さを確保した場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと(他に授乳およびおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。)。	別表第4※4 に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が5,000㎡以上のものにあっては、授乳およびおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと(他に授乳およびおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。)。 区条例第37条第１項第２号	―	図 I-3-3
イ アに掲げる授乳およびおむつ交換のできる場所には、鍵を設置すること。	―		図 I-3-3
ウ ―	幅は、140cm 以上(中規模建築物については90cm 以上)とすること。 区条例第37条第１項第２号 <令>	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違えるよう、有効幅は 140cm 以上とする。	図 I-3-2

<令>令第25条

※4 別表第４の特別特定建築物(床面積 5,000 ㎡以上で授乳室が必要となる建築物の用途)

・ 病院または診療所	・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
・ 劇場、観覧場、映画館または演芸場	・ ホテルまたは旅館
・ 集会場または公会堂	・ 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署
・ 展示場	・ 博物館、美術館または図書館

■ 移動等円滑化経路等の基準（つづき）

	★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-3）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	エ ―	50m ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ＜令＞	―	―
	オ ―	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ＜令＞	・「2. 出入口（3）オ」の解説および図を参照。	―
	カ ―	階段の下端に近接する廊下等の部分※5 には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合または点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合※6 を除く。）。（中規模建築物を除く。） 区条例第37条第１項第２号イ	・「4.階段」の解説および図を参照。	図 Ⅰ-3-1 Ⅰ-4-1

＜令＞令第 18 条第２項第３号

※5　不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。

※6　主に高齢者が利用する福祉施設等や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどして段を識別しやすくし、注意を喚起すること等でも可とする。

＜図Ⅰ-3-2　移動等円滑化経路等を構成する廊下の整備の例＞

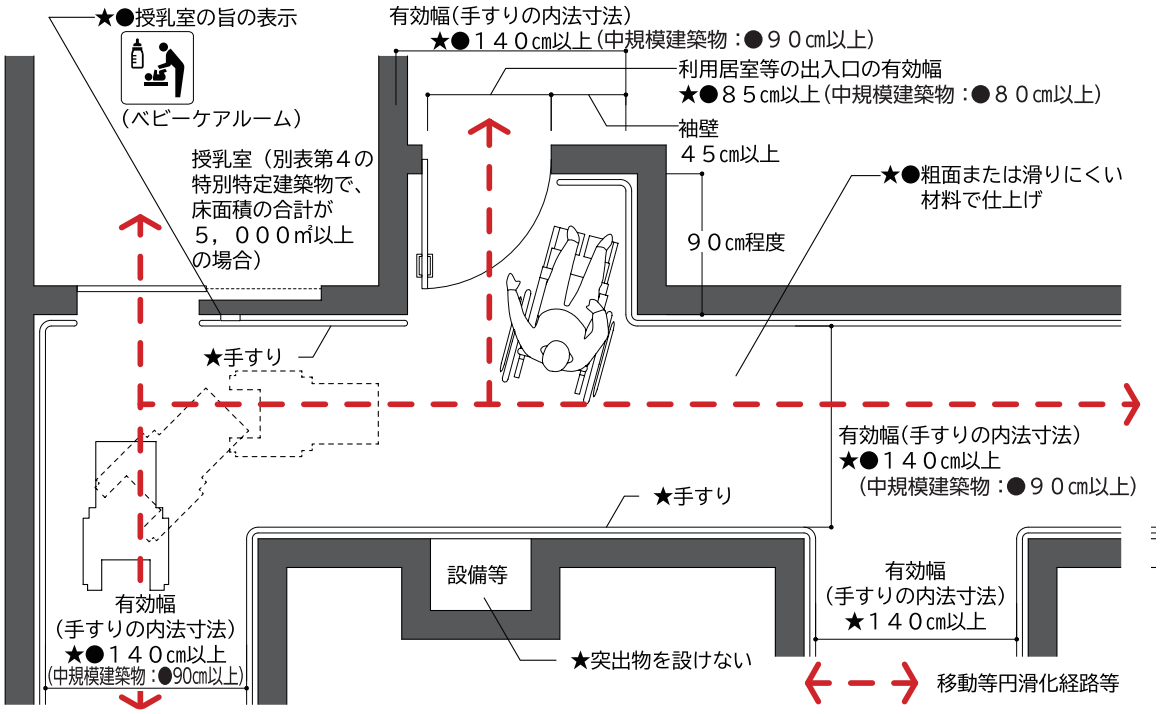

- カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一レベルとなるように敷き込む。
- 表面が濡れるおそれがある部分は、特に仕上げに配慮する。
- 廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう、戸幅以上のアルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。
- 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、戸の付近には袖壁と開閉スペースを確保する。

＜図Ⅰ-3-3 授乳室の配置例＞

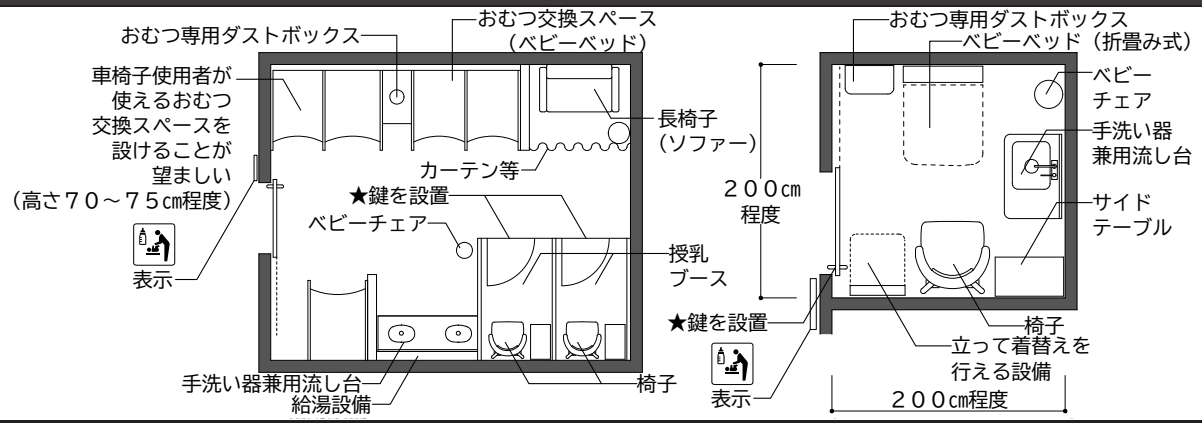

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

■ 廊下等

A 公平性

□聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保していますか。
□階段の脇に昇降機を設置していますか。
□高齢者や子どもが利用しやすいよう、手すりは２段としていますか。

B 分かりやすさ

□床と壁の色のコントラストをつけ、壁位置が認識しやすいようにしていますか。
□手すりと背後の壁の色のコントラストをつけ、手すりを認識しやすいようにしていますか。
□床パターンにより動線の誘導を行っていますか。
□壁際の足元に間接照明を設置する、天井照明に規則性を持たせるなど、照明のレイアウトによって動線の誘導を行っていますか。

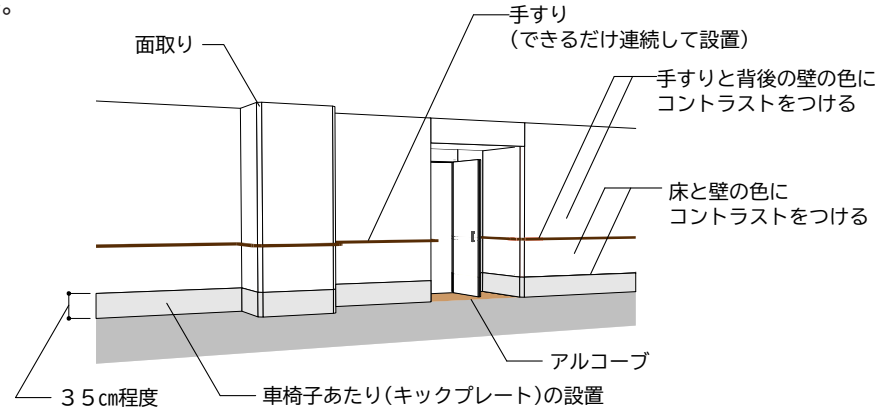

C 安全安心

□車椅子使用者同士が余裕をもってすれ違える有効幅員を確保していますか。
□転倒した際の衝撃の少ない床素材としていますか。
□窓は子どもの転落の危険がないようにしていますか。
□足元灯、非常用照明を設置していますか。
□コーナー部に隅切りを設置していますか。

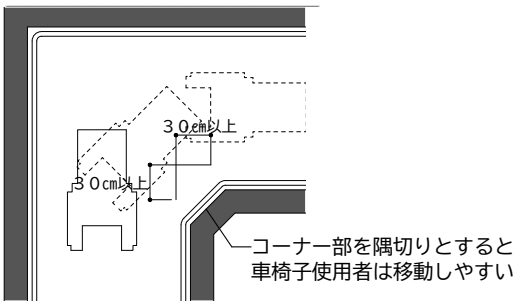

D 身体への負担軽減

□両側に連続した手すりを設置していますか。
□休憩のためのベンチを設置していますか。
□床の表面は、グレア（必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象）の生じない素材となっていますか。

E 快適性

□窓を設け、自然採光・自然通風できるようにしていますか。

■授乳およびおむつ交換のできる場所

A 公平性

□授乳のできる場所は男性や複数の親子の利用も考慮し、母乳を与えるスペースは別室とするか、または、プライバシー確保のためにカーテン等を設けていますか。
□ベッドは車椅子使用者も使えるような高さのものも併せて設けていますか。

E 快適性

□授乳のできる場所の周辺に荷物置場を設けていますか。
□授乳、保育等の子育てスペースの近くに子ども用トイレを設置していますか。
□授乳のできる場所を利用する際、同伴者が休憩できるように入口付近に休憩用椅子を設置していますか。
□大きめのおむつ専用ダストボックスを、利用者が子どもから離れずにすむようにベビーベッドの近くに設置していますか。
□赤ちゃんに離乳食を与える際、赤ちゃんを座らせることができる高めの椅子と保護者用の椅子を設けていますか。

≪ コラム ≫

床材と滑りやすさ

床の滑りにくさの指標として、ＪＩＳ Ａ 1454(※1)に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数(C.S.R.)や、ＪＩＳ Ａ 1509-12(※2)によって測定される素足の場合の滑り抵抗値(C.S.R.・B)を用います。これらの試験方法は、高分子系張り床材や陶磁器質タイルだけでなく、石材などそれ以外の床材についても滑り抵抗値を測定することが可能です。
※1 高分子系張り床材試験方法 ※2 陶磁器質タイル試験方法-第 12 部:耐滑り性試験方法)

(1)履物を履いて動作する床

当該部位の使用条件を勘案した上で、表－1を参考にして適切な材料および仕上げとすることが望まれます。

表-1 履物着用の場合の滑り

床の種類	建築物特定施設等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床面	敷地内の通路、廊下等、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R.=0.4 以上
	傾斜路(傾斜角：θ)	C.S.R. − sin θ =0.4 以上
	客室の床	C.S.R.=0.3 以上

※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008 年 6 月)

(2)素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床

当該部位の使用条件を勘案した上で、表－2を参考にして適切な材料および仕上げとすることが望まれます。

表-2 素足の場合の滑り

床の種類	建築物特定施設等	推奨値(案)
素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床	浴室(大浴場)、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R. B = 0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R.・B = 0.6 以上

※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008 年 6 月)

[使用条件]
○ 履物の有無や種類(下足(靴、運動靴、サンダル等)、上足(靴下・スリッパ等、または素足))、ほこりや水分・油の付着の有無等により滑りやすさは大きく異なるため、床の使用時に想定される条件を考慮し、試験時の滑り片および試験片の表面状態を確認する。

[留意事項]
○ 突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避ける。
○ 階段は、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶ。特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがある。水溜り等ができないよう、水はけ(水勾配の確保や床下地の不陸調整)にも留意する。
○ 素足で歩く床(大量の水や石鹸水などがかかるものを除く。)では素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下とした C.S.R 値で安全側に評価できる可能性が高い。
○ 金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮する。
○ グレーチングやマンホール蓋も雨滴によりスリップしやすいので、滑りに十分配慮する。
○ 床の滑りは、歩行や清掃等に伴う磨耗や清掃状況により、竣工時の状況から変化することに留意して、清掃等適切なメンテナンスを行う。

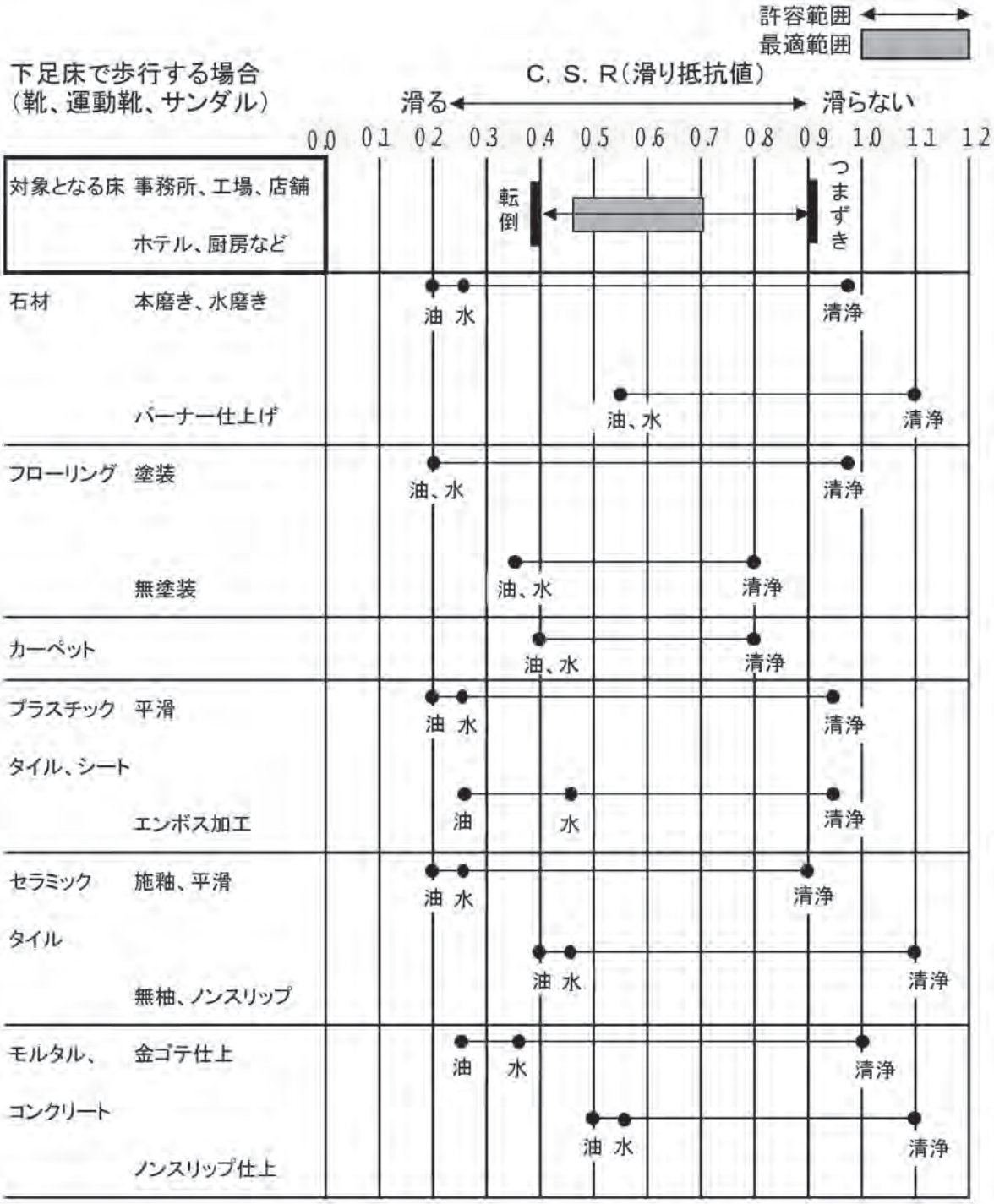
許容範囲
最適範囲
下足床で歩行する場合
（靴、運動靴、サンダル）
C. S. R（滑り抵抗値）
滑る
滑らない
0.0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.1 1.2
転倒
つまずき
対象となる床 事務所、工場、店舗
ホテル、厨房など
石材 本磨き、水磨き
油 水
清浄
バーナー仕上げ
油、水
清浄
フローリング 塗装
油、水
清浄
無塗装
油、水
清浄
カーペット
油、水
清浄
プラスチック 平滑
タイル、シート
油 水
清浄
エンボス加工
油
水
清浄
セラミック 施釉、平滑
タイル
油 水
清浄
無柚、ノンスリップ
油 水
清浄
モルタル、 金ゴテ仕上
コンクリート
油
水
清浄
ノンスリップ仕上
油 水
清浄

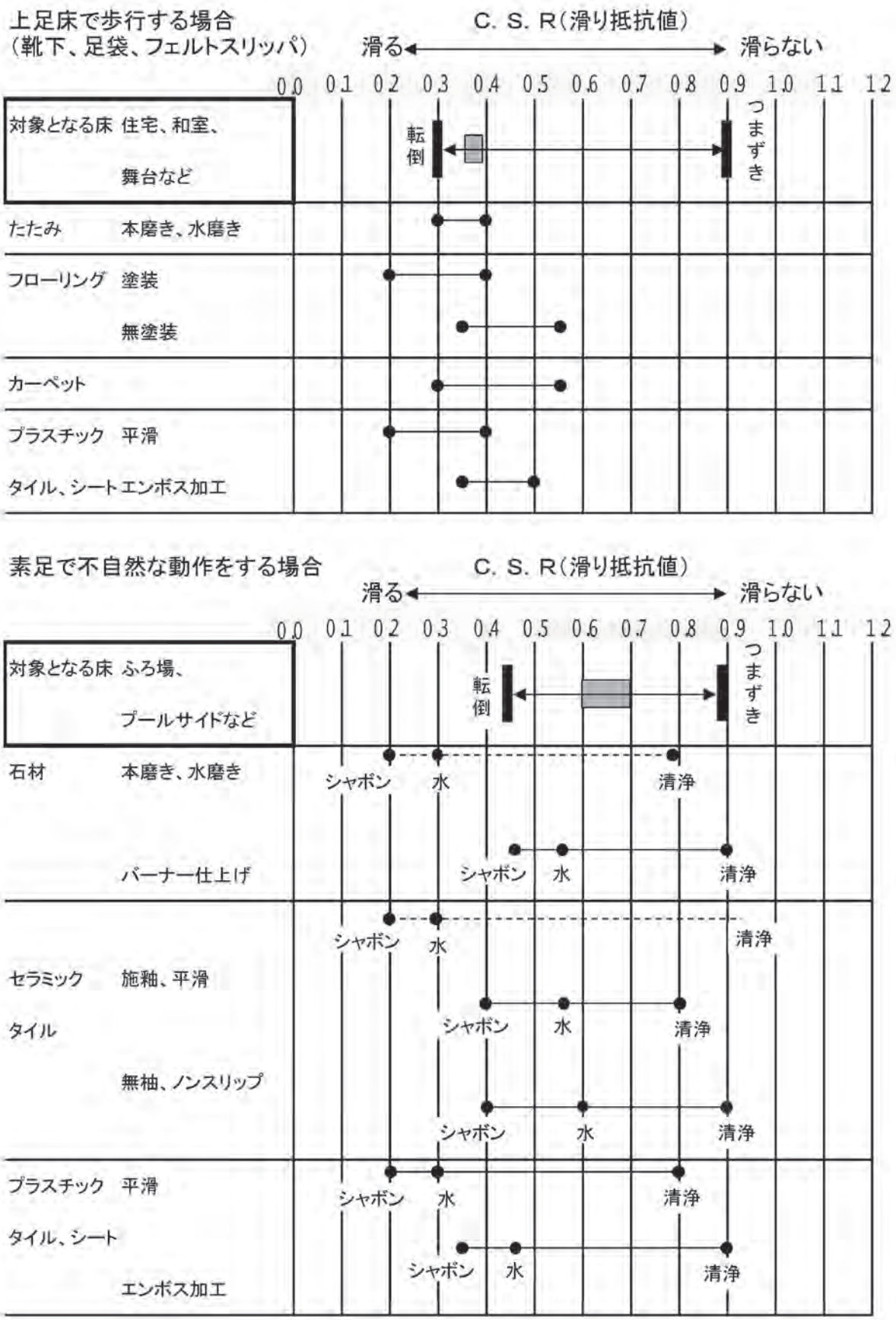

出典：東京都　身近なバリアフリーハンドブック　資料編　P.資-10～12
(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/bfree/kn4-09.htm)

4. 階段

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-4)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段は、つぎに掲げるものとすること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段は、つぎに掲げるものとすること。 <令>	−	−
ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。	踊り場を除き、手すりを設けること。 <令>	・歩行困難者や視覚障害者の利用などを考慮し、階段と踊り場に連続して手すりを設ける。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 I-4-1 I-4-5
イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 <令>	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	図 I-4-2
ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	同左 <令>	・踏み外しを防止するため、段鼻と周囲の色や仕上げに違いをつける。	図 I-4-2
エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左 <令>	・段を昇る際につま先がひっかかりやすいため、段鼻には突き出しを設けない。	図 I-4-1 I-4-3
オ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、当該踊り場が250cm 以下の直進のものである場合においては、この限りでない。	段がある部分の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、当該踊り場の部分が、つぎに掲げるものである場合は、この限りでない。 <令>	・視覚障害者に階段および傾斜路の存在を知らせるため、点状ブロック等を敷設する。 ・階段の上下端に近接する廊下等の部分に敷設する点状ブロック等については「3. 廊下等」の解説および図を参照。	図 I-4-1 I-4-5
−	(ア)主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの <告>	−	−
−	(イ)段がある部分と連続して手すりを設けるもの <告>	−	−

<令>令第 12 条　<告>告示第 1497 号第 2

＜図Ⅰ-4-1　階段の基本的な考え方＞

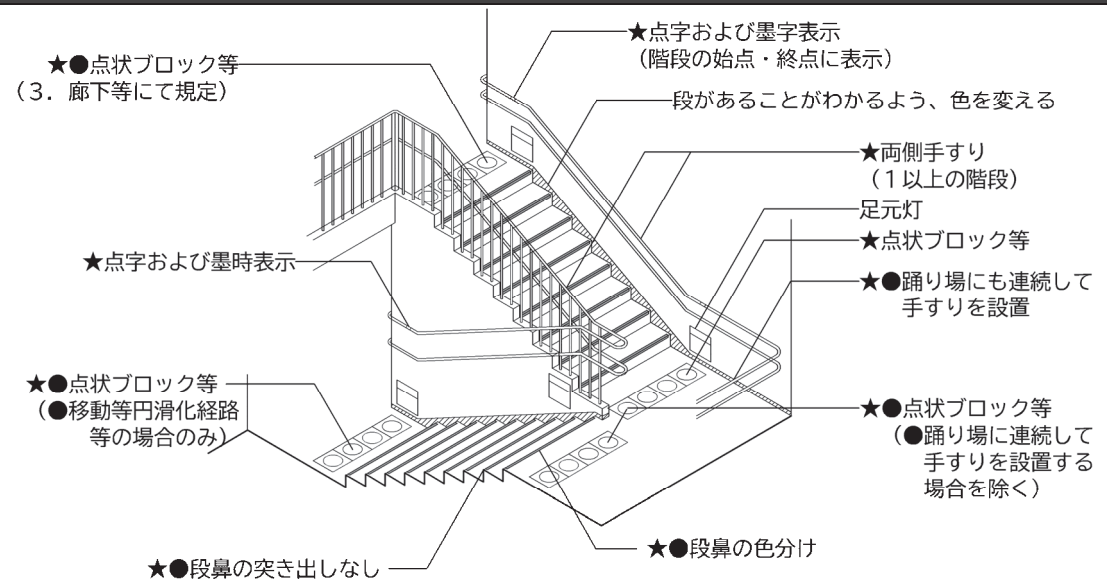

- 手すりは落下防止用でなく、移動補助のためのものが必要である。
- 表面が濡れるおそれがある部分は特に仕上げに配慮する。
- 階段の始点・終点における手すりの墨字および点字表示は、「25.手すり」を参照

＜図Ⅰ-4-2　階段の表面および踏面端部等の例＞

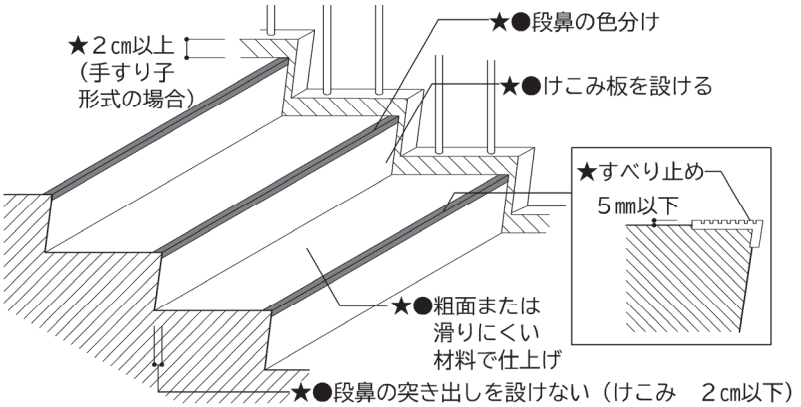

段鼻の色分け

- 点状ブロック等は、視覚障害者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、階段の幅に合わせて敷設する。
- すべり止めは、金属製のものは杖が滑るので避ける。
- すべり止めは、踏面およびけこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。
- 段鼻の位置をわかりやすくするため、すべり止め部分、けこみの先端部には目立つ色をつける等の工夫をする。
- 踏面と段鼻の色分けは、少なくとも輝度比 2.0 以上を確保する。

＜図Ⅰ-4-3　けあげ、踏み面の形状（つまずきにくい構造）の例＞

段鼻の突き出しを設けない　　けこみ板の無いものは避ける

■ 一般基準(つづき)

	★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-4)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1)	カ　主たる階段は、回り階段でないこと。 ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	同左 ＜令＞	・回り階段では、昇降動作と回転動作が同時に発生し、視覚障害者等が方向を失ったり、踏み面寸法が内側と外側で異なるため、段を踏み外したりする危険性が生じやすくなる。	図 Ⅰ-4-4
	キ　手すり子形式とする場合には、2cm 以上の立ち上がりを設けること。	―	・杖の転落を防止するために、立ち上がりを設ける。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 Ⅰ-4-2
	ク　段鼻にすべり止めを設けること。	―	―	図 Ⅰ-4-2
	ケ　幅員が 300cm を超える場合には、中央部に手すりを設置すること。	―	・「25.手すり」の解説および図を参照。	―
	コ　けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。	―	―	―

＜令＞令第 12 条

＜図Ⅰ-4-4　主たる階段の形状の例＞

■折返し階段

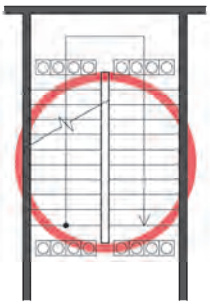

■折返し階段

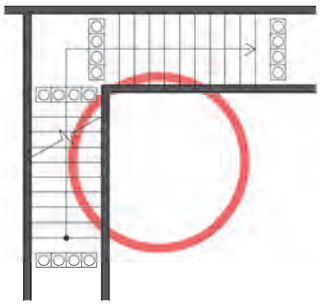

■直線階段

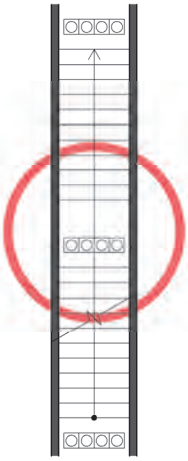

■回り階段

(既存建物で構造上困難な場合に限る。
また踏面の最小寸法は３０cm必要)

■回り階段

(既存建物で構造上困難な場合に限る)

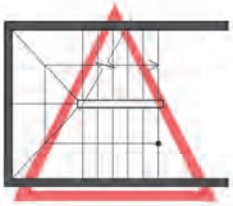

■らせん階段

(らせん階段は主階段としない)

・　少しずつ幅が広がる(または狭くなる)形状の階段は、進行方向と手すりの方向が一致せず、使いにくく危険なため避ける。

■ 一般基準（つづき）

	★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-4）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、（1）に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとすること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、（1）に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとすること。 区条例第32条第1項	―	―
	ア　踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。	踊り場に手すりを設けること。 区条例第32条第1項第１号 同条第2項第１号	・視覚障害者や片麻痺者等の利用などを考慮し、手すりを階段と踊り場に連続して両側に設ける。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 Ⅰ-4-1 Ⅰ-4-5
	イ　けあげの寸法は、18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。	けあげの寸法は、18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とし、それぞれ一定とすること。 （中規模建築物を除く。） 中規模建築物においては、けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。 区条例第32条第1項第２号 同条第2項第２号	―	図 Ⅰ-4-5
	ウ　階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10cmを限度として、ないものとみなす。）は、120cm 以上とすること。	同左 （中規模建築物を除く。） 区条例第32条第1項第３号	・松葉杖使用者や介助が必要な歩行困難者等の利用を考慮し、有効幅は120cm以上とする。	図 Ⅰ-4-5
	エ ―	アからウの規定は、基準※1を満たすエレベーターおよびその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。 ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。 区条例第32条第3項	・老人ホーム等の「主として高齢者、障害者が利用する」階段については、適用除外がないので注意が必要。	―

※1　基準：「6.エレベーターおよびその乗降ロビー」の移動等円滑化基準のうち、区条例による付加基準を除く基準

＜図Ⅰ-4-5　点状ブロックの位置、手すりの開始位置の例および階段の寸法の例＞

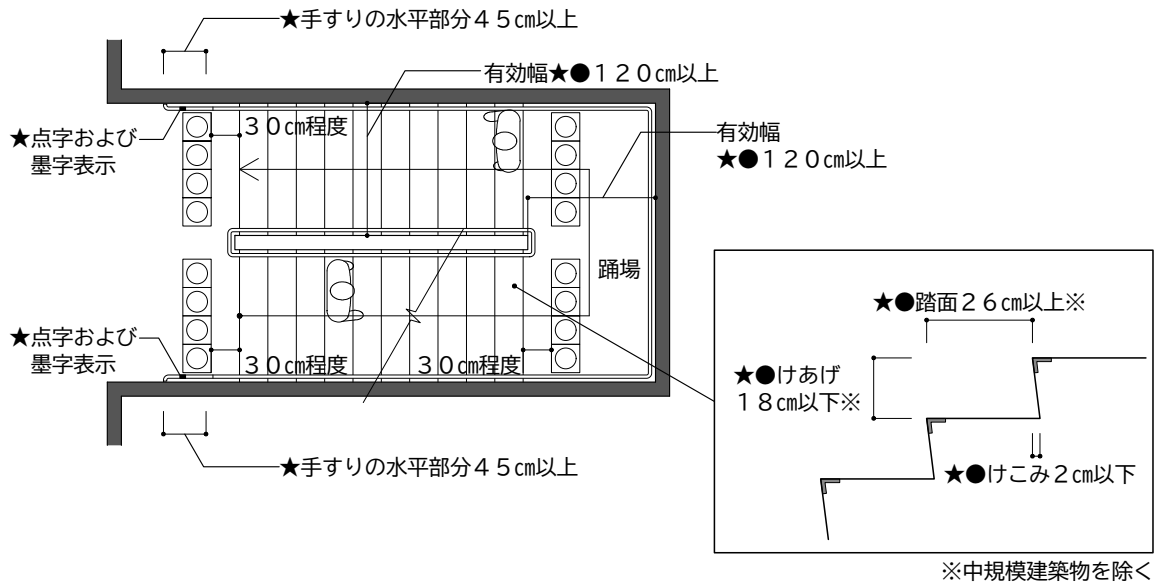

※中規模建築物を除く

・　点状ブロック等は、視覚障害者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、階段の幅に合わせて敷設する。

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保していますか。
□高齢者や子どもが利用しやすいよう、手すりは２段としていますか。
□エレベーターや傾斜路への案内表示を行っていますか。

B 分かりやすさ

□手すりと背後の壁の色のコントラストをつけ、手すりを認識しやすいようにしていますか。
　→「3.廊下等」の配慮指針　B 分かりやすさの図を参照。
□表記を大きくする、背後の壁とのコントラストをつけるなど、だれもが見やすい階数表示を行っていますか。

C 安全安心

□階段の始点、終点は通路から後退させるなど、衝突や転落などが起きないようにしていますか。
□避難階段の出入口は、高齢者や障害者にも開閉・通過しやすいものとしていますか。
□足元灯（突き出しのないもの）、非常用照明装置を設置していますか。
□避難階段等には車椅子使用者の一時避難エリアを確保していますか。
□手すりを手すり子形式とした場合、幼児の頭が入らないようにしていますか。（手すり子の間：11cm 以下）

D 身体への負担軽減

□できるだけ階段の勾配をゆるくなるようにしていますか。
□床の表面は、グレアの生じない素材としていますか。

E 快適性

□窓を設け、自然採光・自然通風できるようにしていますか。

5. 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-5)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、つぎに掲げるものとすること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、つぎに掲げるものとすること。 <令>	―	―
ア 手すりを設けること。	勾配が 1／12 を超え、または高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 <令>	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 I-5-1
イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 <令>	・勾配が急になると、車椅子はスリップして昇降できなくなるため、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。 ・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	図 I-5-1
ウ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	同左 <令>	・傾斜路が容易に認識できるよう、傾斜部分とその他の部分との境界は、路面の色または線で明確に分ける。	図 I-5-1
エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分※1には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等※2を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分がつぎに掲げるものである場合は、この限りでない。	同左 <令>	・視覚障害者に傾斜路の存在を知らせるため、点状ブロック等を敷設する。 ・傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に敷設する点状ブロック等については「3. 廊下等」の解説および図を参照。	図 I-5-1
(ア)勾配が 1／20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	同左 <告>	―	―

※1 不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。例えば、物品販売業を営む店舗等に設けられるものが該当し、老人ホーム等の「多数の者が利用するもの」に設けられるものは該当しない。

※2 点状ブロック等:床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの。

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-5)			● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1)	エ	(イ)高さが16cm を超えず、かつ、勾配が1／12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	同左 <告>	―	―
		(ウ)直進で、長さが250cm以下の踊り場に設けるもの	―	―	―
		―	(エ)主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの <告>	―	―
		―	(オ)傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの <告>	―	―
	オ	高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の平たんな踊り場を設けること。	―	・長い傾斜路では車椅子使用者が途中で休憩を取ることのできるスペースが必要となる。	図 I-5-1
	カ	廊下等と交差する傾斜路の始点および終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、廊下等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。	―	・車椅子使用者が安全に停止することができ、廊下等を通行する者と交錯しないよう、始点、終点に平たん部を設ける。	図 I-5-1
	キ	勾配は、1／12 を超えないこと。	―	・自走式車椅子使用者が一人で傾斜路を上れる最大の勾配とされているのが 1／12であり、筋力が低下した方でも安全に利用できるよう、勾配は、1／12 以下とする。	図 I-5-1
	ク	幅は、階段に代わるもの(移動等円滑化経路等を構成するものを除く。)にあっては120cm 以上、階段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。	―	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違えるよう有効幅は 120cm 以上とする。 ・階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内ですれ違う機会が少ないため、90cm 以上とする。	図 I-5-1
	ケ	両側に側壁または5cm 以上の立ち上がりを設けること。	―	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	図 I-5-1

<令>令第 13 条 <告>告示第 1497 号第 1、第 3

＜図Ⅰ-5-1　傾斜路の整備の例（屋内）＞

■段に代わる傾斜路

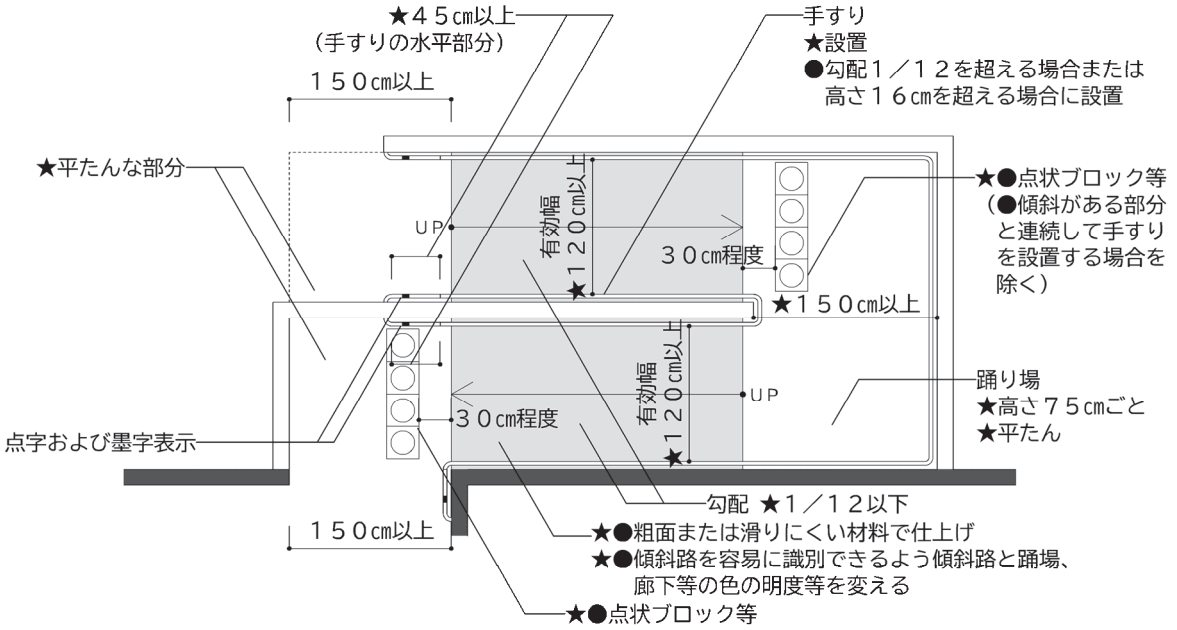

■段に併設する傾斜路

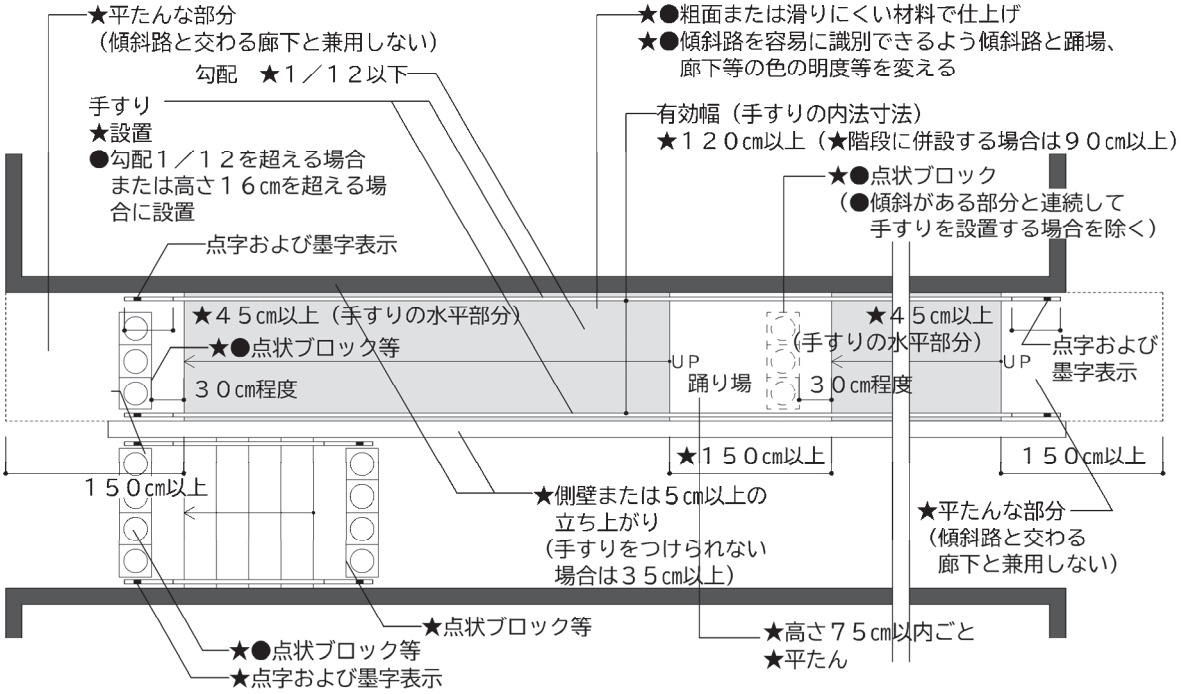

・　点状ブロック等は、視覚障害者が手すり付近を歩く際にも傾斜路の存在を認識しやすいよう、傾斜路の幅に合わせて敷設する。

■ 移動等円滑化経路等の基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-5)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、(1)一般基準に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。	移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、(1)一般基準に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。 区条例第37条第1項第３号 (中規模建築物は、「1. 移動等円滑化経路等」(1)ア(道等から利用居室までの経路)と(1)エ(一方の側の道等から当該共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路)に限る。) <令>	―	―
ア 幅は、階段に代わるものにあっては、140cm 以上とすること。	同左 区条例第37条第1項第３号ア 幅は、階段に併設するものにあっては90cm 以上とすること。 (中規模建築物を除く。) 中規模建築物については、幅は 90cm 以上とすること。 <令>	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違えるよう、有効幅は 140cm 以上とする。 ・階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため、90cm 以上とする。	図 I-5-2 I-5-3
イ 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	同左 (中規模建築物を除く。) 区条例第37条第1項第３号オ	・車椅子が転回するための場所の確保、急な飛び出しによる衝突防止などを目的に、傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を設ける。	図 I-5-2 I-5-3
ウ 両側に連続した手すりを設けること。	手すりを設けること((1)一般基準アに規定する手すりが設けられている場合を除く。)。 (中規模建築物を除く。) 区条例第37条第1項第３号ウ	・片麻痺者等の利用を考慮し、両側に手すりを設ける。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 I-5-2 I-5-3
エ ―	勾配は、1／12 を超えないこと。 区条例第37条第1項第３号イ (中規模建築物を除く。) 中規模建築物については、勾配は 1／12(傾斜の高さが 16cm 以下のものにあっては 1／8)を超えないこと。 <令>	・自走式車椅子使用者が一人で傾斜路を上れる最大の勾配とされているのが 1／12 であり、筋力が低下した方でも安全に利用できるよう、勾配は、1／12 以下とする。	図 I-5-2 I-5-3

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-5）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	オ ―	高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。 <令>	・長い傾斜路では車椅子使用者が途中で休憩を取ることのできるスペースが必要となる。	図 Ⅰ-5-2
	カ ―	両側に側壁または立ち上がりを設けること。（中規模建築物を除く。） 区条例第37条第1項第３号エ	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	図 Ⅰ-5-2 Ⅰ-5-3

<令>令第18条第2項第4号、第25条

<図Ⅰ-5-2 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路の整備の例>（屋内）

■踊り場がある場合

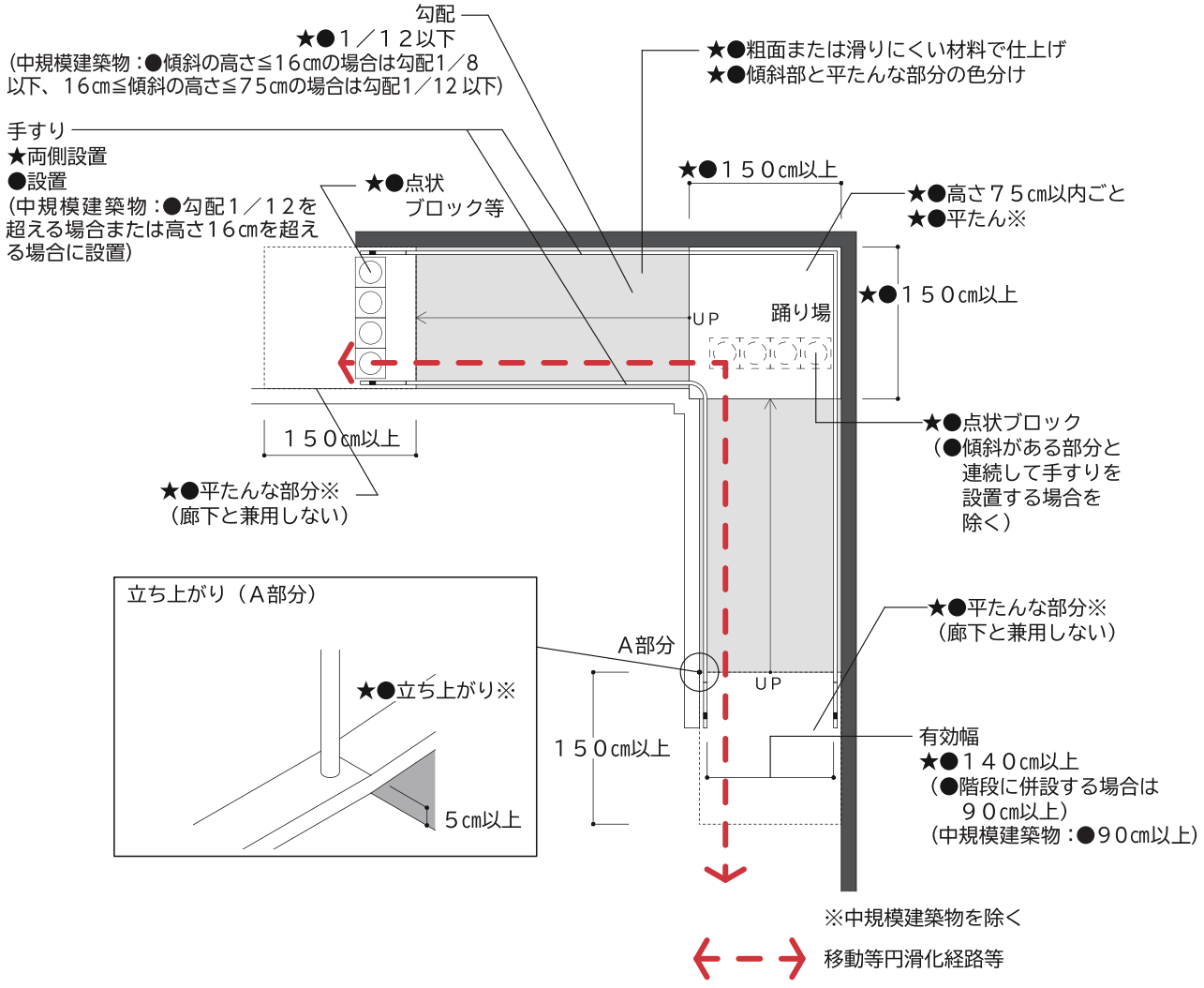

・ 点状ブロック等は、視覚障害者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、傾斜路の幅に合わせて敷設する。

・ 平たん部は、直進の場合は奥行 1.2m 以上、転回をする場合は幅 1.5m×奥行 1.5m を標準とする。

＜図Ⅰ-5-3　移動等円滑化経路等を構成する傾斜路の整備の例＞（屋内）

■踊り場がない場合

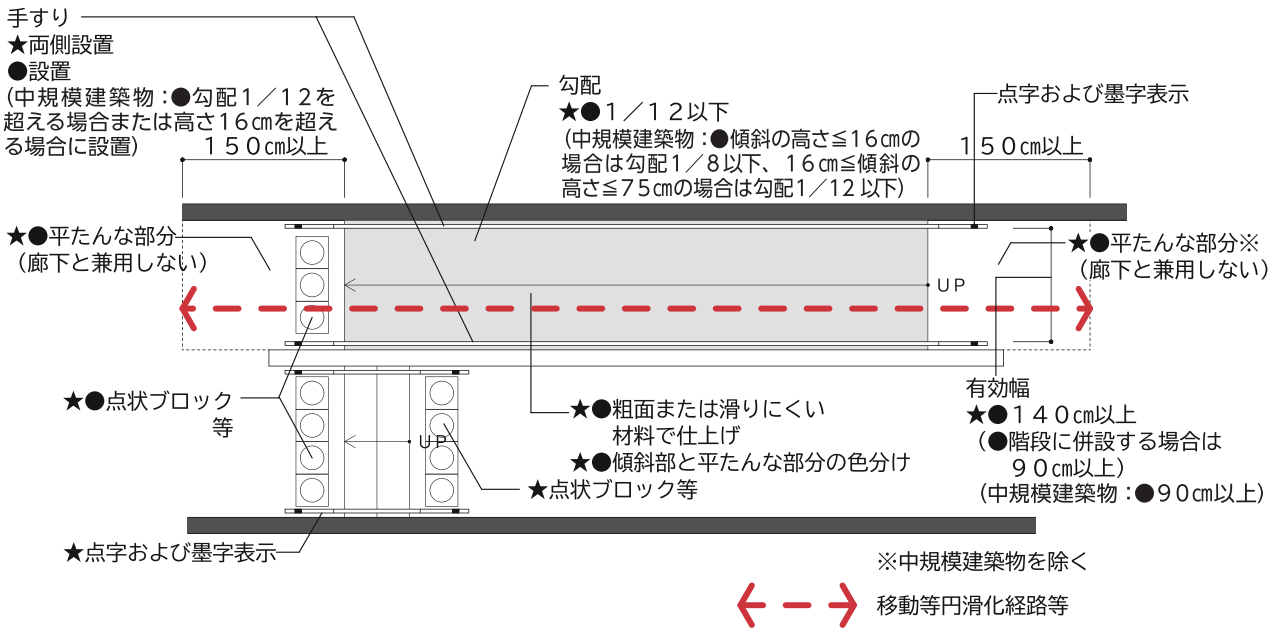

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□傾斜路に設置する手すりの始点および終点には点字表示を設けていますか。
□高齢者や子どもが利用しやすいよう、手すりは２段としていますか。

B 分かりやすさ

□建物の形状等により、やむを得ず階段と設置位置が離れる場合は、わかりやすく誘導を行っていますか。
□長い距離の傾斜路を設置する場合は、傾斜路の先の施設情報を事前に把握できるように情報提供を行っていますか。

C 安全安心

□側壁に車椅子のフットレストあたりを設けていますか。

D 身体への負担軽減

□傾斜路が短くなるよう、勾配はできる限り緩やかにしていますか。

E 快適性

□傾斜路は歩行者と車椅子使用者がスムーズにすれ違える幅を確保していますか。

6. エレベーターおよびその乗降ロビー

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-6）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター（7.特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機に規定するものを除く。以下この表において同じ。）およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。	―	―	―
ア 籠※1 は、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。	―	・車椅子使用者等の利用に配慮し、通常は一般の利用に供しない部分や機械室等の特定少数の者が利用する部分のみしかない階を除くすべての階に停止する必要がある。	―
イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	―	・車椅子使用者が通過できるよう、有効幅は80cm以上とする。	図 I-6-1 I-6-2
ウ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150cm 以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策を講ずるものとすること。	―	・エレベーター付近に下りの階段若しくは段、または下りの傾斜路を設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止に十分配慮する。 ・コラム「エレベーターの乗降ロビー付近の安全確保の重要性」参照。	図 I-6-2
エ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	―	・視覚障害者に配慮し、到着した階を音声で知らせる装置を設ける。	図 I-6-2 I-6-6
オ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内または乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	―	―	図 I-6-1 I-6-2
カ 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。	―	・非常時における聴覚障害者への情報伝達、籠内の防犯や事故等の安全確保のために、籠内が確認できるガラス窓を設置する。	図 I-6-1

※1 籠：人を乗せ昇降する部分をいう。

〈図Ⅰ-6-1　エレベーターの出入口(乗り場)〉

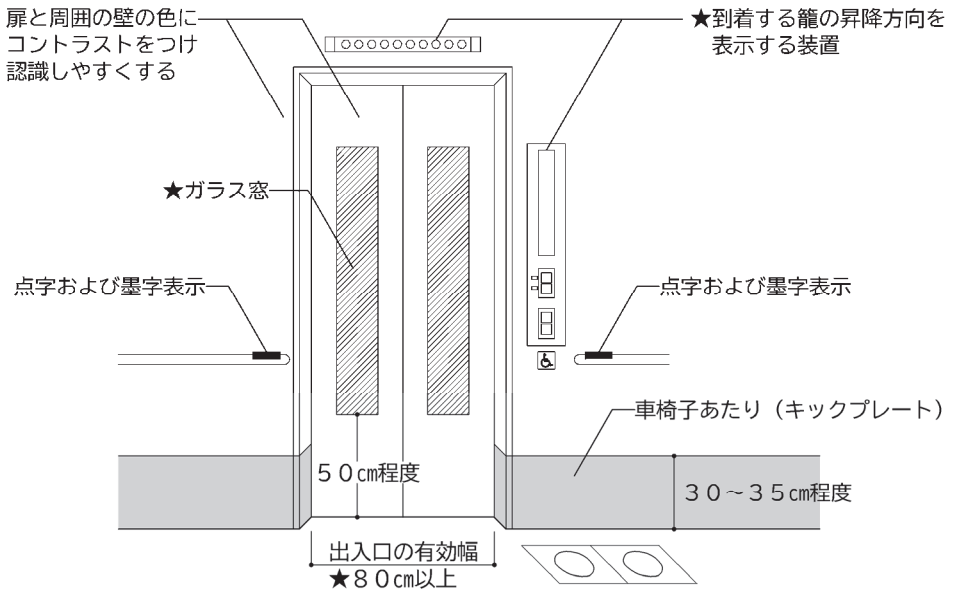

〈図Ⅰ-6-2　籠、乗降ロビーの平面図〉

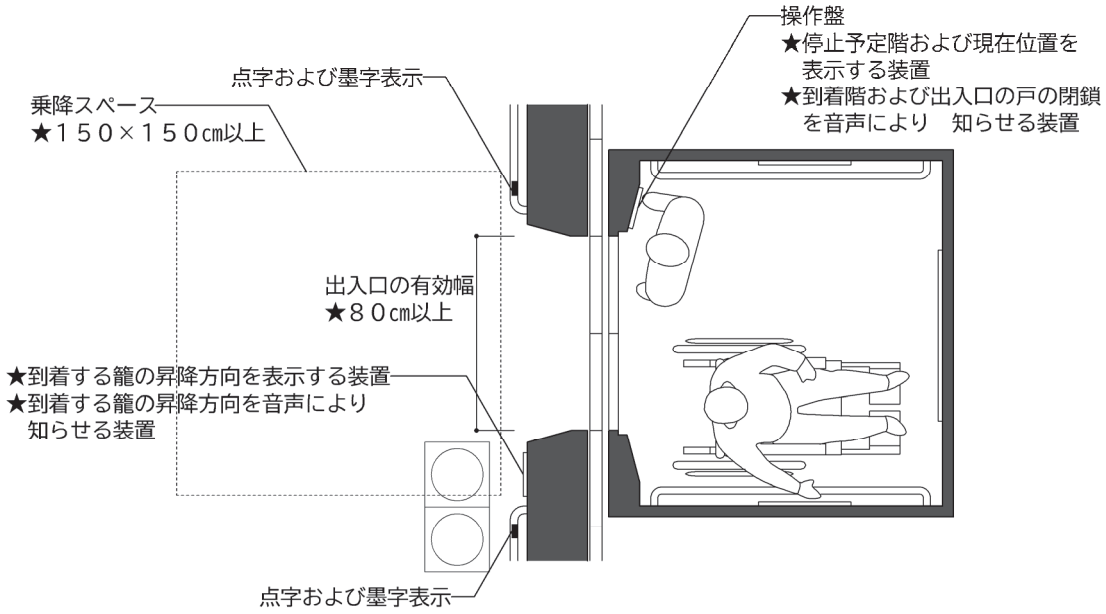

≪ コ ラ ム ≫

エレベーターの整備

練馬区福祉のまちづくり推進条例では、エレベーターのガラス窓の設置を基準に付加して整備を求めています。
さて、ガラス窓は何に有効なのでしょう？

＊聴覚障害者が閉じ込められた時に、双方向の連絡ができるようにするため
＊防犯対策につながるため
＊閉鎖的な空間が苦手な発達障害や精神障害のある方が安心するため
（外の様子が見えることで、降り場等を自分で認知できるので安心します。）

いろんな方が安心してエレベーターを利用することができるようになりますね。

■ 移動等円滑化経路等の基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-6)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(7.特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機に規定するものを除く。以下この表において同じ。) およびその乗降ロビーは、(1)一般基準に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとすること。	移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠および昇降路は、つぎに掲げるものであること。 区条例第37条第1項第4号 (中規模建築物は、「1. 移動等円滑化経路等」(1)ア(道等から利用居室までの経路)と(1)エ(一方の側の道等から当該共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路)に限る。) <令>	―	―
ア 当該エレベーターを設ける建築物の床面積合計が5,000 ㎡を超える場合にあっては、籠および昇降路の出入口の幅を90cm以上とすること。	同左 区条例第37条第1項第4号ア 当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が 5,000 ㎡以下の場合にあっては、80cm以上とすること。 <令>	・床面積の合計が 5000 ㎡を超える建築物については、多くの人が利用することが想定されることから、車椅子使用者がより通過しやすいよう、有効幅は 90cm 以上とする。 ・車椅子使用者が通過できるよう、有効幅は 80cm 以上とする。	図 I-6-3 I-6-4
イ 籠の内部については、つぎに掲げるものとすること。	同左 <令>	―	―
(ア)籠の奥行きは135cm以上とすること。	同左 <令>	―	図 I-6-4
(イ)籠の幅は、140cm 以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。	不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、ア、イ(ア)、イ(エ)、ウ、オに定めるものとするほか、籠の幅は、140cm 以上とし、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 <令>	・手すりや防災関連器具などを設置する場合は、車椅子使用者の転回の支障にならないよう、配置や出寸法に配慮する。	図 I-6-4

<令>令第18条第2項第5号、第25条

＜図Ⅰ-6-3　移動等円滑化経路等を構成するエレベーターの出入口（乗り場）＞

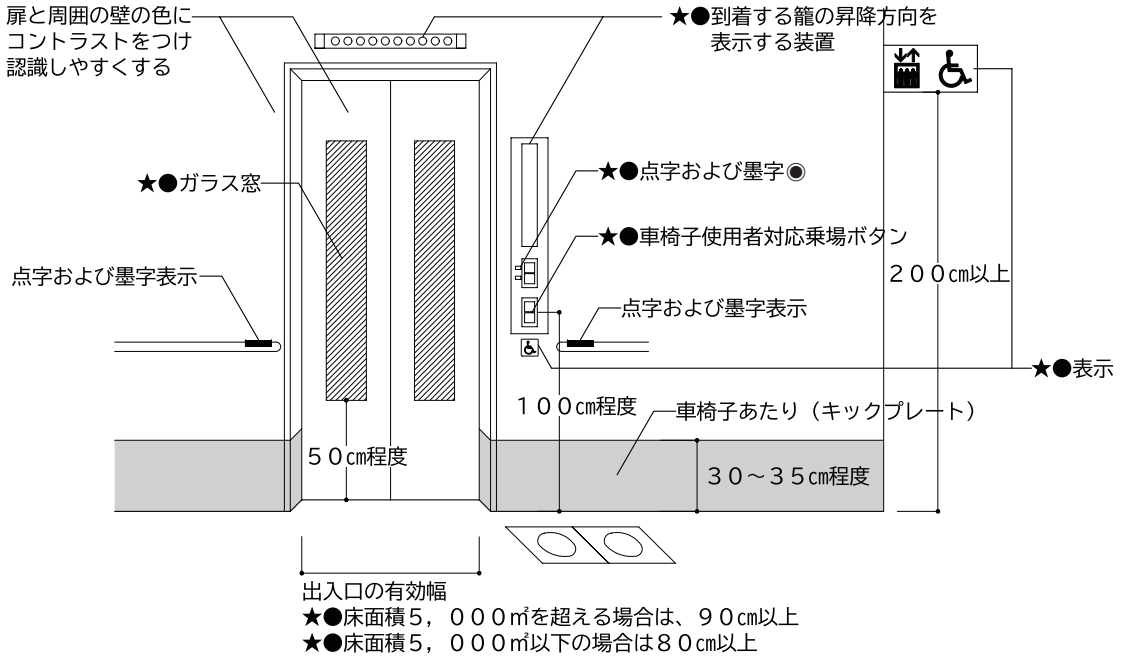

≪ コラム ≫

エレベーターの乗降ロビー付近の安全空間確保の重要性

－エレベーターの乗降ロビー付近に下り段差等が近接するなどの危険な状況を作り出さないこと

○X駅での事故事例

①事故の発生状況

・X 駅において、電動車椅子使用者がエレベーターに近接する下り階段（2 段）から転落し、死亡する事故が発生した。

・事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで 38cm）しており、電動車いす使用者はエレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落した。

・エレベーター籠内・出入口幅の寸法ならびにロビー広さは旧移動円滑化基準に適合しており、かつ、旧整備ガイドラインに記載された内容を満たしていた。

＜事故発生時の状況＞

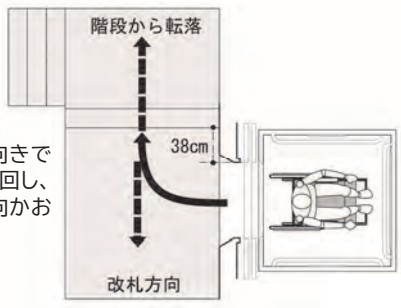

左側に後ろ向きで降りた後、転回し、改札方向へ向かおうとした

○新設・大規模改良時の配慮事項

①電動車椅子が後ろ向きでエレベーターを降りた後、左右に避け、さらに転回できる範囲を確保するため、出入口左右端からそれぞれ十分な広さの範囲（左右端からそれぞれ電動車椅子が転回できる空間の確保を考慮すると 180cm 程度）には、下り階段・段差を設けない。

②正面で転回することも考慮し、正面方向にも十分な広さ（電動車椅子の転回を考慮すると 180cm 程度）の範囲には下り階段・段差を設けない。

③電動車椅子使用者がかご内で転回し、前進により降りることができる大型のエレベーター（18 人乗り以上等）を設置することや、籠内部で転回することなく利用できるスルー型エレベーターを設置することも有効である。

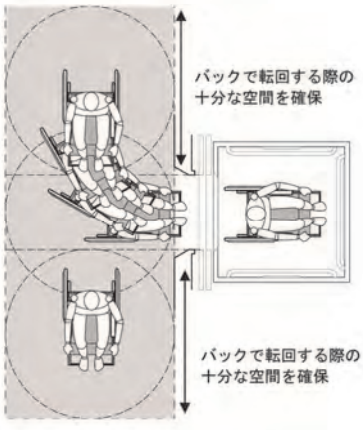

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編（令和 2 年 3 月国土交通省総合政策安心生活課　P.62～63）

■ 移動等円滑化経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-6）			● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(2)	イ	(ウ)当該エレベーターを設ける建築物の床面積合計が 5,000 ㎡を超える場合にあっては、幅は 160cm 以上とすること。 ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの、または15 人乗り寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。	−	−	図 Ⅰ-6-4
		(エ)籠内および乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 また、つぎに掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置※1を設けること。	籠内および乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 <令>	−	図 Ⅰ-6-4 Ⅰ-6-5 Ⅰ-6-6
		a　文字等の浮き彫り	−		
		b　音による案内	−		
		c　点字およびaまたはbに類するもの	−		
		(オ)籠の入口の正面の壁面には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	−	・車椅子使用者が後ろ向きで籠から降りる時に後ろの乗降口の状況を確認し、安全に移動できるよう、鏡を設ける。	図 Ⅰ-6-4 Ⅰ-6-5

<令>令第18条第2項第5号

※1　車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。

＜図Ⅰ-6-4　移動等円滑化経路等を構成するエレベーターの籠、乗降ロビーの平面図＞

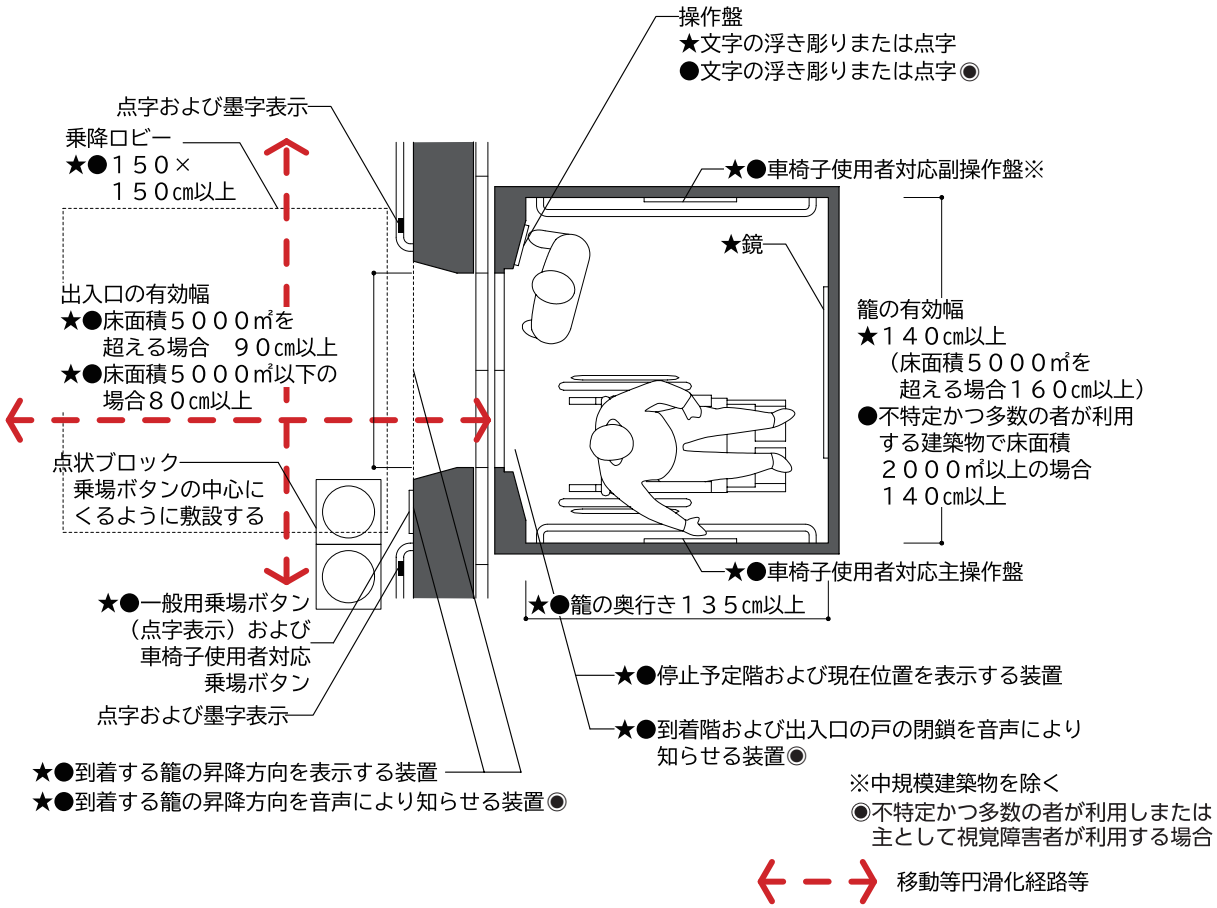

＜図Ⅰ-6-5　移動等円滑化経路等を構成するエレベーターの籠内の断面図＞

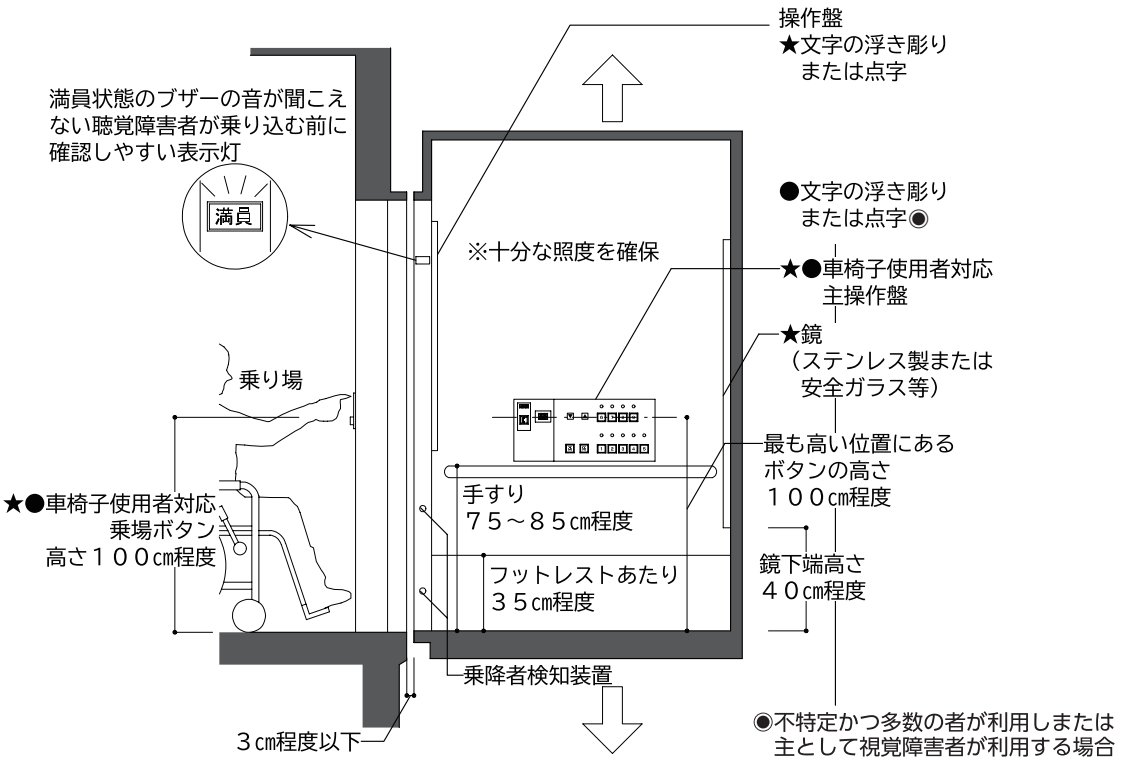

■ 移動等円滑化経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-6）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	ウ ―	籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房または車椅子使用者用駐車施設がある階および地上階に停止すること。 <令>	―	―
	エ ―	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは 150cm 以上とすること。 <令>	・車椅子の待機、転回に支障がないよう乗降ロビーには150cm×150cm 角以上の水平なスペースを確保する。	図 Ⅰ-6-4
	オ ―	籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。 <令>	―	図 Ⅰ-6-4 Ⅰ-6-6
	カ ―	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 <令>	―	図 Ⅰ-6-3 Ⅰ-6-4
	キ ―	エレベーターの籠および昇降路の出入口の戸は、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場は、この限りでない。 区独自 区条例第37条第１項第４号イ	・非常時における聴覚障害者への情報伝達、籠内の防犯や事故等の安全確保のために、籠内が確認できるガラス窓を設置する。 ・常時勤務する者が同乗するとは、通常は施錠管理をし、同乗する際に解錠する場合などをいう。 ・監視用カメラのモニターは、管理人室や乗降ロビーなど、当該建築物内で確認できるように設置する。	図 Ⅰ-6-3 Ⅱ-6-3

■ 移動等円滑化経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-6）			● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	ク	－	不特定かつ多数のものが利用し、または主として視覚障害者が利用するエレベーターおよび乗降ロビーにあっては、アからカまでに定めるもののほか、つぎに掲げるものであること。 ただし、エレベーターおよび乗降ロビーを主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合は、この限りでない。 <令><告>	－	図 Ⅰ-6-4
		－	（ア）籠内に、籠が到着する階並びに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 <令>		
		－	（イ）籠内および乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、その他の位置に設けるものに限る。）は、つぎに掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。 <令><告> a　文字等の浮き彫り b　音による案内 c　点字およびaまたはbに類するもの		
		－	（ウ）籠内または乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 <令>		

<令>令第18条第2項第5号　<告>告示第1494号、告示第1493号

＜図Ⅰ-6-6　籠内の操作盤＞

■縦型操作盤

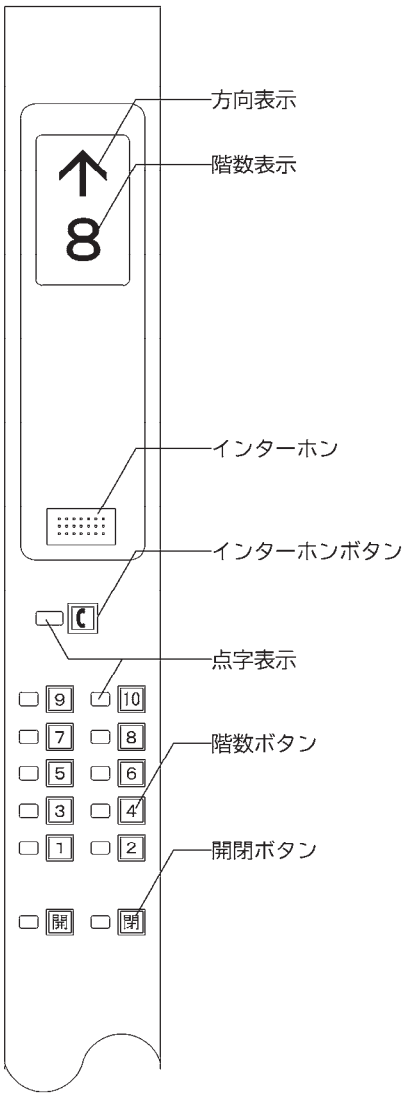

■車椅子使用者対応主操作盤

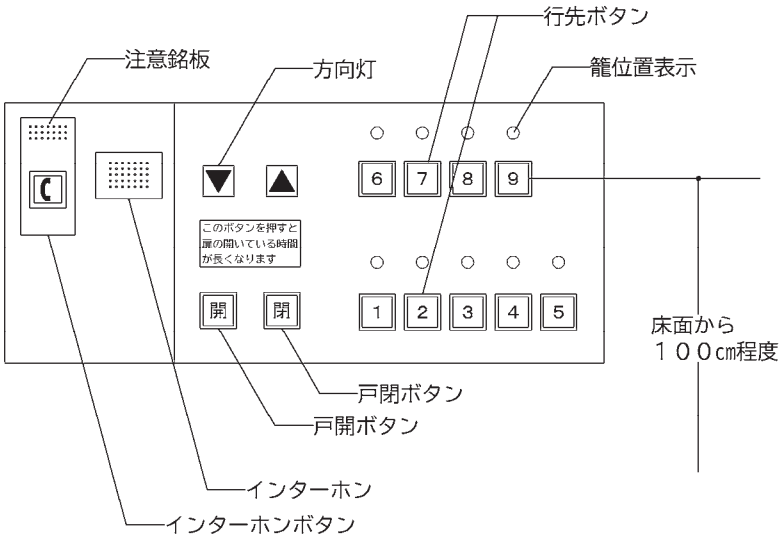

■車椅子使用者対応副操作盤

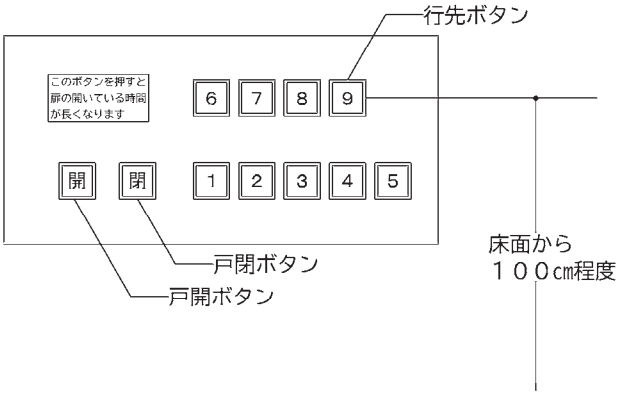

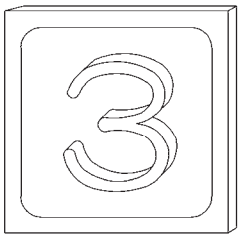

階数ボタンは浮き彫り表示が望ましい

- 籠内および乗降ロビーに設ける操作盤（車椅子使用者対応操作盤を除く。）は、各ボタン面かその付近に点字や浮彫りの階数表示を施す、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者等が円滑に操作することができる構造とする。
- 視覚障害者がボタンに併設された点字を読む際に、誤ってボタンを押さないよう操作盤のボタン類は、感知式ではなく、ボタン式とする。
- 乗降ロビーの扉および乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等、識別しやすいものとする。
- 車椅子使用者対応操作盤のボタンを操作することにより、戸の開閉時間が通常より長くなる配慮を行う。また、その際はその旨の表示をする。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□ボタンの文字は、周囲とのコントラストを大きく、触ってわかる浮き彫り式としていますか。
□過負荷、非常時は音声と電光表示等で案内していますか。
□階段やエスカレーターと経路の選択をしやすいよう、見通しよく設置していますか。
□大きいサイズの車椅子を使用している人の乗降や、担架・ストレッチャーの運搬を考慮した奥行のエレベーターとしていますか。

B 分かりやすさ

□扉の色彩や照明により所在をわかりやすくしていますか。
□到着したことがわかるよう、籠内の照度を乗降ロビーより明るくしていますか。
□乗降ロビーと籠床面において、高低差を感じさせない配色としていますか。
□視覚障害者誘導用ブロックで乗場ボタンに誘導するとともに、乗場ボタン手前に点状ブロックを敷設することでボタンの位置を案内していますか。
□同一建物内のエレベーター操作盤等のボタン形状、使い方等を統一していますか。

C 安全安心

□ガラス壁で区画されたエレベーターシャフトに、衝突防止のために模様等をつけていますか。
□鏡は割れにくい鏡（ステンレス製または安全なガラス等）とし、鏡の下端は車椅子フットレストあたりまでとしていますか。
□籠に車椅子フットレストあたりを設置していますか。
□非常時にテロップ（文字表示）が出るようにしていますか。

D 身体への負担軽減

□手すりを籠の両側面および正面壁に設けていますか。
□操作ボタンは、手の甲やひじでも押すことができる大きなものとし、わかりやすい表示を行っていますか。
□籠内に椅子を設けていますか。

E 快適性

□籠内、乗降ロビーとも、十分な照度を確保していますか。

≪コラム≫

聴覚障害者のためのマーク

耳マーク：聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

エレベーターの操作盤の耳マーク付のボタンを押し続けると従業員等が来るしくみのものなどがあります。

耳マーク

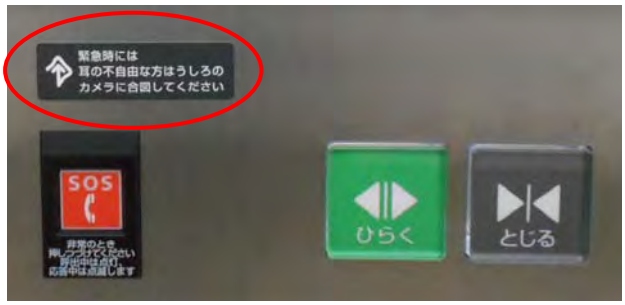

7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-7)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第1に規定するもののほか、つぎに掲げるものであること。	―	―	―
ア エレベーターにあっては、つぎに掲げるものであること。	―	―	―
(ア)車椅子使用者が利用できる構造とすること。	―	―	図 Ⅰ-7-2
(イ)利用する際に鍵が必要な場合は、呼出しボタン等を設置すること。	―	―	図 Ⅰ-7-1

・ この項目のエレベーターは、以下に掲げるものである。

①昇降行程が 4m 以下のエレベーターまたは階段の部分、傾斜路の部分等に沿って昇降するエレベーター
②籠の定格速度が 15m 毎分以下
③床面積が 2.25 ㎡以下

<図Ⅰ-7-1 段差解消機の例>

■斜行型段差解消機

※障害物検知装置を設置した場合
壁等または囲いは設けなくてよい
※鍵等の仕様が必要な場合は、呼び出しボタン等を設置

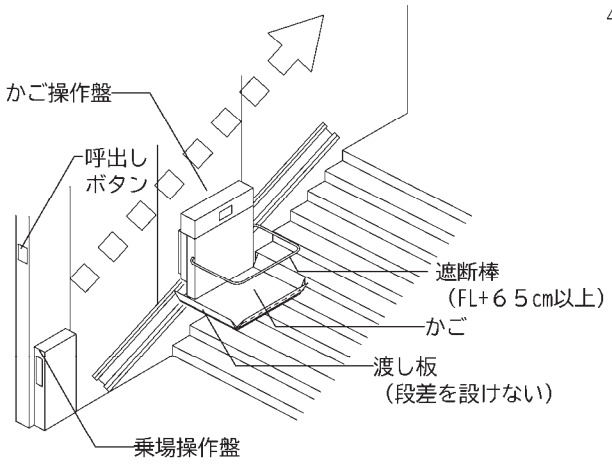

■垂直型段差解消機

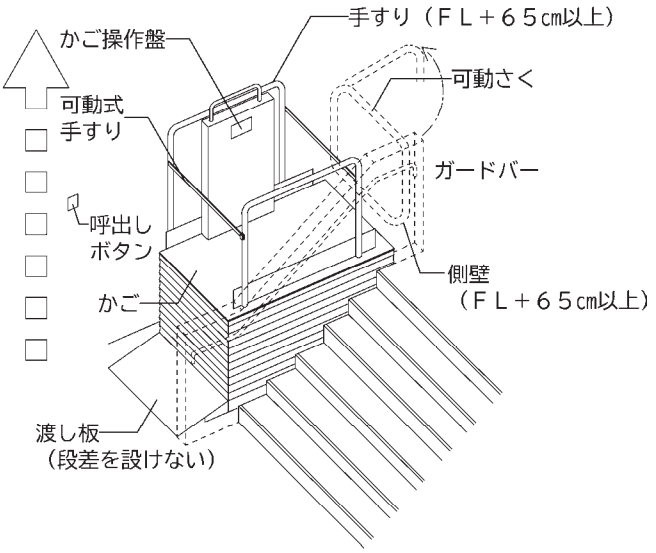

※詳細は平成１８年国土交通省告示第１４９２号参照

・ 椅子に乗り移るタイプのものは、適切な位置に手すり等が設置されている、空間が確保されているなど、安全に移乗できる構造であること。

・ 危険防止のために利用の際、開錠する必要のあるものは、利用者が管理者を呼ぶことができる装置を設けるなど、円滑に利用できるような措置を講じること。

＜図Ⅰ-7-2　段差解消機の籠の大きさの例＞

■定員１名のかご（直線形式の場合）　■定員１名のかご（90°の転回形式）

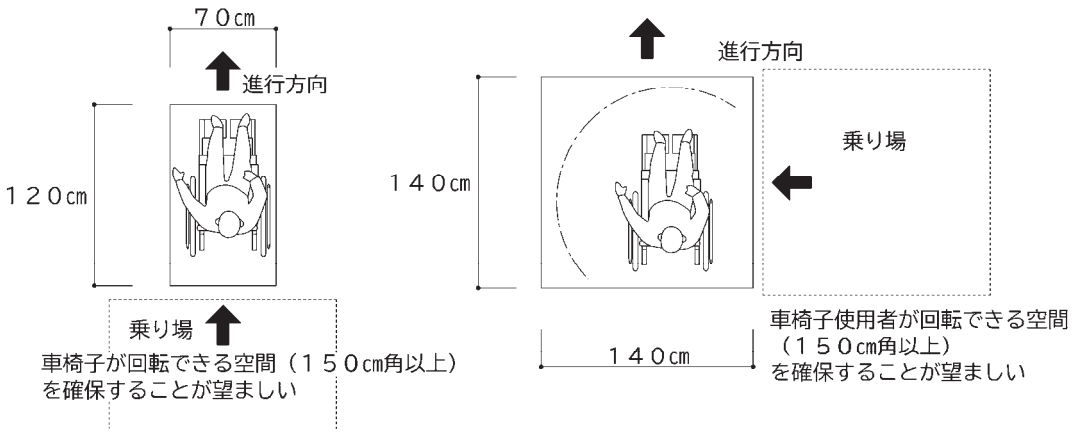

・　車椅子のまま乗降するタイプの場合は、籠の幅は 70cm 以上、奥行き 120cm 以上とする。

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-7）			● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1)	イ	エスカレーターにあっては、つぎに掲げるものであること。	－	－	
		(ア)平成12年建設省告示第 1417 号第1に規定するものであること。	－	－	－
		(イ)乗降口には、長さが 100cm の乗降口誘導固定手すりを設け、点字等による案内表示を行うこと。	－	・歩行困難者の中には、移動手すりの動きに足がついて行かずに転倒することがあるので、乗降口には長さが 100cm の固定手すりを設ける。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 Ⅰ-7-3
		(ウ)乗降口に、くしから 70cm 以上の移動手すりを設置すること。	－	－	図 Ⅰ-7-3
		(エ)踏段のステップの水平部分は、3枚以上、定常段差に達するまでの踏段のステップは、5枚以上とすること。	－	－	図 Ⅰ-7-3
		(オ)くし板は、歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いを認知しやすいように色表示を行うこと。	－	－	図 Ⅰ-7-3

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-7）			● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1)	イ	(カ)乗降口に点状ブロック等を敷設すること。	－	－	図 I-7-3
		(キ)乗降口付近に、乗降を誘導する音声案内を設けること。	－	－	－
		(ク)車椅子で利用できる旨の案内表示およびインターホンを設けること。	－	－	図 I-7-3

・　この項目のエスカレーターは、以下に掲げるものである。

①車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター

②運転時において、踏段の定格速度 30m 毎分以下

③2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

・　移動等円滑化経路等上には、エスカレーターは設けない。

＜図 I-7-3　エスカレーターの例＞

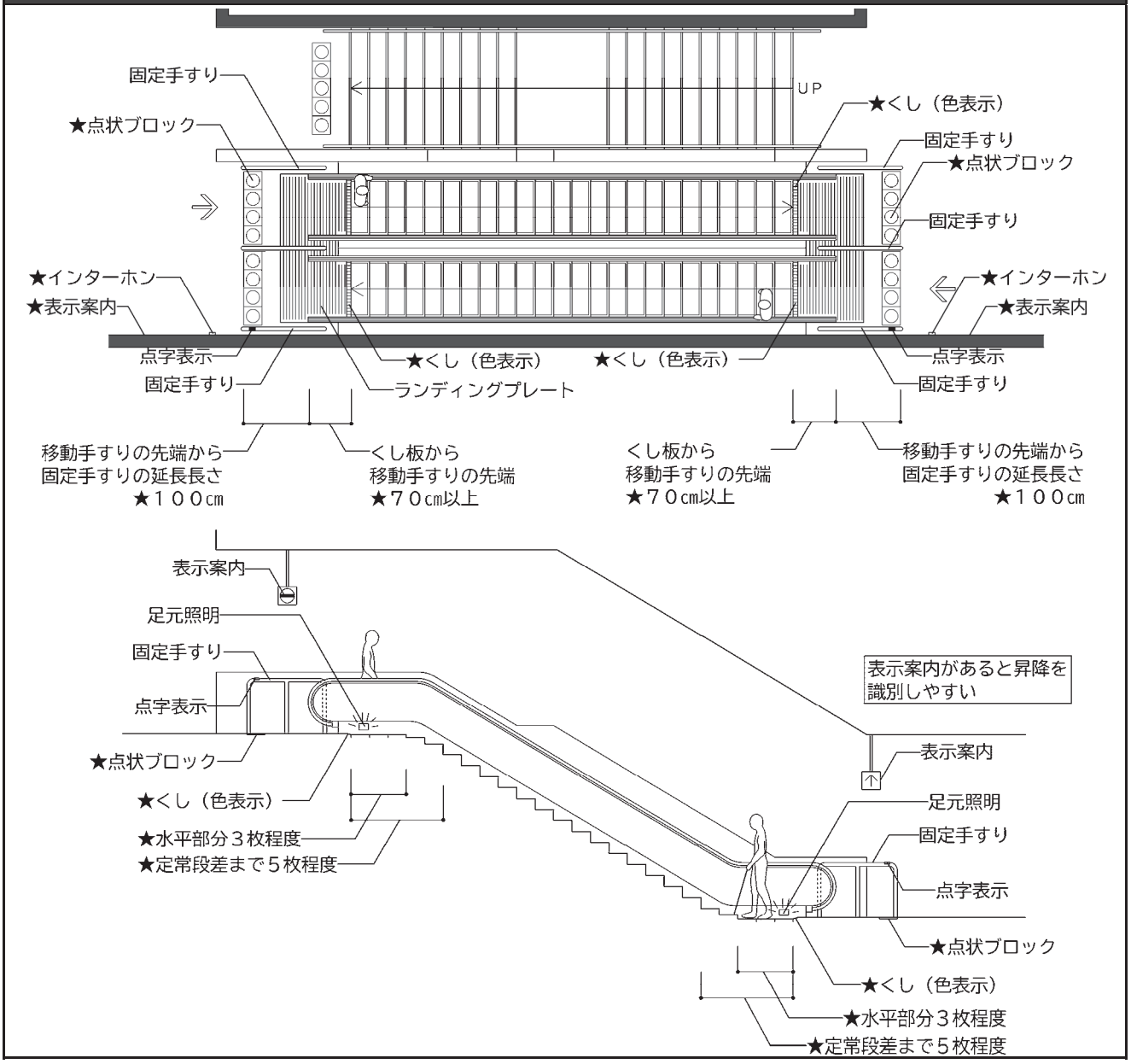

■移動等円滑化経路等の基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-7)		● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2)	ア －	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、以下のものとする。 <令>	－	－
	－	(ア)車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m 毎分以下で、かつ、その床面積が2.25 ㎡以下のものであって、昇降行程が4m 以下のものまたは階段および傾斜路に沿って昇降するもの <告>	－	－
	－	(イ)車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m 毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの <告>	－	－
	イ 移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第1第1号に規定するもの)は、(1)一般基準のアに掲げるもののほか、つぎに掲げる構造とする。	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造(車椅子使用者が円滑に利用できるもの)は、つぎに掲げるものとする。 <令>	－	－
	(ア)エレベーターは、つぎに掲げるものであること。	同左 <告>	－	－
	a 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものとすること。	同左		

<令>令第 18 条第 2 項第 6 号 <告>告示 1492 号

■移動等円滑化経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-7）				● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	イ	（ア）	b　籠の幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。	同左	－	図 I-7-2
			c　車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅および奥行きが十分に確保されていること。	同左		
		－		（イ）エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。 <告>	－	図 I-7-3

<告>告示第1492号

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□階段付近にエレベーターが設置できない場合は、段差解消機を設置していますか。
□複数の移動手段を選択できるよう、エスカレーターは、エレベーターや階段の見通しが良い位置に配置していますか。

B 分かりやすさ

□操作方法を簡潔に大きな文字で記載していますか。
□上りと下りエスカレーターが並ぶところでは、上下方向と設置位置の関係を統一していますか。
□エスカレーターには、大きくコントラストのあるサイン等を設けるなど逆方向に誤って進入しないようにしていますか。
□エスカレーターベルトは明るい色とするなど視認しやすいようにしていますか。

C 安全安心

□エスカレーターの上端、下端に近接する通路の床面や天井に矢印や進入禁止マークを設けていますか。
□エスカレーターの乗降口近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設置していますか。
□乗降しやすいよう、エスカレーターの足元の明るさを確保していますか。
□ステップ段鼻の色を変えることでエスカレーターの動きを視覚的に示していますか。

D 身体への負担軽減

□エスカレーターに速度調整機能を持たせていますか。
□エスカレーターのくしはできるだけ薄くし、車椅子のキャスターが乗り越えやすくしていますか。

E 快適性

□段差解消機は常時施設を管理している者の目が届くところに設置し、利用者にすぐ対応できるようにしていますか。
□コンパクトに収納できる階段昇降機を設置するなど、階段の通行の妨げとならないようにしていますか。

8. 便所

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。 区条例第33条第1項	−	−
ア 床の表面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 区条例第33条第1項第２号	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	図 Ⅰ-8-1
イ 出入口および床面に段差を設けないこと。	同左 区独自 区条例第33条第1項第１号	・「2.出入口」を参照。	図 Ⅰ-8-1
ウ 便房の設備は、日本産業規格 S 0026 に基づき整備すること。	−	−	図 Ⅰ-8-2
エ 便房に棚またはフックを設置すること。	−	−	−
オ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設けること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用便所および女子用便所の区別があるときは、それぞれの便所内の便房のうち1以上)について、便器は腰掛便座とし、当該便器のある便房に手すりを設けなければならない。 区独自 区条例第33条第4項	−	図 Ⅰ-8-1

＜図Ⅰ-8-1　車椅子使用者用便房およびオストメイト用設備を有する便房を設けた例＞

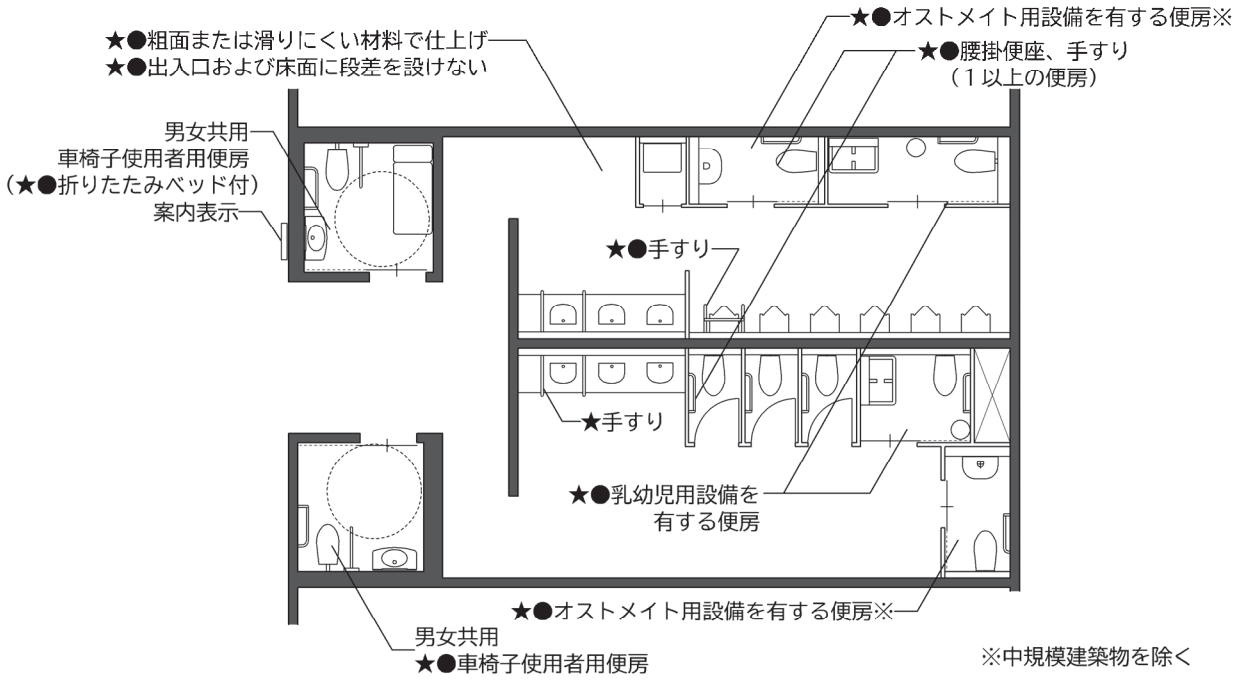

- ●（適合義務）のうち折りたたみベッド、乳幼児用設備については、用途及び規模による。
- 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所の出入口から道等までの経路は移動等円滑化経路等となる。
- 高齢者や知的・発達障害者等の同伴者による介助、性的マイノリティ等の利用に配慮し、広めの男女共用便房の設置を検討する。
- 車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッド、着替え台等は、一つの便房に機能を集中させるのではなく便所内に分散して配置し、その設備を必要とする人が、気兼ねなく便所を利用できるように配慮する。
- 視覚障害者誘導用ブロックにより視覚障害者を便房に誘導する場合、誘導先は一般便房とする。

＜図Ⅰ-8-2　日本産業規格　S　0026 による洗浄ボタン等の標準配置例＞

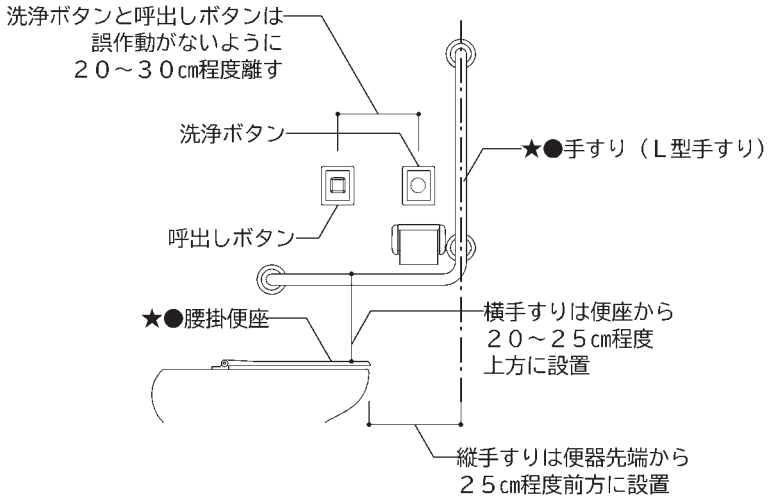

- 手すりは利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。
- 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。

≪ コラム ≫

トイレの整備のポイント

設備の追加と広めのブース設置で一般トイレも使いやすく

車椅子使用者用のトイレの中に、おむつ替えの設備など様々な機能が加わったことで、利用の集中が問題になっています。本来広いスペースしか使えない車椅子使用者が、トイレを利用しにくくなっています。

こうした利用の集中を解消するため、一般トイレ内の設備を増やしたり、広めのブースを設置します。あわせて、設置されている設備を示すサインの工夫も必要です。

機能分散の配置イメージ

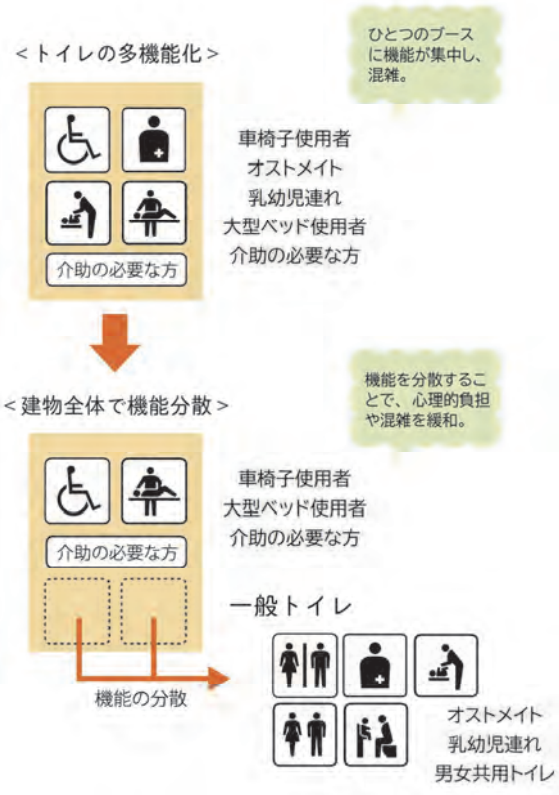

男子・女子トイレに広めのトイレブースを1以上設置

一般トイレに広めのブースを設けることで、ベビーカーや手押し車を押している方、子ども連れ、介護が必要な高齢者や発達障害者、大きな荷物を持った方などがスムーズに利用できるようになります。

また、通路や扉の状況によっては、コンパクトなタイプの手動車椅子を使用している方が一般トイレを利用できる場合があります。一般トイレ整備の際、全てのブースを同じ広さとするのではなく、ブース内に設置する設備に応じて各ブースの広さや出入口の幅を変えることで快適に利用できるようになります。

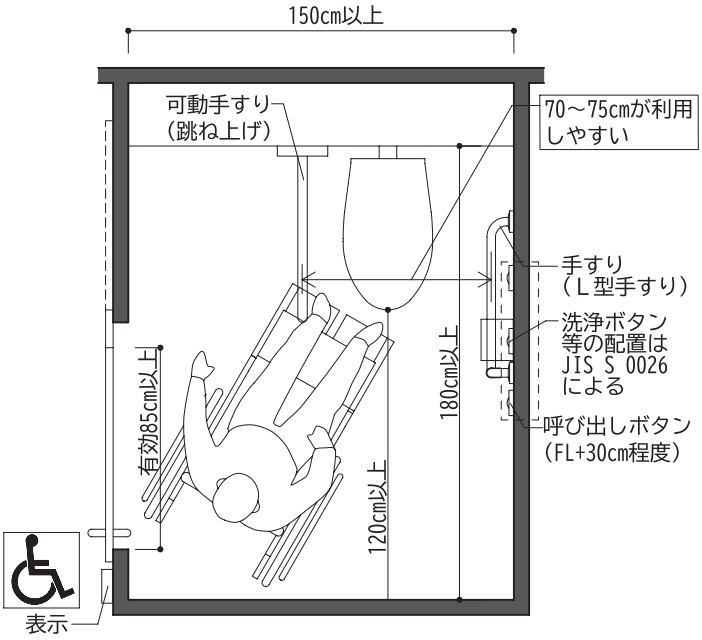

広めのトイレブース以外の出典：練馬区　みんなが使いやすい建物・公園をつくろう！　ユニバーサルデザインの整備事例と設計のヒント集2
（(公財)練馬区環境まちづくり公社　みどりのまちづくりセンター）https://nerimachi.jp/H29_UDzireisyu_HP.pdf
を元に一部編集

■一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別3-1-8）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(2) (1)の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとすること。	同左 区条例第33条第3項	－	－
ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房※1を1以上設けること。	同左 <令>	・同伴者による介助に配慮し、男女共用の車椅子使用者用便房を設ける。	－
(ア)腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	同左 <告>	・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 Ⅰ-8-2 Ⅰ-8-3 Ⅰ-8-4
(イ)車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左 <告>	・車椅子から便座への移乗は便器の側面（一般的にこの方法が最も容易）または前方からなされるため、便器の前方および側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりを付ける必要がある。 ・コラム「車椅子による便器へのアプローチ」参照。	図 Ⅰ-8-3
(ウ)一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	－	・利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的もしくはその出入口の近くに設ける。	－
(エ)車椅子使用者用便房および便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。	－	－	－
(オ)ペーパーホルダー（紙巻器）を便器の両側に設置すること。	－	・片麻痺者等の利用などを考慮し、左右対称で利用できる便房の設置も検討する。	－

<令>令第14条　<告>告示第1496号

※1　車椅子使用者用便房：車椅子使用者が円滑に利用できる構造の便房

＜図Ⅰ-8-3 車椅子使用者用便房の例＞

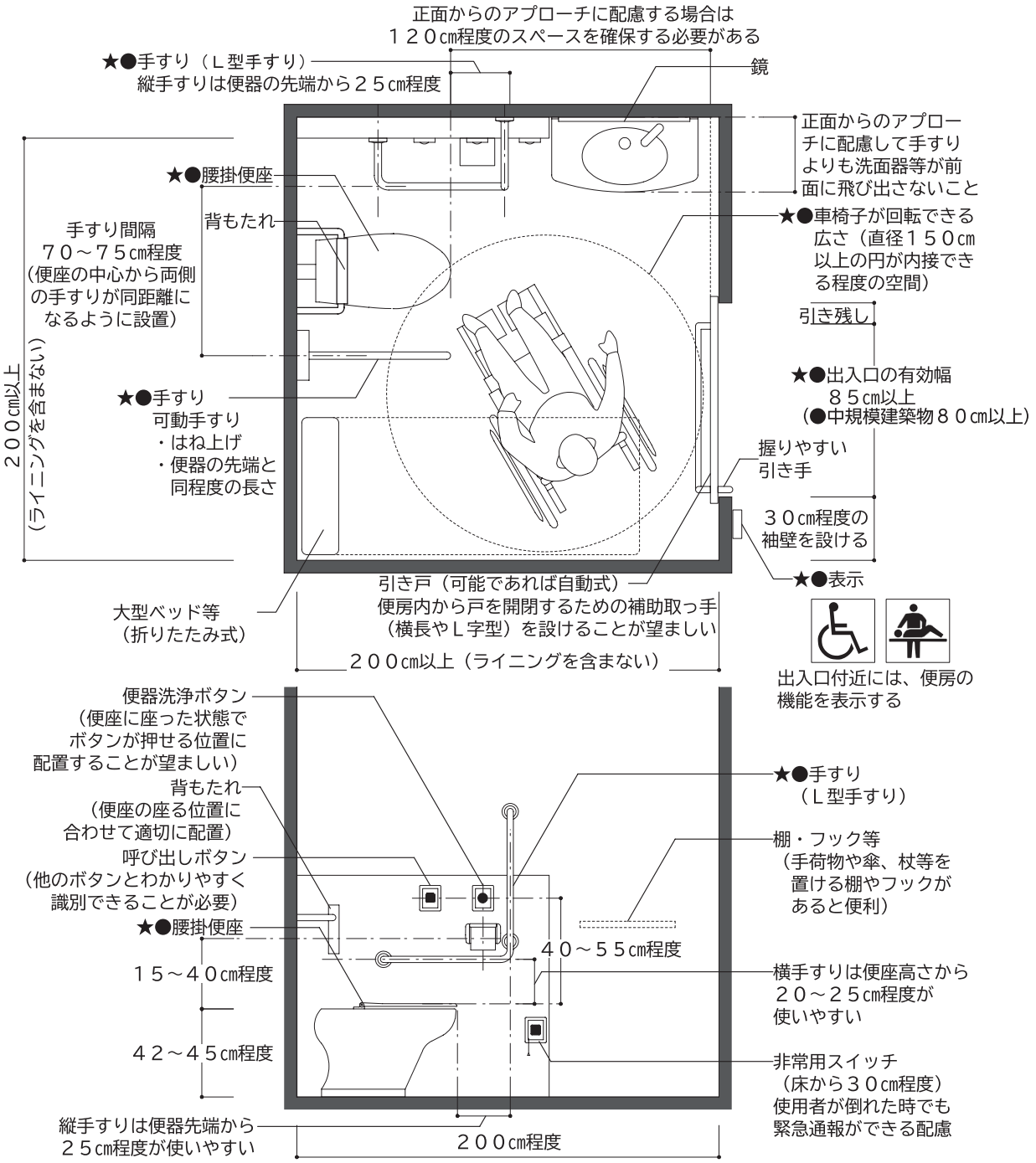

- 衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる（床面積 2，000 ㎡以上の場合は直径 180cm の円が内接できることが望ましい。）程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部のスペース（床上高さ 40 ㎝以上・奥行き 20 ㎝までのスペース）と、交差していてもよい。）
- 洗面器等の設備機器は、便器の前方および側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。洗面台については「18.洗面所」を参照。
- 便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。
- 車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりと反対側の手すりは可動式とする。
- 戸には、車椅子使用者が便房内から戸を開閉するための補助取っ手（横長やＬ字型）を設けることが望ましい。
- 原則として洗浄装置はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式の洗浄装置を設ける場合は、ボタン式の洗浄装置を併設する。
- 洗浄ボタンは便座に座った状態でボタンが押せる位置に配置することが望ましい。
- 大型ベッドを設ける場合、ベッド使用時の介助者のスペースや車椅子の置場を確保する。

＜図Ⅰ-8-4 車椅子使用者用便房の開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置＞

■手動ドア(引き戸)の場合

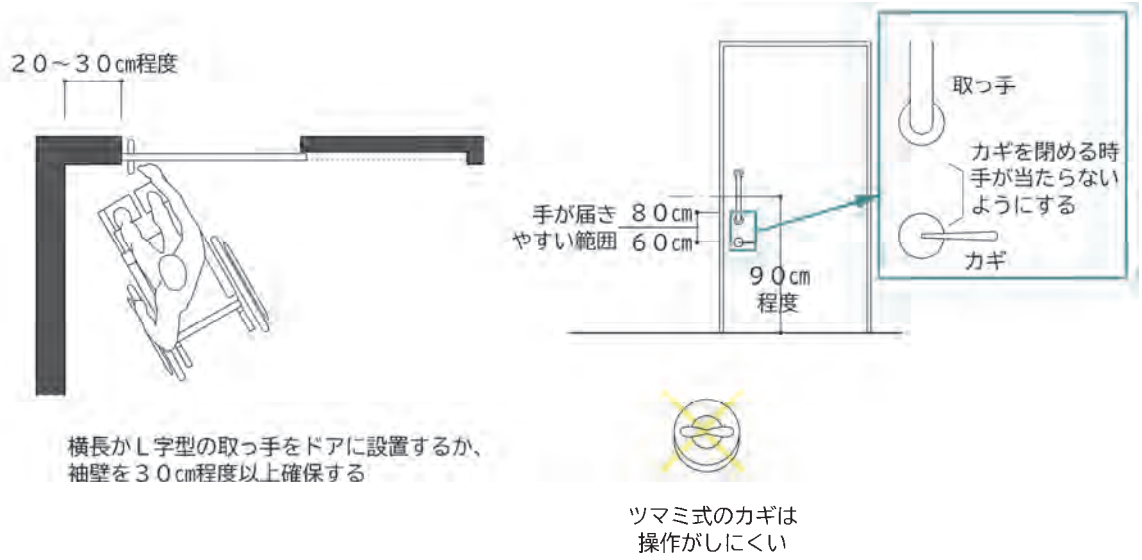

- 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。
- 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。
- 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。
- 便房の出入口の表示は、車椅子使用者の目線の高さ(床から 110cm 程度)から見やすい高さに設ける。

■自動ドア(引き戸)の場合

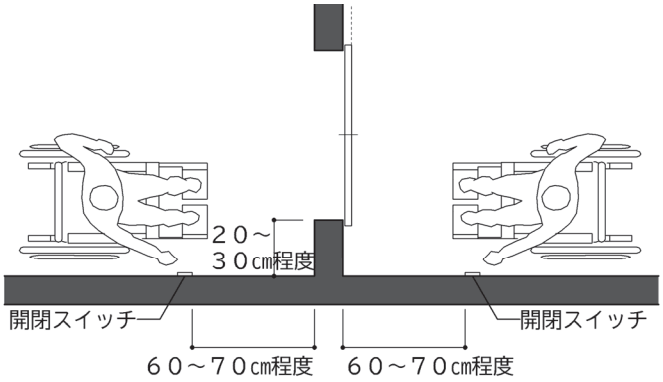

- 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。

≪ コラム ≫

トイレの扉の形状・寸法で使い勝手が変わる

		メリット	デメリット
引き戸		・車椅子でも開閉しやすい ・扉の前後に開閉スペースが不要	・使用状況が一目で分かりにくい ・引き込みスペースが必要
開き戸	外開き	・ブース内のスペースを広く使える ・ブース内で人が倒れた際対応しやすい	・扉前のスペースが広めに必要 ・使用状況が一目で分かりにくい
	内開き	・使用状況が一目で分かりやすい ・扉前のスペース確保が不要	・車椅子が入ると扉が閉まらない ・ブース内で人が倒れた際対応しにくい ・大きい荷物を持っている場合等、ブース内のスペースが狭いと、扉の開閉がしにくい

≪ コラム ≫

車椅子による便器へのアプローチ

■便器へ斜めからアプローチする例
（腕の力だけで身体を支えることのできる人の場合の一例）

1
車椅子を便器に近づけブレーキをロックする。

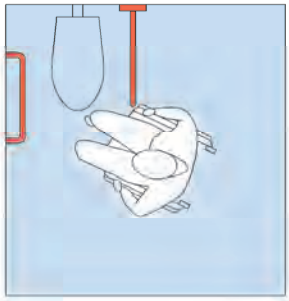

▼

2
右手で手すりの横位置を左手で車椅子の左側のアームサポートを握ってプッシュアップ。

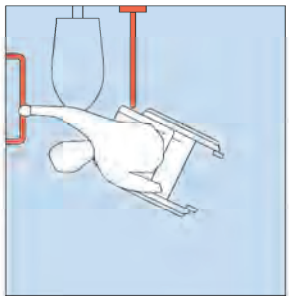

▼

3
身体を回しながら便器に移乗する。

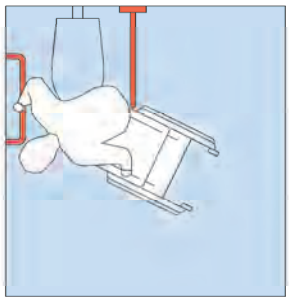

▼

4
左右の手すりを握って座位バランスをとる。

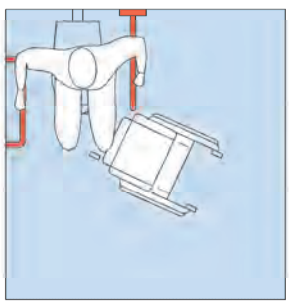

■便器の正面からアプローチする例
（多少、足に体重をかけることができる人の場合の一例）

1
左手と左足を使いながら便器にアプローチしブレーキをロックする。左手で右足をフットサポートからおろしフットサポートをあげる。

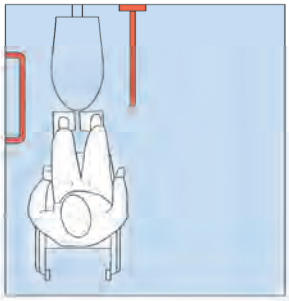

▼

2
左手でL型手すりの縦位置をもって立上がり、L型手すり横位置に持ち替える。

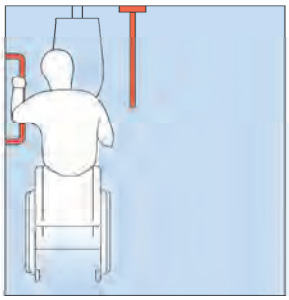

▼

3
左足を軸に身体を回しながら反対側の手すりに持ち替える。

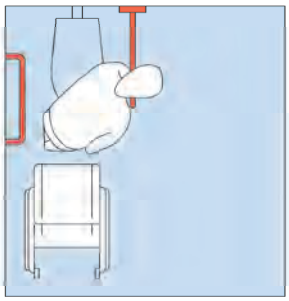

▼

4
左手で手すりを持ったまま便器に座る。

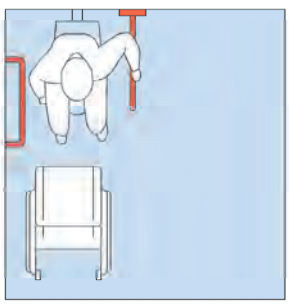

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-8）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	イ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左 （中規模建築物を除く。） ＜令＞	・水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流しをいう。 ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修等、構造上やむを得ない場合には、便器に水栓をつけたもの（オストメイト簡易型設備）を設ける。	図 Ⅰ-8-5 Ⅰ-8-6

＜令＞令第 14 条

＜図Ⅰ-8-5　オストメイト用の水洗器具・設備を設けた便房の例＞

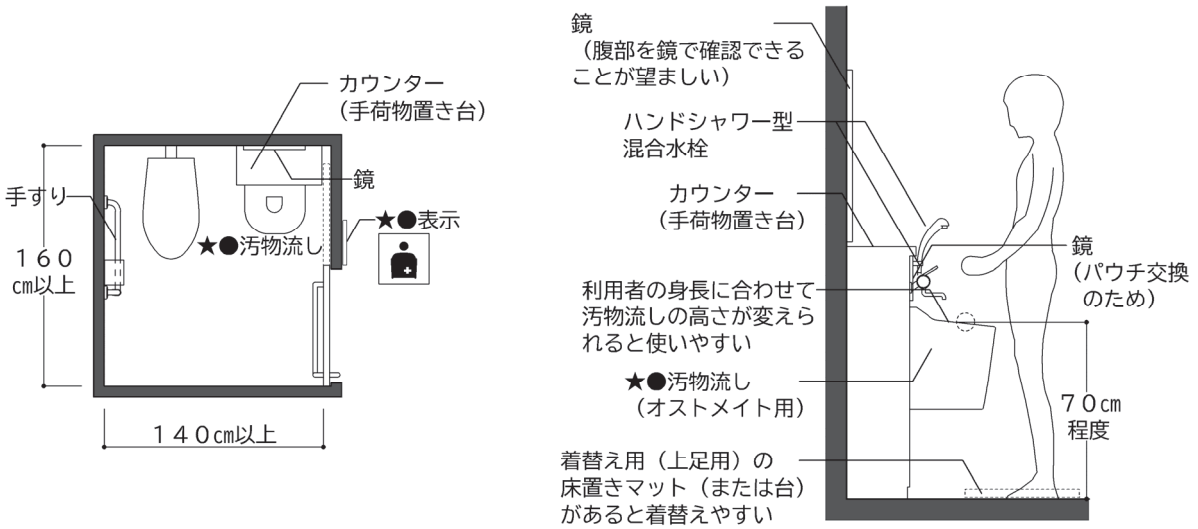

＜図Ⅰ-8-6　オストメイト簡易型設備を設けた便房の例＞（改善・改修等の場合）

・　座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを適切に設ける。

■ 一般基準（つづき）

	★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-8）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	ウ　便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	区条例別表第3※2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計である場合： 同左 区条例第33条第3項第１号	―	図 Ⅰ-8-7 Ⅰ-8-8 Ⅰ-8-13
	エ　便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。	区条例別表第3※2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計1,000㎡以上である場合： 同左 区条例第33条第3項第２号	―	図 Ⅰ-8-7 Ⅰ-8-8 Ⅰ-8-13
	オ　便所内に、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	区条例別表第3※2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計 2,000 ㎡以上である場合：便所内に、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設けること。 区独自 区条例第33条第３第３号	・着替え台は、靴を脱いで、立位のまま下着やオムツを替える際などに利用するための設備である。	図 Ⅰ-8-7 Ⅰ-8-8 Ⅰ-8-13

＜図Ⅰ-8-7　ベビーチェア、ベビーベッド、着替え台の例＞

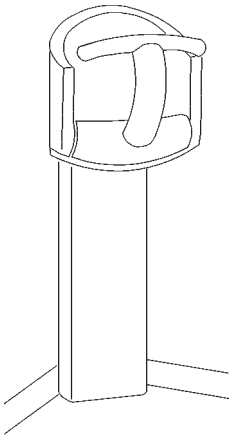

ベビーチェア

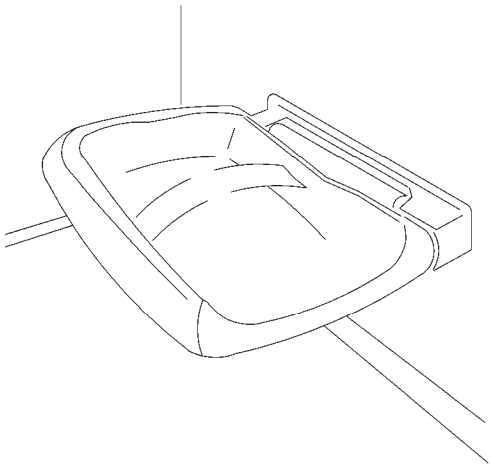

ベビーベッド

着替え台（渋谷区役所）
・幼児のおむつ替えように手すりを設置した例

＜図Ⅰ-8-8　子育て層に配慮した便房（ベビーカーとともに入ることができる寸法）と設備の例＞

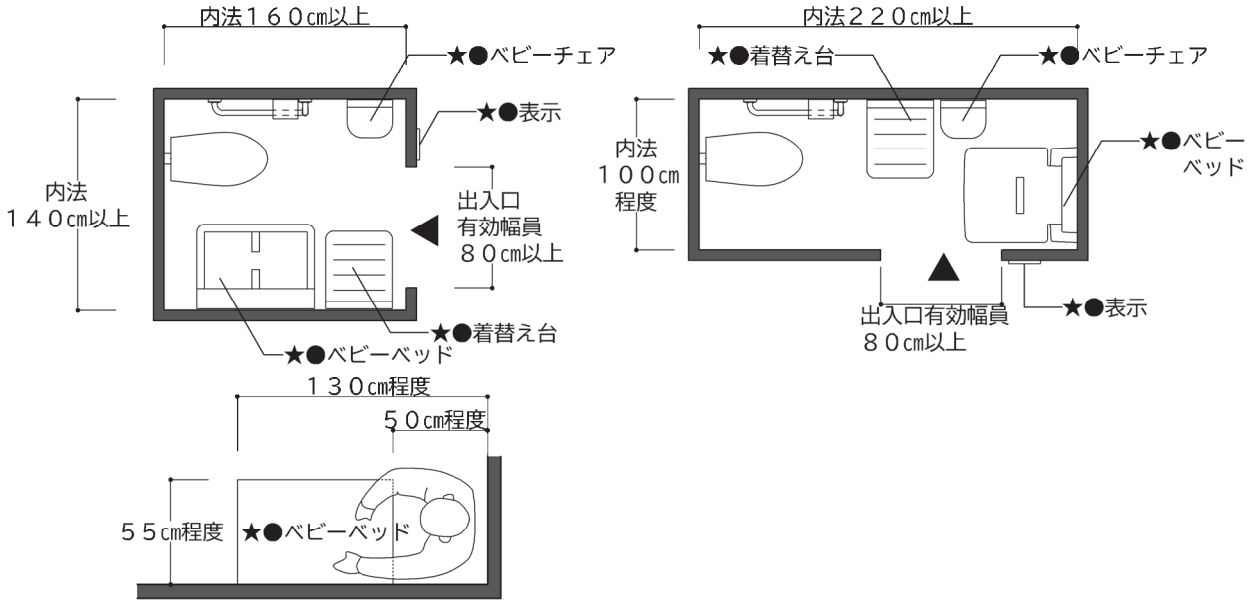

・　●（適合義務）については用途及び規模による。

※2　区条例別表第3の特別特定建築物の用途・規模は以下のとおり。

◆区条例別表第3の特別特定建築物の用途・規模◆

特別特定建築物	ベビーチェア	ベビーベッド	着替え台	大型ベッド
幼稚園	200 ㎡以上	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る）				
集会場（1の集会室の面積が 200㎡を超えるものに限る。）または公会堂				
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署				
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
博物館、美術館または図書館				
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	500 ㎡以上			
百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗				
飲食店				
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
劇場、観覧場、映画館または演芸場	1,000 ㎡以上			
集会場（すべての集会室の床面積が 200 ㎡以下のものに限る。）				
展示場				
ホテルまたは旅館				
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場				
ピクトグラム（出典：日本産業規格（JIS Z 8210））★●設備があるトイレの出入口にはピクトサインを表示				

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-8）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	カ　便所内に、折りたたみベッドその他の横になって着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	区条例別表第3※2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計 5,000 ㎡以上である場合：ベッドその他の着替えを行うことができる設備を設けた車椅子使用者用便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 区独自 区条例第33条第3項第４号	・折りたたみベッド（大型ベッド）は、座位または臥位で、下着やオムツを替える際などに利用するための設備である。 ・必要とする方は車椅子使用者と重なることも多いため、車椅子使用者用便房に設置することが望ましい。	図Ⅰ-8-9 Ⅰ-8-13

＜図Ⅰ-8-9　折りたたみベッド（大型ベッド）の例（幼児～大人まで：折りたたみ収納型）＞

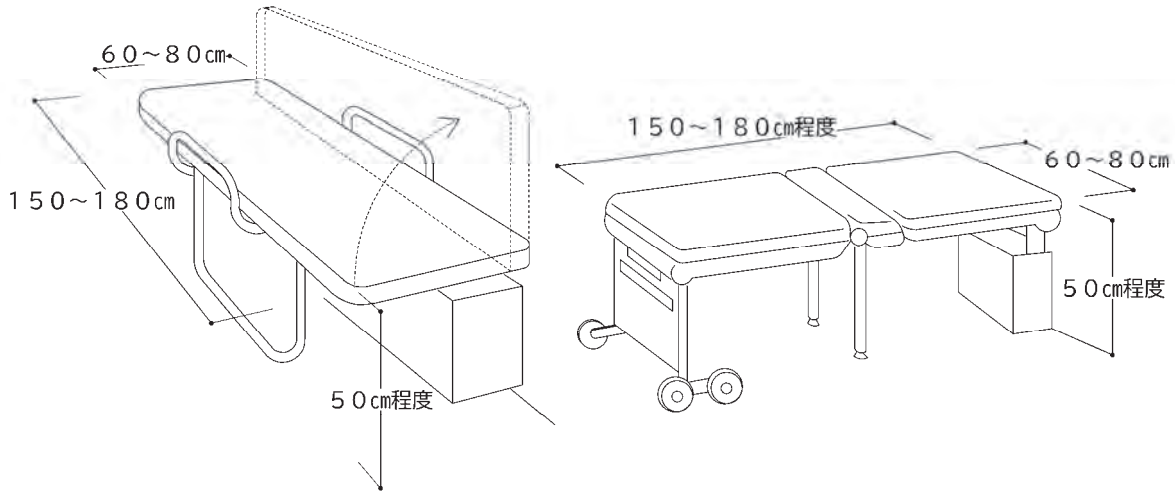

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-8）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	キ　便所内に小児用の便座を設置した便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	－	－	図 I-8-10 I-8-13
	ク　男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。 区条例第33条第5項 <令>	・児童、幼児にも利用しやすいよう、受け口の高さは35cm 以下とする。 ・小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となる。 ・横の手すりはつかまりながら用を足すためのものである。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 I-8-11 I-8-12

<令>令第14条

<図Ⅰ-8-10　小児用の便座の例>

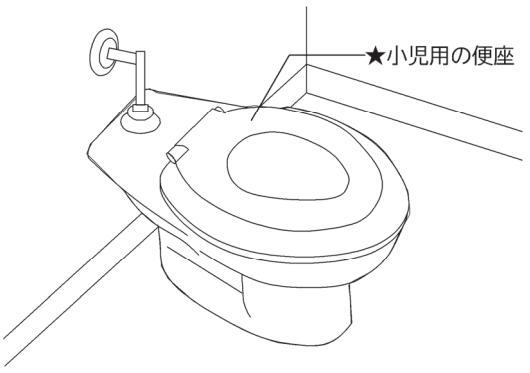

・　成人が利用できる通常の大きさの便器に、小児用の小さめの便器を併せて設置する。
・　小児用の便器を別に設置する場合には成人用に小児用便座を設置しなくてもよい。

<図Ⅰ-8-11　小便器の手すりの例>

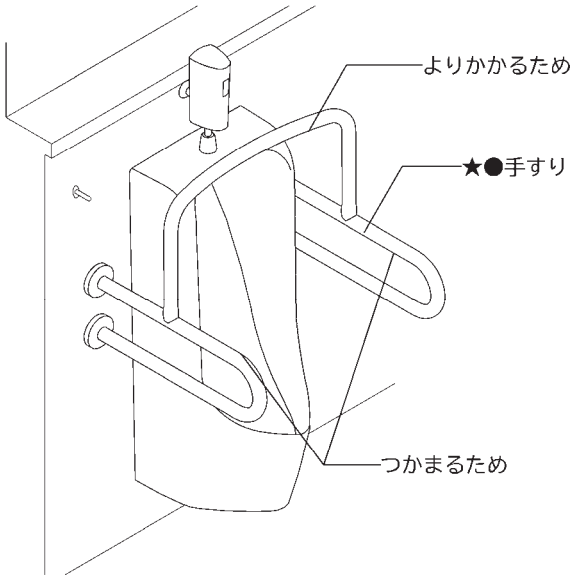

＜図Ⅰ-8-12　小便器の手すりの寸法例＞

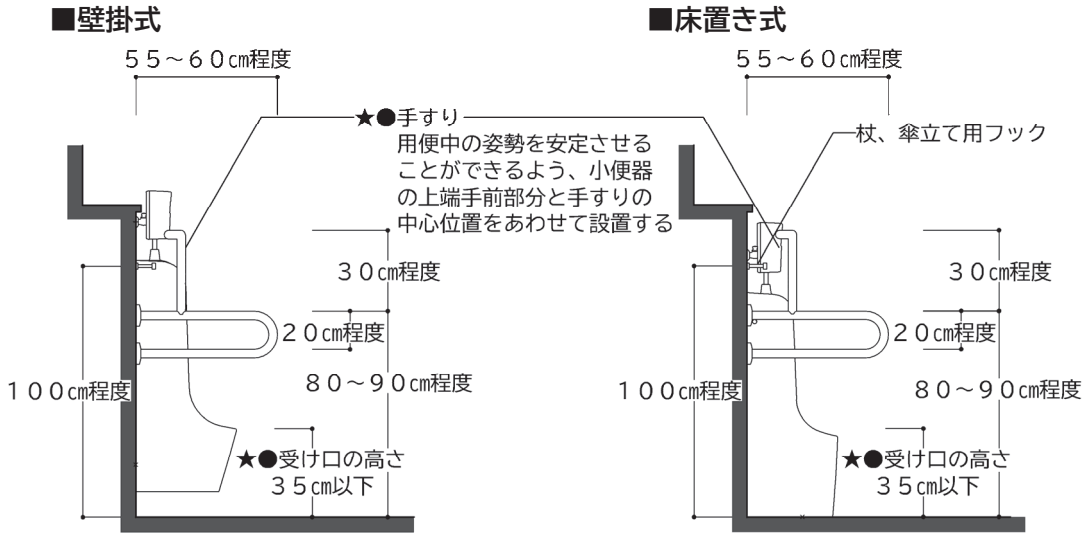

＜図Ⅰ-8-13　日本産業規格（JIS Z 8210）の図記号(ピクトグラム)の例＞

出典　日本産業規格

お手洗い
Toilets

男女共用お手洗い
All gender
Toilet

こどもお手洗い
Children's
Toilet

障害のある人が使える設備
Accessible
Facility

介助用ベッド
Care Bed

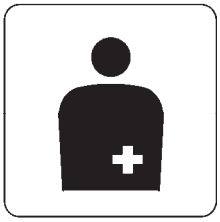

オストメイト用設備
Facilities For
Ostomy or
Ostomate

ベビーチェア
Baby Chair

おむつ交換台
Diaper
changing
table

着替え台
Changing
Board

・　ベビーケアルームは図Ⅰ-3-3 を参照

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□便所の入口付近では男子用便所、女子用便所の方向がわかりやすいよう、音声やサインで案内していますか。
□便所内通路の幅員やドア幅にゆとりを確保することで、一般便房（広めのブース）も車椅子で使用できるようになっていますか。
□手洗器は、車椅子使用者が使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる2種類を設置していますか。
□センサー式洗浄ボタンの場合は、ボタン式を併用していますか。
□洗浄ボタンや紙巻器の位置はJIS S 0026に基づいたものになっていますか。

B 分かりやすさ

□空間や配置がわかりやすいよう、照明や色づかいを工夫していますか。
□施設内の案内板や各所で、車椅子使用者用便房への位置を表示し、誘導していますか。
□複数の便所がある場合、男女別トイレの位置を統一することで視覚障害者にも使いやすくしていますか。
□便所内部の配置を出入口付近に表示していますか。

C 安全安心

□ブース内の緊急通報ボタンの表示を分かりやすくしていますか。
□音、光等で押した状態を確認できる緊急通報ボタンを設けていますか。
□車椅子使用者用便房の緊急通報ボタンは、便座に腰かけた状態で使用可能な位置と、床に転倒した際にも操作できる位置に設置していますか。
□便所内に便房からも視認できる光警報装置（フラッシュライト等）を設けていますか。（図Ⅰ-24-1 参照）
□ベビーベッド等に柵がある場合、縦格子とし、隙間の幅は85mm 以下になっていますか。
□手荷物棚またはフックに、人がぶつからないように配慮し、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものとしていますか。

D 身体への負担軽減

□床置き式の小便器は、出入口に近い箇所に設置していますか。
□和便器にも手すりを設置していますか。
□便房の扉を軽い力で開閉できるものにしていますか。
□紙巻器は、片手で紙が切れるものにしていますか。
□小便器と洗面台の脇には杖等を立てかける窪み等を設けていますか。
□折りたたみベッド（大型ベッド）は、車椅子使用者に配慮し、幅が広く、高さを車椅子座面高さと同程度としたものを設けていますか。
□フックを設ける場合は高齢者が使いやすいよう低い位置にも設けていますか。
□乳幼児用おむつ交換台の下部または付近に荷物棚を設けていますか。
□手を離したときに戸を固定できるようドアストッパーを設けていますか。

E 快適性

□温水洗浄機能付き洋便器となっていますか。
□小児用小便器を設けていますか。
□車椅子使用者用便房のほかに、ベビーカーと一緒に入れる便房を設けていますか。
□車椅子使用者用便房の手洗い鏡前に、照明を設置していますか。
□トイレに子ども用の手洗い器を設けていますか。
□衣服のチェックができるよう、車椅子使用者用便房には全身が映る鏡を設けていますか。

9. 浴室等

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-9)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する浴室等※1を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する浴室等※1 を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。 区条例第34条第1項	・浴槽内や浴室等の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。 ・洗い場は滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。 ・コラム「床材と滑りやすさ」参照	–
(2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎに掲げるものとすること。	同左 区条例第34条第2項	–	–
ア 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水洗金具、緊急通報設備等が適切に配置されていること。	同左 区独自 区条例第34条第2項第1号	・浴い場と浴槽に周囲には手すりを取り付け、安全確保(転倒防止)、立ち上がり補助(身体保持)および移動補助に配慮する。 ・緊急通報設備は非常用の呼び出しボタンなど。 ・区独自の基準はレバー式水栓金具、緊急通報設備。	図 I-9-1 I-9-2
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (中規模建築物を除く。) 区条例第34条第2項第２号	–	図 I-9-1 I-9-2
ウ 出入口は、つぎに掲げるものであること。	出入口は、つぎに掲げるものであること。 (中規模建築物を除く。) 区条例第34条第2項第３号	・「2.出入口」の解説および図を参照。	–
(ア)幅は、85cm 以上とすること。	同左 区条例第34条第2項第３号ア		図 I-9-1
(イ)戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左 区条例第34条第2項第３号イ	・車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ・車椅子使用者が円滑に浴室等に入れるように、戸の前後に高低差を設けない。	–

※1 浴室等:浴室またはシャワー室

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-9）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（3） （2）の浴室等に脱衣室を設ける場合（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、つぎに掲げるものとすること。	―	―	―
ア 車椅子使用者が円滑に利用できる空間が確保されていること。	―	―	図 Ⅰ-9-1 Ⅰ-9-3
イ 段差を設けないこと。	―	―	図 Ⅰ-9-1

＜図Ⅰ-9-1 浴室の例＞

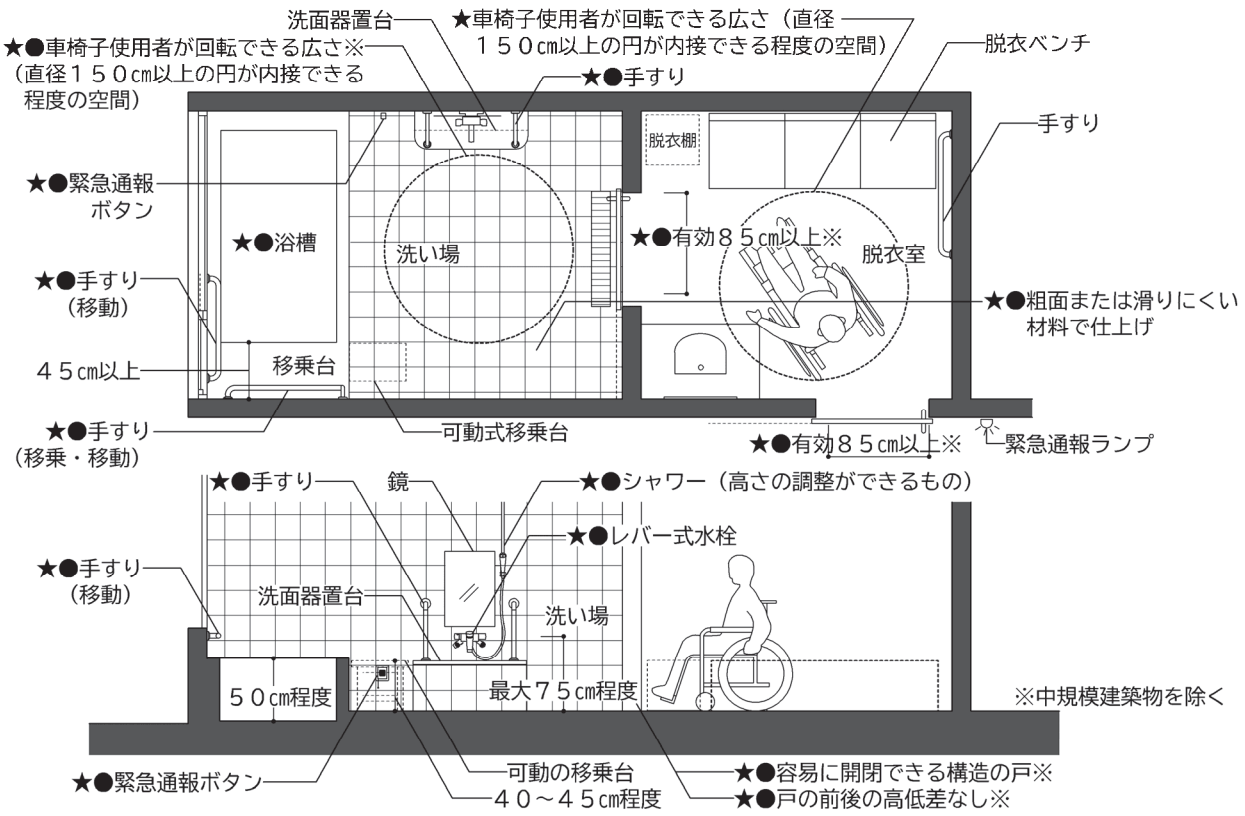

- 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、車椅子が転回できる広さ（直径150cm 以上の円が内接できる程度の空間）を確保する（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。）。
- 水仕舞との関係を工夫し、出入口から浴槽またはシャワーブースまでの床面には、車椅子使用者の通行の支障となる段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、2cm 以下とする。
- 浴槽のわきに、車椅子から乗り移り、浴槽に移動できるような移乗台を設ける。
- シャワー、水栓金具は座ったまま届く位置に設ける。
- シャワーはハンドシャワーとし、シャワーヘッドかけを使いやすい位置に上下 2 箇所設けるか、垂直方向にスライド調整できるものとする。
- 手すりは、浴槽、洗い場またはシャワーブースの周囲に設ける。
- 手すりは、水平・垂直の両タイプとする。特に洗い場と浴槽での移動に際して、立ち上がる動作を補助するための垂直タイプの手すりを設ける。
- 水栓金具は、温水の混合操作を容易にするため、自動温度調節器（サーモスタット）の付いたレバー式など、簡単に操作できるものとする。
- 非常用の呼出しボタンを設ける場合は、洗い場および浴槽から手の届く位置にループやひもをつける。

＜図Ⅰ-9-2　車椅子使用者用シャワー室の例＞

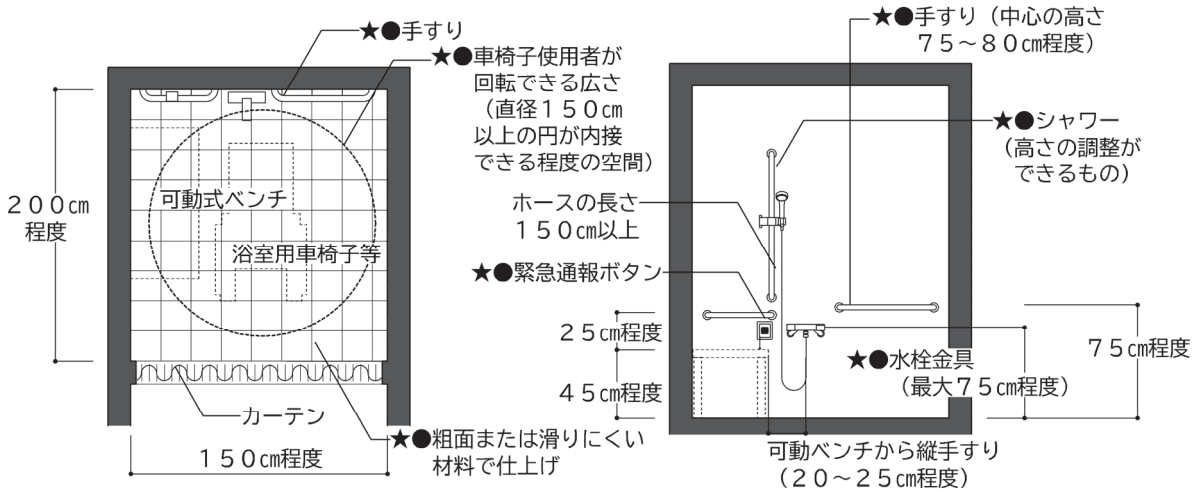

練馬総合運動公園

車椅子使用者用シャワー室の更衣室

車椅子使用者用シャワー室

車椅子使用者用シャワー室と脱衣室

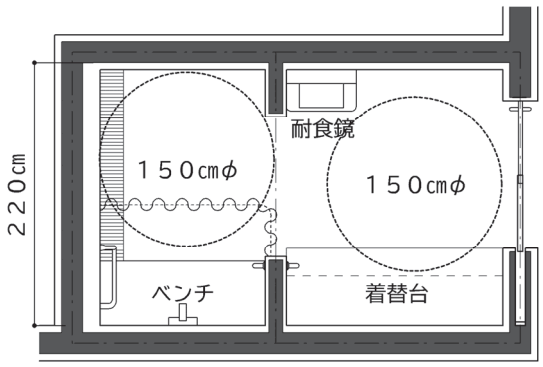

＜図Ⅰ-9-3　更衣室･脱衣室の例＞

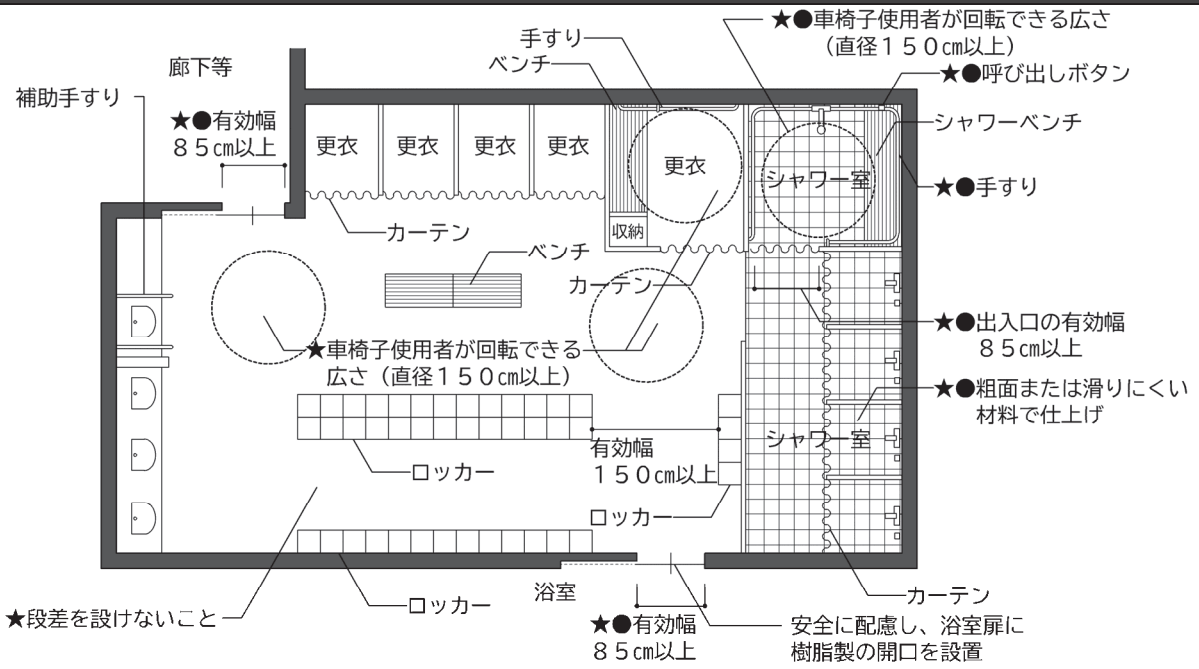

・　車椅子使用者が円滑に利用できるよう、ロッカーの前などには車椅子が転回できる空間（直径 150cm 以上の円が内接できる空間）を確保し、浴室の入口までの経路の幅は 90cm 以上とする。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□視覚障害者が利用しやすいよう、色、照明、形状や触覚により空間や設備を識別しやすくしていますか。
□視覚障害者が利用しやすいよう、水栓の冷温水区分や使用方法は、点字や浮彫り文字にするとともに、音声による案内も併用していますか。
□同伴者による介助に配慮し、男女兼用の更衣室・脱衣室を設けていますか。

B 分かりやすさ

□更衣室・脱衣室のロッカーの番号は、大きめの文字を用い、周囲とコントラストをつけるなど、わかりやすくしていますか。

C 安全安心

□浴室の床面は、転倒時にも怪我をしにくい床材にしていますか。
□浴室扉に樹脂製の開口を設置していますか。（ガラスは危険）
□出入口から更衣室、浴室・シャワー室へと連続する手すりを設置していますか。

D 身体への負担軽減

□血圧等の急な変化を防ぐため浴室内外での温度差に配慮していますか。
□シャワー用車椅子を用意していますか。
□介助がある場合に備え、十分な空間を確保していますか。
□浴槽の周りに3方向から介助できるスペースを確保していますか。
□更衣、介助、休憩や荷物置場として利用できる脱衣ベンチを設けていますか。
□更衣室・脱衣室のベンチ等の周辺に縦手すりを設けていますか。
□更衣室・脱衣室の出入口の戸を軽い力で開閉できるようにしていますか。
□衣服を着脱する際に身体を支えるための手すりを設置していますか。

E 快適性

□車椅子使用者が利用しやすいよう、浴槽は車椅子で寄り付きやすい高さにしていますか。
□更衣室・脱衣室はベンチのあるゆったりとした空間を確保し、更衣スペースと通路が分離された配置にしていますか。
□更衣室・脱衣室に補装具（義手義足など）を収納するための大きめのロッカーを設置していますか。

10. 宿泊施設の客室

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-10)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 宿泊施設には車椅子使用者用客室※1 を、当該宿泊施設の全客室数が200 室以下の場合は当該客室数に1／50 を乗じて得た数(1未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて得た数)以上、全客室数が200 室を超える場合は当該客室数に1／100を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上設けること。	ホテルまたは旅館※2には、客室の総数が 50 以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に 1／100 を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。 <令>	−	−
(2) 車椅子使用者用客室はつぎに掲げるものとすること。	同左 <令>	−	−
ア 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	−	−	図 I-10-1
イ 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	−	・コラム「床材と滑りやすさ」参照	図 I-10-1
ウ 便所は、つぎに掲げるものであること。	便所は、つぎに掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。 <令>	・「8.便所」の整備基準の解説「車椅子使用者用便房」を準用する。ただし、便所の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。	−
(ア)床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	−	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	−
(イ)便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。	同左 <令>	−	図 I-10-1
a 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	同左 <告>		

<令>令第 15 条 <告>告示第1496号

※1 車椅子使用者用客室:車椅子使用者が円滑に利用できる客室

※2 ホテルまたは旅館 :風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設および旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。

＜図Ⅰ-10-1　車椅子使用者用客室の例＞

■ツインルーム

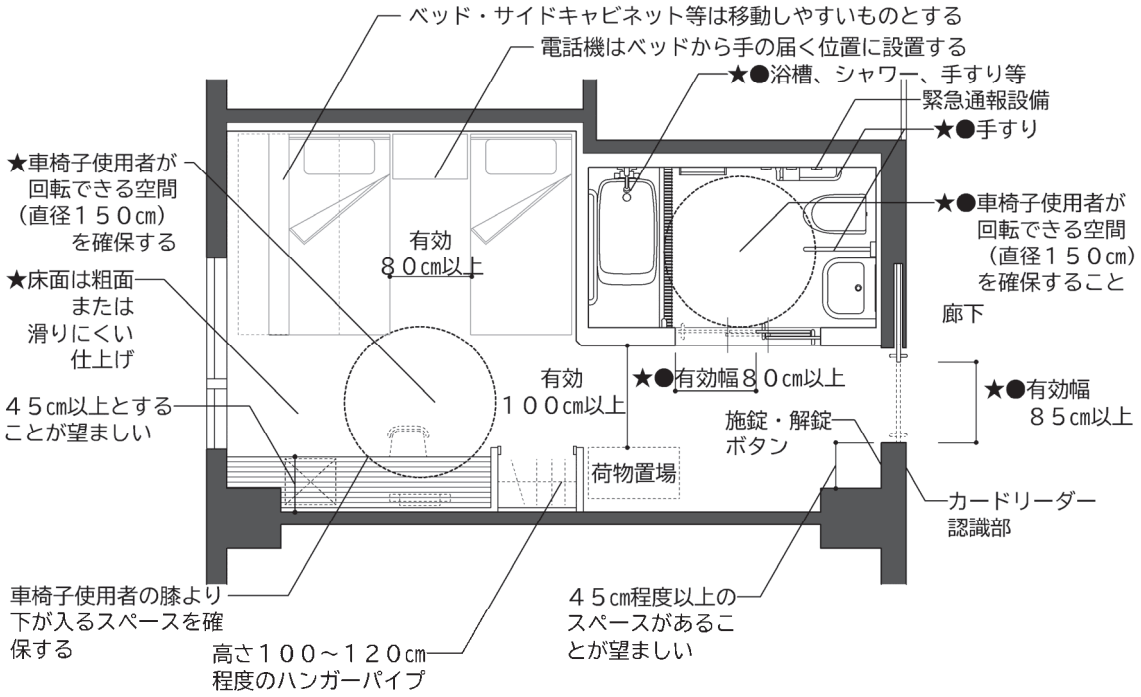

■シングルルーム

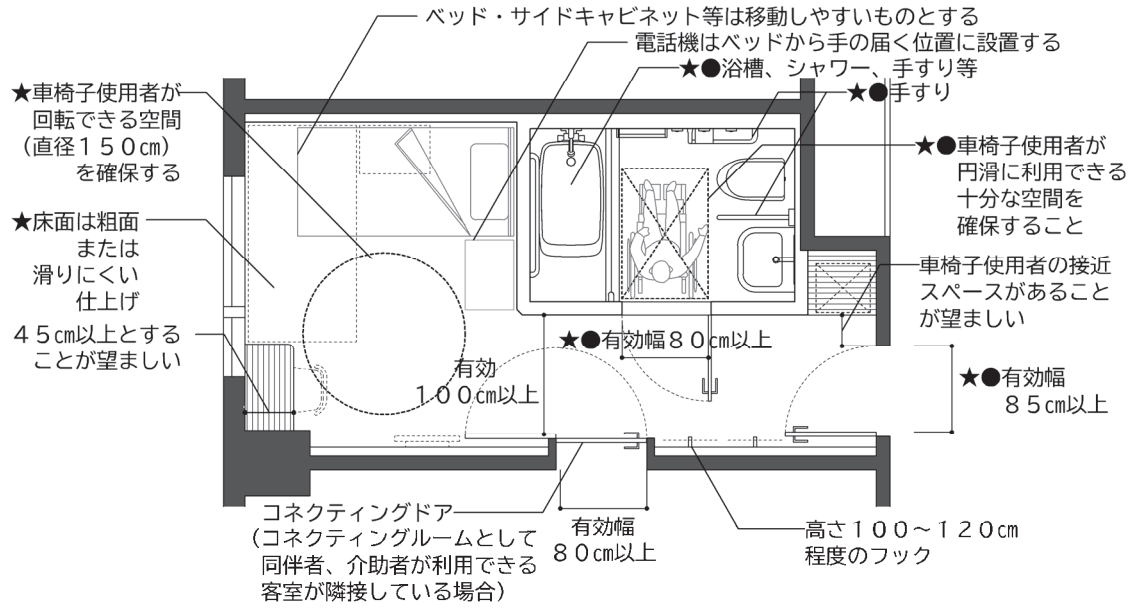

- 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、ベッドの前などには車椅子が転回できる空間（直径 150cm 以上の円が内接できる空間）を確保する。
- 客室の出入口の前後に車椅子が直進でき、転回できる空間を設ける。
- 通行の支障となる段差を設けない。
- 車椅子の通路となる部分に、通行の支障となるものを設置しない。
- 毛足の長いじゅうたんなどを使用することは避ける。
- 車椅子使用者用客室に設けられる浴室等の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-10）				● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(2)	ウ	(イ)	b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左 <告>	－	図 I-10-1
		(ウ)便房および当該便房が設けられている便所の出入口は、つぎに掲げるものであること。		同左 <令>	－	図 I-10-1
			a 幅は、80cm 以上とする。	同左		
			b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左		
		(エ)便房の設備は、日本産業規格 S 0026 に基づき整備すること。		－	－	図 I-8-2
		(オ)ペーパーホルダー（紙巻器）を便器の両側に設置すること。		－	－	
	エ	浴室等は、つぎに掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するつぎに掲げる要件に該当する浴室等が1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。		同左 （不特定もしくは多数のものが使用し、または主として高齢者、障害者等は不特定かつ多数の者と読み替える） <令>	・「9. 浴室等」の解説および図を参照。	－
		(ア)床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。		－	・浴槽内や浴室の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。洗い場は滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。 ・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	－

<令>令第15条 <告>1496号

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-10）			● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	エ	（イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてつぎに掲げる構造であること。	同左 <令>	－	図 I-10-1
		a　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左 <告>		
		b　車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。	同左 <告>		
		（ウ）出入口は、ウの（ウ）に掲げるものであること。	同左 <令>	－	図 I-10-1

<令>令第15条　<告>告示1495号

<図 I-10-2　棚、ベッドの高さの例>

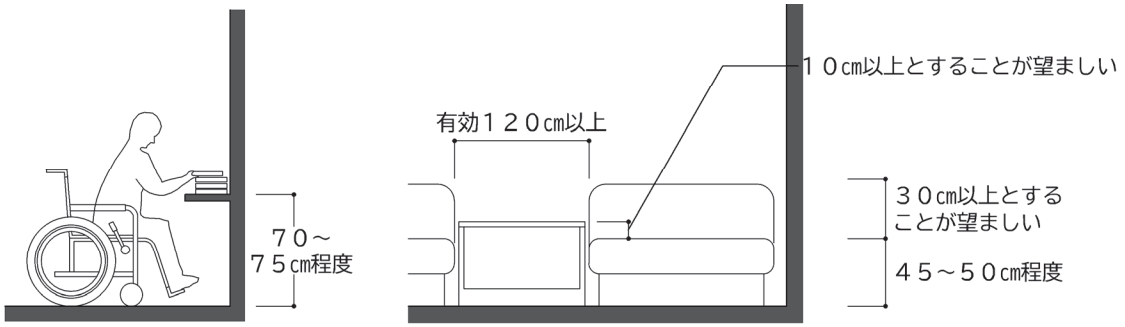

- 車椅子からの移乗のしやすさや横になりたいときにすぐ利用できるなどの観点から、ベッド使用を基本とし、高さは、車椅子の座面の高さ（40～45 cm）程度とする。
- 棚はできる限り低い高さとし、棚の内部が分かることが望ましい。

<図 I-10-3　収納、机の高さの例>

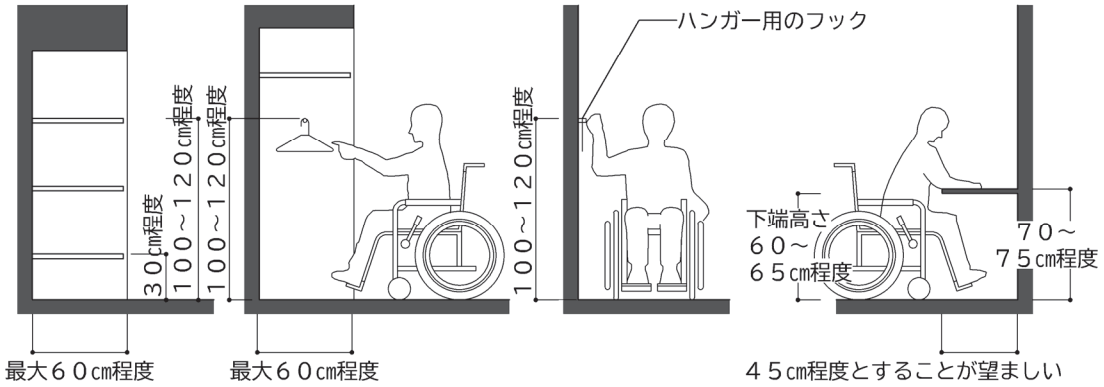

- コンセント、スイッチ、収納棚などは、車椅子での使用に適する高さおよび位置とする。

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-10）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（3） 一般客室※3は、つぎに掲げるものとすること。	ホテルまたは旅館の一般客室は、つぎに掲げるものとすること。 ただし、和室部分については、この限りでない。 区条例第 38 条の2	―	―
ア 宿泊者特定経路※4を1以上確保すること。 ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	同左 区条例第 38 条の2第 1 項	・傾斜路、エレベーターその他の昇降機の基準は（4）（5）（6）参照	―
イ 一般客室（和室部分を除く。ウおよびエにおいて同じ。）の出入口の幅は、80cm 以上とすること。	同左 区条例第 38 条の2第 2 項 第1号	―	図 I -10-4
ウ 一般客室内の 1 以上の便所および 1 以上の浴室等の出入口の幅は、75cm 以上とすること。	一般客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、70cm 以上とすること。 区条例第 38 条の2第 2 項 第2号	―	図 I -10-4
エ 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には、階段または段を設けないこと。 ただし、つぎの（ア）から（ウ）までに掲げる場合に応じ、当該（ア）から（ウ）までに定める部分を除く。	同左 区条例第 38 条の2第 2 項 第3号	―	図 I -10-4
（ア）同一客室内に複数の階がある場合：当該一般客室の出入口のある階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る階段または段の部分	同左 区条例第 38 条の2第 2 項 第3号ア	―	―
（イ）勾配が、1／12 を超えない傾斜路を併設する場合：当該傾斜路が併設された階段または段の部分	同左 区条例第 38 条の2第 2 項 第3号イ	―	―
（ウ）浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合：当該高低差の部分	同左 区条例第 38 条の2第 2 項 第3号ウ	―	―

※3 一般客室：車椅子使用者用客室以外の各客室

※4 宿泊者特定経路：階段または段を設けない経路

＜図Ⅰ-10-4　一般客室の例＞

■ツインルーム

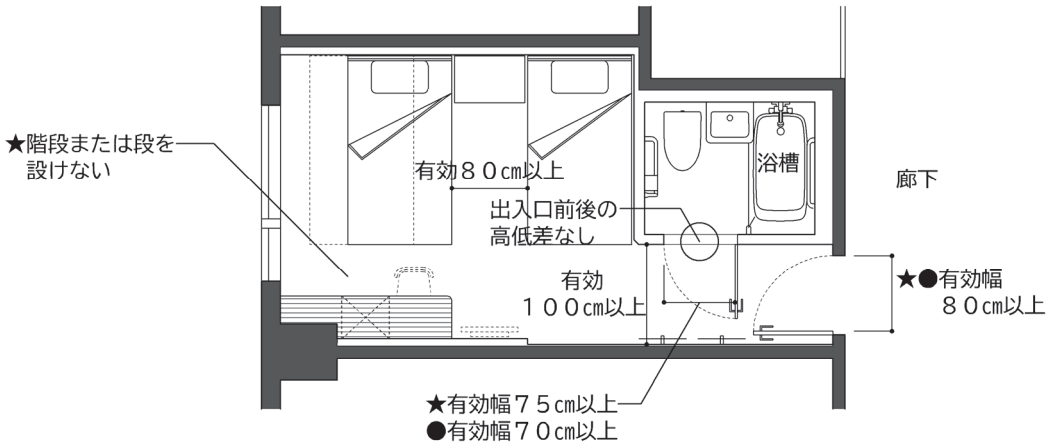

■シングルルーム

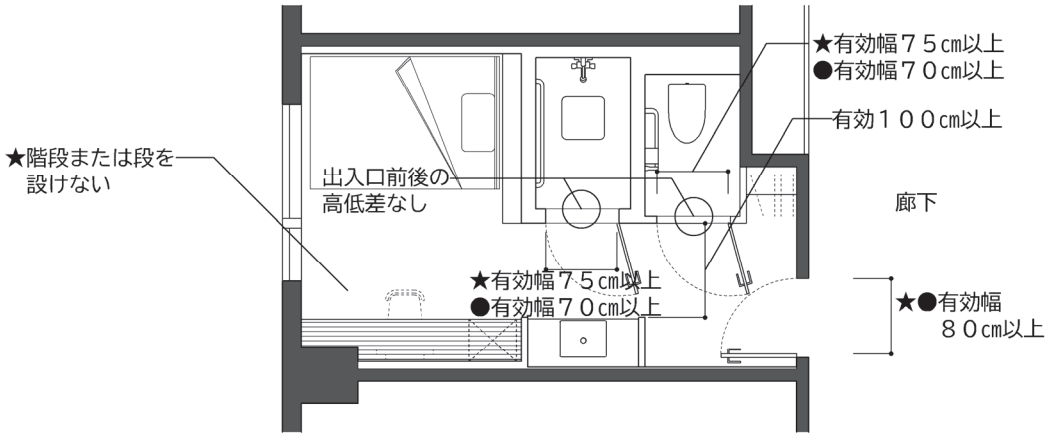

・　ドアにはレバータイプやプッシュハンドル等の操作しやすいハンドルを取り付けることが望ましい。
・　客室の出入口までの経路の幅は 100cm 以上とする。

■　宿泊者特定経路の基準

★　整備基準（努力義務） （区条例施行規則別表3-1-5）	●　移動等円滑化基準 （適合義務）	基準の解説	備考
（4）　道等および車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの宿泊者特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものであること。	同左 区条例第 38 条の2第１項	－	－
ア　勾配が1／12 を超え、または高さが16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	同左 ＜令＞	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	－

■ 宿泊者特定経路の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-5）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
イ　表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 <令>	・勾配が急になると、車椅子はスリップして昇降できなくなるため、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。 ・コラム「床材と滑りやすさコラム」参照。	－
ウ　その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	同左 <令>	・傾斜路が容易に認識できるよう、傾斜部分とその他の部分との境界は、路面の色または線で明確に分ける。	－
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロックを敷設すること。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 <令>		
オ　幅は、階段に代わるものにあっては 120cm 以上、階段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第4号ア	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違えるよう有効幅は 120cm 以上とする。 ・階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内ですれ違う機会が少ないため、90cm 以上とする。	－
カ　勾配は、1／12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、1／8を超えないこと。	同左 区条例第 38 条第 2 項第4号イ	・自走式車椅子使用者が一人で傾斜路を上れる最大の勾配とされているのが 1／12 であり、筋力が低下した方でも安全に利用できるよう、勾配は 1／12 以下とする。	－

<令>令第 13 条

■ 宿泊者特定経路の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-5、3-1-6）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（4）	キ　高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第4号ウ	・長い傾斜路では車椅子使用者が途中で休憩を取ることのできるスペースが必要となる。	－
	ク　両側に側壁または5cm 以上の立ち上がりを設けること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第4号エ	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	－
	ケ　傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第4号オ	・車椅子使用者が安全に停止することができ、廊下等を通行する者と交錯しないよう、始点、終点に平たん部を設ける。	－
（5）	宿泊者特定経路を構成するエレベーター（7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機に規定するものを除く。以下この項において同じ。）およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。	同左 区条例第 38 条の2第 1 項	－	－
	ア　籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房または車椅子使用者用駐車施設がある階および地上階に停止すること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第 5 号ア	－	－
	イ　籠および昇降路の出入口の幅は、80cm 以上とすること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第 5 号イ	・車椅子使用者が通過できるよう、有効幅は 80cm 以上とする。	－
	ウ　籠の奥行きは、115cm 以上とすること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第 5 号ウ	－	－
	エ　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150cm 以上とすること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第 5 号エ	・車椅子の待機、転回に支障がないよう乗降ロビーには 150cm×150cm 角以上の水平なスペースを確保する。	－
	オ　籠内および乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第 5 号オ	－	－
	カ　籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第 5 号カ	－	－
	キ　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	同左 区条例第 38 条第 2 項第 5 号キ	－	－

■ 宿泊者特定経路の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-6、3-1-7）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（5）	ク　昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。	同左 ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合には、この限りでない。 区条例第 38 条第 2 項第 5 号ク	・非常時における聴覚障害者への情報伝達、籠内の防犯や事故等の安全確保のために、籠内が確認できるガラス窓を設置する。	－
（6）	ア －	宿泊者特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は以下のものとする。 区条例第 38 条第 2 項第 6 号	－	－
	－	（ア）車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が 15m 毎分以下で、かつ、その床面積が 2.25 ㎡以下のものであって、昇降行程が 4m 以下のものまたは階段および傾斜路に沿って昇降するもの。 <告>	－	－
	－	（イ）車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m 毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの。 <告>	－	－

<令>令第 18 条第 2 項第 6 号　<告>告第 1492 号

■ 宿泊者特定経路の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表 3-1-7）			● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（6）	イ	宿泊者特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第1第1号に規定するもの）は、(1)一般基準のアに掲げるもののほか、つぎに掲げる構造とする。	宿泊者特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターの構造（車椅子使用者が円滑に利用できるもの）は、つぎに掲げるものとする。 <令>	－	－
		(ア)エレベーターは、つぎに掲げるものであること。	同左 <告>	－	－
		a 平成 12 年建設省告示第 1413 号第1第9 号に規定するものとする。	同左	－	－
		b 籠の幅は 70cm 以上とし、かつ、奥行きは 120cm 以上とすること。	同左	－	図 I -7-2
		c 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅および奥行きが十分に確保されていること。	同左	－	図 I -7-2
	－		(イ)エスカレーターにあっては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第1ただし書に規定するものであること。 <告>	－	図 I -7-3

<令>令第 18 条第 2 項第 6 号 <告>告第 1492 号

■ 宿泊者特定経路の基準（つづき）

	★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(7)	―	当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(3)のアの規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテルまたは旅館の車寄せ」とする。 区条例第 38 条の2第 3 項	―	―
(8)	―	宿泊者特定経路となるべき経路またはその一部が移動等円滑化経路もしくはその一部または 1. 移動等円滑化経路等（3）アに規定する2階建て程度の幼稚園等の経路もしくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路またはその一部については、(3)のアおよび(7)の規定は適用しない。 区条例第 38 条の2第 4 項	―	―

<告>第 1492 号

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

■車椅子使用者用客室・一般客室共通

A 公平性

□必要な時に情報が得られるよう、音声ガイドや文字、光、振動による情報伝達、注意喚起設備を設置していますか。
□文字放送付き客室テレビを採用していますか。
□聴覚障害者が電話に代わる通信手段として、スマートフォン等を利用できるようにフリーWiFi を設置していますか。

B 分かりやすさ

□室名や部屋番号は、目線の高さで表示して近寄って見ることができる高さ（床から１４０㎝ 程度）とし、図と地板の色のコントラストをつける、点字や浮き彫り文字とするなど、わかりやすい表示としていますか。
□客室出入口付近の照明スイッチをわかりやすくしていますか。

C 安全安心

□室内に設けられた荷物掛けフックは、室内での移動や動作に支障はありませんか。
□緊急時の避難経路は、室内にわかりやすく見やすい高さに表示されていますか。

D 身体への負担軽減

□浴室への扉はできる限り引き戸や折戸とし、十分な出入口幅としていますか。
□スイッチ類は形状、大きさなど操作性の良いものとしていますか。

E 快適性

□十分な客室内有効通路幅を確保していますか。
□知的・発達・精神障害のある人が不安にならないよう、十分な明るさを確保していますか。
□プライベートな空間に相応しい室内照明であるとともに、安全にも配慮し照度を確保していますか。
□室外に介助犬用の排泄場所を確保していますか。

■車椅子使用者用客室

A 公平性

□洗面カウンター下部に十分な高さの空間を確保し、車椅子でも利用しやすいようにしていますか。
□車椅子使用者が使いやすい方を選択できるよう、設備機器やベッド等の位置が右利き用と左利き用の室を設けていますか。
□多様な使い方ができるよう、ベッドと利用しやすい高さの畳コーナーを併設した和洋折衷室を設けていますか。

B 分かりやすさ

□客室内の各種スイッチは操作しやすく、容易に認識できますか。

C 安全安心

□扉の取っ手の横に開閉時の体の安定のために縦型手すりを設けていますか。
□非常灯は、枕元から手の届く位置に設置していますか。

D 身体への負担軽減

□出入口前後に車椅子回転スペース（直径 1.5m 程度）を設けていますか。
□車椅子から浴槽に乗り移るための台を設けていますか。
□スイッチ等の操作ボタン類は、高さ上限 1m 程度、下限 40cm 程度の間に設置していますか。
□照明はベッドの上からでも操作できるようにしていますか。

E 快適性

□ベッドの下部は車椅子のフットレストが入る高さを空けていますか。
□車椅子での利用に考慮し、家具の下部に空間を確保していますか。
□家具は前面を揃え、クローゼットは引き戸としていますか。
□介助者を考慮し、ベッドは 2 以上設置していますか。

11. 観覧席・客席

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務） （区条例施行規則別表3-1-11）	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席を設ける場合には、つぎに掲げる構造とすること。	－	－
ア 車椅子使用者のための観覧席または客席を出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席または客席の全席数が200席以下の場合は当該席数に1／50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200席を超える場合は当該席数に1／100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。	－	図 Ⅰ-11-2
イ 車椅子使用者のための観覧席または客席は、1席あたり、間口は90cm以上とし、奥行きは120cm以上とすること。	－	図 Ⅰ-11-1
ウ 車椅子使用者のための観覧席または客席の1席以上に、当該観覧席または客席の隣に同伴者のための座席を設けること。	－	図 Ⅰ-11-1 Ⅰ-11-3
エ 通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式とすること。	・高齢者などが利用しやすいよう、通路側の座席のひじ掛けを跳ね上げ式とする。	図 Ⅰ-11-1
オ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。	・聴覚障害者のための集団補聴設備（ヒアリングループ、赤外線送受信装置、FM送受信装置等）、字幕や文字情報を表示する装置（電子文字標示盤等）、視覚障害者のための音声装置などの、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設ける。 ・コラム「ヒアリンググループ」参照	図 Ⅰ-11-3

＜図Ⅰ-11-1　観覧席・客席の例＞

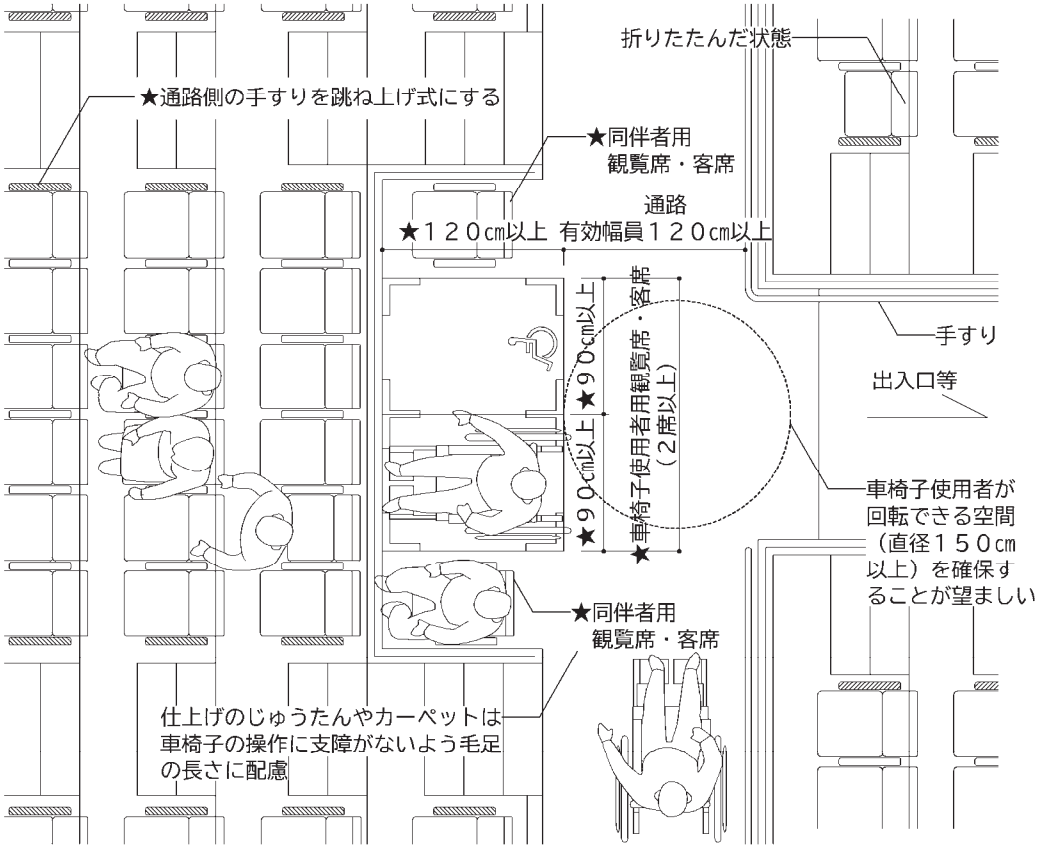

- 車椅子使用者対応観覧席、客席への通路の幅は出入りおよび転回しやすいよう配慮する。
- 車椅子使用者対応観覧席、客席の床は水平とする。
- 楽屋は利用居室等に該当するため、楽屋までの経路は移動等円滑化経路等とする。

＜図Ⅰ-11-2　サイトラインの例＞

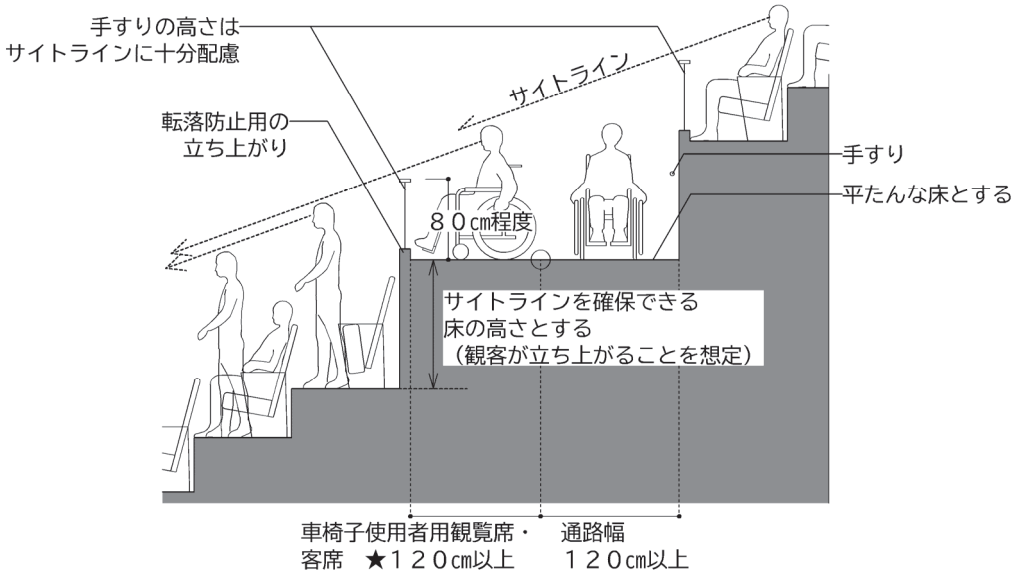

- 前後の観覧席・客席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。
- サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。
- 車椅子使用者用観覧席・客席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。
- 建築物の構造等により、車椅子使用者用観覧席・客席からのサイトラインが確保しにくい場合には、車椅子使用者用観覧席・客席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。

＜図Ⅰ-11-3　車椅子使用者用客席の位置の例＞

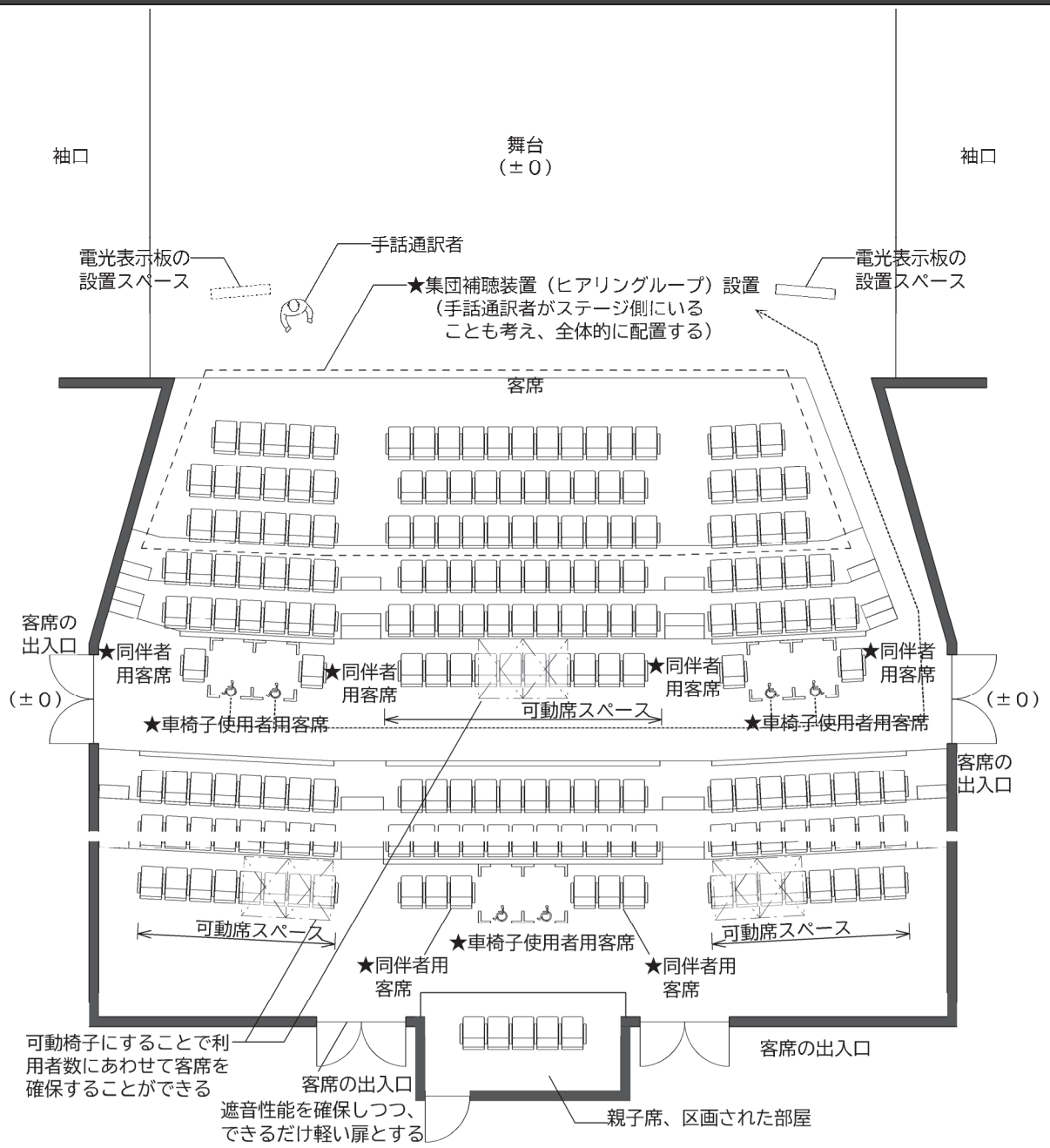

・　車椅子使用者にも、他の観客同様、様々なエリアの座席の選択肢を提供するため、車椅子使用者用客席は複数の位置に分散して設ける。

« コ ラ ム »

ヒアリングループ

ヒアリングループは、聴覚障害者や聴力の弱い高齢者などで補聴器を使用している方が、広い空間や騒音の多い場所において、音声を正確に聞き取るために聴力を補うための集団補聴設備の一種です。

客席の床面等に、音声データから変換された磁気を発生させるワイヤーをループ状に敷設し、ワイヤーから発生された磁気を、ループの内側にある補聴器で受信して音声信号に変えることで、目的の音声を届けることができます。持ち運びできるポータブルなヒアリングループもあります。

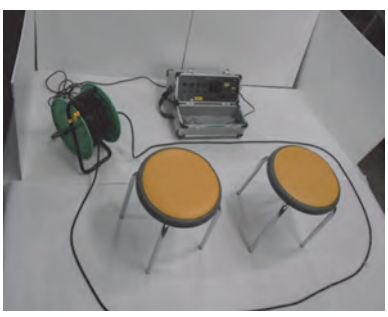

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

- □車椅子使用者のための観覧席または客席を複数配置し、場内で位置を選択できるようにしていますか。
- □車椅子使用者のための観覧席または客席から舞台、楽屋間に、段のない経路を設けていますか。
- □車椅子使用者同士がすれ違える通路幅を確保していますか。
- □車椅子使用者は同伴者とともに複数の客席を選択できるように配置されていますか。
- □視覚障害者が座席番号を確認できるよう、椅子の背などに点字を表示する、人的対応などの工夫を行っていますか。
- □視覚障害者向けに音声で舞台やスクリーンの状況を案内する装置を設置していますか。
- □場内を暗くする時も必要に応じて手話通訳が読み取れるスポット照明を設けていますか。
- □要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記者用作業スペース等を設けていますか。
- □会議室のある集会施設には託児スペースを設けていますか。
- □乳幼児を連れた利用者や、音に敏感、または騒がしい環境では情報を聞き取れない知的・発達・精神障害のある人に配慮し、区画された部屋（センサリールーム等）を設けていますか。

B 分かりやすさ

- □座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取り付け位置等に十分配慮していますか。

C 安全安心

- □車椅子使用者のための観覧席または客席に転倒防止のための手すり、ストッパー、キックプレートなどを設けていますか。
- □車椅子使用者のための観覧席または客席に隣接して同伴者用座席を設置していますか。
- □安全に移動できるよう足元灯を設けていますか。
- □上演時間以外は客席部分の照度を十分に確保していますか。
- □緊急時の避難経路はわかりやすく表示されていますか。

D 身体への負担軽減

- □客席に入る扉は、遮音性能を確保しつつ、できるだけ重量の軽いものとしていますか。（ハニカム構造など）
- □床仕上げのじゅうたんやカーペットは、車椅子の操作に支障がないよう毛足の長さに配慮していますか。
- □場内の両壁面に手すりを設置していますか。

E 快適性

- □どの席からも舞台やスクリーンを快適に鑑賞できるよう、客席の前後間隔や勾配を計画していますか。

12. 敷地内の通路

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-12）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものとすること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものとすること。 区条例第35条	・テラスや保育所等の園庭への通路部も含む。	－
ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 <令>	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	図 I-12-1
イ 段がある部分は、つぎに掲げるものであること。	同左 <令>	・1段しかない段部でも対象となる。	－
(ア)手すりを設けること。	同左 <令>	・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 I-12-1
(イ)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	同左 <令>	・踏み外しを防止するため、段鼻と周囲の色や仕上げに違いをつける。	図 I-12-1
(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左 <令>	・段を昇る際につま先がひっかかりやすいため、段鼻には突き出しを設けない。	図 I-12-1
(エ)段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。※1	－	・視覚障害者に段の存在を知らせるため、点状ブロック等を敷設する。	図 I-12-1
(オ)段の両側に2cm以上の立ち上がりを設けること。 ただし通行の支障となる場合には、この限りではない。	－	・杖の転落を防止するために、段の両側に側壁または立ち上がりを設ける。	－

<令>令第16条

※1 主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障害者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障を来す場合には、点状ブロック等の代わりに音声誘導装置を設置する、仕上げの色を変える等でも可とする。

＜図Ⅰ-12-1　段に傾斜路を併設した敷地内の通路の例＞

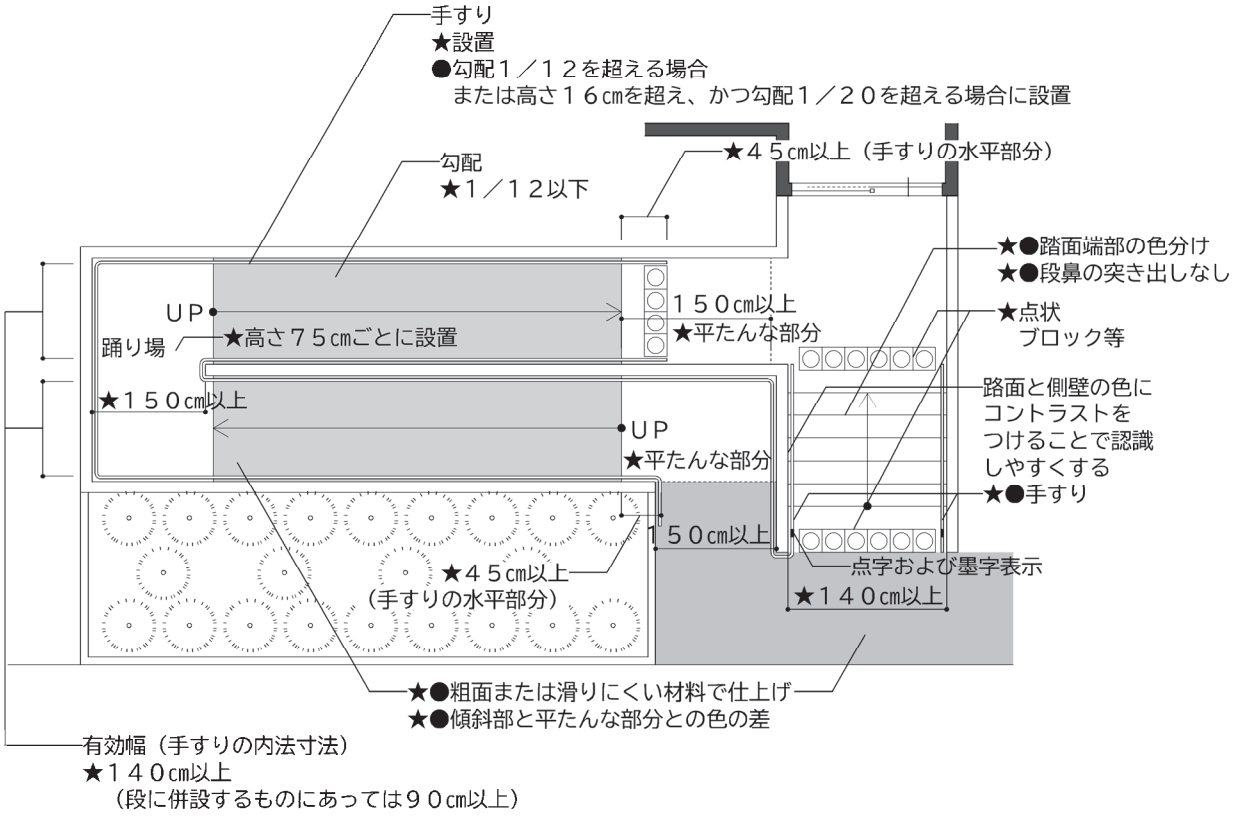

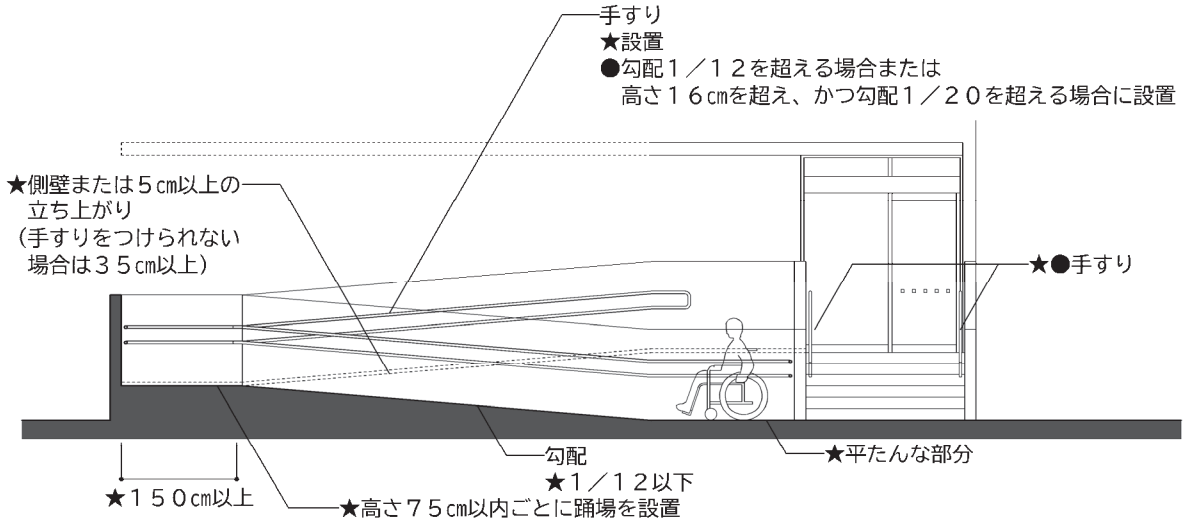

- 通路の舗装には、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ・材料、浸透性を有するなど水のたまりにくい仕上げ・材料を選択する。
- 点状ブロック等は、視覚障害者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、段や傾斜路の幅に合わせて敷設する。
- 段のけこみは２cm以下とし、杖や足の落ち込みを防止するために、けこみ板を必ず設ける。
- 傾斜路が長くなりすぎる場合は、「7.特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設置するなど、車椅子使用者等の負担に配慮する。
- 路面と側壁の色にコントラストをつけることで認識しやすくなる。

傾斜部と平たん部との色分けの例

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-12)			● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1)	ウ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。		同左 <令>	―	―
		(ア)手すりを設けること。	勾配が1／12を超え、または高さが16cm を超え、かつ、勾配が1／20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 <令>	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 I -12-1
		(イ)その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	同左 <令>	・傾斜路が容易に認識できるよう、傾斜部分とその他の部分との境界は、路面の色または線で明確に分ける。	図 I -12-1
		(ウ)高さが 75cm を超えるものにあっては、75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。	―	・長い傾斜路では車椅子使用者が途中で休憩を取ることができるスペースが必要となる。	図 I -12-1
		(エ)両側に側壁または5cm 以上の立ち上がりを設けること。	―	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	図 I -12-1
		(オ)他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ通路等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。	―	・車椅子使用者が安全に停止することができ、敷地内の通路を通行する者と交錯しないよう、始点、終点に平たん部を設ける。	図 I -12-1
		(カ)勾配は、1／12 を超えないこと(移動等円滑化経路等を除く。)。	―	・自走式車椅子使用者が一人で傾斜路を上れる最大の勾配とされているのが 1／12 であり、筋力が低下した方でも安全に利用できるよう勾配は、1／12 以下とする。	図 I -12-1
		(キ)幅は、140cm 以上とすること。 ただし、段に併設する場合は、90cm 以上とすること。	―	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違えるよう、有効幅は 140cm 以上とする。 ・階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内ですれ違う機会が少ないため、90cm 以上とする。	図 I -12-1

<令>令第 16 条

■ 一般基準（つづき）

	★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-12）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1)	エ　幅は、140cm 以上とすること。	－	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違えるよう、有効幅は 140cm 以上とする。	図 I-12-1
	オ　歩行者等と車の動線を分離すること。	－	－	図 I-12-3
	カ　階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。 ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない。 ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。 区独自　区条例第 35 条	－	図 I-12-2

＜令＞令第 16 条

＜図 I-12-2　階段付近の整備の例＞

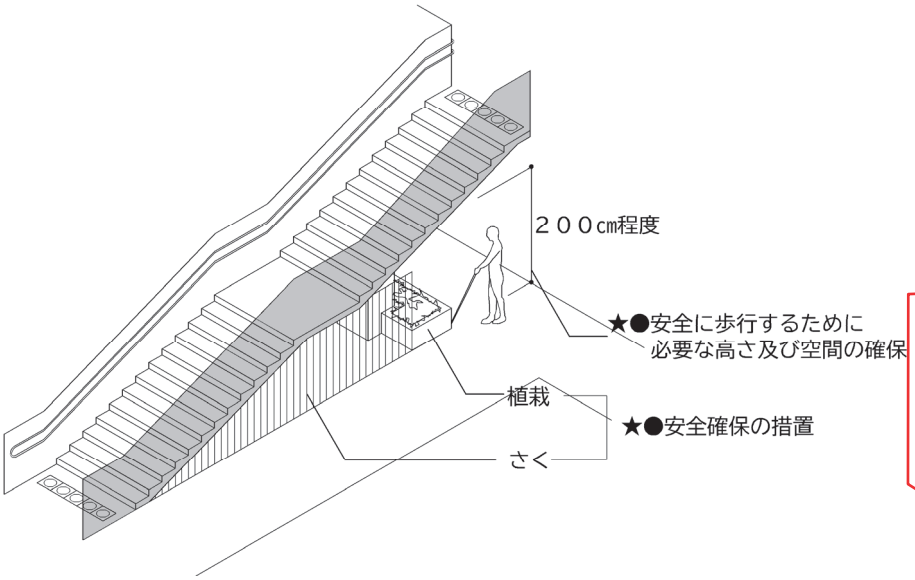

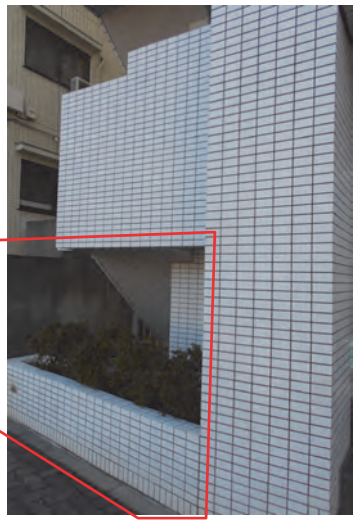

・　階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等がぶつかる危険があるため、さくやベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。

■移動等円滑化経路等の基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-12)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)一般基準に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)一般基準に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。 区条例第37条第1項第5号	―	―
ア 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左 <令>	・「2. 出入口(3)オ」の解説および図を参照。	図 I-12-4
イ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。	同左 <令>	―	―
(ア)勾配は、1／20を超えないこと。	勾配は、1／20(中規模建築物については、傾斜路の高さが 16cm を超え 75cm 以下のものにあっては1／12、16cm 以下のものにあっては1／8)を超えないこと。 区条例第37条第1項第5号イ(イ)	―	図 I-12-6 I-12-7
(イ)傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。(中規模建築物を除く。) 区条例第37条第1項第5号イ(オ)	・車椅子が転回するための場所の確保、急な飛び出しによる衝突防止などを目的に、傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を設ける。	図 I-12-6 I-12-7
(ウ)	幅は、段に代わるものにあっては140cm以上(中規模建築物については、90cm以上)とすること。 区条例第37条第1項第5号イ(ア) <令>	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違えるよう、有効幅は140cm以上とする。	図 I-12-6
(エ)	幅は、段に併設するものにあっては90cm 以上とすること。(中規模建築物を除く。) <令>	・段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内ですれ違う機会が少ないため、有効幅は 90cm 以上とする。	図 I-12-6
(オ)	手すりを設けること。 区条例第37条第1項第5号イ(ウ)	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 I-12-6

<令>令第18条第2項第7号、第25条

■移動等円滑化経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-12）			● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	イ	（カ）	両側に側壁または立ち上がりを設けること。 区条例第37条第1項第5号イ （エ）	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	図 I-12-6
		（キ）	高さが75cm を超えるもの（勾配が1／20を超えるものに限る。）にあっては、高さ75cm 以内ごとに踏幅が150cm 以上の踊場を設けること。 ＜令＞	・長くて急な傾斜路では車椅子使用者が途中で休憩を取ることのできるスペースが必要となる。	図 I-12-6
	ウ	排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとすること。	同左 区独自 区条例第37条第1項第5号ウ	・やむを得ず排水溝、集水ます等を設ける場合は、車椅子の車輪や杖先が引っ掛からないよう化粧蓋や細目グレーチング等とする。	図 I-12-5
	エ	―	幅は、140cm 以上（中規模建築物については、90 cm 以上）とすること。 区条例第37条第1項第5号ア ＜令＞	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違えるよう、有効幅は140cm 以上とする。	図 I-12-3

＜令＞令第18条第2項第7号、第25条

＜図Ⅰ-12-3 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の例＞

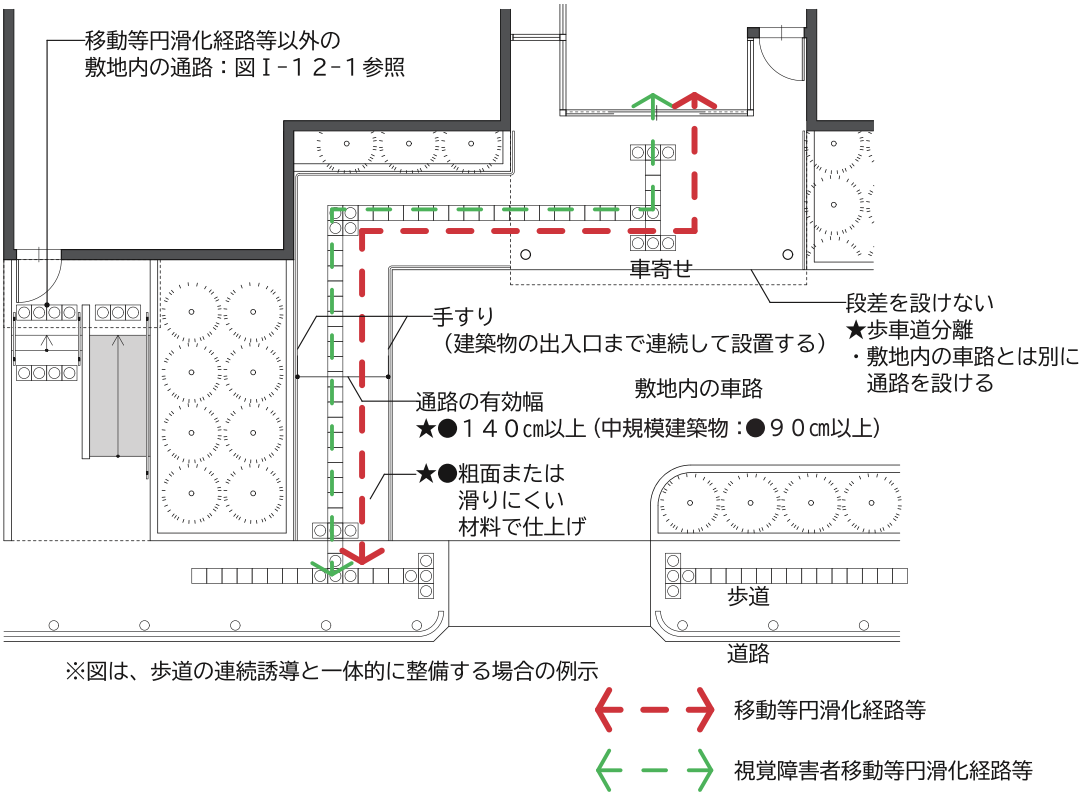

・　通路の勾配が水勾配（2%程度）を超える場合には、傾斜路の基準が適用される。

＜図Ⅰ-12-4　移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路に戸(門扉)を設ける場合の例＞

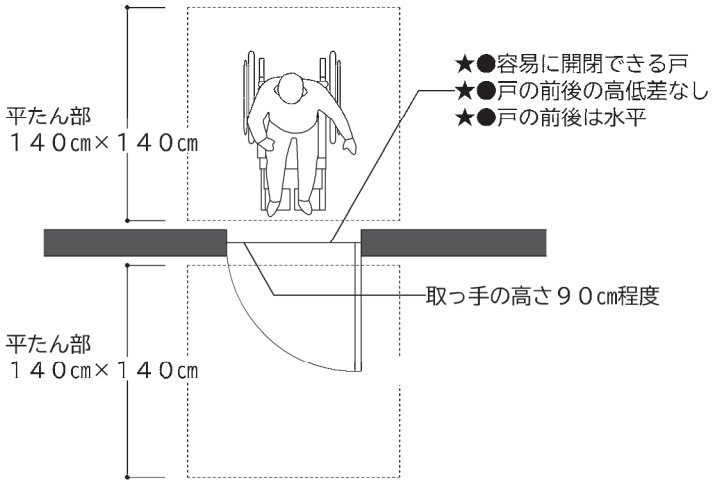

・　移動等円滑化経路等である敷地内の通路に設ける門扉等の取っ手は、使いやすいものとする。(「2. 出入口」の基準の解説および図Ⅰ-2-4 を参照。)

＜図Ⅰ-12-5　車椅子使用者・杖使用者等の通行に支障のない構造＞

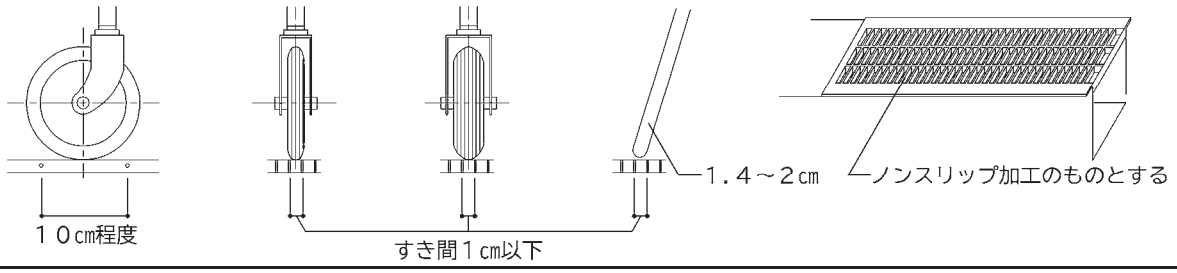

＜図Ⅰ-12-6　移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の例(段に傾斜路を併設する場合)＞

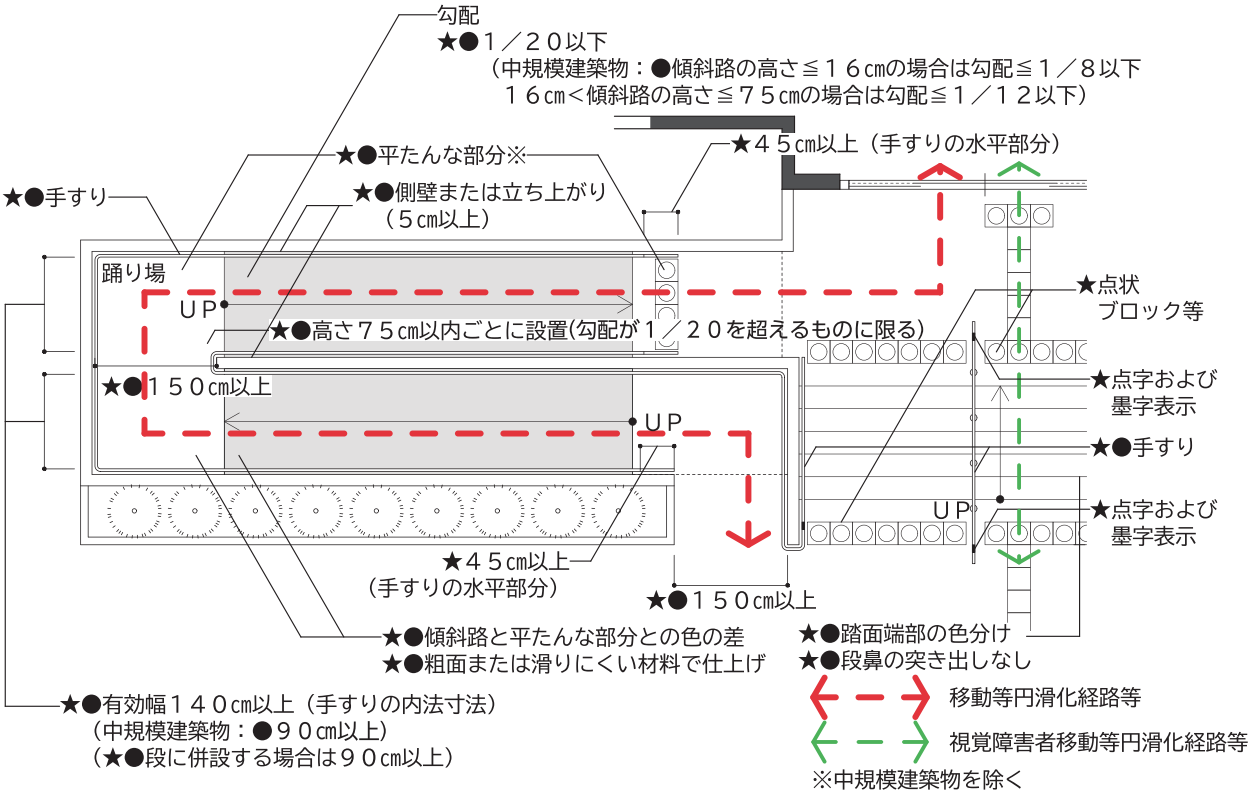

・　傾斜路の平たん部は、直進の場合は奥行 1.2m 以上、転回をする場合は幅 1.5m×奥行 1.5m を標準とする。

■移動等円滑化経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-12）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2） オ	－	50m以内ごとに車椅子の回転に支障がない場所を設けること。 <令>	－	－
（3）	1. 移動等円滑化経路等(1)アに定める「道等から利用居室等までの経路」を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における12.敷地内の通路の規定の適用については、1.移動等円滑化経路等(1)ア中「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする。	同左 （利用居室等は利用居室と読み替える。） （1. 移動等円滑化経路等(3)の経路も同様。） <令> 区条例第 37 条第4項	－	－
（4）	－	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)によることが困難である場合（中規模建築物における「1. 移動等円滑化経路等」(1)イ（利用居室から車椅子使用者用便房までの経路）および(1)ウ（車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路）に限る。）は、当該敷地内の通路については、「1.移動等円滑化経路等」(2)の規定は適用しない。 ただし、主として高齢者、障害者等が中規模建築物を円滑に利用することができる措置を講じなければならない。 区条例第 37 条第5項	－	－

<令>令第 18 条第 3 項

<図Ⅰ-12-7 傾斜路の必要距離の例（高さ 15cm の場合）>

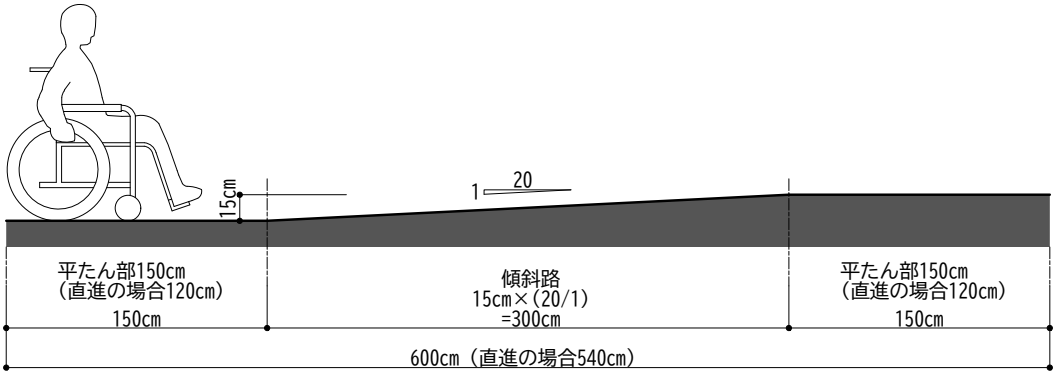

・ 平たん部は敷地内に確保する。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□長い傾斜路を設置する場合は、手動車椅子をこぎ続ける負担が大きいため、昇降機等による移動も選択できるようにしていますか。
□高低差がある場合、傾斜路を苦手とする人たちもいることを考え、階段などを併設し、経路を選択できるようにしていますか。
□聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保していますか。
□接続する歩道から出入口までの間に視覚障害者誘導用ブロックを敷設していますか。
□案内板やモニュメントを設置する際、有効幅員を狭めないよう、また視覚障害者誘導用ブロックによる連続誘導を妨げないようにしていますか。
□視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車を置かれないよう、ブロックの上への文字表示、立て看板の設置、人による誘導で対応していますか。

B 分かりやすさ

□視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすいよう、舗装材の色や模様を計画していますか。

C 安全安心

□床材、壁材を工夫し、転倒、衝突時の危険性を軽減していますか。
□透水性や排水性の高い舗装材を行い、通路表面に雨水が溜まらないようにしていますか。
□既設の石材やタイルなどに対しては、滑り止め加工を施していますか。
□車路と歩道が接する場所、段に接する場所、転落のおそれのある場所などの危険な箇所では、視覚障害者への注意喚起や間違って進入してしまわないような措置を行っていますか。
□急な飛び出しの防止や車への不安解消のため、車路と歩行者通路間に植栽帯を設けていますか。
□歩行者と車の動線が交差する場所は、見通しをよくしていますか。
□交差する通路、屈曲する通路は見通しをよくしていますか。
□視覚障害者誘導用ブロックは、壁や植栽帯から 60cm 程度離して設置していますか。

D 身体への負担軽減

□仕上げ材料の目地幅は、できる限り小さくし、車椅子使用者や視覚障害者が通行しやすくなっていますか。
□長い移動が負担となる人のためにベンチ等の休憩スペースを設置していますか。
□最小限の水勾配を心がけ、できる限り水平としていますか。
□敷地に接する歩道から建築物の出入口まで、高低差や段ができないようにしていますか。
□主要な動線上に排水溝が生じないよう配置計画を行っていますか。

E 快適性

□屋根を設けるなど、雨天時などにも使いやすい通路としていますか。
□十分な明るさを確保していますか。

13. 駐車場

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-13）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車台数に 1／50 を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 1／100 を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の、車椅子使用者用駐車施設※1を設けるものとすること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上に車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設けること。（中規模建築物を除く。） <令>	－	－
(2) 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるものとすること。	同左 <令>	－	－
ア 車体の駐車スペースは幅を 210cm 以上とし、その両側の乗降用スペースはそれぞれ幅 140cm 以上とすること。	幅は、350cm 以上とすること。（中規模建築物を除く。） <令>	・自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。 ・幅140cm は、車椅子使用者が向きを変えることができ、介助者が横に付き添えるスペースである。 ・障害の状況にあわせて選択できるよう、乗降スペースは両側に設置する。	図 I -13-1
イ 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	同左 （中規模建築物を除く。） <令>	・雨天時等を考慮し、建築物の出入口にできるだけ近い位置に設ける。	－
ウ －	車椅子使用者用駐車施設の床面または地面は、水平かつ平たんにすること。（中規模建築物においては、車椅子使用者用駐車場を設ける場合のみ。） 区独自 区条例第 36 条第 1 項	・車椅子での移乗に配慮し、床面または地面は、水平かつ平たんにする。 ・2%程度の水勾配でも、車椅子は動いてしまうために注意が必要である。	図 I -13-1

<令>令第17条

※1 車椅子使用者用駐車施設：車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-13）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（3） 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合：当該車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者駐車場施設を設ける場合： 同左 （中規模建築物を除く。） 区条例第 36 条第 2 項	－	図 I -13-3

＜図 I -13-1 車椅子使用者用駐車施設の例＞

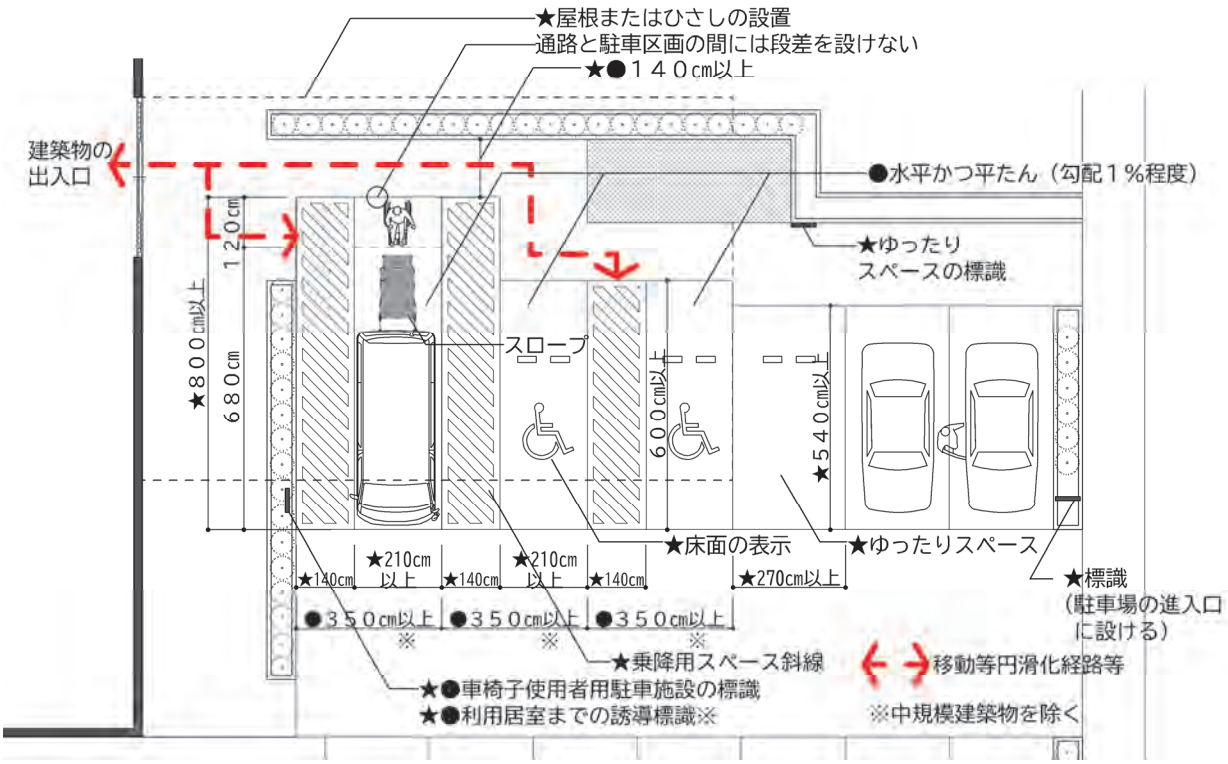

- ２台以上の車椅子使用者用駐車施設を並べて設ける場合は、間の乗降スペースを共用してもよい。
- 車椅子使用者用駐車施設のほか、車椅子に乗ったまま運行する福祉車両の乗降スペースについても、床面または地面を水平かつ平たんにするなどの安全面の配慮が必要である。
- 一般用駐車スペースと区分するため、車椅子使用者用駐車施設の駐車スペース床面には「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面には斜線を、それぞれ運転席からも判別できる大きさで塗装表示する。
- 車椅子使用者用駐車施設付近には、運転席からも判別できる大きさの標識を設ける。（車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。）
- 誘導表示は、わかりやすい位置に設けるほか、大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインのものとし、背景との色および明度の差に配慮する。
- 車椅子使用者用駐車施設および車椅子による乗降可能な駐車スペースを屋内に設ける、または屋外の駐車施設に屋根もしくはひさしを設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（2.3m以上）に対応した必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。また、当該駐車部分に至るまでの車路を屋内に設ける、または屋外の駐車施設に屋根もしくはひさしを設ける場合には、同様に必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。（改修等で対応が困難な場合を除く。）
- ゆったりスペースとは、高齢者、妊婦等が円滑に駐車および乗降ができるスペースのことである。

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-13）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（4） 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にはその旨を、乗降用スペースの床面には斜線をそれぞれ表示するものとすること。	―	―	図 I-13-1
（5） 車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。	―	―	―
（6） 車椅子使用者用駐車施設および（5）に規定する通路には、屋根またはひさしを設けること。	―	・雨天時等を考慮し、屋根またはひさしを設ける。	図 I-13-1
（7） 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設置すること。 ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。	―	・車椅子使用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車されるのを避けるため、その旨の表示をする。	図 I-13-2
（8） 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りではない。	―	―	図 I-13-2
（9） 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、高齢者、妊産婦等が円滑に駐車および乗降できる、幅 270cm 以上かつ奥行き 540cm 以上の駐車施設を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示を行うこと。	―	・車椅子使用者駐車施設の集中を避けることができるよう、幅がやや広めの駐車スペース（ゆったりスペース）を設ける。 ・幅270cm は、普通乗用車の標準的な車幅は約 190 cm と、フルオープン時のドアの開閉寸法で約 0.8m の合計である。 ・必要な方に優先的に使用してもらえるよう、乗降の妨げにならない位置に表示を行う。	図 I-13-1

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-13）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(10) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、車体後部からスロープの出る福祉車両に対応できる奥行き8m 以上の駐車スペースを確保すること。	－	・車体後部からスロープの出る福祉車両は、車体の全長に後方突出幅を加えると、約6.8m（メーカー最高値）の奥行きがある。車椅子使用者用駐車施設のうち、最低１台以上は、車体用スペース約 6.8mに、車いすの乗降スペース1.2mを加えた奥行き 8m以上を確保することが望ましい。	図Ⅰ-13-1

＜図Ⅰ-13-2 駐車場の標識の設置の例＞

■駐車場の侵入口付近に設置する標識

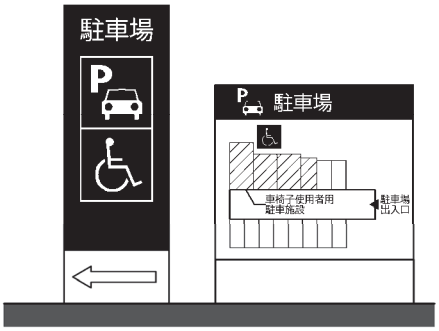

■車椅子使用者用駐車施設の付近に設置する標識

＜図Ⅰ-13-3 利用居室までの誘導表示の例＞

南田中図書館（練馬区）

・ 簡略化した平面図等に、利用居室（車椅子使用者用便房含む）および移動等円滑化経路等を示す。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□車椅子使用者用駐車施設への不適切な利用がないように、他の駐車施設の配置や数についても配慮していますか。
□車椅子使用者用駐車施設に一般車両が駐車しない措置を講じていますか。

B 分かりやすさ

□車椅子使用者用駐車施設の車室スペースはカラー舗装としていますか。
□歩道をカラー舗装するなどにより、幼児等の飛び出し防止や車への注意喚起を行っていますか。

C 安全安心

□見通しに配慮し、ゆったりとした車路としていますか。
□見通しの悪いカーブ等にミラーを設置していますか。
□視覚障害者が敷地内車路に進入してしまうことを防ぐために、歩道と車路の間に周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設けていますか。
□建築物等の主な出入口部分に、安全に乗降できるよう車寄せ（車椅子使用者用駐停車スペース）を設置していますか。

D 身体への負担軽減

□ゆったりスペース（対象：高齢者、妊産婦等）をできるだけ多く設けていますか。

E 快適性

□建築物等の出入口と駐車場が離れている場合などは、出入口に車寄せを設けていますか。
□だれもが駐車しやすいよう、駐車施設前面の車路幅にゆとりを確保していますか。
□夏季駐車中に車内温度の上昇を極力抑えるため、駐車施設周囲に高木を植栽していますか。
□雨天時において、車椅子使用者が快適に乗降するため、屋根を設けていますか。

14. 標識

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-14)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることを表示するつぎに掲げる要件に該当する標識を設けること。	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近には、つぎに掲げる方法により、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることを表示する標識を設けること。 <令>	・「移動等円滑化の措置がとられた」とは、移動の円滑化基準に適合していることを意味し、当該基準に適合しているエレベーター等、便所または駐車施設がある場合、そのすべてについて標識を設置する必要がある。	―
ア 当該施設を利用する者が見やすい位置に設けること。	同左 <省>	―	図 I-14-2
イ 表示すべき内容が容易に識別できること(当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。)。	同左 <省>	―	図 I-14-1

<令>令第 19 条　<省>省令第 113 号

<図 I-14-1 日本産業規格 (JIS Z 8210)の図記号(ピクトグラム)の例>

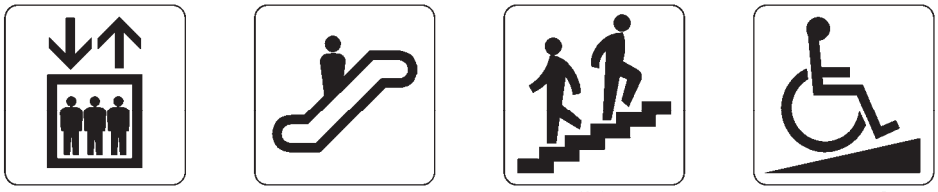

エレベーター Elevator　エスカレーター Escalator　階段 Stairs　スロープ Slope

駐車場 Parking　障害のある人が使える設備 Accessible Facility　案内所 Question & answer

出典　日本産業規格

・「障害のある人が使える設備」「スロープ」の図記号の色の組み合わせは、白と黒、または白と青とする。
・便所に関するピクトグラムは 8. 便所(図 I-8-13)、乳幼児連れに関するピクトグラムは 3. 廊下(図 I-3-3)を参照。

≪ コ ラ ム ≫

国際シンボルマークとは

障害のある人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障害のある人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969 年に民間の組織である国際リハビリテーション協会(RI)により採択されました。

公営財団法人日本障害者リハビリテーション協会が、日本におけるこのマークの使用管理を委ねられており、商標登録をしています。

＜図Ⅰ-14-2　標識の設置高さの例＞

■突出型標識の例

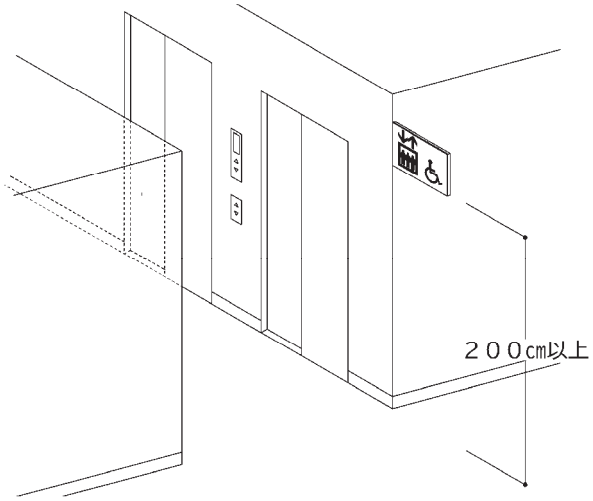

■つり下げ型標識の例

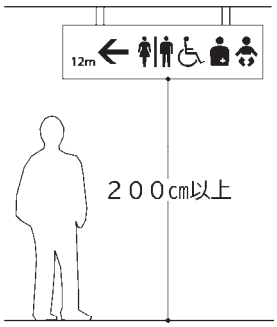

・　標識は、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに取り付ける。

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□点字サインは中心高さを、縦型 1.3～1.4m、傾斜型で 1.0m を標準としていますか。
□幅広い年齢層や外国人にも直感的にわかるピクトグラムを活用していますか。
□表示は、日本語、ひらがな、英語、韓国語、中国語等、複数の言語としていますか。
□初めての施設利用者にも直感的にわかりやすいよう、文字や記号が大きく太い書体や図を用いていますか。

B 分かりやすさ

□ピクトグラムを組み合わせる場合は、基準となる枠のサイズを合わせることで見やすくしていますか。
□ピクトグラムの理解を深めるため、同じ視距離から読める大きさの和文、英文等を併記していますか。
□文字や図と地の明度差は5程度以上を確保し、高齢者や弱視者へ配慮していますか。
□色覚多様性のある人にもわかりやすい色使いとしていますか。
□白内障の黄変化視界でもわかりやすい色使いとしていますか。
□文字の書体は線の太さを一定にするなど、認知しやすいものとしていますか。
□電光掲示板で文字情報を提供する場合は、字体、大きさ、色、スクロールさせる速度などが見やすいようにしていますか。
□目的地までの経路情報を得やすくするため、動線の分岐点や曲がり角などに標識を設置していますか。

C 安全安心

□吊り下げ型、突出型サインは衝突などに対する安全確保のため床からサイン下端まで十分な距離（床から200cm 以上）を確保していますか。

D 身体への負担軽減

□開口部脇の突出型サインは、進行方向に対し奥側とし、扉を開けながら見える位置としていますか。
□近距離で見るサインは、車椅子使用者や子ども等にも見ることができる高さを設定していますか。

E 快適性

□逆光や反射グレア、光の反射などにより見にくくならない仕上げや標識設置位置、照明にしていますか。
□標識（案内図を含む）は進行方向に向かってわかりやすい位置に設けられていますか。

≪ コラム ≫

トイレのサインの設置高さ・色の工夫の例

＜南大泉地域集会所＞

トイレのサインは、どんな目線の高さからでも目につきやすいようにしてほしい。

ピクトグラムを目立たせる

トイレの曲がり角の壁を、天井から床まで各階のテーマカラーに塗り、さらにピクトグラム（絵文字）を大きくすることで、より目立つようにしました。

トイレ横のサイン

＜豊玉第二中学校＞

トイレの位置や男女の区別が、すぐにわかるようにしてほしい。

壁面やドアに大きなピクトグラム

トイレのサインは、遠くからも見つけやすいよう、壁面やドア全体をサインとして活用しました。

壁面サイン、突出しサイン、浮出しサインなど、様々な方法を併用しています。

遠くからでもわかりやすいサインを設けたトイレ（生徒用）

上：視覚障害者が触ってわかる浮出しサイン
右：来賓・教職員用トイレ

トイレマークが大きいので、どこにいてもわかる。（車いす・電動）

廊下から突き出したサイン、壁面のサインは、見やすくて、デザインもよい。（聴覚障害）

出典：練馬区　みんなが使いやすい建物・公園をつくろう！　ユニバーサルデザインの整備事例と設計のヒント集1、2
（練馬区みどりのまちづくりセンター）
https://nerimachi.jp/UD_zireisyu2017_HP.pdf
https://nerimachi.jp/H29_UDzireisyu_HP.pdf

15. 案内設備

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-15）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設または授乳場所の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。 ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設または授乳場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。 ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 （中規模建築物を除く。）<令>	・「その他の設備」とは、モニター付インターホンのような誘導案内設備等が該当する。	図 I-15-1
(2) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所または授乳場所の配置について、つぎに掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。	建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機または便所の配置をつぎに掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 （中規模建築物を除く。）<令>	－	図 I-15-2
ア 文字等の浮き彫り	同左 <告>		
イ 音による案内	同左 <告>		
ウ 点字およびアまたはイに類するもの	同左 <告>		
(3) 案内所を設ける場合には、(1)および(2)の規定は適用しない。	同左 <令>	－	図 I-15-3

<令>令第 20 条　<告>告示第 1491 号

<図 I-15-1 案内板等の設置例>

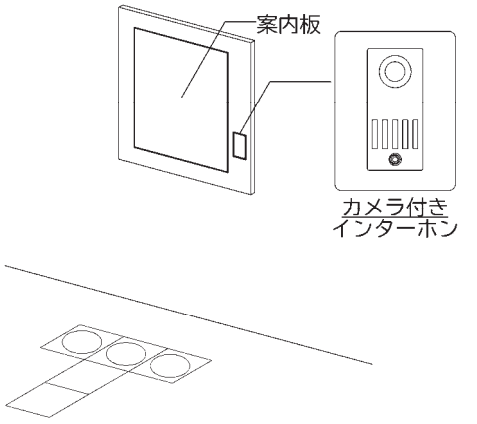

＜図Ⅰ-15-2　案内板および点字による案内の例＞

画面部分（墨字）

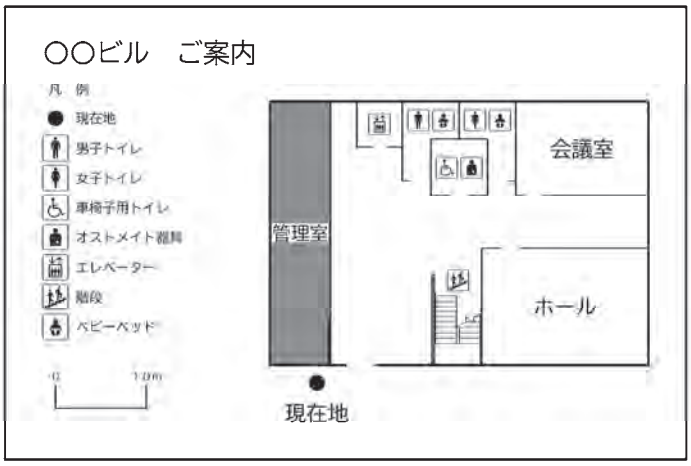

重ねて
案内板とする

触知図部分（文字は点字による表記となる）

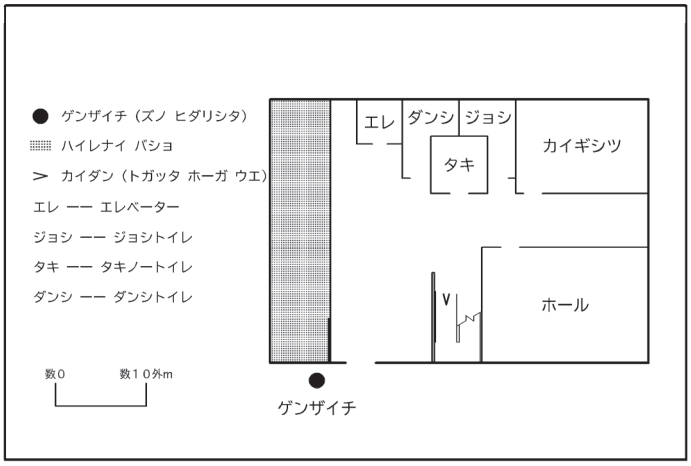

- 視覚障害者等に示すための設備として、エレベーターや便所の位置をお知らせする点字付の触知案内板やインターホン付属の音声案内板等を設置する。
- 案内板に表示する図記号（ピクトグラム）は、エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設、授乳場所とし、JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合するものとする。
- 点字については、JIS T 0921 に準じ、墨字を併記する。
- 触知案内板については、JIS T 0922 に準ずる。

＜図Ⅰ-15-3　案内所の例＞

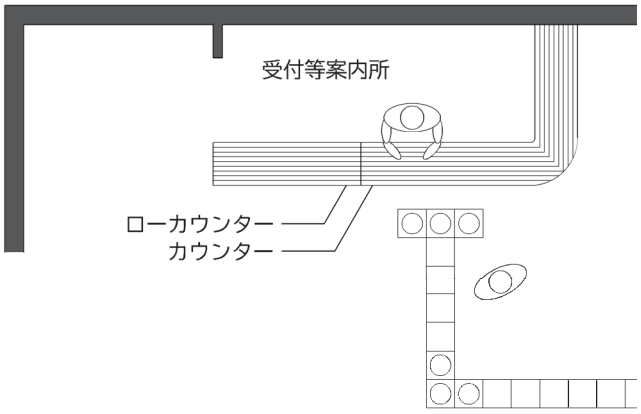

- (3)の案内所は、有人の案内所である必要がある。
- カウンターの整備基準については、「20. カウンターまたは記載台」を参照。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□館内放送やアナウンス、非常ベルやサイレンなどの音声情報を、視覚、光、振動等の情報に転換して伝える設備を設けていますか。
□インターホンの音声の聴き取りが困難な聴覚障害者のため、双方向性のモニター付きインターホンを設置していますか。
□タッチ式音声案内システム、人感知式音声案内システムを設置していますか。

B 分かりやすさ

□建物のゾーニングを明快にすることで、一目で諸室構成がわかり、極力案内設備に頼らなくても目的地に到達できるように計画していますか。
□連続した明快で簡潔な動線にするなど、わかりやすい空間構成としていますか。
□案内設備には、施設の配置だけでなく移動方向が分かるよう表示していますか。
□周囲の壁とコントラストをつけるなど、案内設備の存在をわかりやすくしていますか。
□玄関付近に、点字案内板、触知案内板、インターホンを設置していますか。
□玄関付近や受付カウンター、エレベーターホール等の動線の要所に案内板を設けていますか。
□一建築物内に、複数の種類や大きさの便房（車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を備えた便房、ベビーチェアやベビーベッドを備えた便房など）、授乳およびおむつ替えのできる場所などがある場合は、当該便所出入口付近および、館内案内板等にて、便房の大きさや機能を表示するなどして、利用できる便房や設備がどこにあるかがわかるような表示を行なっていますか。
□主要な案内板、表示等に外国語を併記していますか。
□ひらがなを併記していますか。
□点字等による案内設備の場所がわかるよう、音声による案内設備を設けていますか。

C 安全安心

□各フロアに案内板・点字等による案内設備を設けていますか。
□卓上案内板のコーナー部を曲面とするなど、事故や怪我に繋がらないようにしていますか。

D 身体への負担軽減

□案内板・点字等による案内設備は、近寄って見ることができるように取り付ける位置に配慮していますか。
□案内板には、車椅子使用者が利用できる経路と利用できない経路を示していますか。

E 快適性

□点字ははがれにくいものとしていますか。

≪コラム≫

案内板の色・高さの工夫の例
＜豊玉第二中学校＞

出典：練馬区　みんなが使いやすい建物・公園をつくろう！　ユニバーサルデザインの整備事例と設計のヒント集2
（練馬区みどりのまちづくりセンター）
https://nerimachi.jp/H29_UDzireisyu_HP.pdf

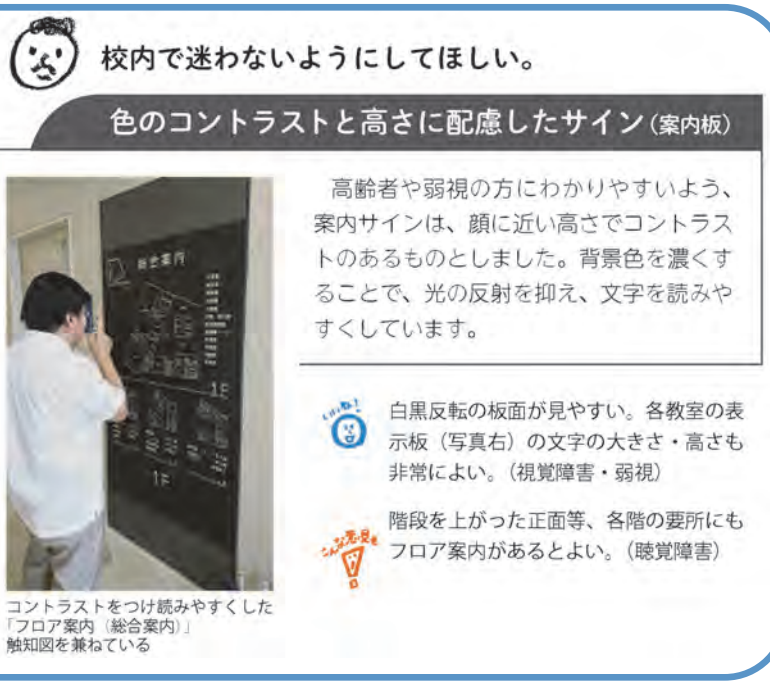

コントラストをつけ読みやすくした「フロア案内（総合案内）」触知図を兼ねている

16. 案内設備までの経路

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-16)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 道等から15.案内設備(点字等による案内設備または案内所)までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路等※1 にすること。ただし、つぎに掲げる場合においては、この限りでない。	道等から 15.案内設備(点字等による案内設備または案内所)までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にすること。 (中規模建築物においては、15. 案内設備の案内設備または案内所を設ける場合に限る。) ただし、つぎに掲げる場合は、この限りでない。 <令>	・案内設備(インターホンなど)を敷地の入口付近に設けた場合、道等から当該設備までの距離が短くても、視覚障害者移動等円滑経路などは必要である。	図 Ⅰ-16−1
ア 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)視覚障害者移動等円滑化経路等に定める基準に適合するもの	同左 <告>	−	−
イ −	道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの <告>	−	−

<令>令第 21 条　<告>告示第 1497 号第 4

※1　視覚障害者移動等円滑化経路:視覚障害者が円滑に利用できる経路

≪ コ ラ ム ≫

視覚障害者誘導用ブロックの敷設

視覚障害者誘導用ブロックは視覚障害者が安全に移動するために必要なものですが、知的障害、発達障害、精神障害のある方にも有用な場合があります。なぜなら、視覚障害者誘導用ブロックをよりどころとして歩くことで不安が軽減される方もいるからです。

視覚障害者誘導用ブロックに限らず、歩行時により所や注意喚起があることで、安心して移動できる方が増え、有用な整備となっています。

＜図Ⅰ-16-1　案内設備までの経路（視覚障害者移動等円滑化経路等）の例＞

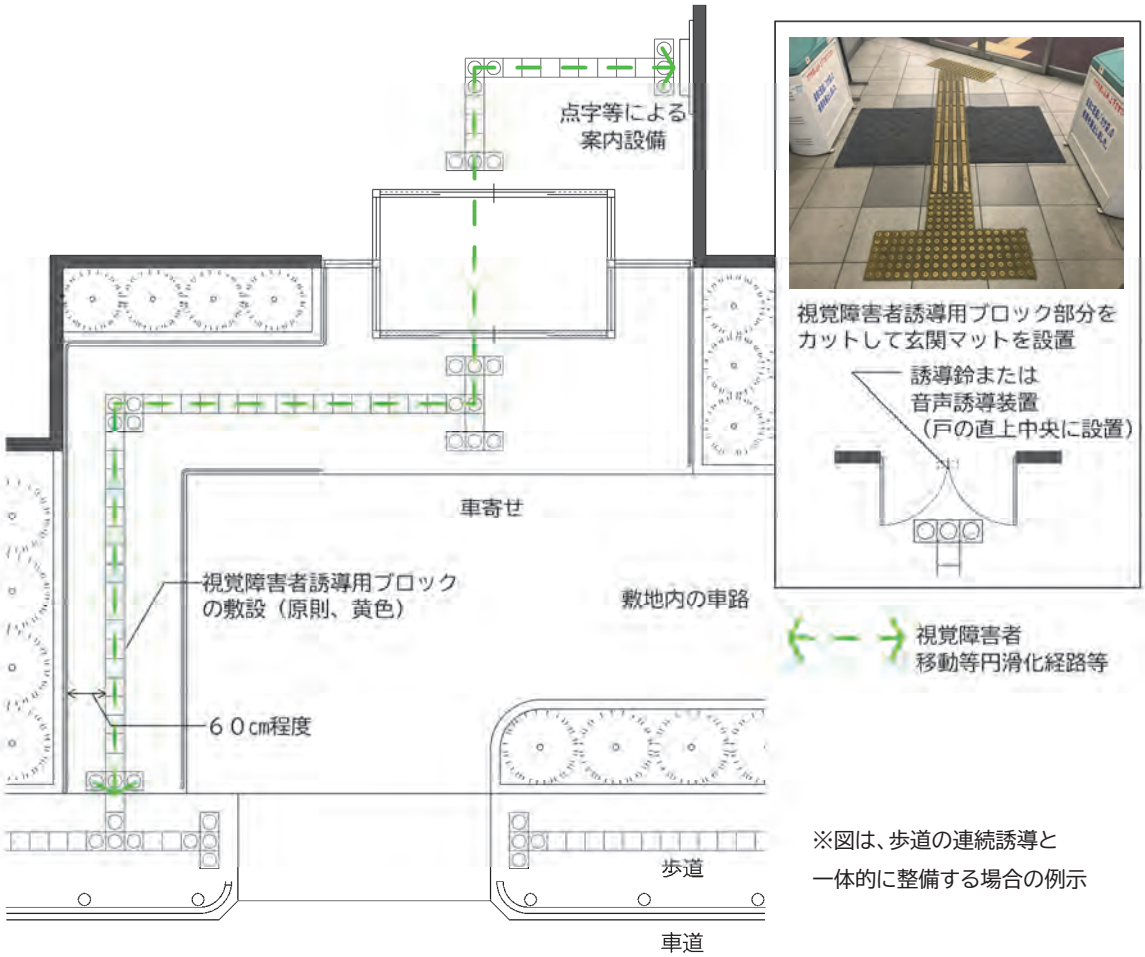

※図は、歩道の連続誘導と
一体的に整備する場合の例示

- 視覚障害者が移動の方向や経路を認識しやすいこと、および一般の歩行動線と著しく異ならないように配慮する。
- 視覚障害者等移動等円滑化経路は移動等円滑化経路と必ずしも一致しなくてもよい。
- 視覚障害者移動等円滑化経路等には、できるだけわかりやすい経路となるよう線状ブロック等を直進で敷設することを原則とする。
- ただし、敷地の状況等により直進で敷設できない場合は、線状ブロック等・点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する。
- 必要に応じ、案内設備の位置等を知らせるための誘導鈴を設ける。
- 必要に応じ、音声または放送による案内を行う。

＜図Ⅰ-16-2　視覚障害者誘導用ブロック敷設の例＞

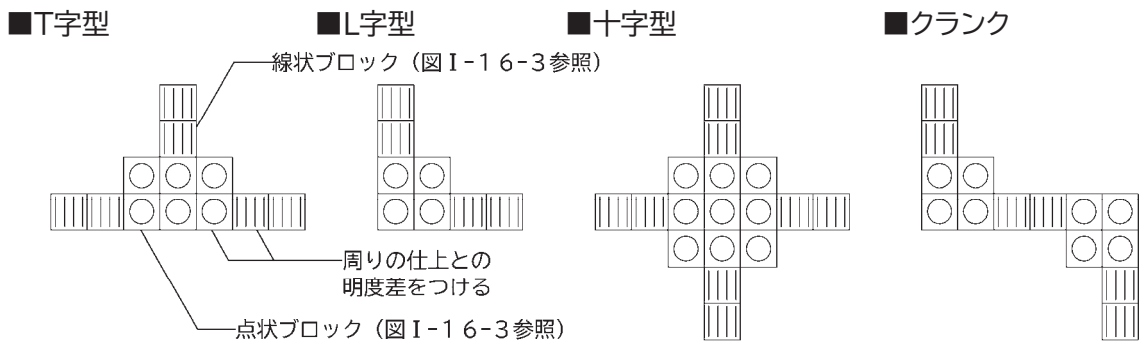

- 点状ブロック等は段差部分、危険箇所の前面、誘導方向が変化する部分などに敷設する。
- 線状ブロック等は、誘導方向と線状突起の方向を平行にし、連続して敷設する。
- 敷設幅は 30 ㎝以上とする。
- 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の一例として、音声誘導装置（視覚障害者の持つ発信機等にセンサーが反応して音声により、誘導、案内を行う装置）が挙げられる。

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-16）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2） 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるものとすること。	同左 （中規模建築物においては、15.案内設備（点字等による案内設備または案内所）を設けた場合のみ。） <令>	－	－
ア 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロック※2を適切に組み合わせて敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	同左 ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 <令>	－	図 I-16-1 I-16-2 I-16-3
イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	同左 <令>	－	－
(ア)車路に近接する部分	同左 <令>	－	－
(イ)段がある部分の上下端に近接する部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分 （つぎに掲げる部分は除く。）	段がある部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分 （つぎに掲げる部分は除く。） <令>	－	－
a 勾配が1／20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	同左 <告>		
b 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1／12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	同左 <告>		
c 段がある部分もしくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等	同左 <告>		

<令>令第21条 <告>告示第1497号第5

※2 視覚障害者誘導用ブロック：線状ブロック等※3および点状ブロック等※4

※3 線状ブロック等：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

※4 点状ブロック等：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

<図Ⅰ-16-3 JIS T 9251による視覚障害者誘導用ブロック>

■点状ブロック

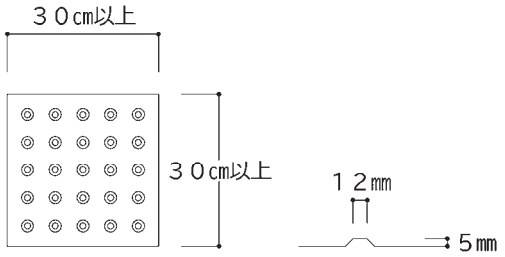

■線状ブロック

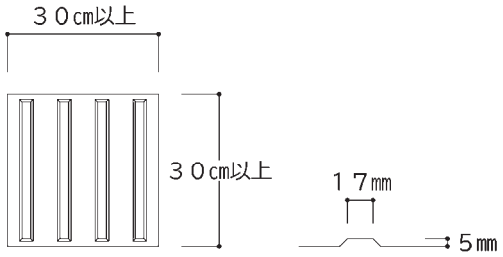

- 視覚障害者誘導用ブロックは JIS T 9251 による形状のものを使用する。
  ①注意喚起をする点状ブロック(→止まれ)
  ②移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック(→線の方向に進め)
- 弱視者に配慮し、誘導用ブロックの色は、黄色を原則とするが、白や薄いグレーの床に黄色の誘導用ブロックを敷設した場合は見にくいため、ブロック周囲の床はガイドとなる対比色とするなど、周辺の色との明度差、輝度比などに配慮する必要がある。
- 誘導用ブロックと周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上を確保する。

≪ コラム ≫

輝度(cd/㎡)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立方角当たりの放射エネルギー(発散する光の量)を比視感度(電磁波の波長毎に異なる感度)で計測したものです。輝度は輝度計により、測定することができます。

輝度比

輝度比＝当該部分の輝度(cd/㎡)／周辺部分の輝度(輝度が大きい方で除算するので、当該部分と周辺部分を逆として算出する場合もあります。)

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□視覚障害者誘導用ブロックの上への文字表示、立て看板の設置、人による誘導などにより、視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車等を置かれないようにしていますか。

B 分かりやすさ

□手すりにて案内設備までの誘導を行なっていますか。
□壁や床に明度差を大きくした色分けサインを表示することで、案内設備までの誘導を行なっていますか。

C 安全安心

□視覚障害者誘導用ブロックの材質は、周囲の床材料との対比を考慮し、視覚障害者が触知しやすく、適切な耐久性を有し、滑りにくいものとしていますか。
□壁や床に明度差を大きくした色分けサインを表示することで、案内設備までの誘導を行っていますか。

D 身体への負担軽減

□建物玄関部分で、視覚障害者誘導用ブロックを避けて(ブロック部分をカットするなど)玄関マットを設置していますか。

E 快適性

□屋根を設けるなど、雨天時などにも使いやすい通路としていますか。
□十分な明るさを確保していますか。

17. 公共的通路

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-17)	基準の解説	備考
都市計画法または建築基準法の規定に基づき建築物内および当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分(以下「公共的通路※」という。)の1以上は、つぎに掲げる構造とすること。	・本項による整備対象となる公共的通路は、道路または隣地の公共的通路から敷地内または建築物内を経由して道路または隣地の公共的通路に通ずる経路部分に設ける公共的通路である。 ・「公共的通路の1以上」とは、交通機関連絡通路、歩行者デッキ、歩道状空地等を各々複数設ける場合には、原則として当該複数施設毎に1以上をこの基準に適合するように整備することである。	−
(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとすること。	−	−
ア 通路の幅は、200cm 以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。	−	図 Ⅰ-17-1
イ 通路面には段差を設けないこと。 ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6.エレベーターおよびその乗降ロビー(1)(2)もしくは7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。	−	−
(ア)手すりを設けること。	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	−
(イ)その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	・傾斜路が容易に認識できるよう、傾斜部分とその他の部分との境界は、路面の色または線で明確に分ける。	−
(ウ)幅は、段に代わるものにあっては 140cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。	・階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内ですれ違う機会が少ないため、90cm 以上とする。	−
(エ)勾配は、1／20を超えないこと。	−	−
(オ)高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。	・長い傾斜路では車椅子使用者が途中で休憩を取ることのできるスペースが必要となる。	−

※ 公共的通路:建築基準法に基づく総合設計許可による公開空地や、都市計画法で定める地区計画による歩行者通路(地区施設)等をいう。(地区計画やまちづくり条例等による壁面後退空地および敷地内空地(歩道状空地)は対象外。)

・ なお、当該敷地が枢要な地区にある場合や建築物の配置計画等によっては、高齢者、障害者等の通行動線が同一施設でも複数整備する。ただし、幅 200cm 未満の歩道状空地の場合や道路に歩道が設けられている場合等では、本基準によらないことができる。

・ 公共的通路部分は公開空地等の整備や維持に担保性があるものに限られ、単に敷地の庭を通路として任意に公開した部分については本基準は適用しない。

・ また、公開空地等でも公共的通路以外の広場部分については、本基準は適用しない。

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-17）			基準の解説	備考
(1)		(カ)両側に側壁または立ち上がりを設けること。	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	―
		(キ)傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	・車椅子が転回するための場所の確保、急な飛び出しによる衝突防止などを目的に、傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を設ける。	―
	ウ	表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	・コラム「床材と滑りやすさ」参照	―
	エ	当該敷地外の道路または公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。	―	図 Ⅰ-17-2
	オ	階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。	―	―
		(ア)踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。	・視覚障害者の利用などを考慮し、階段と踊り場に連続して手すりを設ける。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 Ⅰ-17-2
		(イ)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	・踏み外しを防止するため、段鼻と周囲の色や仕上げに違いをつける。	―
		(ウ)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	・段を昇る際につま先がひっかかりやすいため、段鼻には突き出しを設けない。	―

＜図Ⅰ-17-1　公共的通路の幅の例＞

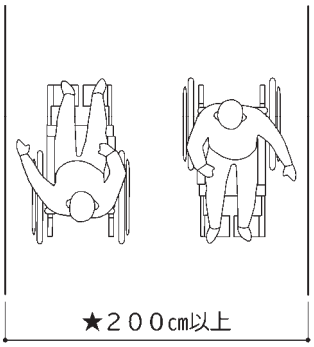

※車椅子使用者同士が、よりすれ違いやすい幅

- 砂利敷や段差のある石畳などは、高齢者、障害者等には移動しにくいのでできるだけ避ける。
- 床材は雨等により濡れた状態でも滑りにくい材料を用いる。
- 通路面には原則として縦断する排水溝等を設けない。やむを得ず設ける場合には、蓋等を設け、車椅子使用者、杖使用者の通行に支障がないものとする。

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-17)			基準の解説	備考
(1)	オ	(エ)段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250cm 以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	・視覚障害者に階段および傾斜路の存在を知らせるため、点状ブロック等を敷設する。 ・階段の上下端に近接する廊下等の部分に敷設する点状ブロック等については「3. 廊下等」を参照。	図 I-17-2
		(オ)主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	・回り階段では、昇降動作と回転動作が同時に発生し、視覚障害者等が方向を失ったり、踏み面寸法が内側と外側で異なるため、段を踏み外したりする危険性が生じやすくなる。	―
		(カ)けあげの寸法は 18cm 以下、踏面の寸法は 26cm 以上とすること。	―	図 I-17-2
		(キ)階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。)は、120cm 以上とすること。	・松葉杖使用者や介助が必要な歩行困難者等の利用を考慮し、有効幅は 120cm 以上とする。	図 I-17-2

<図Ⅰ-17－2 歩行デッキの例>

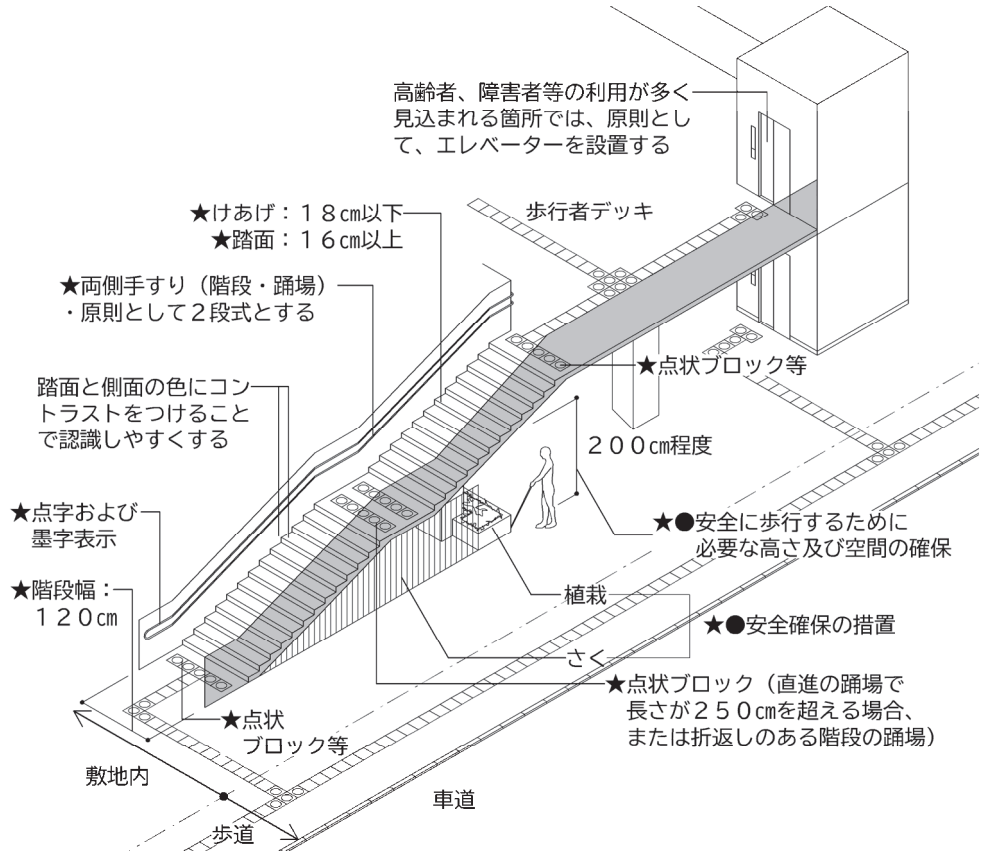

- 視覚障害者誘導用ブロックは、道路その他の公共的通路との接続部分の連続性を考慮して設ける。なお、敷設方法は「16. 案内設備までの経路」の整備基準の解説「視覚障害者誘導用ブロックの敷設の例」によるものとする。
- 敷地外の歩道と一体的に歩道上空地が設けられている場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
- 階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等が衝突する危険があるため、さくやベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-17）	基準の解説	備考
（2） 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。	－	－
ア 通路部分の幅は、200cm 以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを250cm 以上とすること。	・安心して通行できる歩行者空間を確保するため、床から高さ 250cm 以上の空間を連続して確保する。	－
イ 通路面には段差を設けないこと。 ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6. エレベーターおよびその昇降ロビー(1)もしくは(2)もしくは7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。	－	－
(ア)手すりを設けること。	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	－
(イ)その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	・傾斜路が容易に認識できるよう、傾斜部分とその他の部分との境界は、面の色または線で明確に分ける。	－
(ウ)傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分および傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、勾配が1／20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cm を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、または直進で、長さが 250cm 以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。	・視覚障害者に傾斜路の存在を知らせるため、点状ブロック等を敷設する。	－
(エ)幅は、段に代わるものにあっては140cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。	・階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内ですれ違う機会が少ないため、90cm 以上とする。	－
(オ)勾配は、1／12を超えないこと。	・自走式車椅子使用者が一人で傾斜路を上れる最大の勾配とされているのが1／12 であり、筋力が低下した方でも安全に利用できるよう勾配は、1／12 以下とする。	－

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-17）			基準の解説	備考
（2）	イ	（カ）高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。	・長い傾斜路では車椅子使用者が途中で休憩を取ることのできるスペースが必要となる。	―
		（キ）両側に側壁または立ち上がりを設けること。	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	―
		（ク）傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	・車椅子が転回するための場所の確保、急な飛び出しによる衝突防止などを目的に、傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を設ける。	―
	ウ	表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	・コラム「床材と滑りやすさ」参照	―
	エ	道路または建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	―	―
	オ	階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。	―	―
		（ア）踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。	・歩行困難者や視覚障害者の利用などを考慮し、階段と踊り場に連続して手すりを設ける。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	―
		（イ）踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	・踏み外しを防止するため、段鼻と周囲の色や仕上げに違いをつける。	―
		（ウ）段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	・段を昇る際につま先がひっかかりやすいため、段鼻には突き出しを設けない。	―
		（エ）段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場（250cm 以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	・視覚障害者に段の存在を知らせるため、点状ブロック等を敷設する。	―
		（オ）主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	・回り階段では、昇降動作と回転動作が同時に発生し、視覚障害者等が方向を失ったり、踏み面寸法が内側と外側で異なるため、段を踏み外したりする危険性が生じやすくなる。	―
		（カ）けあげの寸法は 18cm 以下、踏面の寸法は 26cm 以上とすること。	―	―
		（キ）階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。）は、120cm 以上とすること。	・松葉杖使用者や介助が必要な歩行困難者等の利用を考慮し、有効幅は 120cm 以上とする。	―

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□地下鉄連絡通路から建築物に至る階段等の手すりの始点には、行き先を示す点字表示を設けていますか。

B 分かりやすさ

□敷地が広く、敷地内に複数の建築物または公共的通路がある場合は、案内板を設置していますか。
□敷地が広い場合は、遠くからでも傾斜路の位置がわかるように案内板を設置していますか。
□公共用通路部分とその他の廊下および通路部分とが識別しやすい計画としていますか。
□広い空間で進行方向を認知しやすいよう、照明を進行方向に合わせて設置していますか。

C 安全安心

□上屋を設けるなど、通路面の凍結、積雪対策を講じていますか。
□足元灯を設けるなど、できるだけ通路面が見やすい明るさを確保していますか。
□十分な明るさを確保していますか。

D 身体への負担軽減

□公共的通路には、休息のためのスペースまたは施設を適切な位置に設けていますか。
□公共的通路はできるだけ直線を主体とした線形で整備していますか。
□整備基準の適用が除外されている広場部分のうち、回遊性を有する通路状部分にも、公共的通路等との連続性を確保しつつ視覚障害者用誘導用ブロックを設置していますか。

E 快適性

□円滑でゆとりある歩行者空間の確保を図るため、建築物外部に設ける公共的通路の有効幅は、道路の最低幅員と同じく4m以上とし、建築物内に設ける公共的通路の有効幅員は地下街の通路幅員と同じく6m以上としていますか。

≪ コラム ≫

いろんなサイン

どこに何があるのかを示すサイン、最近は増えてきていますね。

必要な情報を広い空間の中から読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある方にとって、見やすい位置や高さ、向きに配慮したサインは、情報を取り出しやすい表示です。また、文字だけでなく、ふりがなをつけたり、ピクトグラムがあると、よりわかりやすくなります。

練馬区が実施している「アクセスルート※のまち歩き点検」においても、「マークがあるとわかりやすい」「マークがあることで安心する」「サインは上だけではなく、地面にもあるとよい」等という声が寄せられています。トイレ設備や駐車場等には、わかりやすい表示をお願いしています。誰もが使いやすく安心して使える建物となるよう、表示できるサインについて考えてみませんか？

※アクセスルート：公共施設を利用する区民や来街者が駅を降りてから施設で目的を達成するまでの経路

18. 洗面所

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-18)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する洗面所を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。	−	−
ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	・コラム「床材と滑りやすさ」参照	−
イ つぎに掲げる洗面器を1以上設けること。	−	−
(ア)洗面台の前面には車椅子の転回に必要なスペースを確保すること。	−	図 I-18-2
(イ)洗面器の上端の高さは 75cm 以下とすること。	−	図 I-18-1
(ウ)下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。	−	図 I-18-1
(エ)鏡の下端は洗面器の上端から 20cm 以下とすること。	−	図 I-18-1
(オ)排水トラップは、Pトラップとすること。	−	図 I-18-1
(カ)水栓金具は、光感知式等の自動式、レバー式等の簡単に操作できるものとすること。	−	−
(キ)蛇口は水が跳ねない仕様とすること。	−	−
ウ イに定める洗面器以外の洗面器のうち1以上には、手すりを設けること。	−	図 I-18-2
エ 棚、フック等を設けること。	−	図 I-18-2

＜図Ⅰ-18-1 車椅子使用者が利用しやすい洗面台の例＞

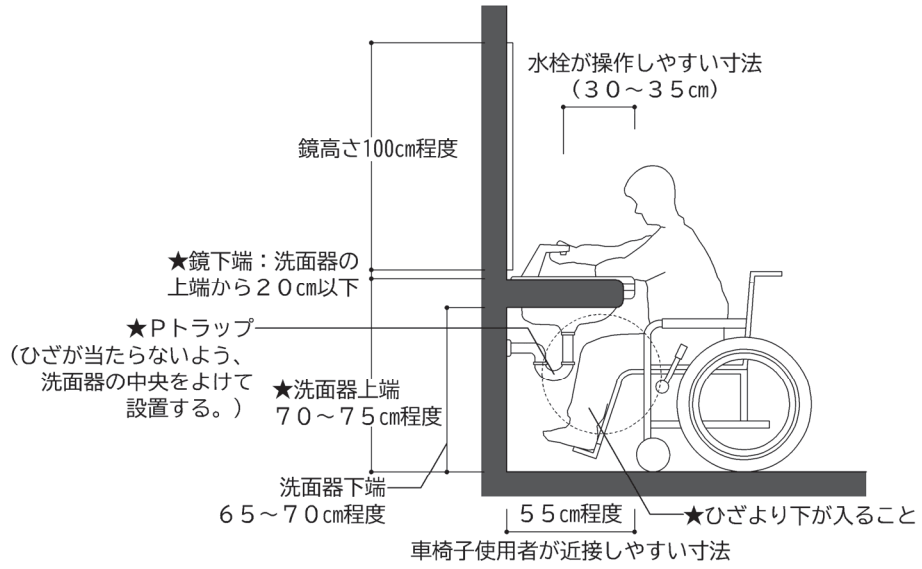

- 車椅子使用者のひざが入るスペースを設けるため、洗面器下部に高さ 65cm 程度、奥行き 55cm 程度の空間を確保する。
- 車椅子対応洗面器の鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設置する。

＜図Ⅰ-18-2 手すり付き洗面台の例＞

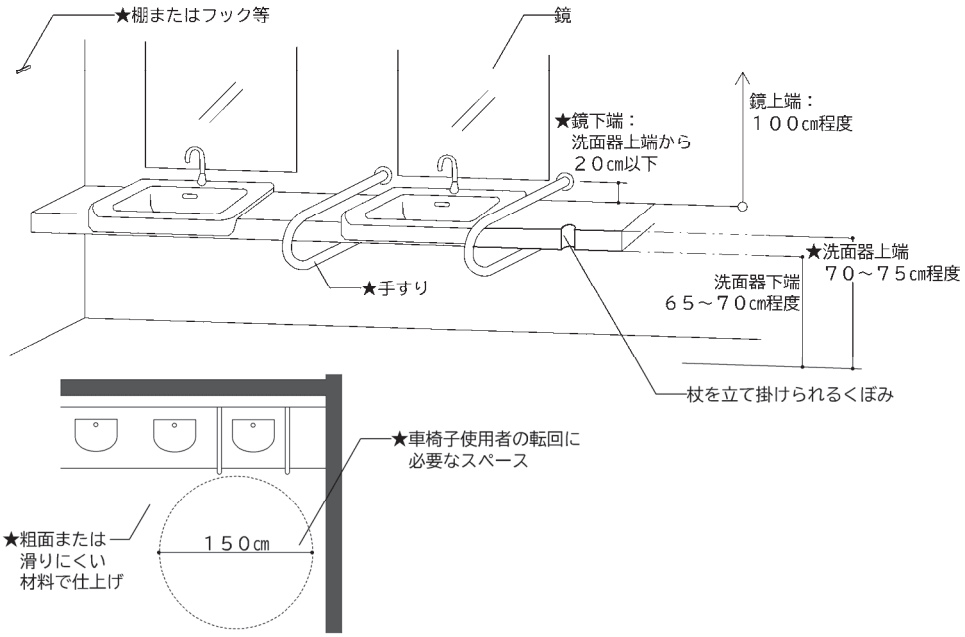

・　歩行困難者が利用しやすいよう洗面台には手すりやカウンターを左右に設け、寄りかかれる等の配慮を行う。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□洗面台は車椅子使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる2種類を設けていますか。
□子どもも利用できる高さが低く、吐水口まで手が届きやすい洗面台を設置していますか。

B 分かりやすさ

□高さの異なる洗面台は並べて配置していますか。
□冷温水の区分などについて、色、点字による表示を行っていますか。

C 安全安心

□洗面台の背後に十分なスペースを設けることで、通行者とぶつからないようにしていますか。

D 身体への負担軽減

□洗面台は壁に堅固に取り付け、1 以上の洗面台には手すり等を設け、寄りかかれる等配慮していますか。

E 快適性

□洗面台の手すりは、車椅子での利用の邪魔にならないよう、支柱を設けず左右の壁または洗面カウンターに取り付けていますか。
□洗面台に荷物を置いたり杖を立てかけたりできる設備を設けていますか。

19. 屋上またはバルコニー

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務） （区条例施行規則別表3-1-19）	基準の解説	備考
（1） 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する屋上またはバルコニーを設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。	－	－
ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	・コラム「床材と滑りやすさ」参照	－
イ 段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子が円滑に通行できるものとすること。	－	図 Ⅰ-19-1
ウ 車椅子使用者が円滑な利用ができる空間が確保されていること。	－	図 Ⅰ-19-1
エ 高さ 110cm 以上の転落防止用の手すりを設けること。	－	図 Ⅰ-19-1

＜図Ⅰ-19-1 屋上の整備例＞

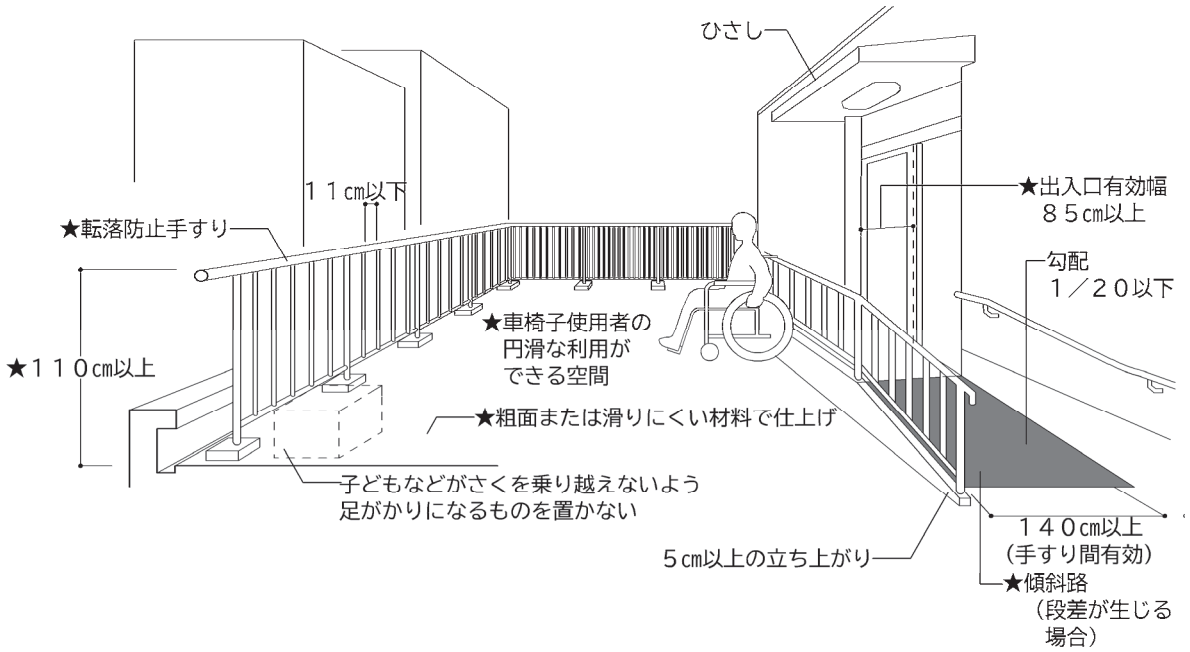

- 車椅子で移動するための 90cm 以上の通路幅に、回転できるスペース（直径 150cm 以上の円を内接する空間）を適宜確保する。
- 転落防止用の手すり（高さ 110cm 以上）を設ける。
- 出入口の雨水処理のために排水溝を設ける場合、排水溝は車椅子使用者、杖使用者の通行に支障がないものとする。

＜図Ⅰ-19-2 前後の高低差のない出入口の例＞

屋上にデッキを設け、出入口前後の高低差なしとした例

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□車椅子使用者、杖使用者の通行に支障のない排水溝を設けていますか。

B 分かりやすさ

□屋上テラスなど屋上利用可能な施設を設ける場合は、その旨を館内案内板などで表示していますか。

C 安全安心

□転落防止手すりの周囲には、子どもが踏み台の代わりにしてしまうものを設けないようにしていますか。
□手すり子の間隔は子どもの出入りができない幅になっていますか。

D 身体への負担軽減

□居室からバルコニーへの出入口部分に段差の生じないフラットサッシを設置していますか。

E 快適性

□屋上への出入りやバルコニーにはひさしを設けていますか。

20. カウンターまたは記載台

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-1-20）	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するカウンターまたは記載台を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。	－	－
ア 立位で使用するカウンターまたは記載台は固定すること。	－	－
イ つぎに掲げる車椅子使用者が利用できるカウンターまたは記載台を設けること。	－	－
(ア)下部にひざが入る空間を確保すること。	－	図Ⅰ-20－2
(イ)床からカウンターまたは記載台の上端までの寸法は、70～75cm 以下とすること。	－	図Ⅰ-20－2
(ウ)呼び出しを行うカウンターを設ける場合は、電光掲示板等の設備を設置すること。	－	図Ⅰ-20－1

＜図Ⅰ-20-1 カウンターの整備例＞

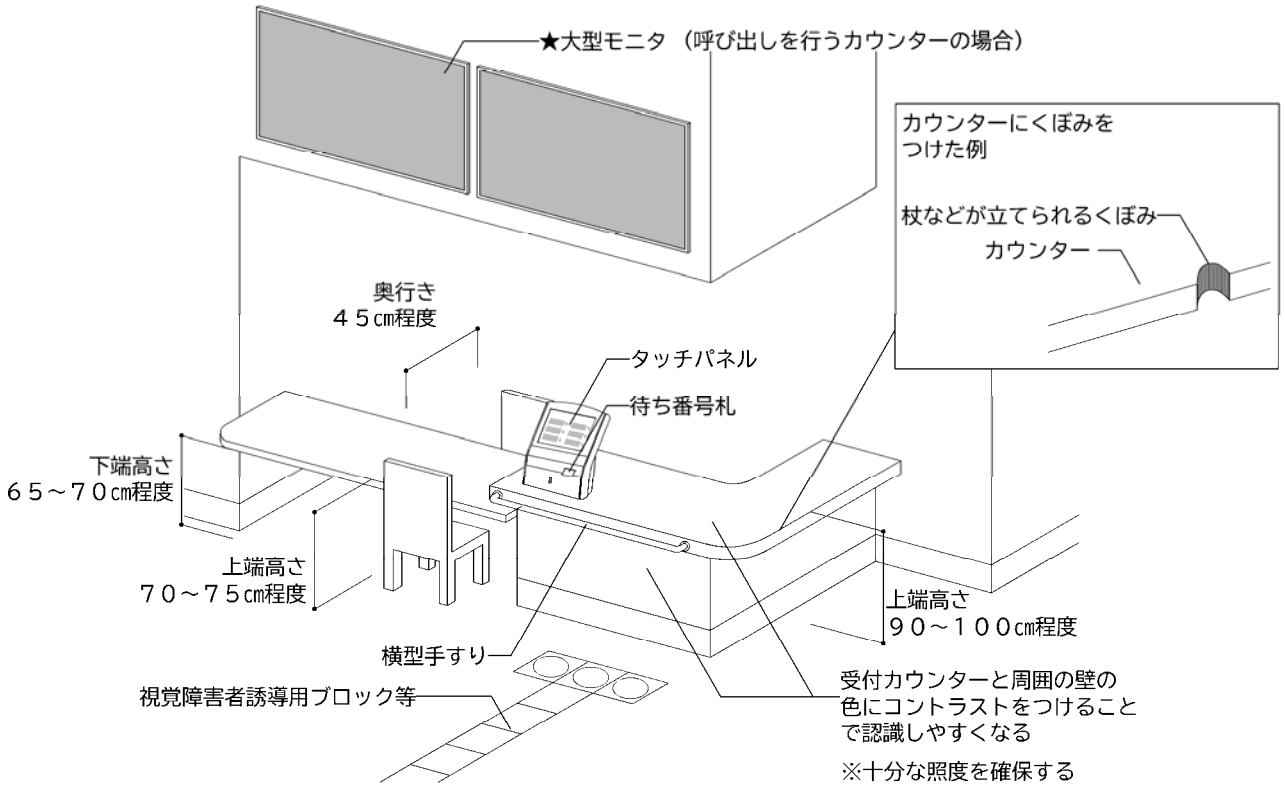

＜図Ⅰ-20-2　カウンターの基本寸法＞

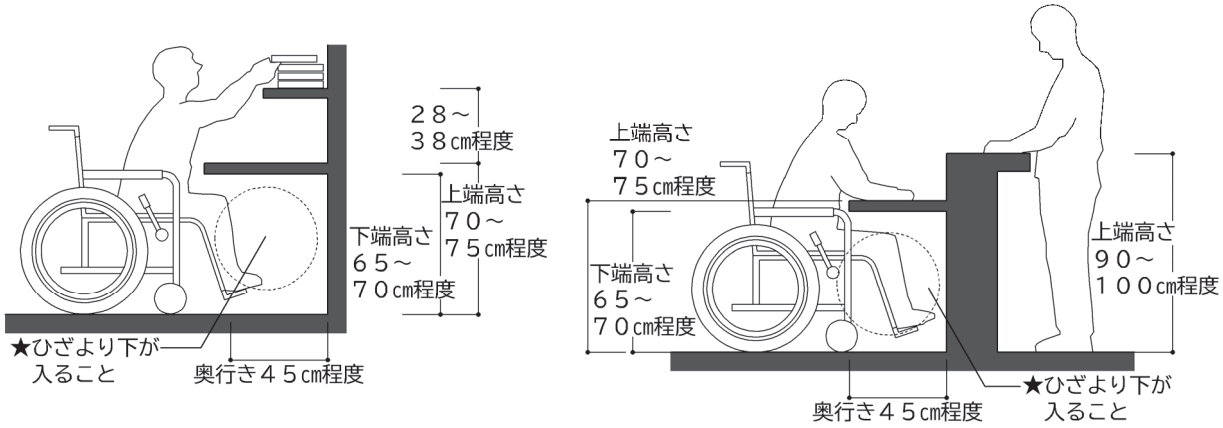

・　車椅子使用者が利用できるカウンター下部には車椅子使用者のひざが入るように、高さ 65 ㎝程度、奥行き 45 ㎝程度のスペースを設ける。また、机上面の高さは 70～75㎝程度とする。

・　車椅子使用者用以外のカウンターは使用目的に応じて高さを配慮する。

（例）椅子を使用する場合：机上面高さ 70～80cm 程度

立位で使用する場合：机上面高さ 90～100cm 程度

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□視覚障害者には明るい方が見やすい人、逆に暗い方が見やすい人もいるため、机上の照度を調節できる手元照明を設けていますか。
□拡大読書器を設置していますか。
□筆記用のメモ用紙やコミュニケーションボード等を準備して、障害者等とのコミュニケーションに配慮していますか。
□見やすくわかりやすい位置に、筆談用具等がある旨の表示をしていますか。
□手話や外国語に対応できる係員を配置していますか。
□小さな子どもを連れた利用者がスムーズに書類に記入できるように、記載台の付近にベビーチェアを設置していますか。
□子ども、高齢者、車椅子使用者等が選択できるよう、異なる高さのカウンターを設置していますか。

B 分かりやすさ

□受付カウンターは、周りとコントラストのある色とすることで弱視者にも配慮していますか。
□建物出入口からの動線に沿った位置に受付を設置していますか。

C 安全安心

□立位で使用するカウンター等は、身体の支えとなるよう台を固定し、また必要に応じて手すりを設置していますか。
□カウンターの背後に十分なスペースを設けることで、通行者とのぶつからないようにしていますか。

D 身体への負担軽減

□カウンター前面に車椅子使用者が回転できる十分なスペースを確保していますか。
□カウンター周囲の商品やパンフレット等に無理なく手が届くようにしていますか。

E 快適性

□カウンターに荷物置場を設けていますか。
□カウンターに荷物を置いたり杖を立てかけたりできる設備を設けていますか。

21. 公衆電話

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-21)	基準の解説	備考
(1) 1以上をつぎのいずれにも該当するものとすること。	−	−
ア 電話台の高さは 70cm 以下とすること。	−	図 Ⅰ-21-1
イ 電話台の下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。	−	図 Ⅰ-21-1

＜図Ⅰ-21-1 電話台の基本寸法＞

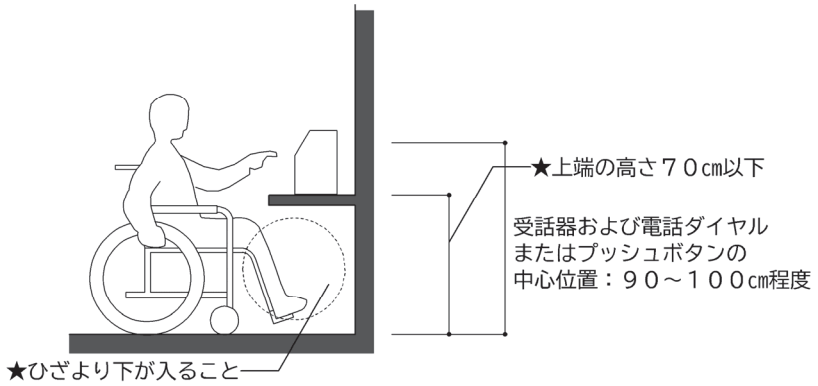

・ 周囲に車椅子使用者が近づけるスペースを確保する。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□だれもがわかりやすい案内が設けられていますか。

B 分かりやすさ

□障害者の利用を配慮した機能を持つ電話機を設置した旨を見やすい場所に表示していますか。
□目立つ所、広い場所で、かつ受付の付近に設けていますか。(受付職員による補助が可能ですか。)

C 安全安心

□公衆電話カウンターの背後に十分なスペースを設けることで、通行者とぶつからないようにしていますか。

D 身体への負担軽減

□体を支える手すり、壁面、台等を設けていますか。
□カウンターに溝を設け、立ち上がる時や車椅子で寄り付く時等に手を掛けることができるようにしていますか。
□杖等を立てかける場所を設置していますか。

E 快適性

□電話番号の検索、メモ等に支障がないよう、照明に配慮し、必要に応じ手元灯を設置していますか。
□携帯電話用のプライベートブースを設けていますか。
□パソコンを置く場所を設けていますか。
□携帯電話やパソコンを充電するためのコンセントを設けていますか。

22. 自動販売機・水飲み器

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務） （区条例施行規則別表3-1-22）	基準の解説	備考
（1） 自動販売機を設ける場合は、車椅子使用者が利用できる空間を確保すること。	―	図 Ⅰ-22-1
（2） 水飲み器を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる水飲み器を1以上設けること。	―	図 Ⅰ-22-2
（3） 水飲み器を壁から突出させないこと。ただし、安全に利用できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。	・壁から突出している水飲み器は、視覚障害者にとって衝突の危険がある。	―

＜図Ⅰ-22-1 自動販売機・券売機の基本寸法＞

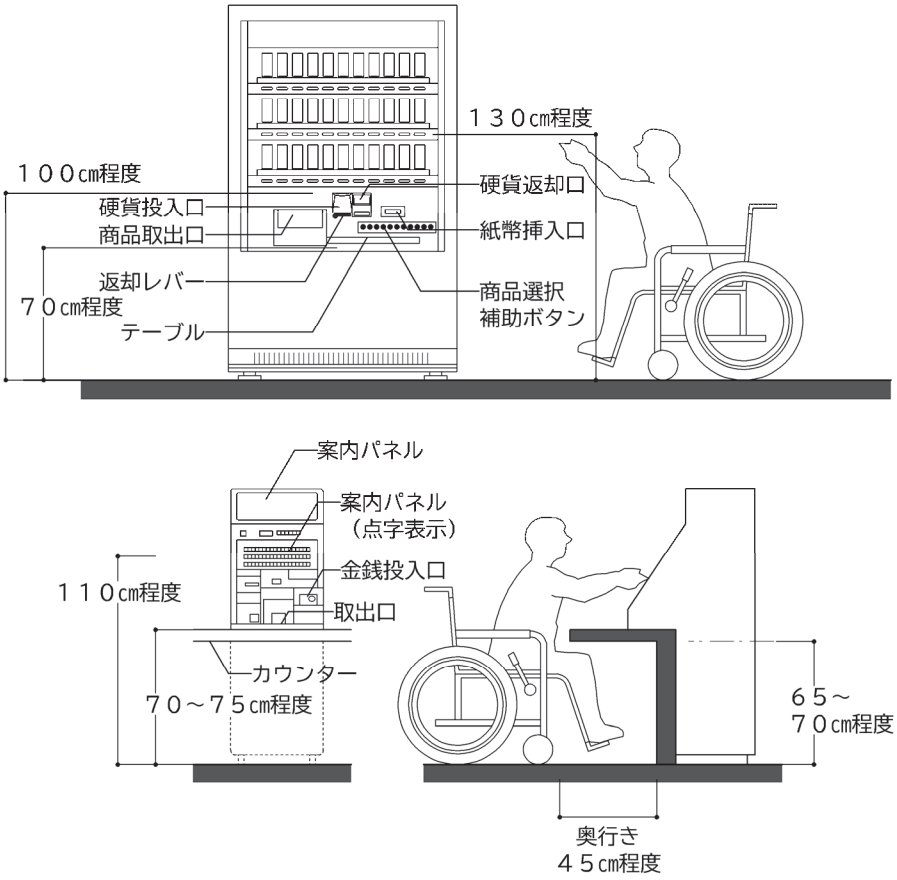

・ 自動販売機の前には車椅子使用者が接近できるようなスペース（回転できる 150cm 角以上）を確保する。
・ 自動販売機の操作性については JIS S 0041 を参照。

＜図Ⅰ-22-2 水飲み器の基本寸法＞

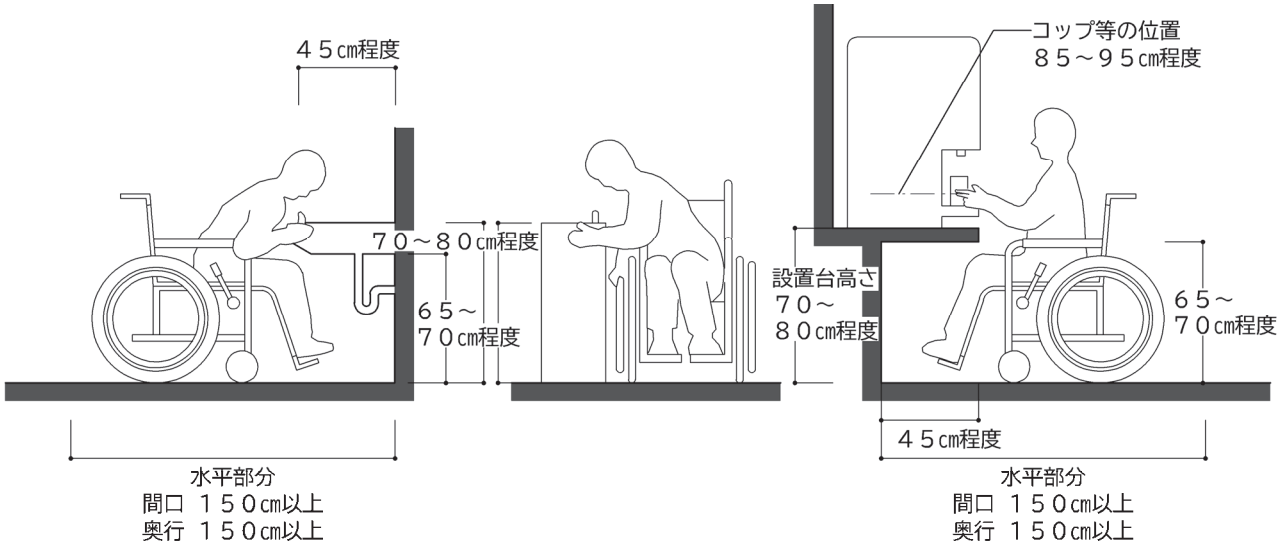

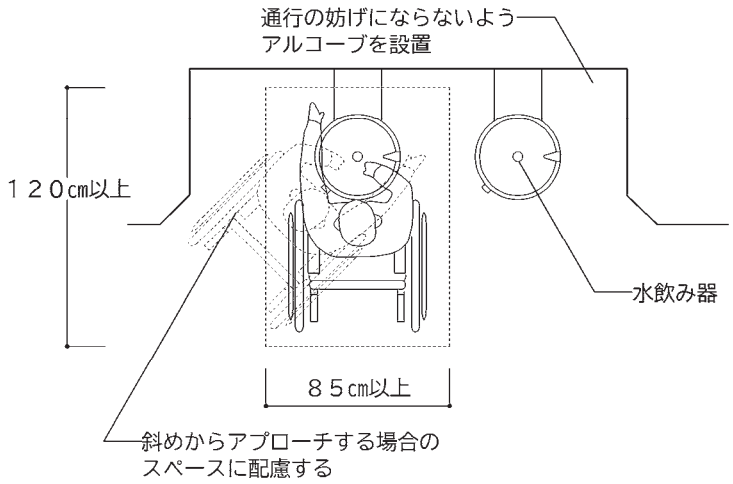

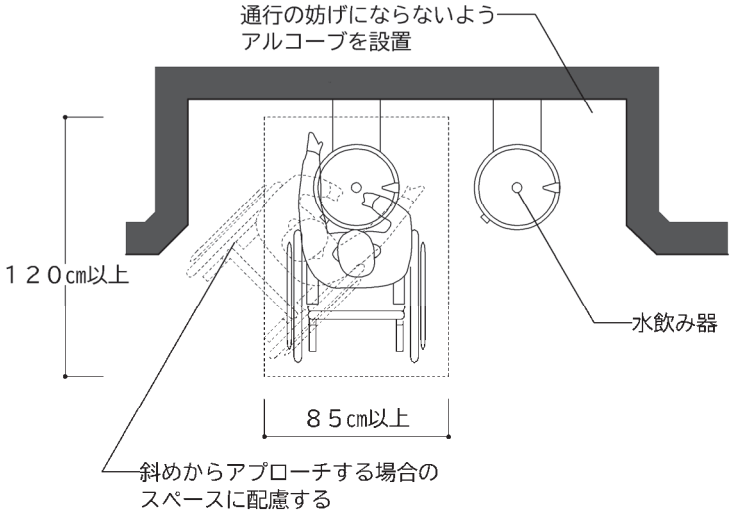

- 通行の妨げにならないよう、水飲み器はアルコーブの中に設置する。
- 水飲み器の付近には車椅子使用者が接近できる水平部分を確保し、水平部分は、間口 150cm 以上、奥行 150cm 以上のスペースとする。
- 水飲み器の型式は壁かけ式とするなどにより下部に車椅子使用者のひざが入るスペースを確保する。
- 水飲み器の飲み口は、高さ 70cm～80cm 程度とし、上向きとする。
- 周囲に車椅子使用者が近づけるスペースを確保する。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□各種チケットの券売機、自動販売機の金銭投入口や選択ボタン、呼び出しボタンなどは、車椅子使用者や子どもなどが利用できる高さや形態としていますか。
□自動販売機は、日本語だけでなく、点字や外国語などの案内表記を行っていますか。
□操作ボタンには、品目、金額等を点字にて表示していますか。
□タッチパネル式の券売機では、点字表示付きテンキーを設置し音声案内を設けていますか。
□水飲み器は立位用と車椅子使用者用の2種類の高さを用意していますか。

B 分かりやすさ

□自動販売機の操作ボタンなどを、鮮やかな色彩とし、周囲とコントラストをつけるなどして、操作しやすいようにしていますか。

C 安全安心

□自動販売機は、転倒防止金物によって壁や床に固定していますか。
□自動販売機は、階段やエレベーターからの動線を遮断しない位置に設置していますか。
□自動販売機や水飲み器の背後に十分なスペースを設けることで、通行者とぶつからないようにしていますか。

D 身体への負担軽減

□水飲み器の給水栓は、光電管式、ボタンまたはレバー式とし、足踏み式のものは手動式のものと併設していますか。
□杖を立てかける場所、フックまたは椅子を設置していますか。

E 快適性

□給水量の調節ができるものとしていますか。

23. コンセントまたはスイッチ

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-23)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するコンセントまたはスイッチ(利用居室等にあるものに限る。)は、つぎに掲げるものとすること。	−	−
ア コンセントおよびスイッチは、その中心の高さを床上 40cm 以上 110cm 以下に設置すること。	−	図 Ⅰ-23-1
イ アにかかわらず、ベッド周辺に設置するコンセントおよびスイッチは、その中心の高さを床上 80cm 以上 90cm 以下とすること。	−	図 Ⅰ-23-1
ウ コンセントまたはスイッチは、車椅子使用者が押しやすい場所に設置すること。	−	−

<図Ⅰ-23-1 コンセント、スイッチの高さの例>

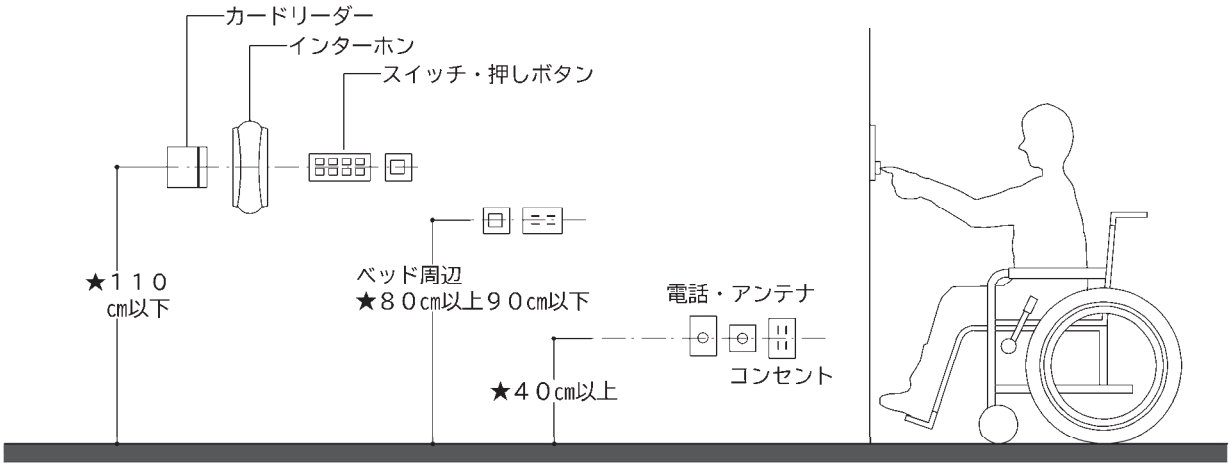

立位使用者も考慮した高さとする。

- コンセント類は、中心の高さ:床上 40cm 以上に設置する。
- スイッチ類は、中心の高さ:床上 110cm 以下に設置する。
- ベッド周辺に設置するコンセント、スイッチ類は、中心の高さ:床上 80～90cm 程度に設置する。
- 側面に壁がある場合、車椅子での寄りつきを考慮して、空きを 40cm 以上確保する。

<図Ⅰ-23-2 大型スイッチの例>

■タンブラースイッチ

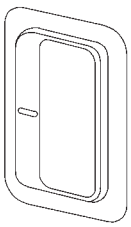

スイッチの位置のわかりやすい
パイロットスイッチ付

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□空調機のスイッチ等は、ダイヤル式など指先に力が必要なものを避け、だれもが使いやすい形状のものを採用していますか。
□点字表示を行っていますか。

B 分かりやすさ

□スイッチ類は、操作方法やオン・オフの状態がわかりやすいものとしていますか。
□同一用途のスイッチ類は建物内で統一したデザインとしていますか。
□コンセント、スイッチ類は、周囲の色との対比を明確にし、認識しやすいものとしていますか。
□浮き彫りのシンボルマークや文字等によりスイッチの機能を簡単に説明していますか。

C 安全安心

□使用していないコンセントには、感電防止のためのコンセントキャップなどを装着していますか。

D 身体への負担軽減

□玄関やトイレなど長時間利用しない場所については、人感センサー付きスイッチとすることで、操作負担を軽減していますか。
□座ったまま、あるいは寝たままでも操作可能なリモコンスイッチを設置していますか。

E 快適性

□手のひらで押せるワイドスイッチとしていますか。

24. 緊急時の設備等

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-24)	基準の解説	備考
(1) 警報装置は光および音声によって非常事態の発生を告げる装置とすること。	・視覚障害者や聴覚障害者へ情報を速やかに伝達するため、警報装置は光および音声によって非常事態の発生を告げる装置とする。	図 Ⅰ-24-1
(2) 避難経路上に段差を設けないこと。 ただし、階から階に至る階段については、この限りでない。	―	―
(3) 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設けること。	・視覚障害者や聴覚障害者の避難を誘導するため、点滅式誘導灯および誘導音響装置を設ける。	図 Ⅰ-24-2

＜図Ⅰ-24-1 便所の光警報装置の例＞

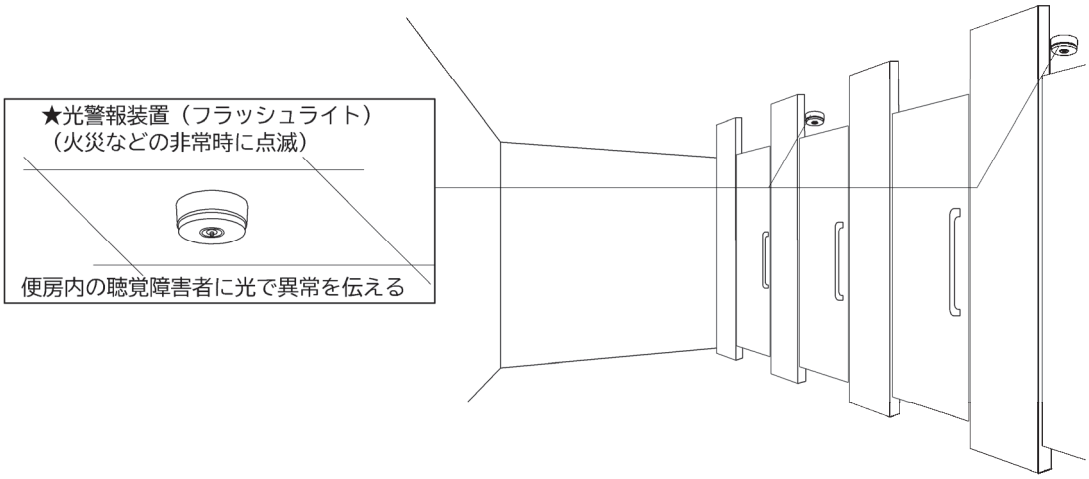

＜図Ⅰ-24-2 点滅式誘導音付加誘導灯(壁埋め込み型)の例＞

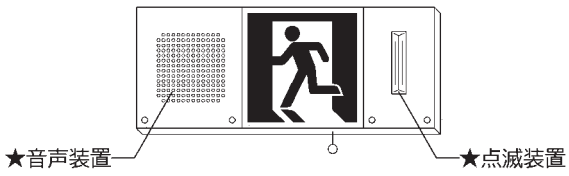

＜図Ⅰ-24-3 光点滅走行式避難誘導システムの例＞

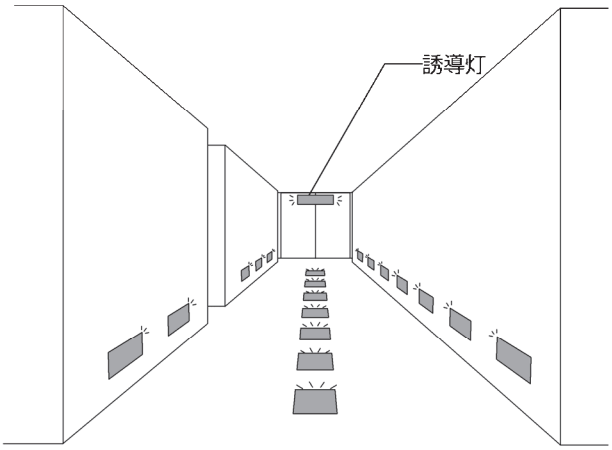

・ 光点滅走行式避難誘導システムとは、一定の間隔で設置した光源列を火災時に避難方向に流れるように点滅させることで避難方向を示すシステムのことである。

＜図Ⅰ-24-4　階段の一時待避エリアの例＞

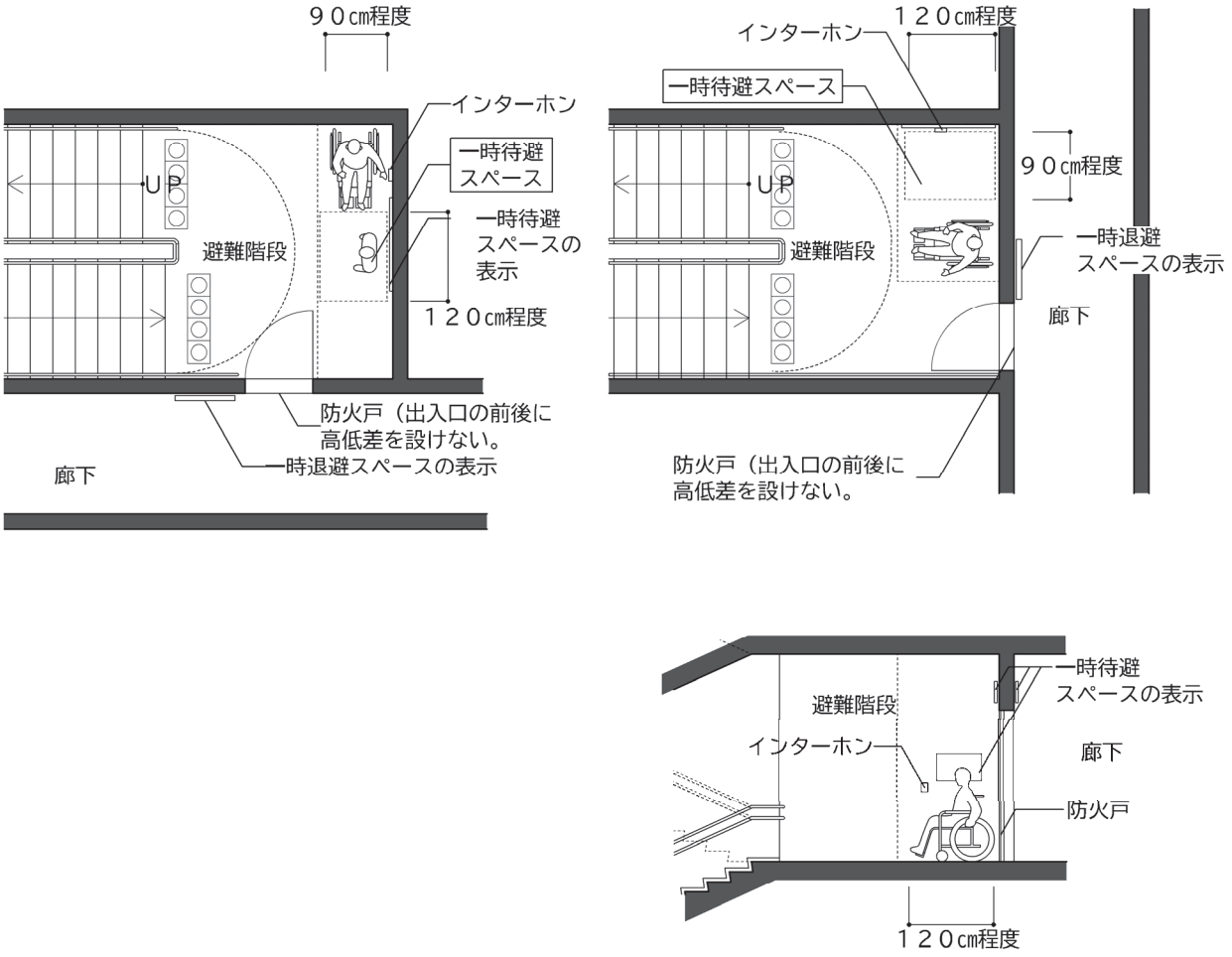

＜図Ⅰ-24-5　バルコニーの一時待避エリアの例＞

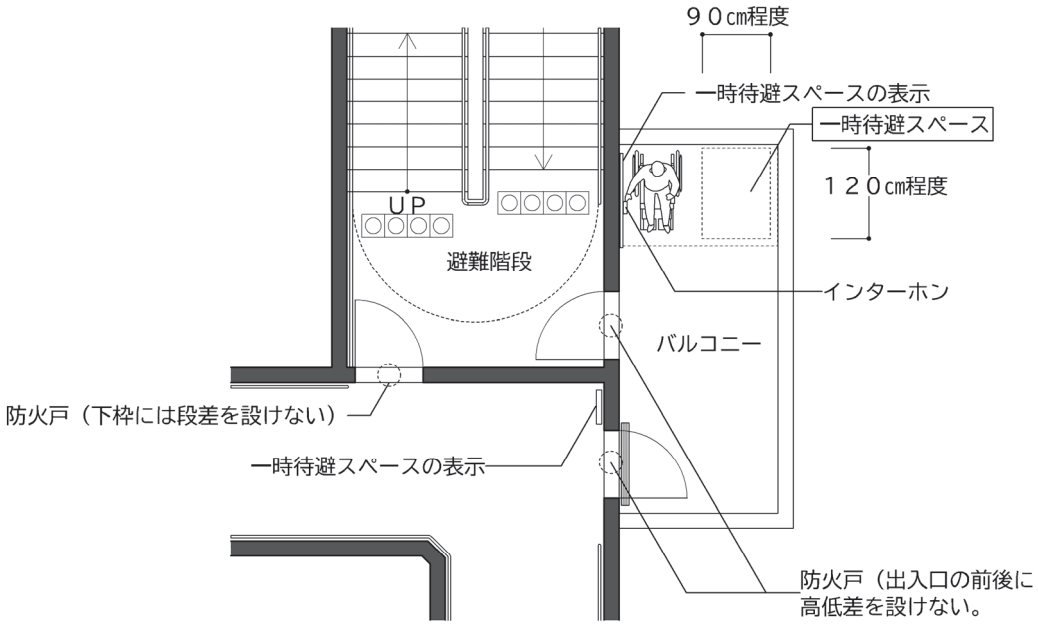

＜図Ⅰ-24－6　一時待避エリアの表示例＞

※一時待避エリアの要件を満たす場合に限る。
※一時待避エリアについては、「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策」（平成２５年 東京消防庁）を参照すること。

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□非常時、緊急時における視覚障害者・聴覚障害者の避難、誘導案内などを、施設の実態に応じて、文字・点字案内や音声案内などで用意していますか。

B 分かりやすさ

□非常時の警告や避難誘導にも効果の高い情報ディスプレイを設けていますか。
□避難方向を一瞬にして理解可能な光走行式避難誘導装置を設置していますか。

C 安全安心

□トイレブース、シャワー室、浴室等で利用者が一人で使用する部屋には、緊急通報ボタンを設けていますか。
□緊急通報ボタンは、人が倒れた場合にも操作ができるよう設置高さや操作性に配慮していますか。
□情報が伝わりにくい客室等では、光による警報装置やテレビ画面を使用した情報伝達としていますか。
□便房内や浴室に非常時の情報がわかるように文字案内やフラッシュライト等を設けていますか。
□車椅子使用者等、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時待避エリアを設け、インターホンを設置していますか。

D 身体への負担軽減

□防火戸は下枠の段がない車椅子使用者も通過できるものとするなど、避難時に高齢者や障害者等が利用しやすいものとしていますか。

E 快適性

□一時待機スペースに行くまで、安心して移動できるようにわかりやすい表示などが配慮されていますか。

25. 手すり

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務） （区条例施行規則別表3-1-25）	基準の解説	備考
（1） 階段および廊下等に設置する手すりの取付け高さは、1段の場合は 75cm 以上 85cm 以下、2段の場合は 60cm 以上 65cm 以下および 75cm 以上 85cm 以下とすること。 ただし、専ら乳幼児が利用する手すりについては、この限りでない。	―	図 Ⅰ-25-1
（2） 2段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置すること。	・2 段の場合、下段の手すりを利用しやすいように、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置する。	図 Ⅰ-25-1
（3） 形状は円形または楕円形とし、握りやすいものとすること。	―	図 Ⅰ-25-1
（4） 手すりと壁とは、4cm 以上空け、手すりの下側で支持すること。	―	図 Ⅰ-25-1 Ⅰ-25-2
（5） 端部は下方または壁面方向に曲げること。	・衝突した際の事故を防止するため、端部は下方または壁面方向に曲げる。	図 Ⅰ-25-2
（6） 階段および傾斜路の手すり端部の水平部分は、45cm 以上とすること。	・視覚障害者が階段部または傾斜路部の終わりを理解することができ、安全な通行につながるよう水平部分を設ける。	図 Ⅰ-25-3
（7） 階段の昇降以前の水平部分には、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示すること。	・情報の更新など維持管理がしやすくなるよう、階段の昇降以前の水平部分には、現在位置および上下階の情報等の点字表示に加え、墨字（文字情報表示）を併記する。	図 Ⅰ-25-4

＜図Ⅰ-25-1 手すりの位置と形状＞

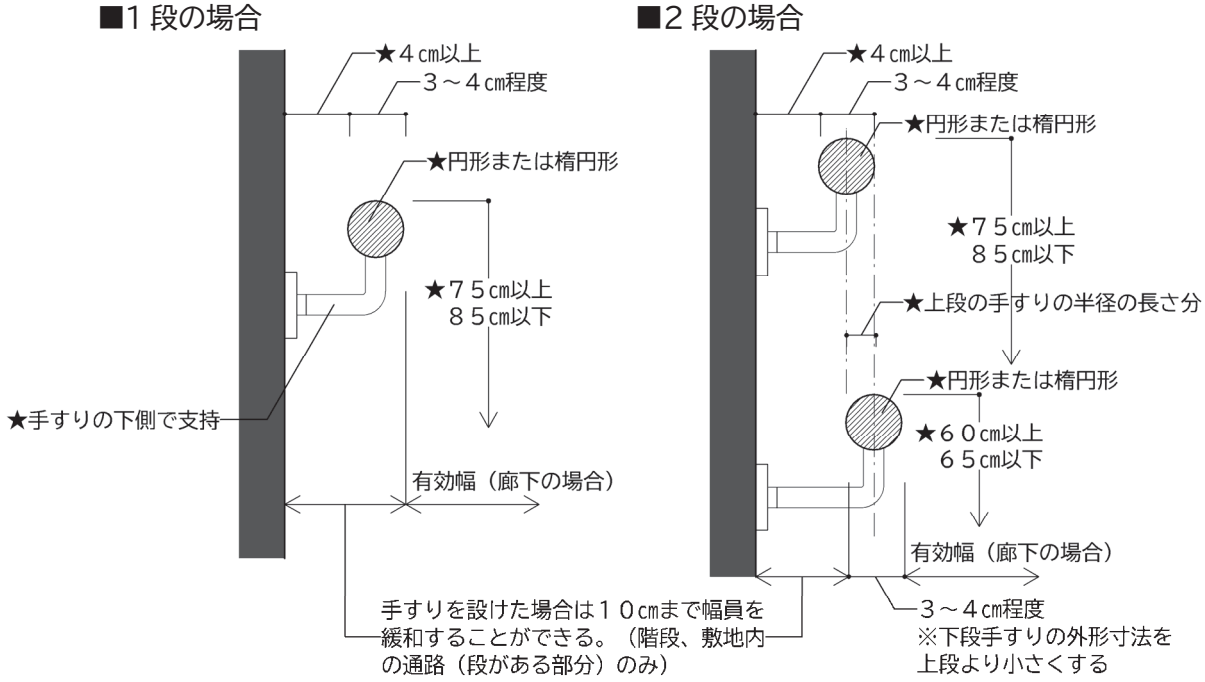

- 壁と手すりとのあきは、4～5cm 程度とし、手すりの下側で支持する。
- 手すりがとりつく部分の壁は、なめらかな仕上げとする。
- 外径 3～4cm 程度の円形または楕円形の手すりが握りやすく、体を支えやすい。
- 手すりと周囲の壁の色にコントラストをつけることで、手すりを認識しやすくなる。

＜図Ⅰ-25-2　手すりの支持方法と端部の例＞

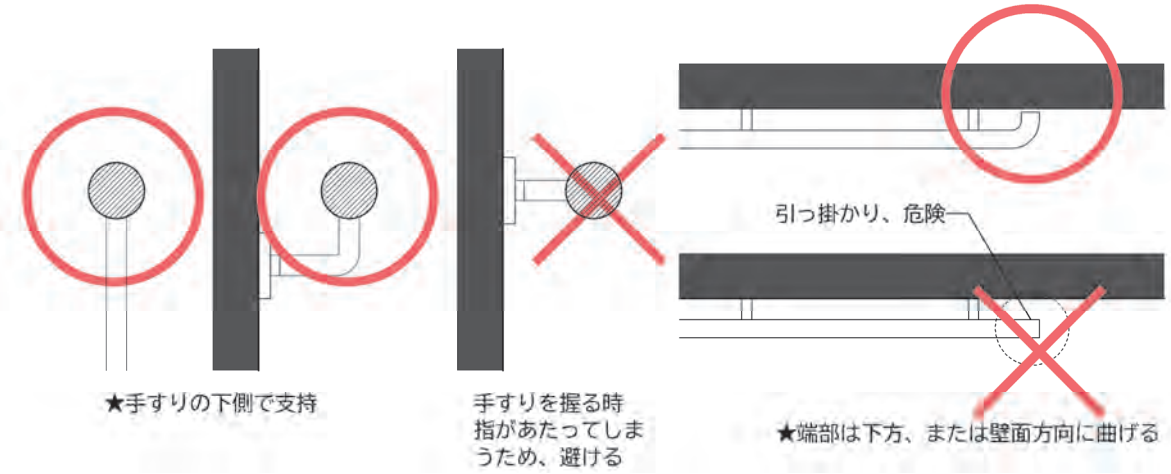

＜図Ⅰ-25-3　階段の手すりの例＞

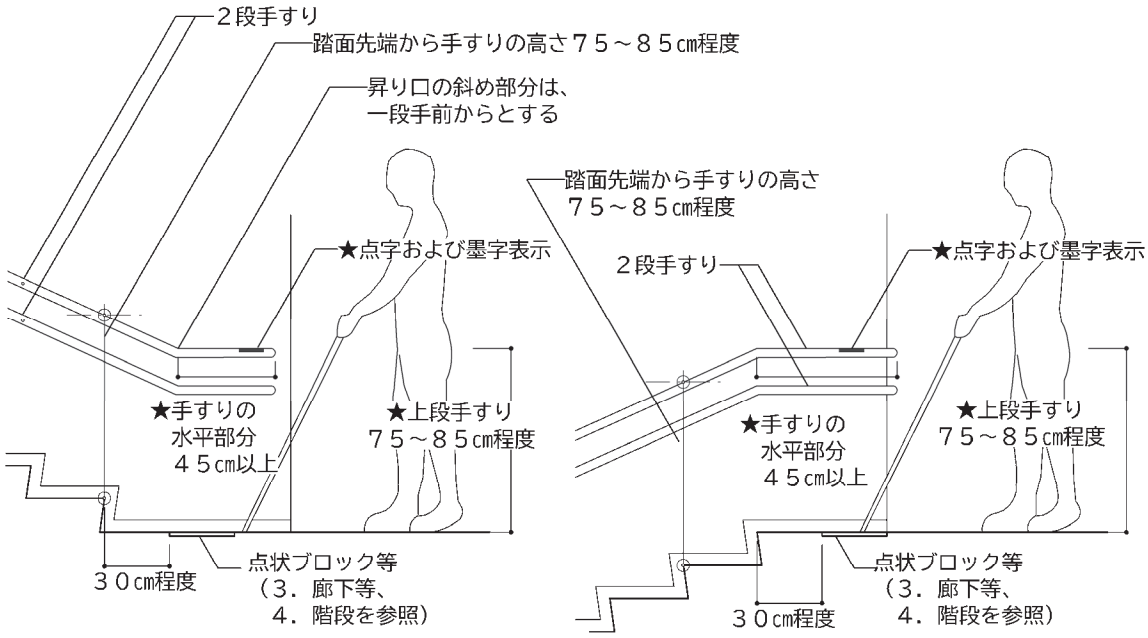

＜図Ⅰ-25-4　手すりの点字および墨字の表示＞

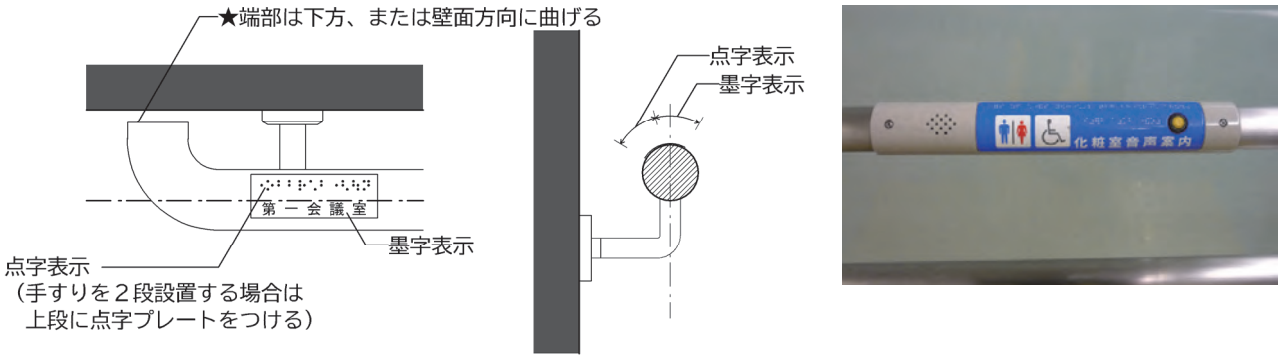

・　階段の手すりに設ける点字および墨字の表示内容は、行き先(「２階」等)とする。(「階段」や「踊り場」、「傾斜路」など、その場で分かる情報は表示しない。)

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

A 公平性

□廊下等の手すりの曲がり角には現在位置や行き先などを点字で表示していますか。

B 分かりやすさ

□手すりの位置を確認しやすいよう、周囲の壁等と識別しやすい色としていますか。

C 安全安心

□手すりが取り付く部分の壁の仕上げは、移動時に接触しやすいため、なめらかなものとしていますか。
□階段、傾斜路の手すりは体重をかけた時に滑りにくいものとしていますか。
□エスカレーターや動く歩道乗降口の固定手すりの点字表示は、滞留が生じないように昇降機から離れた位置に表示していますか。

D 身体への負担軽減

□エスカレーターや動く歩道乗降口の固定手すりは、ベルトと同じ高さおよび幅としていますか。
□連続性を確保するため、設備機器・点検扉等の開口部にも手すりを設置していますか。
□手すりの連続性を保つため、ベンチ、案内板、プランター、自動販売機、消火器等、移動の障害物と成り得る設備や備品の位置を設計段階からあらかじめ計画していますか。
□廊下の両側に連続して設置し、柱型の突出部分についても手すりを設置していますか。
□将来新たに設置可能なように、より広い範囲に手すり取り付け可能な下地補強を行っていますか。

E 快適性

□肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、メンテナンスの容易なものとしていますか。
□金属製の手すりは、夏季は熱く、冬季は冷たくなり、高齢者、視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する人の支障となるため、気温が高い場合でも熱さを感じにくく、低い場合でも冷たさを感じにくい材質としていますか。
□手すりおよび手すりの支持部材は、静電気が発生しにくい材質としていますか。

≪ コラム ≫

手すりの点字と墨字（すみじ）

手すりの点字表示方法については、日本産業規格 T0921 により定められています。

点字は視覚障害者が、文字を読んだり、書いたりするために使う文字で、たて3点、よこ2点の六つの点の組み合わせからなる音標文字です。

弱視の方や点字を活用できない方に配慮し、点字の内容を文字で併記します。この文字のことを「墨字」といいます。

手すりの始点と終点に点字と墨字の案内があることで、現在自分のいる場所を把握したり、行き先を知ることができ、安心して行動することができます。そのためにも、行先の方向を示す矢印とその先にある施設等の情報が表示されていることが大切です。

また、点字案内がはがれていないか、内容が更新されているか等定期的に点検を行いましょう。

Ⅱ

共同住宅等

特定経路等 1
出入口 2
廊下等 3
階段 4
階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路 5
エレベーターおよびその乗降ロビー 6
特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 7
便所 8
浴室等 9
敷地内の通路 10
駐車場 11
標識 12
案内設備 13
案内設備までの経路 14
公共的通路 15
洗面所 16
屋上またはバルコニー 17
緊急時の設備 18
手すり 19

- 共同住宅等の整備項目のうち、4、9、12～19の整備項目の基準およびその解説は、(イ)欄のページ(建築物(共同住宅等以外))を参照してください。
- その際、※の整備項目の基準においては、「不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えてください。

(ア) 共同住宅等の整備項目	(イ) 参照先	
	建築物(共同住宅等以外)の整備項目	頁
1．特定経路等		
2．出入口		
3．廊下等		
4．階段	4．階段※	P.57
5．階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路		
6．エレベーターおよびその乗降ロビー		
7．特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機		
8．便所		
9．浴室等	9．浴室等※	P.97
10．敷地内の通路		
11．駐車場		
12．標識	14．標識	P.131
13．案内設備	15．案内設備	P.134
14．案内設備までの経路	16．案内設備までの経路	P.137
15．公共的通路	17．公共的通路	P.141
16．洗面所	18．洗面所※	P.147
17．屋上またはバルコニー	19．屋上またはバルコニー※	P.149
18．緊急時の設備等	24．緊急時の設備等	P.159
19．手すり	25．手すり	P.162

＜特定経路等と各整備項目＞

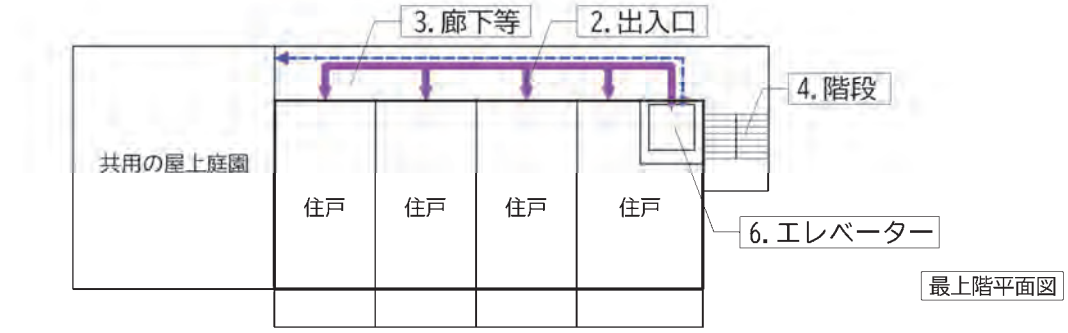

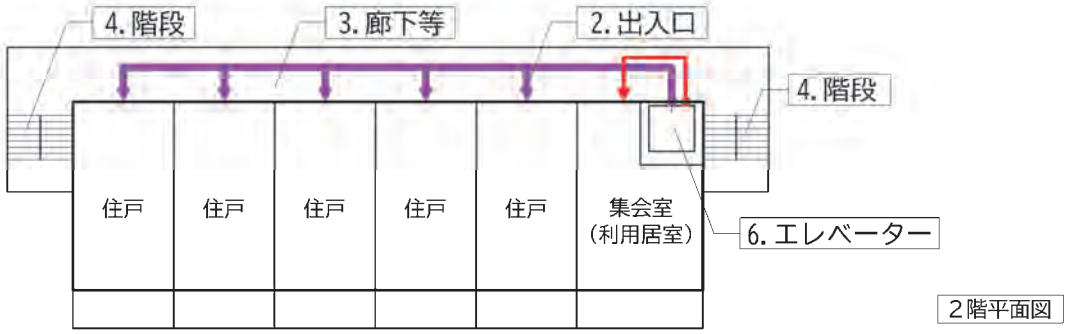

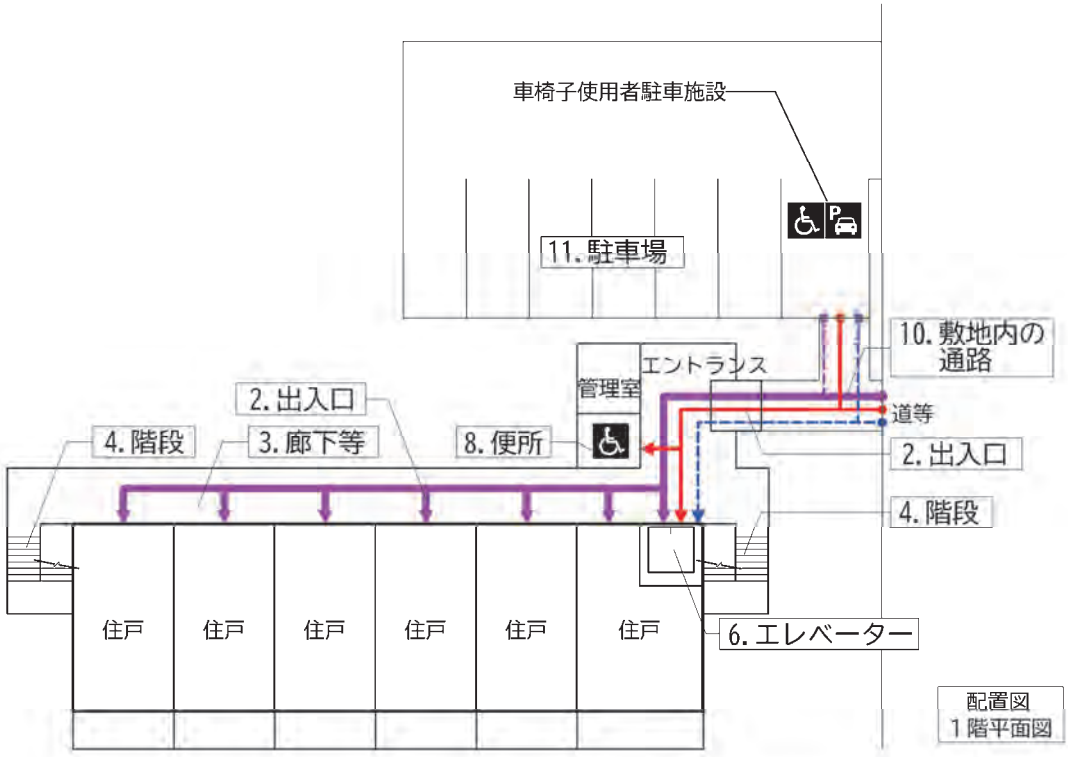

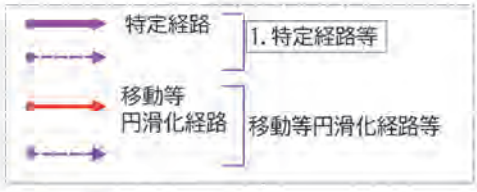

○共同住宅等に集会室等の利用居室がある場合は、
利用居室までの経路は移動等円滑化経路等となり、
建築物（共同住宅等以外）の整備基準が適用される。

1. 特定経路等

■ 特定経路等の基準

	★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-1)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1)	共同住宅等においては、道等※1から各住戸までの経路のうち 1 以上および各住戸から車椅子使用者用駐車場施設までの経路のうち1以上を、特定経路等にすること。	共同住宅においては、道等から各住戸(地上階※2またはその直上階もしくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。)の出入口までの経路のうち1以上を、特定経路にすること。 区条例第38条第1項	−	−
(2)	共同住宅等に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等、車椅子使用者用便房※3または車椅子使用者用駐車場施設を設ける場合においては、Ⅰ.建築物(共同住宅等以外)のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。 この場合において、Ⅰ.建築物(共同住宅等以外)のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路またはその一部については、特定経路等の規定は適用しない。	特定経路となるべき経路またはその一部が移動等円滑化経路もしくはその一部またはⅠ.建築物(共同住宅等以外)1.移動等円滑化経路等(3)アに規定する 2 階建て程度の幼稚園等の経路もしくはその一部となる場合にあっては、当該特定経路となるべき経路またはその一部については、この表の規定は適用しない。 区条例第38条第4項	−	−
(3)	特定経路等上には、階段または段を設けないこと。 ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。	当該特定経路上に階段または段を設けないこと。(傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。) (中規模共同住宅における階から階に至る階段を除く。) 区条例第38条第2項第1号	−	−

※1 道等:道または公園、広場その他の空地
(区条例施行規則第 9 条第 3 項第 2 号、バリアフリー法施行令第 18 条第 1 項第 1 号に定義)
※2 地上階:直接地上へ通ずる出入口のある階(バリアフリー法施行令第 18 条第 1 項第 1 号に定義)
※3 車椅子使用者用便房:車椅子使用者が円滑に利用できる構造の便房

・ 集会室などの「多数の者が利用する」居室(利用居室に該当)、共用便所(車椅子使用者用便房であることが必要)、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合や、サービス付高齢者住宅(共同住宅型)等に共用の便所・食堂・浴室等を設ける場合は、移動等円滑化経路等(道等から利用居室等や共用便所、車椅子使用者用駐車施設までの経路)に係る規定が適用されるので注意が必要である。

2. 出入口

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-2)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口は、つぎに掲げるものであること。	−	−	−
ア 戸の全部または一部にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置を講じること。	−	・子どもや弱視の方などがガラスと認識できずに衝突する危険があるため、戸にガラスを設ける場合は、目線の高さにテープを貼る、錯視しにくいデザインとする等の措置を講じること。	図 Ⅰ-2-1 Ⅱ-2-1
イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。(特定経路等を構成する出入口を除く。)	−	・容易に開閉し通過可能な構造として、一般的に推奨される順位は、①自動式引き戸、②手動式引き戸、③開き戸の順である。 ・「その前後に高低差がない」とは、車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することである。	図 Ⅰ-2-2 Ⅰ-2-3 Ⅰ-2-4
(2) (1)に規定する屋外へ通ずる出入口(特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。)の1以上は、つぎに掲げるものとすること。	−	−	−
ア 幅は、85cm以上とすること。	−	・幅は、開放時の有効幅とする。 ・寸法の考え方は P.35 図1.3.3を参照。	図 Ⅰ-2-1
イ 出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。	−	・雨天時は車椅子使用者や子ども連れの方などが雨具等の着脱を濡れずに行うために、屋外に通じる出入口にひさしまたは屋根を設ける。	図 Ⅰ-2-1

■ 特定経路等の基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-2)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(3) 特定経路等を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。	特定経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。 区条例第38条第2項第2号	−	−
ア 幅は、85cm以上とすること。((2)に掲げるものならびにエレベーターの籠および昇降路の出入口に設けられるものを除く。)	幅は、80cm以上とすること。 区条例第38条第2項第2号ア	・幅は、開放時の有効幅とする。 ・寸法の考え方は P.35 図1.3.3を参照。	−

■ 特定経路等の基準（つづき）

	★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-2）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（3）	イ　直接地上へ通ずる出入口※1の幅は、100cm 以上とすること。	－	・利用者の通行が一番多いことが想定されるため、直接地上へ通じる出入口の有効幅は100cm 以上とする。	図Ⅱ-2-2
	ウ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左 区条例第38条第2項第2号イ	・容易に開閉し通過可能な構造として、一般的に推奨される順位は、①自動式引き戸、②手動式引き戸、③開き戸の順である。 ・「その前後に高低差がない」とは、車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することである。	図Ⅰ-2-2 Ⅰ-2-3 Ⅰ-2-4
	エ　床の表面は、平たんで滑りにくい材質で仕上げること。	同左 区条例第38条第2項第2号ウ	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	－
	オ　屋外へ通じる出入口には、出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。	－	・雨天時は車椅子使用者や子ども連れの方などが雨具等の着脱を濡れずに行うために、屋外に通じる出入口にひさしまたは屋根を設ける。	図Ⅱ-2-2

※1　直接地上へ通ずる出入口：建築物の屋外に通じる主要な出入口

＜図Ⅱ－2－1　特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の整備例＞

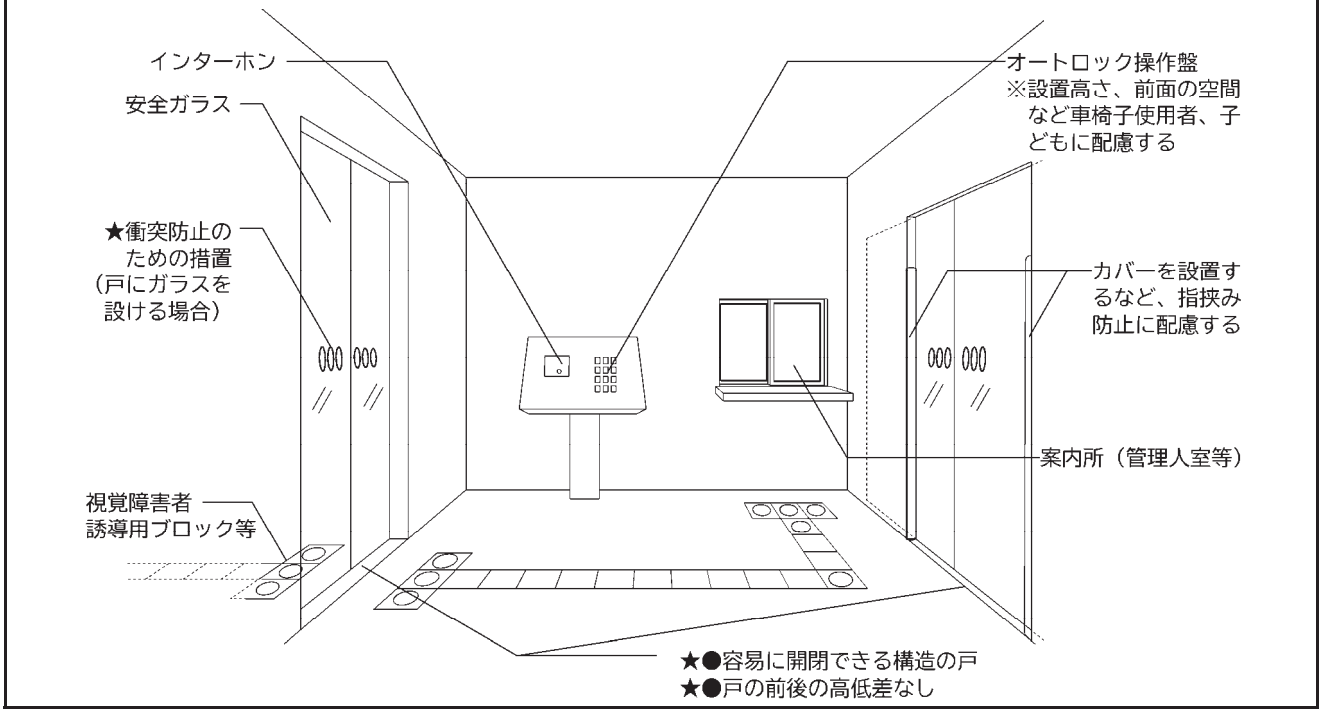

＜図Ⅱ-2－2　特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の整備の例＞

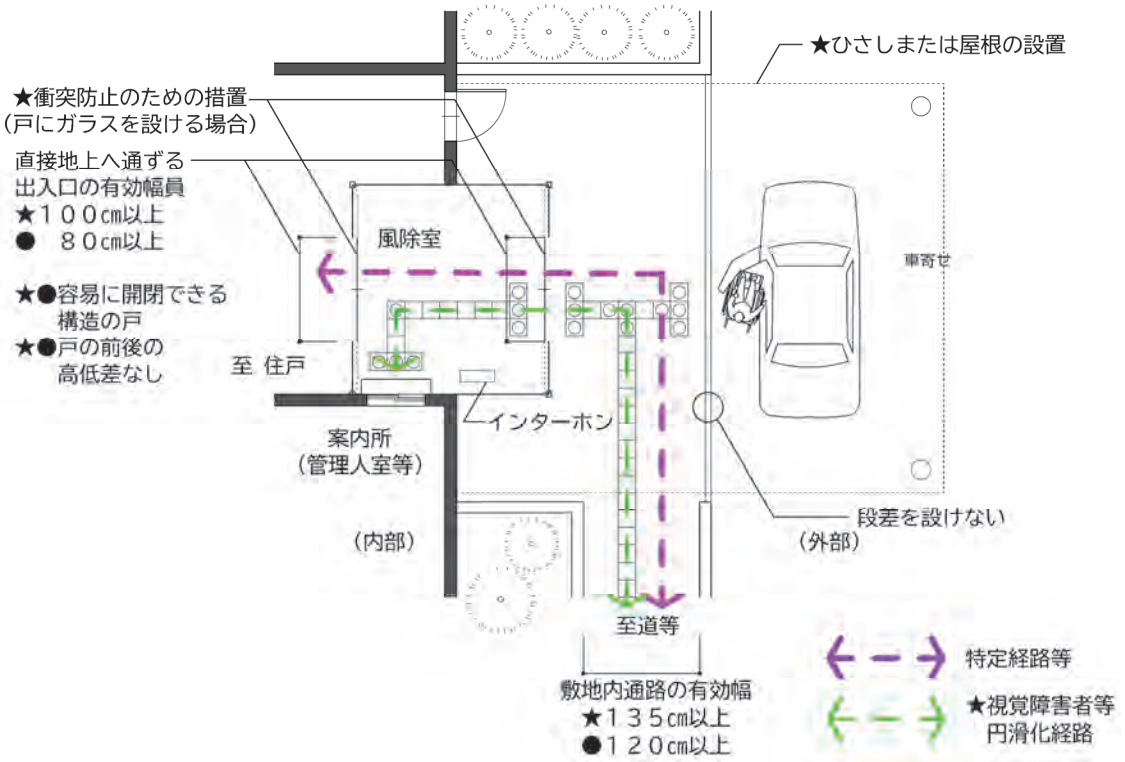

- 出入口マットは埋込式とする。泥落としマットのようなハケ状のものは足を取られたり、車椅子のキャスターが沈み込んだりして通行の支障となりやすいので用いない。
- 外部出入口の周辺は、雨掛りや傘の持込み等により濡れる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。
- 道等から案内設備(案内所)までの経路については、「14.案内設備までの経路」を参照。

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ.建築物(共同住宅等以外) 2. 出入口　P. 48を参照)

3. 廊下等

■ 一般基準

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-3）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（1） 多数の者が利用する廊下等は、つぎに掲げるものとすること。	多数の者が利用する廊下等は、つぎに掲げるものとすること。 区条例第31条		－
ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 <令>	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	図 Ⅱ-3-1
イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等※1を敷設すること。	－	・視覚障害者に階段の存在を知らせるため、点状ブロック等を敷設する。 ・「Ⅰ. 建築物（共同住宅等以外）4.階段」の解説および図を参照。	－
ウ 段差を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	－	－	－
エ 幅は、120cm 以上とすること。（特定経路等を構成する廊下等を除く。）	－	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きになって車椅子使用者とすれ違えるよう、有効幅は 120cm 以上とする。	－
オ 手すりを設置すること。	－	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。 ・「Ⅰ.建築物（共同住宅等以外）25.手すり」の解説及び図を参照。	図 Ⅱ-3-1 Ⅱ-3-2
カ 突出物を設けないこと。ただし、安全に通行できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。※2	－	－	図 Ⅱ-3-1 Ⅱ-3-2

<令>令第 11 条

※1 点状ブロック等：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

※2 あらかじめ、壁に埋め込むまたはアルユーブの中に設置するなどにより、原則として突出物を設けないようにする。やむを得ず設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう必要な措置を講じる。（高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を 10cm 以下とする。）

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-3)		● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1)	キ　階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。 ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。	同左 区独自　区条例第31条	－	図 Ⅰ-3-1
	ク　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	－	・「2. 出入口(1)イ」の解説及び図を参照。	図 Ⅰ-2-2 Ⅰ-2-3 Ⅰ-2-4

■ 特定経路等の基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-3)		● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2)	特定経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとすること。	特定経路を構成する廊下等は、(1)一般基準によるほか、つぎに掲げるものであること。 区条例第38条第2項第３号	－	－
	ア　幅を 140cm 以上とすること。	幅は、120cm 以上とすること。 区条例第38条第2項第３号ア	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きにならず車椅子使用者とすれ違えるよう、有効幅は 140cm 以上とする。 ・歩行者が横向きになって車椅子使用者とすれ違えるよう、120cm 以上とする。	図 Ⅱ-3-2
	イ －	50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 区条例第38条第2項第３号イ	－	－

■ 特定経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-3）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	ウ －	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 区条例第38条第2項第３号ウ	・「1. 出入口（3）ウ」の解説および図を参照。	図 Ⅰ-2-2 Ⅰ-2-3 Ⅰ-2-4

＜図Ⅱ－3－1 特定経路等を構成する廊下等の整備例＞

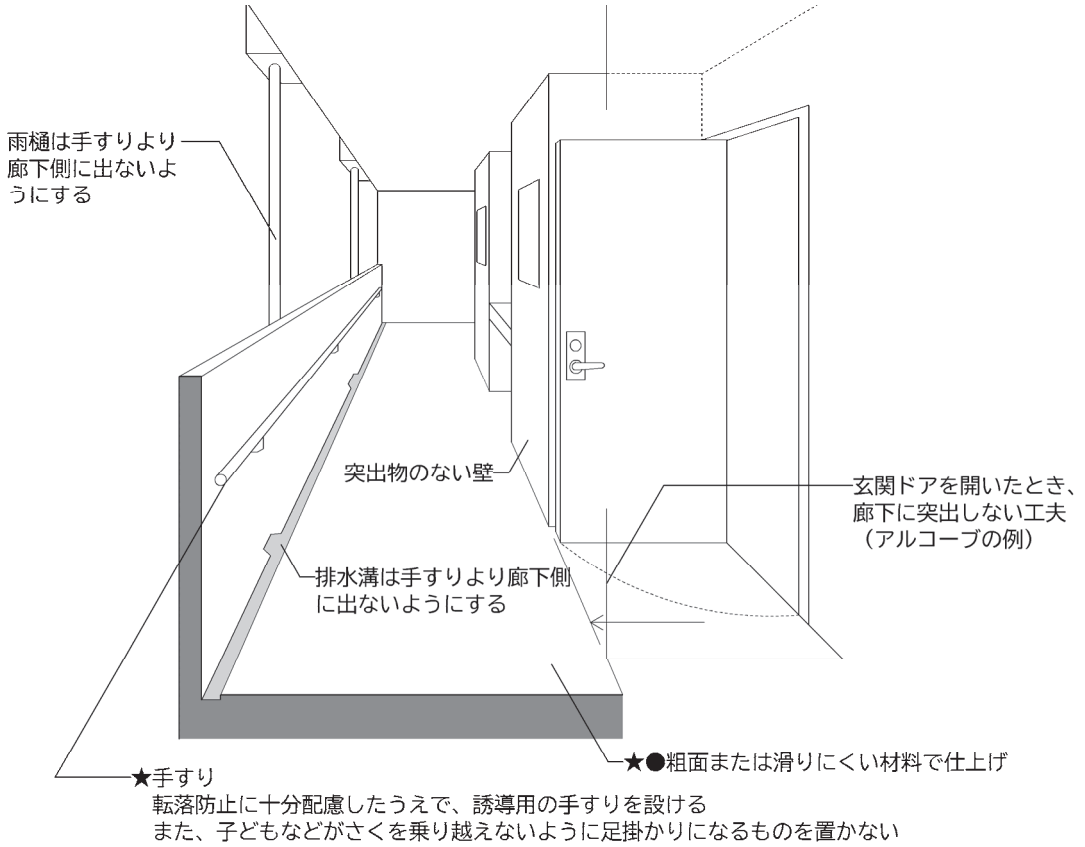

＜図Ⅱ－3－2　特定経路等を構成する廊下の整備の例＞

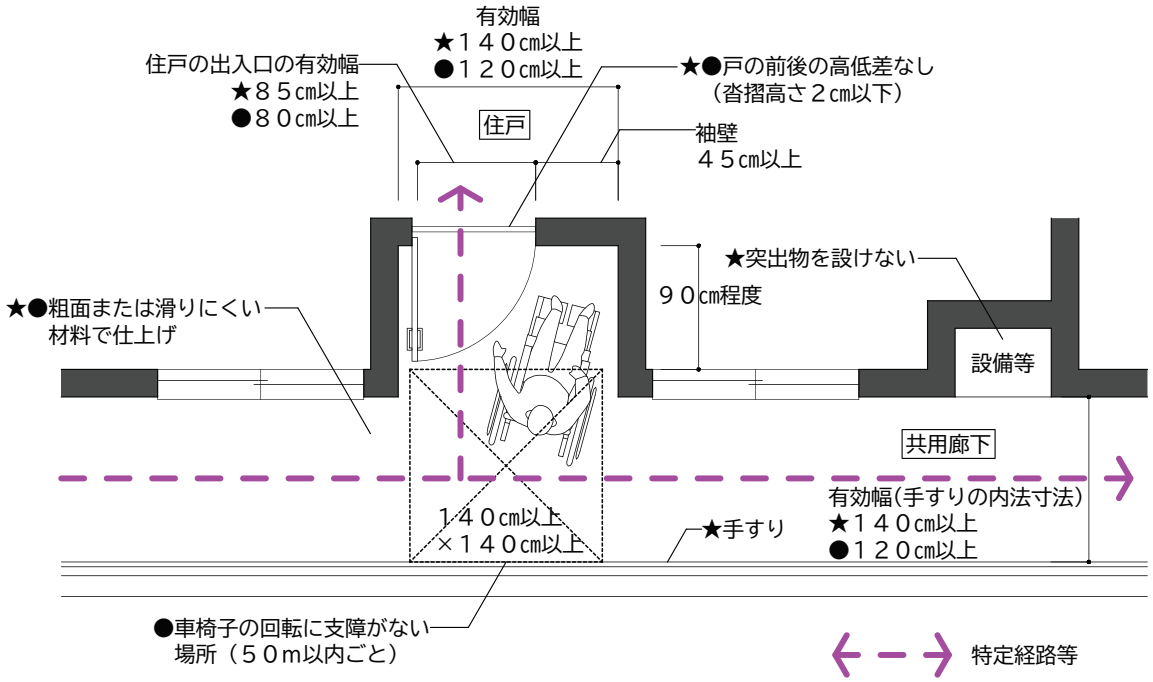

- カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一レベルとなるように敷き込む。
- 表面が濡れるおそれがある部分は、特に仕上げに配慮する。
- 廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう、戸幅以上のアルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。
- 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、戸の付近には袖壁と開閉スペースを確保する。
- 手すり、排水溝等がある場合の有効幅は、その内側で計測する。

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

（Ⅰ.建築物（共同住宅等以外）　3. 廊下等P. 53を参照）

4. 階段

- Ⅰ.建築物（共同住宅等以外）　4. 階段（P.57）を参照。
- 「不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替える。
- 移動等円滑化基準（適合義務）（1）オは、共同住宅の階段には適用されない。（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものではないため。）
- 中規模建築物→中規模共同住宅と読み替える。

5. 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路

■ 一般基準

	★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-5）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1)	多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものとすること。	多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものとすること。 <令>	－	－
	ア　手すりを設けること。	勾配が 1／12 を超え、または高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 <令>	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。 ・「Ⅰ.建築物（共同住宅等以外）25.手すり」の解説および図を参照。	－
	イ　表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 <令>	・勾配が急になると、車椅子はスリップして昇降できなくなるため、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。 ・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	－
	ウ　その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	同左 <令>	・傾斜路が容易に認識できるよう、傾斜部分とその他の部分との境界は、路面の色または線で明確に分ける。	－
	エ　高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の平たんな踊り場を設けること。	－	・長い傾斜路では車椅子使用者が途中で休憩を取ることのできるスペースが必要となる。	図Ⅱ-5-1
	オ　廊下等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、廊下等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。	－	・車椅子使用者が安全に停止することができ、廊下等を通行する者と交錯しないよう、始点、終点に平たん部を設ける。	－
	カ　勾配は、1／12 を超えないこと。	－	・自走式車椅子使用者が一人で傾斜路を上れる最大の勾配とされているのが 1／12 であり、筋力が低下した方でも安全に利用できるよう、勾配は、1／12 以下とする。	図Ⅱ-5-1

<令>令第 13 条

■ 一般基準(つづき)

	★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-5)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1)	キ　幅は、階段に代わるもの(移動等円滑化経路等を構成するものを除く。)にあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。	－	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違えるよう有効幅は 120cm 以上とする。 ・階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため、90cm 以上とする。	図Ⅱ-5-1
	ク　両側に側壁または5cm 以上の立ち上がりを設けること。	－	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	－

<令>令第 13 条

■ 特定経路等の基準

	★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-5)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2)	特定経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。	特定経路を構成する傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、(1)によるほか、つぎに掲げるものであること。 区条例第38条第2項第４号	－	－
	ア　傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	同左 区条例第38条第2項第４号オ	・車椅子が転回するための場所の確保、急な飛び出しによる衝突防止などを目的に、傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を設ける。	図Ⅱ-5-1
	イ　両側に連続した手すりを設けること。	－	・片麻痺者等の利用を考慮し、両側に手すりを設ける。 ・「Ⅰ.建築物(共同住宅等以外)25.手すり」の解説および図を参照。	図Ⅱ-5-1
	ウ －	幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。 区条例第38条第2項第４号ア	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違えるよう有効幅は 120cm 以上とする。 ・階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため、90cm 以上とする。	図Ⅱ-5-1

■ 特定経路等の基準（つづき）

	★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-5）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	エ －	勾配は、1／12（高さが16cm 以下のものにあっては、1／8）を超えないこと。 区条例第38条第2項第４号イ	・自走式車椅子使用者が一人で傾斜路を上れる最大の勾配とされているのが 1／12 であり、筋力が低下した方でも安全に利用できるよう、勾配は、1／12 以下とする。	図Ⅱ-5-1
	オ －	高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。 区条例第38条第2項第４号ウ	・長い傾斜路では車椅子使用者が途中で休憩を取ることのできるスペースが必要となる。	図Ⅱ-5-1
	カ －	両側に側壁または立ち上がりを設けること。 区条例第38条第2項第４号エ	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	－

＜図Ⅱ－5－1 特定経路等を構成する傾斜路の整備の例＞

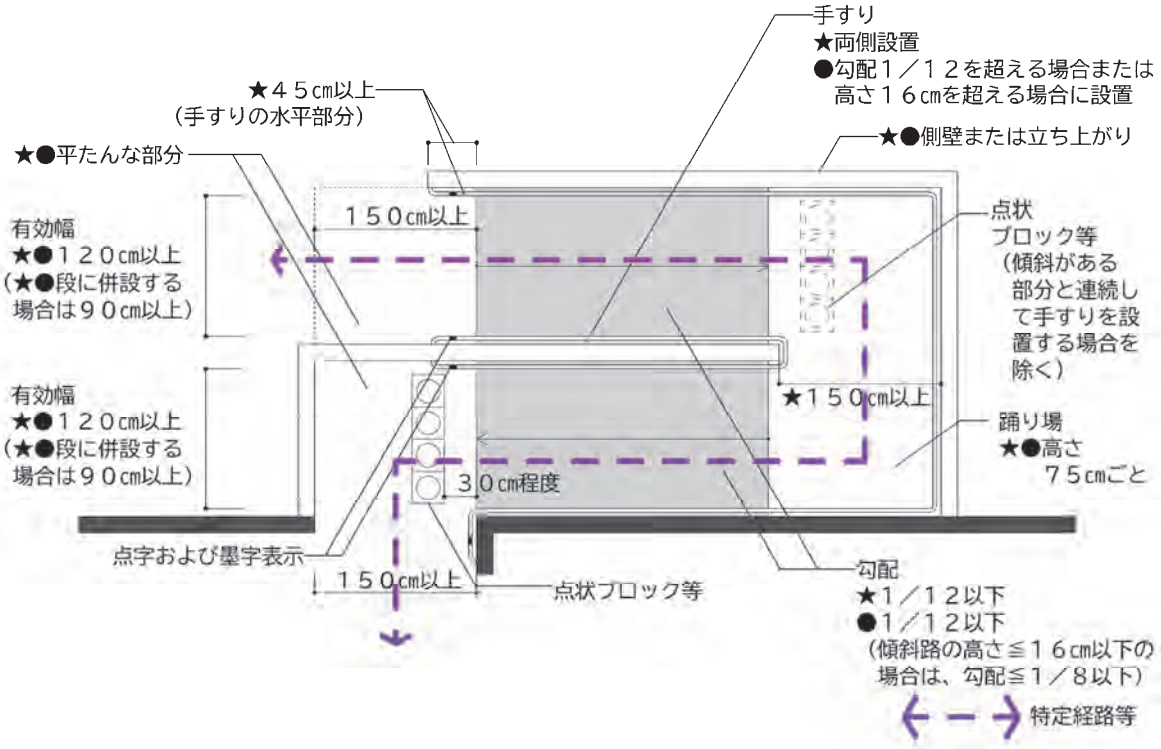

- 点状ブロック等は、視覚障害者が手すり付近を歩く際にも傾斜路の存在を認識しやすいよう、傾斜路の幅に合わせて敷設する。
- 平たん部は、直進の場合は奥行 1.2m 以上、転回をする場合は幅 1.5m 以上×奥行 1.5m を標準とする。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

（Ⅰ. 建築物（共同住宅等以外） 5. 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路　P. 67を参照）

6. エレベーターおよびその乗降ロビー

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-6)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 多数の者が利用するエレベーター(7.特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機に規定するものを除く。以下この項において同じ。)およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。	−	−	−
ア 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150cm 以上とすること。 また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策を講ずるものとすること。	−	・エレベーター付近に下りの階段若しくは段、または下りの傾斜路を設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止に十分配慮する。 ・コラム「エレベーターの乗降ロビー付近の安全空間確保の重要性」参照。	図 Ⅱ-6-1
イ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。 また、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	−	・視覚障害者に配慮し、到着した階を音声で知らせる装置を設ける。	図 Ⅱ-6-1 Ⅰ-6-6
ウ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内または乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	−	−	図 Ⅱ-6-1
エ 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。	−	・非常時における聴覚障害者への情報伝達、籠内の防犯や事故等の安確保のために、籠内が確認できるようガラス窓を設置する。 ・コラム「エレベーターの整備」参照。	−

■ 特定経路等の基準

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-6）	● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2） 特定経路等を構成するエレベーターおよびその乗降ロビーは、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。	特定経路を構成するエレベーター（7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機に規定するものを除く。以下同じ。）およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。 区条例第38条第2項第５号	－	－
ア 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。	籠は、各住戸、車椅子使用者用便房または車椅子使用者用駐車施設がある階および地上階に停止すること。 区条例第38条第2項第5号ア	－	－
イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80cm 以上とすること。	籠および昇降路の出入口の幅は、80cm 以上とすること。 区条例第38条第2項第5号イ	・車椅子使用者が通過できるよう、有効幅は 80cm 以上とする。	図Ⅱ-6-1
ウ 籠の内部については、つぎに掲げるものとすること。ただし、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。	－	－	－
(ア)奥行きは、135cm 以上とすること。	籠の奥行きは、115cm 以上とすること。 中規模共同住宅については、車椅子を使用することができる奥行きがあること。 区条例第38条第2項第5号ウ	－	図Ⅱ-6-1
(イ)幅は、140cm 以上とすること。	－	－	図Ⅱ-6-1
(ウ)車椅子の転回に支障がない構造とすること。	－	－	－

＜図Ⅱ－6－1　特定経路等を構成するエレベーターの籠、乗降ロビーの平面図＞

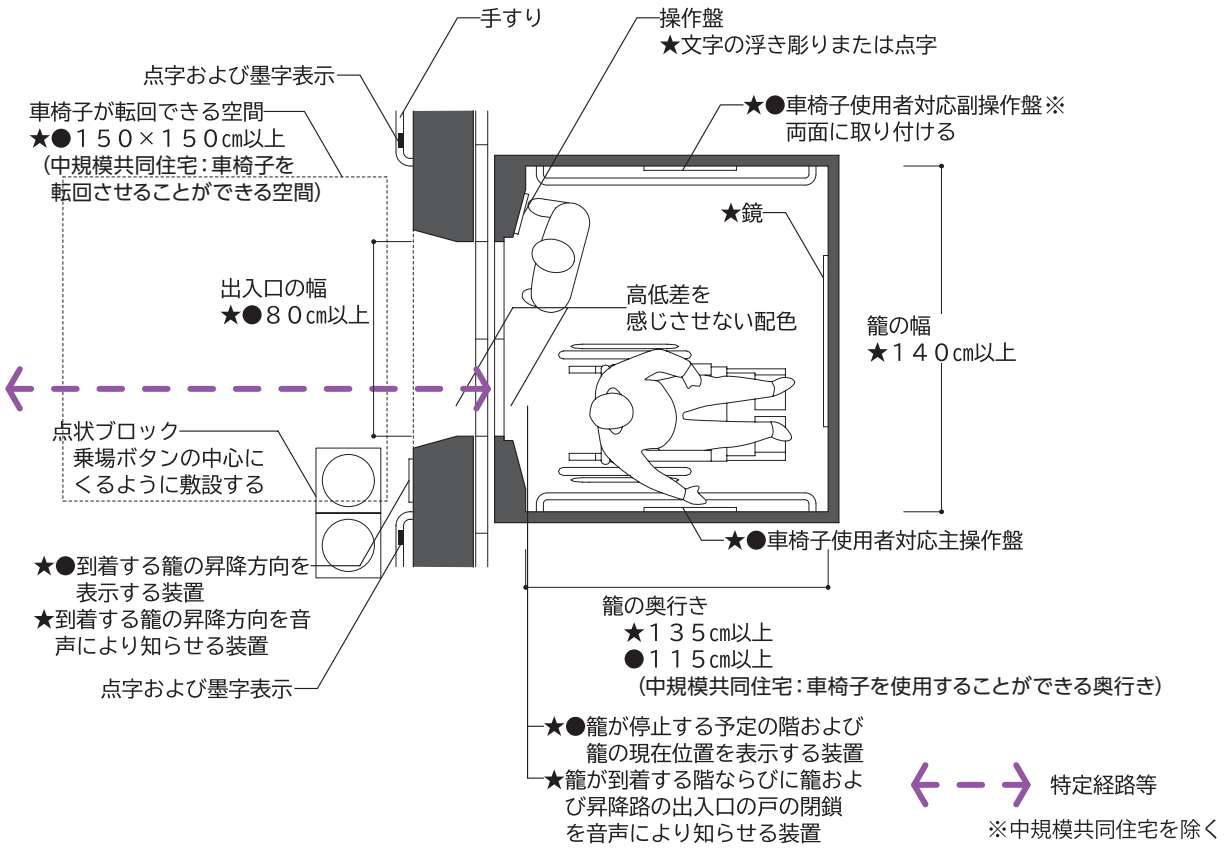

＜図Ⅱ－6－2　特定経路等を構成するエレベーターの籠内の断面図＞

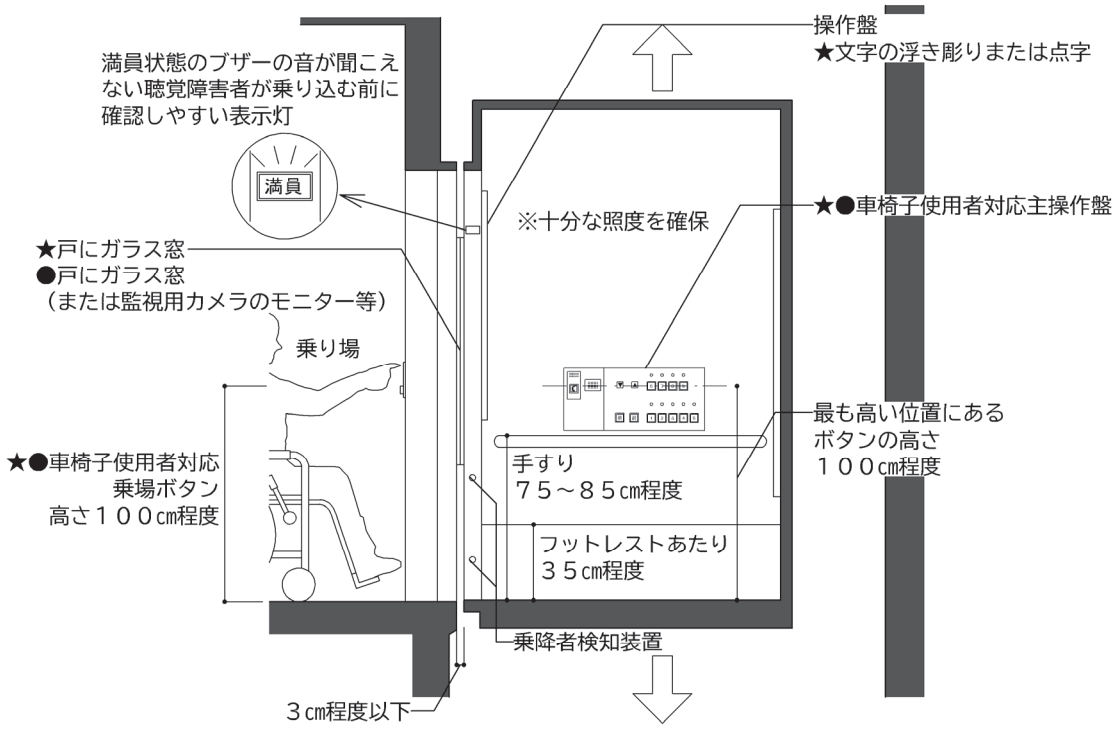

■ 特定経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-6）			● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(2)		(エ)籠内および乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 また、つぎに掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。	籠内および乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。 区条例第38条第2項第5号オ	－	図 Ⅱ-6-2
		a　文字等の浮き彫り	－	－	－
		b　音による案内	－	－	－
		c　点字およびaまたはbに類するもの	－	－	－
	エ	－	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150cm 以上とすること。 中規模共同住宅については、車椅子を転回させることができる空間を確保すること。 区条例第38条第2項第5号エ	・車椅子の待機、転回に支障がないよう乗降ロビーには150cm×150cm 角以上の水平なスペースを確保する。	図 Ⅱ-6-1
	オ	－	籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。 区条例第38条第2項第5号カ	－	図 Ⅱ-6-1 Ⅰ-6-6
	カ	－	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 区条例第38条第2項第5号キ	－	図 Ⅱ-6-1

- 籠内および乗降ロビーに設ける操作盤（車椅子使用者対応操作盤を除く。）は、各ボタン面かその付近に点字や浮彫りの階数表示を施す、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者等が円滑に操作することができる構造とする。
- 乗降ロビーの扉および乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等、識別しやすいものとする。
- 籠内および乗降ロビーに設ける設備は、以下の仕様に配慮すること。
- 操作盤のボタン類は、感知式ではなく、ボタン式とする。
- 車椅子使用者対応操作盤のボタンを操作することにより、戸の開閉時間が通常より長くなる配慮を行う。また、その際はその旨の表示をする。

■ 特定経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-6）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	キ －	エレベーターの籠および昇降路の出入口の戸は、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。 区独自 区条例第38条第2項第5号ク	・非常時における聴覚障害者への情報伝達、籠内の防犯や事故等の安全確保のために、籠内が確認できるガラス窓を設置する。 ・常時勤務する者が同乗するとは、通常は施錠管理をし、同乗する際に解錠する場合などをいう。 ・監視用カメラのモニターは、管理人室や乗降ロビーなど、当該建築物内で確認できるように設置する。	図Ⅱ-6-3

＜図Ⅱ－6－3　監視用カメラを設けた場合のモニターの例＞

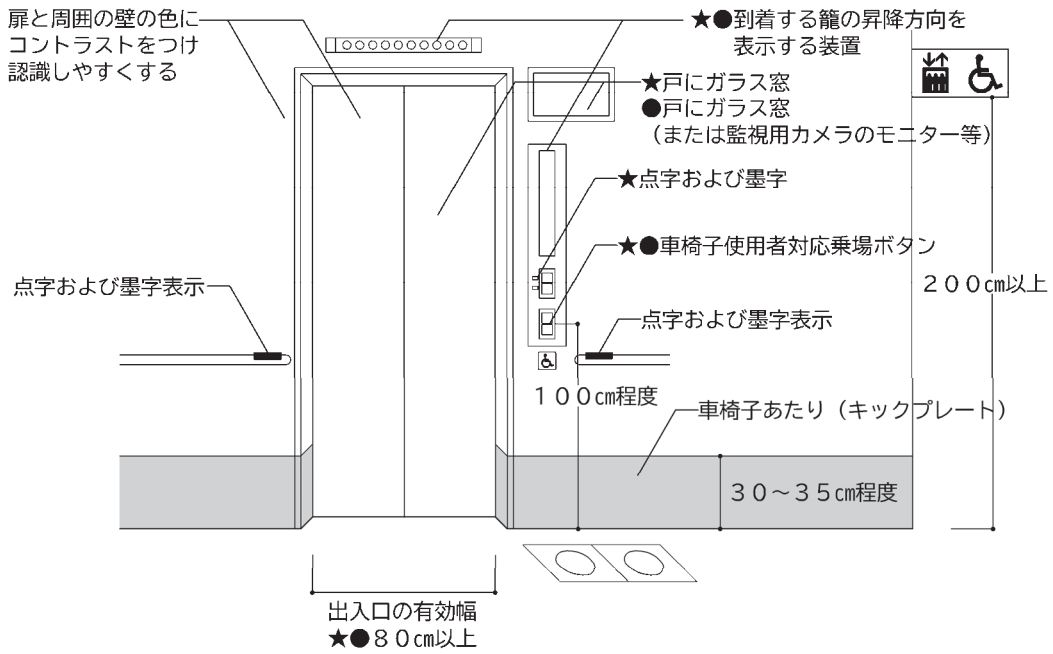

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

（Ⅰ.建築物（共同住宅等以外）　6. エレベーターおよびその乗降ロビー　P. 77を参照）

7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-7)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 多数の者が利用する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第1に規定するもののほか、つぎに掲げるものであること。	−	−	−
ア エレベーターにあっては、つぎに掲げるものであること。	−	−	−
(ア)車椅子使用者が利用できる構造とすること。	−	−	図 Ⅰ-7-2
(イ)利用する際に鍵が必要な場合は、呼出しボタン等を設置すること。	−	−	図 Ⅰ-7-1
イ エスカレーターにあっては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 に規定するものであること。	−	−	−

・この項目のエレベーターは、以下に掲げるものである。

①昇降行程が 4m 以下のエレベーターまたは階段の部分、傾斜路の部分等に沿って昇降するエレベーター

②かごの定格速度が 15m 毎分以下

③床面積が 2.25 ㎡以下

・この項目のエスカレーターは、以下に掲げるものである。

①車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター

②運転時において、踏段の定格速度 30m 毎分以下

③2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

・特定経路上には、エスカレーターは設けない。

■特定経路等の基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-7)		● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2) ア	−	特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、以下のものとする。 区条例第38条第２項第6号 <告>	−	−
	−	(ア)車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が 15m 毎分以下で、かつ、その床面積が 2.25 ㎡以下のものであって、昇降行程が 4m 以下のものまたは階段および傾斜路に沿って昇降するもの。<告>	−	−
	−	(イ)車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m 毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの。<告>	−	−
イ 特定経路等を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第１第１ 号に規定するもの)はつぎに掲げる構造とすること。		特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、つぎに掲げるものとする。 区条例第38条第２項第6号	−	−
	(ア)エレベーターは、つぎに掲げるものであること。	同左<告>	−	−

<告>告示第1492号

■特定経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-7）				● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(2)	イ	(ア)	a 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。	同左 <告>	－	－
			b 籠の幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。	同左 <告>	－	図 I-7-2
			c 車椅子使用者が籠内方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅および奥行きが十分に確保されていること。	同左 <告>	－	図 I-7-2
		－		(イ) エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。 <告>	－	図 I-7-3

<告>告示第1492号

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

（Ⅰ.建築物（共同住宅等以外） 7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 P.82を参照）

8. 便所

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。	同左 区条例第33条第1項	・共用の便所がある場合に適用する。	−
ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 区条例第33条第1項第２号	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	−
イ 出入口および床面に段差を設けないこと。	−	・出入口については「Ⅰ.建築物(共同住宅等以外)2.出入口」を参照。	−
ウ 便房の設備は、日本産業規格 S 0026 に基づき整備すること。	−	−	図 Ⅰ-8-2
エ 便房に棚またはフックを設置すること。	−	−	−
オ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設けること。	−	−	−
(2) (1)の便所のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎに掲げるものとすること。	多数の者が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎに掲げるものとすること。	−	−
ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房※1を1以上設けること。	便所内に、車椅子使用者用便房を１以上設けること。 <令>	・同伴者による介助に配慮し、男女共用の車椅子使用者用便房トイレを設ける。	−
(ア)腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	同左 <告>	−	図 Ⅰ-8-2 Ⅰ-8-3 Ⅰ-8-4
(イ)車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左 <告>	・車椅子から便座への移乗は便器の側面(一般的にこの方法が最も容易)または前方からなされるため、便器の前方および側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要があるとともに、便器の両側に手すりを付ける必要がある。 ・コラム「車椅子による便器へのアプローチ」参照。	図 Ⅰ-8-3

<令>令第 14 条　<告>告示第 1496 号

※1 車椅子使用者用便房:車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房

■一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務)(区条例施行規則別表3-2-8)			● 移動等円滑化基準(適合義務)	基準の解説	備考
(2)	ア	(ウ)一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	−	・利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的もしくはその出入口の近くに設ける。	−
		(エ)車椅子使用者用便房および便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。	−	−	−
		(オ)ペーパーホルダー(紙巻器)を便器の両側に設置すること。	−	・片麻痺者等の利用などを考慮し、左右対称で利用できる便房の設置を検討する。	−
	イ	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左 <令>	・水洗器具とは、オストメイト(人工肛門、人工膀胱保持者)の利用に配慮して、パウチ(排泄物をためておく袋)や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流しをいう。 ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修等、構造上やむを得ない場合には、便器に水栓をつけたもの(オストメイト簡易型設備)を設ける。	図 Ⅰ-8-5 Ⅰ-8-6
	ウ	男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。	多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち 1 以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けること。 <令>	・児童、幼児にも利用しやすいよう、受け口の高さは 35cm 以下とする。	図 Ⅰ-8-11 Ⅰ-8-12

<令>令第 14 条　<告>告示第 1496 号

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ.建築物(共同住宅等以外) 8. 便所 P. 96を参照)

9. 浴室等

- Ⅰ.建築物(共同住宅等以外) 9. 浴室等 (P.97)を参照。
- 「不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」「不特定かつ多数者もが利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替える。
- 共用の浴室がある場合に適用。

10. 敷地内の通路

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-10)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものとすること。	多数の者が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものとすること。 区条例第35条	－	－
ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 <令>	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	－
イ 段がある部分は、つぎに掲げるものであること。	同左 <令>	・1段しかない段部でも対象となる。	－
(ア)手すりを設けること。	同左 <令>	・「Ⅰ.建築物(共同住宅等以外)25.手すり」の解説および図を参照。	図 Ⅰ-12-1
(イ)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	同左 <令>	・踏み外しを防止するため、段鼻と周囲の色や仕上げの違いをつける。	図 Ⅰ-12-1
(ウ)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左 <令>	・段を昇る際につま先がひっかかりやすいため、段鼻には突き出しを設けない。	－
(エ)段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。	－	・視覚障害者に段の存在を知らせるため、点状ブロック等を敷設する。	図 Ⅰ-12-1
(オ)段の両側に2cm以上の立ち上がりを設けること。 ただし通行の支障となる場合には、この限りではない。	－	・杖の転落を防止するために、段の両側に立ち上がりを設ける。	－

<令>令第16条

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-10）			● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(1)	ウ	傾斜路は、つぎに掲げるものであること。	同左 <令>	－	－
		(ア)手すりを設けること。	勾配が1／12を超え、または高さが16cm を超え、かつ、勾配が1／20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 <令>	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。 ・「Ⅰ.建築物（共同住宅等以外）25.手すり」の解説および図を参照。	図Ⅰ-12-1
		(イ)その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	同左 <令>	・傾斜路が容易に認識できるよう、傾斜部分とその他の部分との境界は、路面の色または線で明確に分ける。	図Ⅰ-12-1
		(ウ)高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。	－	・長い傾斜路では車椅子使用者が途中で休憩を取ることのできるスペースが必要となる。	図Ⅰ-12-1
		(エ)両側に側壁または5cm以上の立ち上がりを設けること。	－	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	図Ⅰ-12-1
		(オ)他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ通路等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。	－	・車椅子使用者が安全に停止することができ、敷地内の通路を通行する者と交錯しないように、始点、終点に平たん部を設ける。	図Ⅰ-12-1
		(カ)勾配は、1／12 を超えないこと。（特定経路等を除く。） ただし、高さが16cm 以下のものにあたっては、1／8 以下とすることができる。	－	・自走式車椅子使用者が一人で傾斜路を上れる最大の勾配とされているのが 1／12 以下であり、筋力が低下した方でも安全に利用できるよう、勾配は、1／12 以下とする。	図Ⅰ-12-1
		(キ)幅は、135cm 以上とすること。 ただし、段に併設する場合は、90cm 以上とすること。	－	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため、90cm 以上とする。	－

＜令＞令第 16 条

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務)(区条例施行規則別表3-2-10)		● 移動等円滑化基準(適合義務)	基準の解説	備考
(1)	エ　幅は、135cm 以上とすること。	－	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。	－
	オ　歩行者等と車の動線を分離すること。	－	－	－
	カ　階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。 ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない。 ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。 区独自　区条例第 35 条	－	図 Ⅰ-12-1

＜令＞令第 16 条

■特定経路等の基準

★ 整備基準(努力義務)(区条例施行規則別表3-2-10)		● 移動等円滑化基準(適合義務)	基準の解説	備考
(2)	特定経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。	特定経路を構成する敷地内の通路は、(1)によるほか、つぎに掲げるものであること。 区条例第38条第2項第７号	－	－
	ア　50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 （中規模共同住宅を除く。） 区条例第38条第2項第７号イ	－	図 Ⅱ-10-1
	イ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左 区条例第38条第2項第７号ウ	・「1. 出入口(3)ウ」の解説および図を参照。	図 Ⅰ-2-2 Ⅰ-2-3 Ⅰ-2-4
	ウ　傾斜路は、つぎに掲げるものであること。	同左 区条例第38条第2項第７号エ	－	－

■特定経路等の基準（つづき）

★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-10）			● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
(2)	ウ	(ア)勾配は、1／20を超えないこと。ただし、高さが16cm 以下のものにあっては1／8 以下、高さが75cm以下のものまたは敷地の状況等によりやむを得ない場合は1／12以下とすることができる。	勾配は、1／12（高さが16cm 以下のものにあっては、1／8）を超えないこと。 区条例第38条第2項第７号エ(イ)	－	図Ⅱ-10-2
		(イ)傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。（中規模共同住宅を除く。） 区条例第38条第2項第７号エ(オ)	・車椅子が転回するための場所の確保、急な飛び出しによる衝突防止などを目的に、傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を設ける。	図Ⅱ-10-2
		－	(ウ)幅は、段に代わるものにあっては 120cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。 区条例第38条第2項第７号エ(ア)	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違えるよう有効幅は 120cm 以上とする。 ・階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため、90cm 以上とする。	図Ⅱ-10-2
		－	(エ)高さが 75cm を超えるもの（勾配が1／20を超えるものに限る。）にあっては、高さ75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。 区条例第38条第2項第７号エ(ウ)	・長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。	図Ⅱ-10-2
		－	(オ)両側に側壁または立ち上がりを設けること。 区条例第38条第2項第７号エ(エ)	・車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または立ち上がりを設ける。	図Ⅱ-10-2

■特定経路等の基準（つづき）

	★ 整備基準（努力義務）（区条例施行規則別表3-2-10）		● 移動等円滑化基準（適合義務）	基準の解説	備考
（2）	エ	排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとすること。	排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとすること。 区条例第38条第2項第７号オ	・やむを得ず排水溝、集水ます等を設ける場合は、車椅子の車輪や杖先が引っ掛からないよう化粧蓋や細目グレーチング等とする。	－
	オ	－	幅は、120cm 以上とすること。 区条例第38条第2項第７号ア	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。 ・歩行者が横向きになって車椅子使用者とすれ違えるよう、有効幅は 120cm 以下とする。	図Ⅱ-10-1
（3）	1.特定経路等を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における10. 敷地内の通路の規定の適用については、1.特定経路等中「道等」とあるのは「当該共同住宅等の車寄せ」とする。		当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により（2）の規定によることが困難である場合における10. 敷地内の通路の適用については、1.特定経路中「道等」とあるのは、「当該共同住宅の車寄せ」とする。 区条例第38条第3項	－	－

＜図Ⅱ－10－1　特定経路等を構成する敷地内の通路の例＞

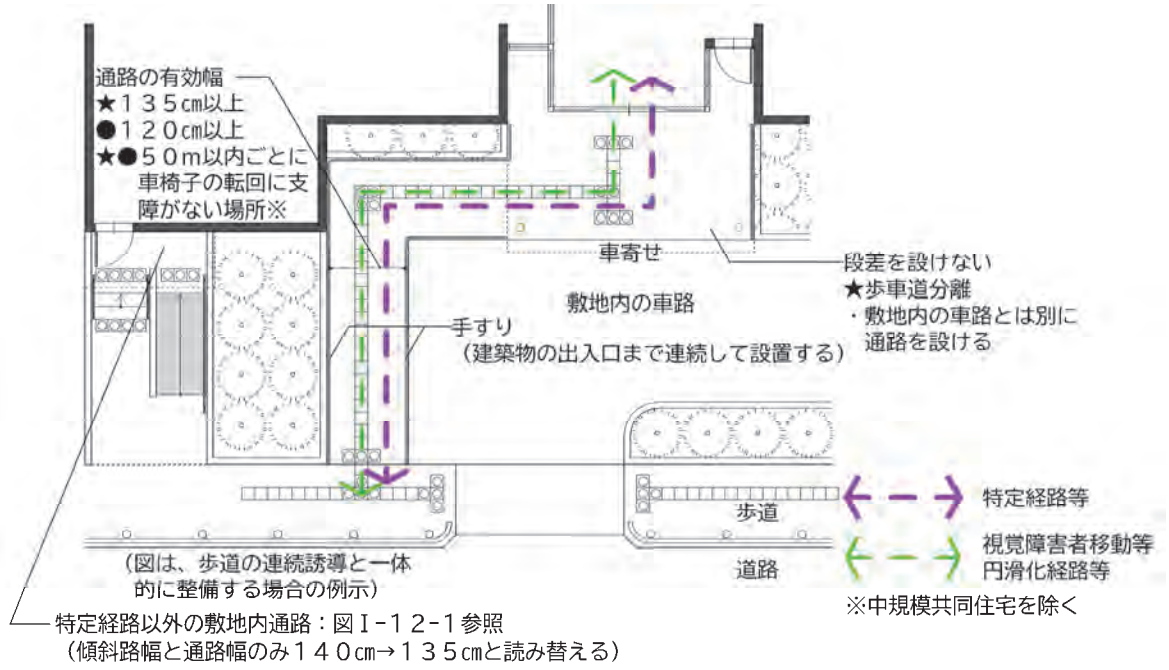

- 通路の舗装には、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ・材料、浸透性を有するなど水のたまりにくい仕上げ・材料を選択する。
- 通路の勾配が水勾配（2%程度）を超える場合には、傾斜路の基準が適用される。

＜図Ⅱ－10－2　特定経路等を構成する敷地内の通路の例(段に傾斜路を併設する場合)＞

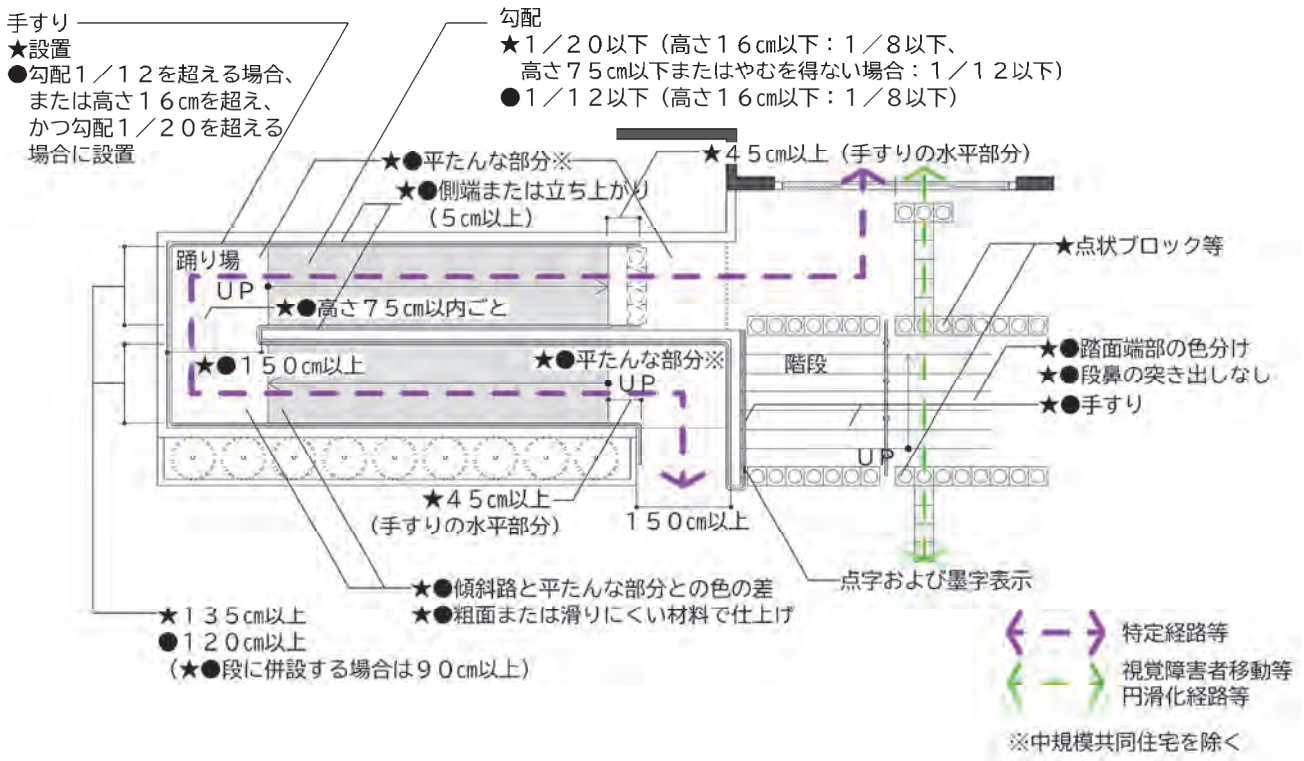

- 段のけこみは 2cm 以下とし、杖や足の落ち込みを防止するために、けこみ板を必ず設ける。
- 傾斜路の平たん部は、直進の場合は奥行 1.2m 以上、転回をする場合は幅 1.5m×奥行 1.5m を標準とする。
- 傾斜路が長くなりすぎる場合は、「7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設置するなど、車椅子使用者等の負担に配慮する。
- 路面と側壁の色にコントラストをつけることで認識しやすくする。

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ. 建築物(共同住宅等以外)　12. 敷地内の通路　P. 125を参照)

11. 駐車場

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-11)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上に、車椅子使用者用駐車施設※1 を 1 以上設けること。	多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。	−	−
(2) 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるものとであること。	同左	−	−
ア 車体の駐車スペースは幅を 210cm 以上とし、その両側の乗降用スペースはそれぞれ幅 140cm 以上とすること。	幅は、350cm 以上とすること。 <令>	・自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。 ・幅140cm は、車椅子使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペースである。 ・障害の状況にあわせて選択できるよう、乗降スペースは両側に設置する。	図Ⅱ-11-1
イ 当該車椅子使用者用駐車施設から特定経路等を構成する屋外への出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 <令>	・雨天時等を考慮し、建築物の出入口にできるだけ近い位置に設ける。	−
(3) 車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。	同左 (利用居室等は利用居室と読み替える。) (中規模共同住宅を除く。) 区条例第 36 条第 2 項	−	図Ⅱ-11-1
(4) 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にはその旨を、乗降用スペースの床面には斜線をそれぞれ表示すること。	−	−	図Ⅱ-11-1
(5) 車椅子使用者用駐車施設(特定経路等を構成するものに限る。)から屋外への出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。	−	−	−
(6) 車椅子使用者用駐車施設および(5)に規定する通路には、屋根またはひさしを設けること。	−	・雨天時等を考慮し、屋根またはひさしを設ける。	図Ⅱ-11-1

<令>令第 17 条

※1 車椅子使用者用駐車施設:車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設

＜図Ⅱ－11－1　車椅子使用者用駐車施設の例＞

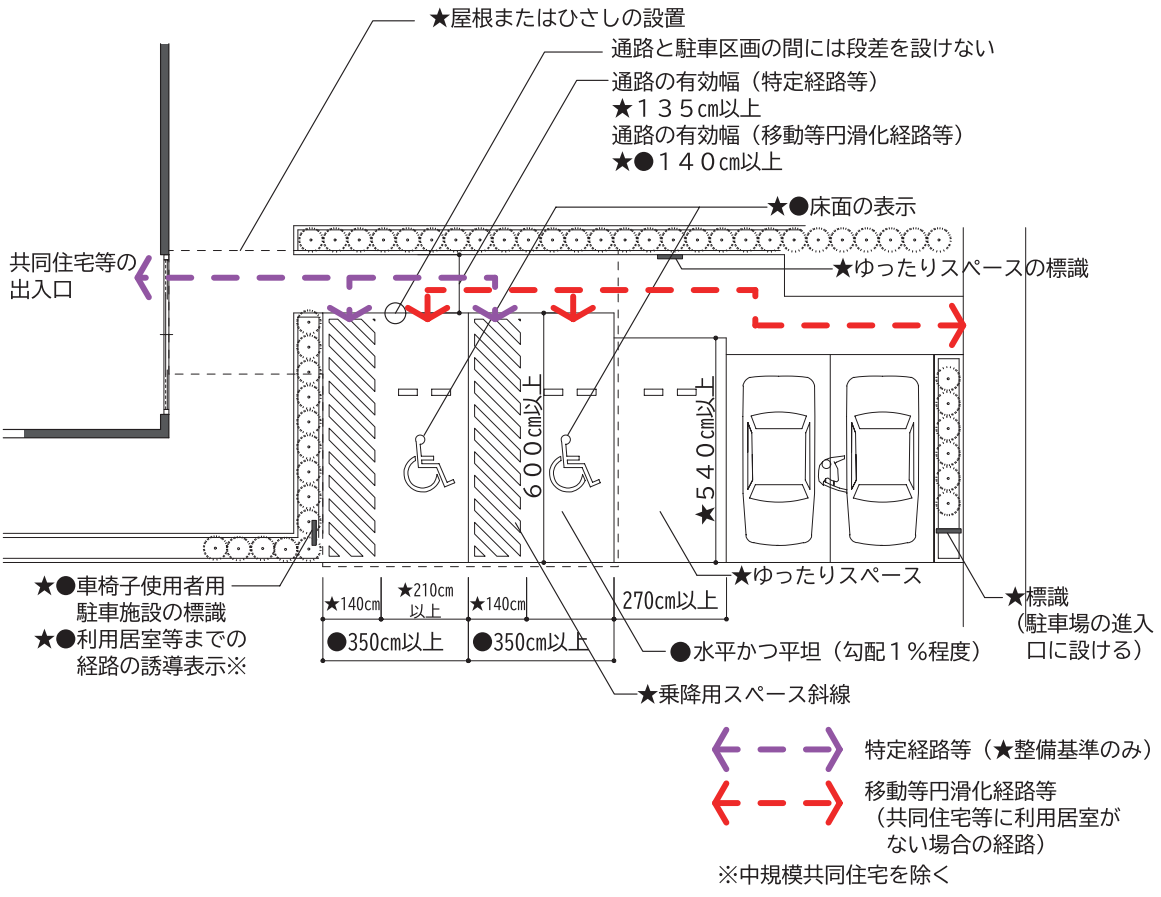

- ２台以上の車椅子使用者用駐車施設を並べて設ける場合は、間の乗降スペースを共用してもよい。
- 一般用駐車スペースと区分するため、車椅子使用者用駐車施設の駐車スペース床面には「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面には斜線を、それぞれ運転席からも判別できる大きさで塗装表示する。
- 車椅子使用者用駐車施設付近には、運転席からも判別できる大きさの標識を設ける。（車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。）
- 誘導表示は、わかりやすい位置に設けるほか、大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインのものとし、背景との色および明度の差に配慮する。
- ゆったりスペースとは、高齢者、妊婦等が円滑に駐車および乗降ができるスペースのことである。

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-11)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(7) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設けること。 ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。	–	・車椅子使用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車されるのを避けるため、その旨の表示をする。	図 Ⅱ-11-1
(8) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設けること。 ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りではない。	–	–	図 Ⅱ-11-1
(9) 多数の者が利用する駐車場に、高齢者、妊産婦等が円滑に駐車および乗降できる、幅270cm 以上かつ奥行き540cm 以上の駐車施設を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示を行うこと。	–	・車椅子使用者駐車施設の集中を避けることができるよう、幅がやや広めの駐車スペース(ゆったりスペース)を設ける。 ・幅270cm は、普通乗用車の標準的な車幅は約 190 cm と、フルオープン時のドアの開閉寸法で約 0.8m である。 ・必要な方に優先的に使用してもらえるよう、乗降の妨げにならない位置に表示を行う。	図 Ⅱ-11-1
(10) –	車椅子使用者用駐車施設の床面または地面は、水平かつ平たんにすること。 区独自 区条例第 36 条第 1 項	・車椅子での移乗に配慮し、床面または地面は、水平かつ平たんにする。 ・2%程度の水勾配でも、車椅子は動いてしまうために注意が必要である。	–

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ.建築物(共同住宅等以外) 13.駐車場 P.130を参照)

12. 標識

- Ⅰ.建築物（共同住宅等以外） 14. 標識 （P.131）を参照。
- 「当該施設を利用する者」とあるのは「多数の者」と読み替える。

13. 案内設備

- Ⅰ.建築物（共同住宅等以外） 15. 案内設備 （P.134）を参照。

14. 案内設備までの経路

- Ⅰ.建築物（共同住宅等以外） 16. 案内設備までの経路 （P.137）を参照。
- 移動等円滑化基準（適合義務） （1）は、共同住宅の案内設備までの経路には適用されない。（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものではないため。）

15. 公共的通路

- Ⅰ.建築物（共同住宅等以外） 17. 公共的通路 （P.141）を参照。

16. 洗面所

- Ⅰ.建築物（共同住宅等以外） 18. 洗面所 （P.147）を参照。
- 「不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替える。

17. 屋上またはバルコニー

- Ⅰ.建築物（共同住宅等以外） 19. 屋上またはバルコニー （P.149）を参照。
- 「不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替える。

18. 緊急時の設備等

- Ⅰ.建築物（共同住宅等以外） 24. 緊急時の設備等 （P.159）を参照。

19. 手すり

- Ⅰ.建築物（共同住宅等以外） 25. 手すり （P.162）を参照。

Ⅲ

小規模建築物

小規模建築物移動等円滑化経路等 1
出入口 2
廊下等 3
階段 4
階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路 5
エレベーターおよびその乗降ロビー 6
特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 7
便所 8
敷地内の通路 9
標識 10
緊急時の設備等 11
手すり 12

1. 小規模建築物移動等円滑化経路等

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)		協議対象事項の解説	備考
(1)	つぎに掲げる場合には、それぞれつぎに定める経路のうち1以上を小規模建築物移動等円滑化経路等※1とすること。	−	−
	ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下この表において「利用居室等」という。)を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路(上下階への移動に係る経路を除く。イにおいて同じ。)	−	−
	イ 建築物またはその敷地に車椅子使用者が利用することができる便房を設ける場合 利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。)から当該便房までの経路	−	−

※1 小規模建築物移動等円滑化経路等:高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

- 小規模建築物における移動等円滑化経路等は、利用居室等から道等までの経路および利用居室等から車椅子使用者が利用できる便房までの経路(それぞれ上下階への移動に係る経路を除く)に限定される。
- 地上階以外の階に利用居室等を設ける場合には、エレベーターその他の昇降機を設置して上下階の移動を確保することが望ましい。

<図Ⅲ-1-1 小規模建築物の整備例(コンビニエンスストア)>

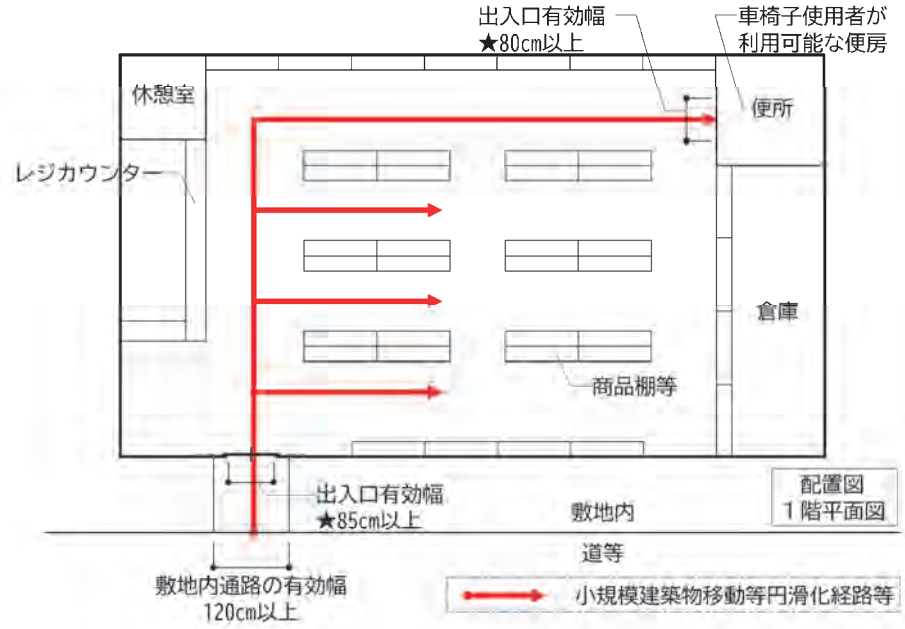

<図Ⅲ-1-2 小規模建築物の整備例(診療所)>

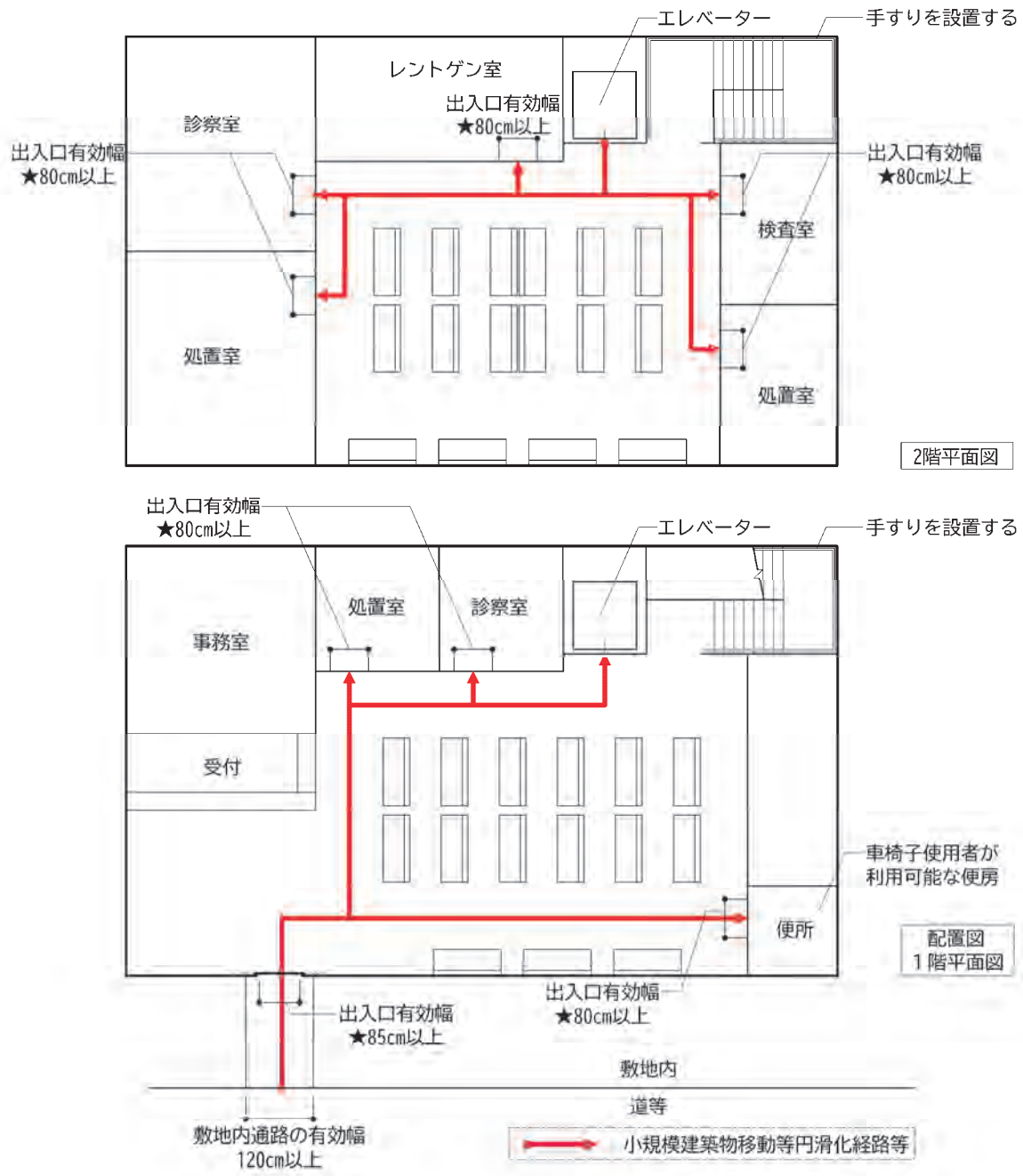

2. 出入口

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)		協議対象事項の解説	備考
(1)	小規模移動等円滑化経路等を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。	―	―
	ア　幅は、80cm 以上とすること。	・幅は、開放時の有効幅とする。 ・車椅子使用者が通過できるよう、有効幅は80cm 以上とする。	図Ⅲ-2-1
	イ　戸の前後に通行の際に支障となる段差を設けないこと。	・車椅子使用者が通過できるよう、段差は設けない。	図Ⅲ-2-1
(2)	(1)に掲げる出入口のうち、直接地上へ通じる出入口の幅は、85cm 以上とすること。	・寸法の考え方は P.35 図1. 3. 3を参照。	図Ⅲ-2-1

<図Ⅲ-2-1 小規模移動等円滑化経路を構成する出入口・廊下の整備の例>

・　敷地の状況や施設の構造上、段差の解消が困難で、仮設スロープ(補助スロープ板)の設置や管理者等の介助などにより、高齢者、障害者等が円滑に廊下を通行可能できるようにする場合には、だれもが見やすい位置に介助が可能である旨を表示する、管理者呼出し用インターホンを設けるなどの配慮をする。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ. 建築物(共同住宅等以外) 2. 出入口　P. 48を参照)

3. 廊下等

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)		協議対象事項の解説	備考
(1)	小規模移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、つぎに掲げるものであること。	−	−
	ア　階段または段を設けないこと。 ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設している場合または、敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるときは、この限りでない。	−	図 Ⅲ-2-1
	イ　車椅子使用者が通行できる幅を確保すること。	−	図 Ⅲ-2-1

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ. 建築物(共同住宅等以外) 3. 廊下等 P. 53を参照)

4. 階段

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)		協議対象事項の解説	備考
(1)	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段は、つぎに掲げるものとすること。	−	−
	ア　手すりを設けること。	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。 ・「12.手すり」の解説および図を参照。	図 Ⅲ-4-1
	イ　表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	図 Ⅲ-4-2
	ウ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	・踏み外しを防止するため、段鼻と周囲の色や仕上げの違いをつける。	図 Ⅲ-4-2

＜図Ⅲ-4-1　階段の基本的な考え方＞

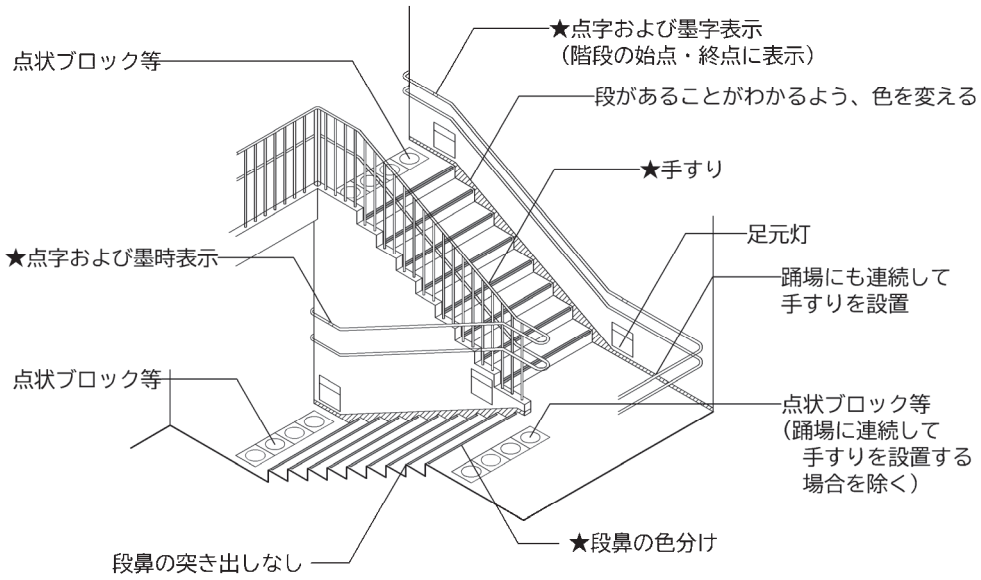

- 特に表面が濡れるおそれがある部分は仕上げに配慮する。
- すべり止めは、金属製のものは杖が滑るので避ける。
- すべり止めは、踏面およびけこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。
- 段鼻の位置をわかりやすくするため、すべり止め部分、けこみの先端部には目立つ色をつける等の工夫をする。

＜図Ⅲ-4-2　階段の表面および踏面端部等の例＞

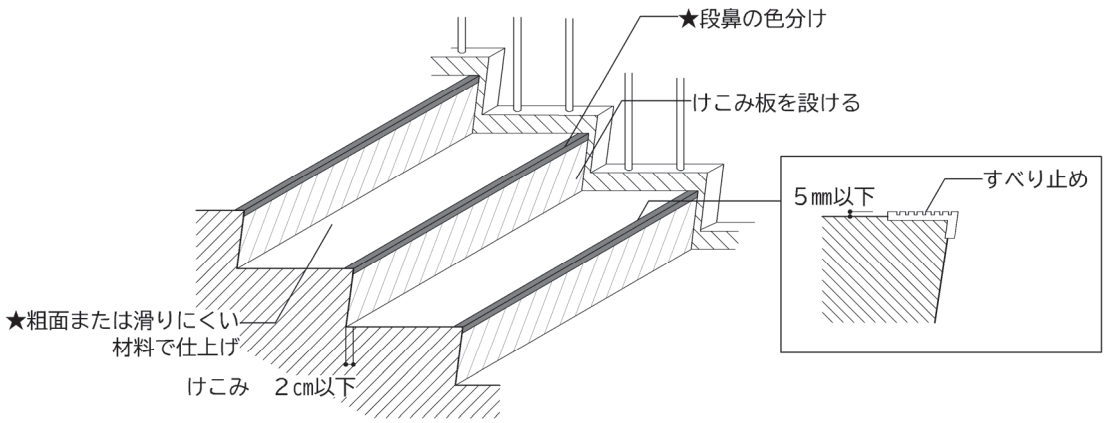

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

（Ⅰ.建築物（共同住宅等以外）　4.階段　P.61を参照）

5. 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)		協議対象事項の解説	備考
(1)	小規模移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、つぎに掲げるものであること。	−	−
	ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	・勾配が急になると、車椅子はスリップして昇降できなくなるため、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。 ・コラム「床材と滑りやすさ」参照	図Ⅲ-5-1
	イ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	・傾斜路が容易に認識できるよう、傾斜部分とその他の部分との境界は、路面の色または線で明確に分ける。	図Ⅲ-5-1
	ウ 勾配は、1／12 を超えないこと。ただし、高さが16cm 以下のものにあっては、1／8を超えないこと。	・自走式車椅子使用者が一人で傾斜路を上れる最大の勾配とされているのが 1／12 であり、筋力の低下した方でも安全に利用できるよう、勾配は、1／12 とする。	図Ⅲ-5-1
	エ 車椅子使用者が通過できる幅を確保すること。	−	図Ⅲ-5-1

＜図Ⅲ-5-1 小規模移動等円滑化経路等を構成する、段に代わる傾斜路の整備の例＞

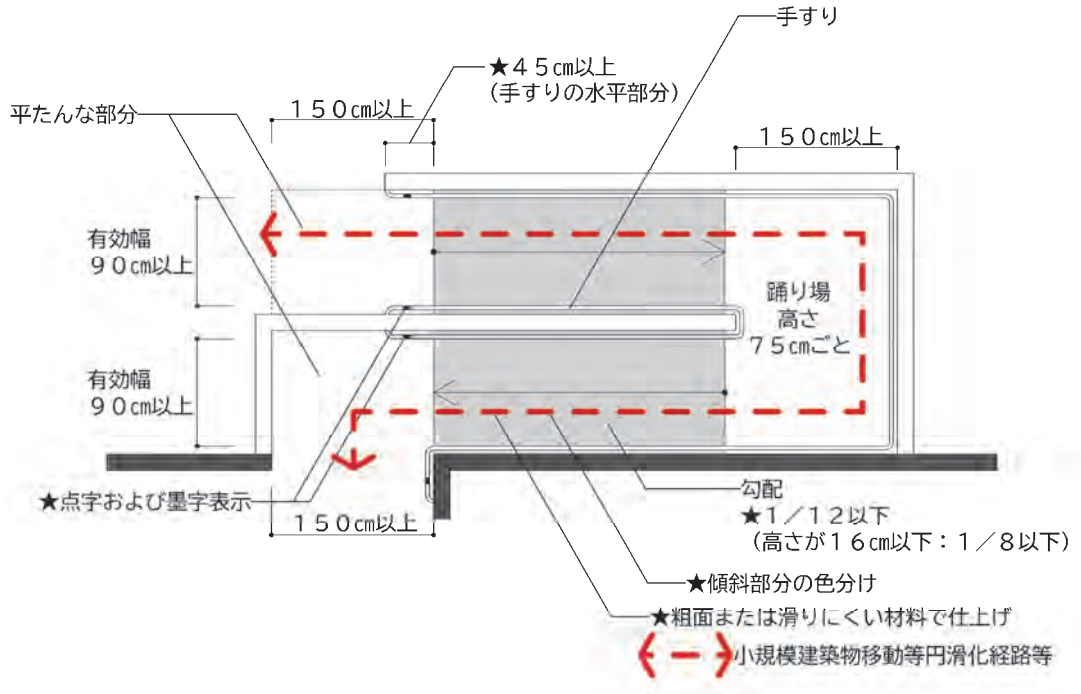

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ.建築物(共同住宅等以外) 5. 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路 P. 67を参照)

6. エレベーターおよびその乗降ロビー

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)		協議対象事項の解説	備考
(1)	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター(7.特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。	−	−
	ア 籠内および乗降ロビーは、車椅子使用者が乗降できる空間を確保すること。	−	図Ⅲ-6-1
	イ 当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策を講ずるものとすること。	・エレベーター付近に下りの階段若しくは段、または下りの傾斜路を設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止に十分配慮する。 ・コラム「エレベーターの乗降付近ロビーの安全空間確保の重要性」参照。	−

＜図Ⅲ-6-1 エレベーターの籠、乗降ロビーの平面図＞

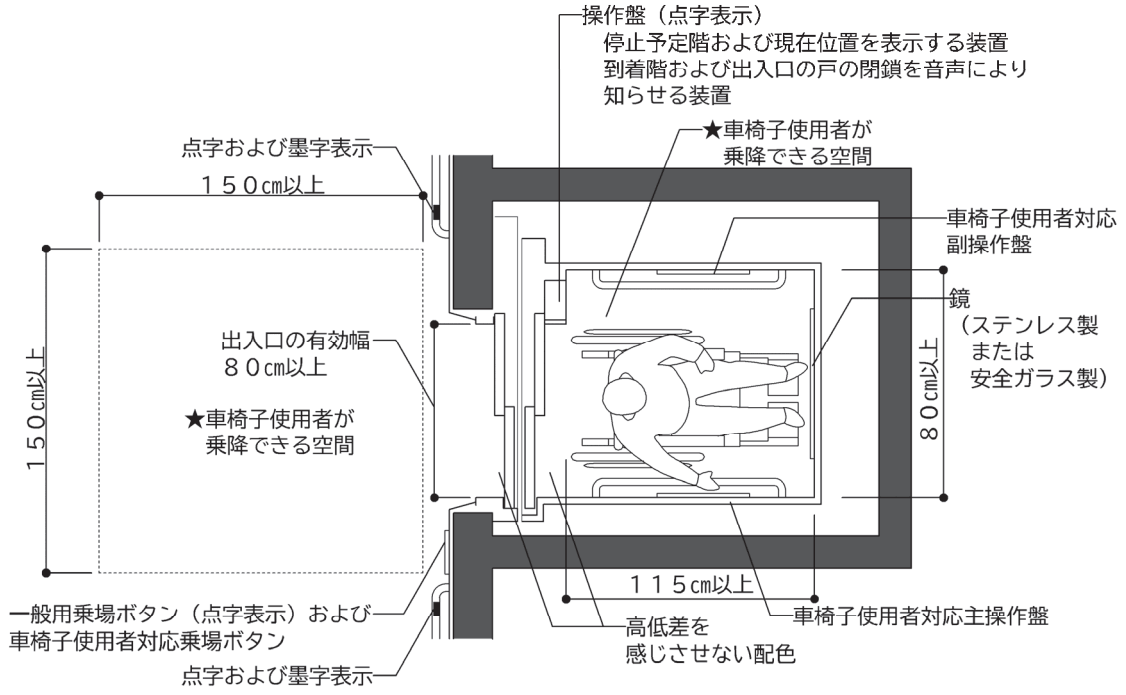

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ.建築物(共同住宅等以外) 6. エレベーターおよびその乗降ロビー P. 77を参照)

7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機

協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)	協議対象事項の解説	備考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第1第1号に規定するものとすること。	−	−

・ この項目のエレベーターは、以下に掲げるものである。

①昇降行程が 4m 以下のエレベーターまたは階段の部分、傾斜路の部分等に沿って昇降するエレベーター

②かごの定格速度が 15m 毎分以下

③床面積が 2.25 ㎡以下

・ 小規模移動等円滑化経路等上にはエスカレーターを設けない。

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ.建築物(共同住宅等以外) 7. 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機 P. 82を参照)

8. 便所

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)	協議対象事項の解説	備考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。また、そのうちの1以上に、つぎに掲げる構造の便房を1以上設けること。	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	−
ア 車椅子使用者が利用することができる空間が確保されていること。	−	図 Ⅰ-8-3 Ⅰ-8-4 Ⅲ-8-1
イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	−	図 Ⅰ-8-2 Ⅰ-8-3 Ⅰ-8-4 Ⅲ-8-1

＜図Ⅲ-8-1　車椅子使用者用簡易型便房＞

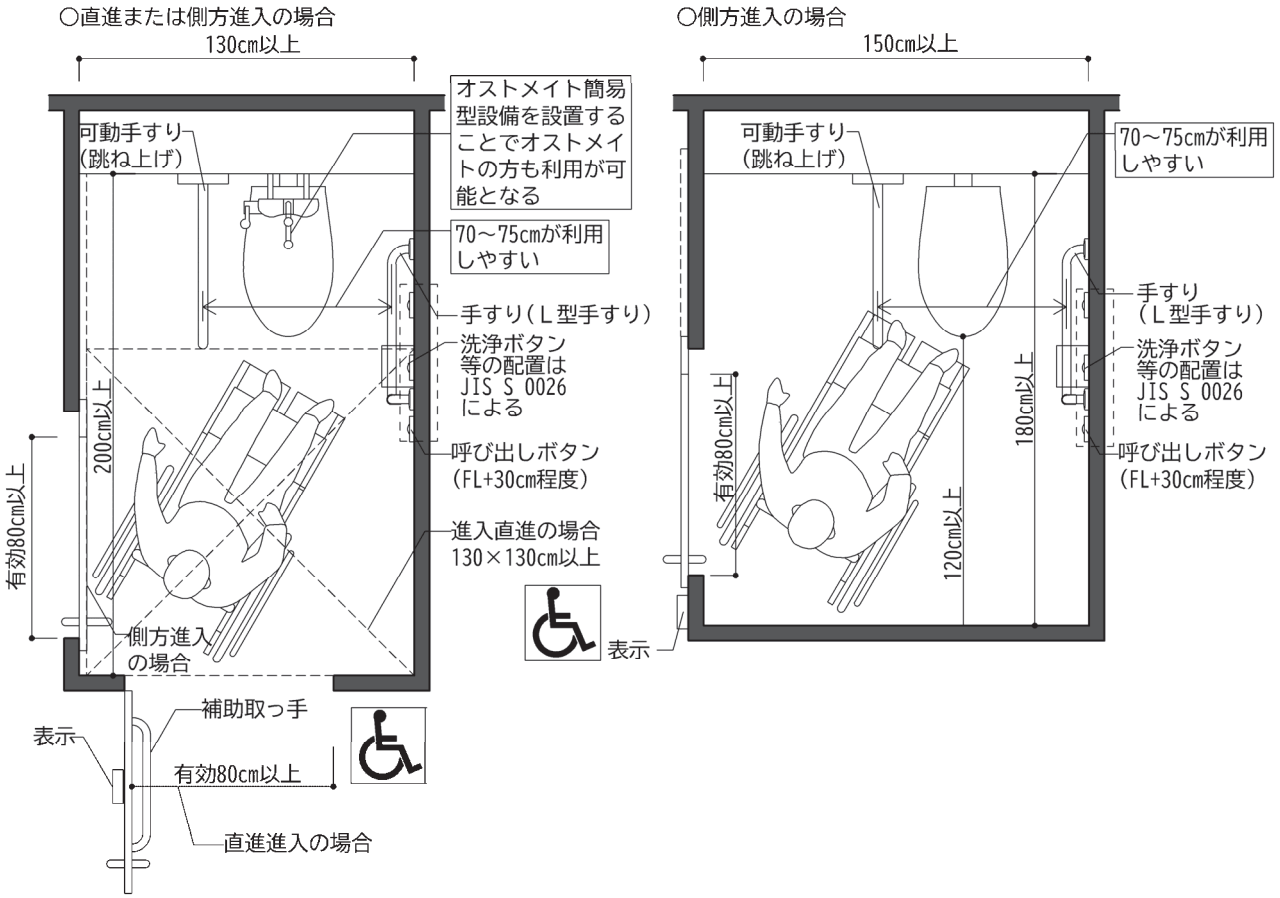

- 原則として車椅子使用者用便房(内法 200cmx200cm 以上)を設置する。(P. 86～89参照)
- ただし、施設の構造上、車椅子使用者用便房の設置が困難なときは、車椅子使用者用簡易型便房(図Ⅲ-8-1)を設置する。
- 車椅子使用者用簡易型便房は、出入口幅や便房への進入方向によって、車椅子使用者が利用できない場合があるので便器前の空間の広さや便房内部の設備等のレイアウトなどに十分な配慮が必要である。
- 車椅子使用者が利用できる便房が便所内に設けられている場合は、その便所の出入口の有効幅も 80cm 以上とする。
- 洗浄装置、紙巻器、非常用の呼出しボタンの配置は日本産業規格 JIS S 0026 に準ずる。
- 車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚またはフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮する。また、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものとする。
- 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。
- 洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。
- 洗面器や手洗器の吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。
- 便房内に十分なスペースが確保できない場合には、小さめの洗面器または手洗器を設置する。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合のみに設置し、車椅子使用者の洗面器の利用にも配慮する。
- 車椅子使用者が利用できる便房のほかに、オストメイト用汚物流しを設けた便房や、便器に簡易型水洗器具を設けた便房を設置するよう配慮する。

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ. 建築物(共同住宅等以外)　8. 便所　P. 96を参照)

9. 敷地内の通路

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱　別表第2)			協議対象事項の解説	備考
(1)	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものであること。		―	―
	ア	表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	図Ⅲ-9-1
	イ	段がある部分は、つぎに掲げるものであること。	―	―
		(ア)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	・踏み外しを防止するため、段鼻と周囲の色や仕上げの違いをつける。	―
		(イ)段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	・段を昇る際につま先がひっかかりやすいため、段鼻には突き出しを設けない。	―
	ウ	傾斜路は、その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	・傾斜路が容易に認識できるよう、傾斜部分とその他の部分との境界は、面の色または線で明確に分ける。	図Ⅲ-9-1
(2)	小規模建築物移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。		―	―
	ア	通行の際に支障となる段を設けない。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設している場合または、敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるときは、この限りではない。	―	―
	イ	車椅子使用者が通行できる幅を確保すること。	―	図Ⅲ-9-1
	ウ	傾斜路はつぎに掲げるものであること。	―	図Ⅲ-9-1
		(ア)車椅子使用者が通行できる幅を確保すること。	・幅は、手すり等の内法有効寸法とする。	―
		(イ)勾配は、1／12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1／8を超えないこと。	・自走式車椅子使用者が一人で傾斜路を上れる最大の勾配とさせているのが 1／12 であり、筋力が低下した方でも安全に利用できるよう勾配は、1／12 以下とする。	―
		(ウ)手すりを設けること。	・手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。	―

＜図Ⅲ-9-1　小規模移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の例＞

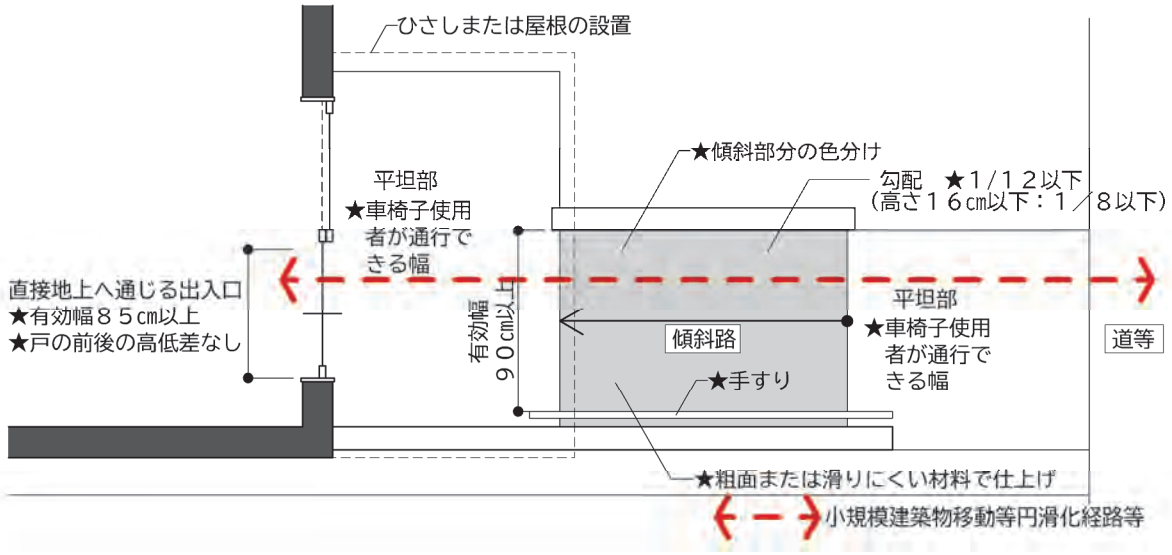

- 敷地の状況や施設の構造上、段差の解消が困難で、仮設スロープ（補助スロープ板）の設置や管理者等の介助などにより、高齢者、障害者等が円滑に敷地内の通路を通行可能できるようにする場合には、だれもが見やすい位置に介助が可能である旨を表示する、管理者呼出し用インターホンを設けるなどの配慮をする。
- 敷地内の通路は、歩車道の分離に配慮する。
- 通路の勾配が水勾配（2%程度）を超える場合には、傾斜路の基準が適用される。

❤　配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、
以下の項目（配慮指針）を参考に考えてみましょう。

（Ⅰ. 建築物（共同住宅等以外）　12. 敷地内の通路　P. 125を参照）

10. 標識

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)		協議対象事項の解説	備考
(1)	エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることを表示するつぎに掲げる要件に該当する標識を設けること。	−	−
	ア　当該施設を利用する者が見やすい位置に設けること。	−	−
	イ　表示すべき内容が容易に識別できること(当該内容が日本産業規格 Z 8210に定められているときは、これに適合すること。)。	−	図 Ⅰ-14-1

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ. 建築物(共同住宅等以外) 14. 標識 P. 132を参照)

11. 緊急時の設備等

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)		協議対象事項の解説	備考
(1)	警報装置は、光および音声によって非常事態の発生を告げる装置とすること。	・視覚障害者や聴覚障害者へ情報を速やかに伝達するため、警報装置は光および音声によって非常事態の発生を告げる装置とする。	図 Ⅰ-24-1

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ. 建築物(共同住宅等以外) 24. 緊急時の設備 P. 161を参照)

12. 手すり

■ 協議対象事項

★ 協議対象事項(努力義務) (小規模建築物の整備に関する要綱 別表第2)	協議対象事項の解説	備考
(1) 階段および廊下等に設置する取付け高さは、1段の場合は 75cm 以上 85cm 以下、2段の場合は 60cm 以上 65cm 以下および 75cm 以上 85cm 以下とし、誘導を考慮して連続して設けること。	―	図 I-25-1
(2) 2段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置すること。	・2 段の場合、下段の手すりを利用しやすいように、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置する。	図 I-25-1
(3) 形状は円形または楕円形とし、握りやすいものとすること。	―	図 I-25-1
(4) 手すりと壁とは、4cm 以上空け、手すりの下側で支持すること。	―	図 I-25-1
(5) 端部は下方または壁面方向に曲げること。	・衝突した際の事故を防止するため、端部は下方または壁面方向に曲げる。	図 I-25-2
(6) 階段および傾斜路の手すり端部の水平部分は、45cm 以上とすること。	・視覚障害者が階段部または傾斜路部の終わりを理解することができ、安全な通行につながるよう水平部分を設ける。	図 I-25-3
(7) 階段の昇降以前の水平部分には、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示すること。	・情報の更新など維持管理がしやすくなるよう、階段の昇降以前の水平部分には、現在位置および上下階の情報等の点字表示に加え、墨字(文字情報表示)を併記する。	図 I-25-4

❤ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(Ⅰ.建築物(共同住宅等以外) 25. 手すり P. 164を参照)

引用・参考文献

◆高齢者・障害者に配慮した建築設計マニュアル
・高橋儀平　著
・発行：彰国社
・1996 年 9 月 10 日

◆高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
・編集：国土交通省
・令和 2 年度
・発行：人にやさしい建築・住宅推進協議会

◆ホテルまたは旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準　追補版
・国土交通省
・2019 年 3 月

（※本マニュアル建築物編の参考図の多くは、上記 3 文献の図版を引用したものです。）

◆公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン　旅客施設編
・国土交通省総合政策局安心生活政策課
・令和 2 年 3 月

◆東京都福祉のまちづくり条例　施設整備マニュアル
・東京都福祉局
・平成 31 年（2019 年）3 月

◆建築物バリアフリー講習会テキスト
・東京都都市整備局
・平成 25 年 11 月

◆建築物バリアフリー条例　質疑応答集
・東京都都市整備局
・平成 24 年 12 月改正

◆　身近なバリアフリーハンドブック
・東京都都市整備局
・平成 16 年度

◆横浜市福祉のまちづくり条例　施設整備マニュアル[建築物編]
・横浜市
・令和 2 年 6 月

◆京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例　整備マニュアル
・京都市都市計画局建築指導部建築審査課
・2020 年 3 月

◆バリアフリー法逐条解説（建築物）2021年版
・日本建築行政会議
・2021年

◆道路の移動等円滑化整備ガイドライン（道路のバリアフリー整備ガイドライン）
・編集・発行：財団法人　国土技術研究センター
・2008 年 2 月 11 日

◆ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり
都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説
・編集・発行：社団法人　日本公園緑地協会
・監修：国土交通省　都市・地域整備局　公園緑地課
・平成 20 年 2 月

◆日本エレベータ協会標準
・発行　社団法人　日本エレベータ協会

◆もっと優しく　もっと使いやすく　自販機　バリアフリーデザイン
・日本自動販売機工業会

※一部、数値等を練馬区福祉のまちづくり推進条例に合わせ、変更しています。

JIS 規格及びエレベーターに関する標準

・JIS T 0921（2017）点字の表示原則及び点字表示方法
・JIS A 4301（1983）エレベーターのかご及び昇降路の寸法
・JIS S 0026（2007）公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置
・JIS Z 8210（2017）案内用図記号
・JIS Z 9101（2018）安全及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則
・JIS T 0922（2007）触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法
・JIS T 9251（2014）視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列
・JIS T 9201（2016）手動車いすの寸法
・JIS T 9203（2016）電動車いすの寸法

・JEAS C506A（標改04-04）車いす兼用エレベーターに関する標準
・JEAS 515E（標改12-12）視覚障害者兼用エレベーターに関する標準

編集協力者

練馬区福祉のまちづくり推進条例施設整備マニュアル改訂編集会議　委員

髙橋　儀平（東洋大学　名誉教授）

菅原　麻衣子（東洋大学ライフデザイン学部　人間環境デザイン学科　教授）

植田　瑞昌（一般社団法人　日本リハビリテーション工学協会　理事）

大場　奈央（フリーコンサルタント、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社みどりのまちづくりセンター　福祉のまちづくり専門アドバイザー）

事務局

練馬区都市整備部建築課福祉のまちづくり係

株式会社　市浦ハウジング＆プランニング東京支店

練馬区福祉のまちづくり推進条例
施設整備マニュアル（建築物）

令和３年度

発行　練馬区都市整備部建築課福祉のまちづくり係

住所　〒176-8501　練馬区豊玉北6－12－1
電話　03－5984－1649（直通）
FAX　03－5984－1225
URL　http://www.city.nerima.tokyo.jp/
Email　kentikuchose05@city.nerima.tokyo.jp